

会議録目次

令和元年第4回曾於市議会定例会

会期日程	1
○11月29日（金）	
議事日程第1号	3
開　会	7
開　議	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議長諸般の報告	7
市長の一般行政報告	7
議案第75号～議案第91号	8
議長辞職の件	14
議長の選挙	15
議席の一部変更の件	17
副議長辞職の件	19
副議長の選挙	20
常任委員の選任	22
議会運営委員の選任	23
大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙	25
曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙	25
曾於地区介護保険組合議会議員の選挙	26
曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙	27
議会広報等調査特別委員会委員の選任	28
同意案第2号	29
議案の訂正について	31
散　会	31
○12月3日（火）	
議事日程第2号	33
開　議	35
一般質問	
渡辺 利治 議員	35
徳峰 一成 議員	53
松ノ下いづみ議員	77

九日 克典 議員	91
散 会	103

○12月4日（水）

議事日程第3号	105
開 議	107
一般質問	
今鶴 治信 議員	107
渕合 昌昭 議員	121
岩水 豊 議員	134
宮迫 勝 議員	155
散 会	165

○12月6日（金）

議事日程第4号	167
開 議	170
議案第75号	170
議案第76号	174
議案第77号、議案第78号	178
議案第79号	182
議案第80号～議案第82号	182
議案第83号、議案第84号	185
議案第85号	192
議案第86号、議案第87号	209
議案第88号～議案第91号	210
議案第92号～議案第94号	215
議案第95号	221
議案第97号	226
議案第96号、議案第98号～議案第102号	226
陳情第15号	229
散 会	229

○12月20日（金）

議事日程第5号	231
開 議	234
議案第75号	234
議案第76号	235

議案第77号、議案第78号	237
議案第79号	240
議案第80号～議案第82号	241
議案第83号、議案第84号	244
議案第85号	246
議案第86号、議案第87号	254
議案第88号～議案第91号	256
議案第92号～議案第94号	259
議案第95号	264
議案第97号	268
議案第96号、議案第98号～議案第102号	269
閉会中の継続審査申出について	272
閉会中の継続調査申出について	272
議員派遣の件	273
閉　　会	273

令和元年第4回曾於市議会定例会

会期日程

令和元年第4回曾於市議会定例会会期日程

会期22日間

月	日	曜	会 議	摘要	要
11	29	金	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○議案等の上程・提案理由の説明 ○常任委員の選任 ○議会運営委員の選任	
	30	土	休 日		
12	1	日	休 日		
	2	月	休 会		
	3	火	本 会 議	○一般質問	
	4	水	本 会 議	○一般質問	
	5	木	休 会		
	6	金	本 会 議	○議案等の審議・委員会付託	
	7	土	休 日		
	8	日	休 日		
	9	月	休 会	委員会	
	10	火	休 会	委員会	
	11	水	休 会	委員会	
	12	木	休 会		
	13	金	休 会		
	14	土	休 日		
	15	日	休 日		

月	日	曜	会 議	摘 要
	1 6	月	休 会	
1 2	1 7	火	休 会	
	1 8	水	休 会	
	1 9	木	休 会	
	2 0	金	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

令和元年第4回曾於市議会定例会

令和元年11月29日

(第1日目)

令和元年第4回曾於市議会定例会会議録（第1号）

令和元年11月29日（金曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

(第1号)

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議長諸般の報告

第4 市長の一般行政報告

（以下17件一括提案）

- 第5 議案第75号 曾於市財部きらら館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第6 議案第76号 曾於市債権管理条例の一部改正について
- 第7 議案第77号 曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第8 議案第78号 曾於市公共下水道条例の一部改正について
- 第9 議案第79号 曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第80号 字の区域変更について
- 第11 議案第81号 曾於市道路線の認定について
- 第12 議案第82号 曾於市道路線の廃止について
- 第13 議案第83号 指定管理者の指定について（曾於市財部きらら館）
- 第14 議案第84号 指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）
- 第15 議案第85号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について
- 第16 議案第86号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第17 議案第87号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第18 議案第88号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第89号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第20 議案第90号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第91号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

第22 常任委員の選任

第23 議会運営委員の選任

追加

(第1号の2)

第1 議長辞職の件

追加

(第1号の3)

第2 議長の選挙

追加

(第1号の4)

第3 議席の一部変更の件

追加

(第1号の5)

第4 副議長辞職の件

追加

(第1号の6)

第5 副議長の選挙

追加

(第1号の7)

第6 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

第7 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

第8 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

第9 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

第10 議会広報等調査特別委員会委員の選任

追加
(第1号の8)

第11 同意案第2号 監査委員の選任について

追加
(第1号の9)

第12 議案の訂正について

2. 出席議員は次のとおりである。 (20名)

1番 重久昌樹	2番 松ノ下 いづみ	3番 鈴木栄一
4番 岩水豊	5番 渕合昌昭	6番 上村龍生
7番 宮迫勝	8番 今鶴治信	9番 九日克典
10番 伊地知厚仁	11番 原田賢一郎	12番 山田義盛
13番 大川内富男	14番 渡辺利治	15番 海野隆平
16番 久長登良男	17番 谷口義則	18番 迫杉雄
19番 徳峰一成	20番 土屋健一	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 津曲克彦
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (26名)

市長	五位塙剛	教育長	瀬下浩
副市長	八木達範	教育委員会総務課長	橋口真人
副市長	大休寺拓夫	学校教育課長	川路道文
総務課長	今村浩次	社会教育課長	岩元浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱田政継	農林振興課長	富吉浩幸
財部支所長兼地域振興課長	荒武圭一	商工觀光課長	竹田正博
企画課長	外山直英	畜産課長	野村伸一
財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
税務課長	山中竜也	建設課長	新澤津順郎
市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩

保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	田 代 庄 市
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監査委員事務局長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	農業委員会事務局長	中 山 純 一

開会 午前10時00分

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより、令和元年第4回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（原田賢一郎）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（原田賢一郎）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、大川内富男議員及び渡辺利治議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月20日までの22日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

-
- 日程第5 議案第75号 曽於市財部きらら館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第76号 曽於市債権管理条例の一部改正について
- 日程第7 議案第77号 曽於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第78号 曽於市公共下水道条例の一部改正について
- 日程第9 議案第79号 曽於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第80号 字の区域変更について
- 日程第11 議案第81号 曽於市道路線の認定について
- 日程第12 議案第82号 曽於市道路線の廃止について
- 日程第13 議案第83号 指定管理者の指定について（曾於市財部きらら館）
- 日程第14 議案第84号 指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）
- 日程第15 議案第85号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第16 議案第86号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第87号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第88号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第89号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第90号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第91号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第5、議案第75号、曾於市財部きらら館の設置及び管理に関する条例の制定についてから日程第21、議案第91号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの以上17件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第5、議案第75号から日程第21、議案第91号までを一括して説明をいたします。

まず、日程第5、議案第75号、曾於市財部きらら館の設置及び管理に関する条例の制定について説明をいたします。

曾於市財部きらら館を令和2年4月1日から指定管理者を指定し、管理運営させるため改正するもので、その改正が広範なことから、条例の全部を改正し、条項の整備のほか、指定管理者に施設の管理運営させるための適用条項を新たに追加するため、提案するものです。

次に、日程第6、議案第76号、曾於市債権管理条例の一部改正について説明をいたします。

社会情勢の変化への対応を図るため、民法の債権関係の規定が改正され、利息を生ずるべき債権について、その法定利率が年3%とされたことに倣い、関連する規定を改正するため、提案するものです。

次に、日程第7、議案第77号、曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について説明をいたします。

公営企業会計の適用の推進に関する総務大臣通知に基づき、人口3万人以上の自治体においては、公共下水道事業の公営企業会計への移行を推進することとなり、本市においても下水道事業に公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、みずからの経営、資産等を正確に把握し、安定した経営を図るため、提案するものです。

なお、この条例の改正により、関係条例に規定されている事業名の変更や規定の追加等をあわせて改正するものです。

次に、日程第8、議案第78号、曾於市公共下水道条例の一部改正について説明をいたします。

曾於市水道事業の設置等に関する条例の改正並びに下水道法施行令に基づく下水の排出水質基準の見直し及び市内の現状に合わせた除害施設の設置基準に改正するため、提案するものです。

次に、日程第9、議案第79号、曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

昭和37年度に建設された末吉中央公民館の移転建替事業の実施及び末吉中央公民館敷地の売却に伴い、一時的に閉鎖となることから、曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の末吉中央公民館に関する規定を削除するため、提案するものです。

なお、末吉分室は、一時的に末吉庁舎において業務を行うことになります。

次に、日程第10、議案第80号、字の区域変更について説明をいたします。

県営畠地帯総合整備事業第四曾於北部地区・杁比野換地区圃場整備の完成に伴い、従前の字界が原形をとどめなくなったことにより、新字界を定めるため、地方自治

法第260条第1項の規定に基づき、提案するものです。

事業内容は、事業面積30.0ha、事業費4億1,520万円、受益農家39戸、負担率は国が50%、県が28.75%、市と地元が21.25%であります。

次に、日程第11、議案第81号、曾於市道路線の認定について説明をいたします。

民間が整備した末吉町深川1220番8地先から末吉町深川1265番の5地先までの宅地造成地の公衆用道路を寄附したい旨申し出があり、調査したところ、本路線は市道認定要件を満たしております、市道として供用し管理するため、道路法第8条第2項の規定に基づき、提案するものです。

なお、場所、延長等につきましては、参考資料を御参照ください。

次に、日程第12号、議案第82号、曾於市道路線の廃止について説明をいたします。

末吉中央公民館の移転建替事業に伴い、隣接する市道の一部払い下げを求める要望があり、その目的が本市の福祉の維持向上に寄与するものであるため、道路法第10条第3項の規定に基づき、提案するものです。

なお、場所、延長等につきましては、参考資料を御参照ください。

次に、日程第13号、議案第83号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び改正後の曾於市財部きらら館の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、曾於市財部きらら館を令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して管理運営をさせるため、提案するものです。

指定の相手方は、鹿児島県曾於市末吉町深川11051番地の1、株式会社メセナ末吉であります。

次に、日程第14、議案第84号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設を令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して管理運営をさせるため、提案をするものです。

指定の相手方は、鹿児島県曾於市末吉町深川11051番地の1、株式会社メセナ末吉であります。

次に、日程第15、議案第85号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2億7,761万8,000円を追加し、総額を267億9,400万円とするものです。

第2条は、繰越明許費の補正であり、6ページの第2表のとおり、公民館施設整

備事業外2件について翌年度に繰り越しして使用することができる経費を定めております。

第3条は、債務負担行為の補正であり、7ページの第3表のとおり、広報紙市報「そお」印刷製本費外1件について期間及び限度額を定めております。

第4条は、地方債の補正であり、8ページの第4表のとおり、現年発生公立学校施設災害復旧費について限度額を変更しております。

それでは、予算の概要を、配付しました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算については、歳入から説明をいたしますと、地方特例交付金は子ども・子育て支援臨時交付金を185万円追加しています。

国庫支出金は、民生費国庫負担金の自立支援給付費負担金を850万5,000円追加し、教育費国庫補助金の幼稚園就園奨励費補助金を1,162万1,000円減額するものが主なものです。

県支出金は、民生費県負担金の自立支援給付費負担金を425万2,000円、民生費県補助金の安心こども基金総合対策事業費補助金を500万円それぞれ追加するものが主なものです。

繰入金は、財政調整基金繰入金を2億5,258万1,000円、市債は、災害復旧事業費の現年発生公立学校施設災害復旧費を410万円それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、社会福祉費の障害児通所支援給付費の追加により障害福祉サービス費を1,718万5,000円、児童福祉費の国・県還付金の追加により児童福祉事務費を2,977万9,000円、生活保護費の国還付金の追加により生活保護総務費を4,922万9,000円、農業費の豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金の追加により家畜防疫及び環境保全対策事業費を2,860万2,000円、商工費のふるさと納税に係るインターネット広告料の追加により思いやりふるさと寄附金推進事業を1,920万1,000円、農林水産施設災害復旧費の災害応急作業委託料等の追加により現年発生農地・農業用施設災害復旧費を4,024万5,000円、公共土木施設災害復旧費の災害応急作業委託料等の追加により現年発生公共土木施設災害復旧費を2,517万7,000円それぞれ追加するものが主なものであります。

次に、日程第16、議案第86号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に5,843万7,000円を追加し、総額を55億8,687万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、6ページをお開きください。

今回の補正は、社会保障・税番号制度のシステム整備費補助金の追加等によるもので、歳入については、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を234万3,000円、繰越金を5,585万7,000円それぞれ追加するものが主なものです。

歳出につきましては、総務費の一般管理費を258万円、予備費を5,537万2,000円それぞれ追加するものが主なものです。

次に、日程第17、議案第87号、令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に6,614万7,000円を追加し、総額を56億8,866万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、7ページをお開きください。

今回の補正は、介護給付費交付金等の追加によるもので、歳入については、介護給付費負担金を1,223万4,000円、介護給付費交付金を1,709万2,000円、繰越金を8,813万6,000円をそれぞれ追加し、介護保険基金繰入金を7,500万円減額するものが主なものです。

歳出については、保険給付費の居宅介護サービス給付費を3,720万円、地域密着方介護サービス給付費を1,440万円それぞれ追加するものが主なものです。

次に、日程第18、議案第88号、令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に12万3,000円を追加し、総額を2億5,736万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、9ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計繰入金の減額及び繰越金の追加によるもので、歳入については、繰入金を450万7,000円減額し、繰越金を463万円追加するものです。

歳出については、下水道総務費を12万3,000円追加しています。

次に、日程第19、議案第89号、令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に79万3,000円を追加し、総額を1億1,413万

5,000円とするものです。

第2条は、地方債の補正であり、18ページの第2表のとおり、下水道事業債について限度額を変更しております。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、10ページをお開きください。

今回の補正は、浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金の減額や生活排水処理事業債の追加によるもので、歳入については、浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金を2,110万4,000円減額し、生活排水処理事業債を2,110万円追加するものが主なものです。

歳出については、施設管理費を57万5,000円追加するものが主なものです。

次に、日程第20、議案第90号、令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の20ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2,950万5,000円を追加し、総額を4,739万5,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、11ページをお開きください。

今回の補正は、予備費の追加によるもので、歳入については、繰越金を2,950万5,000円、歳出については、予備費を2,950万5,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第21、議案第91号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の24ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定期額に508万4,000円を追加し、予定期額を5億4,868万6,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、12ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、動力費を221万円、修繕費を160万円それぞれ追加するものが主なものです。

以上で、日程第5、議案第75号から日程第21、議案第91号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

ここで暫時休憩いたします。執行部は退席を願います。

副議長、議会広報等調査特別委員、監査委員、一部事務組合の議員の方々は、議長室へお集まり願います。

ほかの方々は、議員控室のほうにお集まり願います。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時37分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議長席を副議長と交代します。

（山田義盛副議長、議長席に着く）

追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（山田義盛）

原田賢一郎議長から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（山田義盛）

異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、原田賢一郎議長の退席を求めます。

（原田賢一郎議長 退場）

○副議長（山田義盛）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（持留光一）

それでは、辞職願を朗読させていただきます。

令和元年11月29日付でございます。

曾於市議会副議長山田義盛殿。

曾於市議会議長原田賢一郎。

辞職願。

この度、都合により議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

以上でございます。

○副議長（山田義盛）

お諮りいたします。原田賢一郎議長の議長の辞職を許可することに御異議ありま

せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（山田義盛）

異議なしと認めます。よって、原田賢一郎議長の議長の辞職を許可することに決しました。

原田賢一郎議員の入場を許可します。

(原田賢一郎議員 入場)

○副議長（山田義盛）

原田議員に申し上げます。議長の辞職は許可されましたので、お知らせします。

ここで暫時休憩します。議員控室のほうへお集まりください。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

○副議長（山田義盛）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2 議長の選挙

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○副議長（山田義盛）

ただいまの出席議員数は20人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に重久昌樹議員及び松ノ下いずみ議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○副議長（山田義盛）

投票用紙の配付漏れありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（山田義盛）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長（山田義盛）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

なお、他事記載及び白票については無効といたします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（持留光一）

それでは、議席番号順に申し上げます。なお、副議長は最後に申し上げます。

それでは、1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番。最後に、12番。

(投票)

○副議長（山田義盛）

投票漏れありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（山田義盛）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。重久議員及び松ノ下議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長（山田義盛）

投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは、先ほどの出席議員に符合いたしております。そのうち、有効投票18票、無効投票2票です。有効投票のうち、土屋健一議員10票、渡辺利治議員8票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、土屋健一議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○副議長（山田義盛）

ただいま議長に当選されました土屋健一議員が議場におられますので、本席から
会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました土屋健一議員の御挨拶をお願いいたします。

○11番（土屋健一議員）

大変議長という思い職責を与えていただきました。20名の議員誰しも、曾於市前進、曾於市発展のために努めているわけであります。皆さんとよく意見を交流しながら、すばらしい曾於市議会を構築し、曾於市民の福祉の向上、産業の発展、もちろんのこと1歩、2歩前進できるように努力をするつもりでございます。

また、私よりもベテランの議員の方々がたくさんおられますが、よくよく御指導をいただきたい、そのように考えております。どうぞ皆様任期中はよろしくお支えいただきますように、心からお願いを申し上げて御挨拶にかえさせていただきます。
ありがとうございました。（拍手）

○副議長（山田義盛）

それでは、土屋健一議長、議長席にお着きください。ありがとうございました。

(副議長退席 議長着席)

○議長（土屋健一）

ここで、暫時休憩いたします。

(「議員控室に」と言う者あり)

○議長（土屋健一）

議員控室のほうにお集まりください。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時12分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第3 議席の一部変更の件

○議長（土屋健一）

お諮りいたします。議席の一部変更の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議席の一部変更の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第3、議席の一部変更の件を議題といたします。

ただいまの議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたしたいと思います。その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（持留光一）

それでは、変更になりました議席番号と氏名を申し上げます。

11番、原田賢一郎議員、20番、土屋健一議員でございます。

以上であります。

○議長（土屋健一）

お諮りをいたしますが、ただいま朗読しましたとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、ただいま朗読しましたとおり、議席の一部を変更することに決しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれお着きを願います。

議席移動のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時17分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

山田義盛副議長から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第4 副議長辞職の件

○議長（土屋健一）

追加日程第4、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山田義盛副議長の退席を求めます。

（山田義盛副議長 退場）

○議長（土屋健一）

これより議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（持留光一）

令和元年11月29日付でございます。曾於市議会議長土屋健一殿、曾於市議会副議長山田義盛。

辞職願。このたび都合により副議長を辞職したいので、許可されるよう願いでます。

以上でございます。

○議長（土屋健一）

お諮りいたします。山田義盛副議長の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、山田義盛副議長の副議長の辞職を許可することに決しました。

山田義盛議員の入場を許可します。

（山田義盛議員 入場）

○議長（土屋健一） 山田議員に申し上げます。副議長の辞職を許可されましたので、お知らせをいたします。

ここで暫時休憩いたします。議員控室のほうにお集まりください。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時25分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第5 副議長の選挙

○議長（土屋健一）

追加日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（土屋健一）

ただいまの出席議員数は20人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に鈴木栄一議員及び岩水豊議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（土屋健一）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（土屋健一）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

なお、他事記載及び白票については無効といたします。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を読み上げますので順番に投票願います。

(投票)

○議会事務局長（持留光一）

それでは、議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、
13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、最後に20番。

○議長（土屋健一）

投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

鈴木議員及び岩水議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（土屋健一）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票19票、無効投票1票であります。有効投票のうち、伊地知厚仁議員11票、九日克典議員8票であります。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、伊地知厚仁議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（土屋健一）

ただいま副議長に当選されました伊地知厚仁議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知を申し上げます。

当選されました伊地知厚仁議員の御挨拶をお願いいたします。

○10番（伊地知厚仁議員）

今回の副議長選挙、皆さん方の御支持をいただきまして、曾於市議会副議長として認めていただきました。ありがとうございます。今後は土屋議長のもと曾於市民の皆さんの付託に応えるよう、誠心誠意頑張っていきたいと思っております。

また、今後は議員の皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。御挨拶といたします。（拍手）

○議長（土屋健一） 以上で副議長の選挙を終わります。

ここで昼食のため休憩をいたします。午後はおおむね1時再開をいたします。

休憩 午前 1時39分

再開 午後 1時34分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第22 常任委員の選任

○議長（土屋健一）

次に、日程第22、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務常任委員に鈴木栄一議員、宮迫勝議員、今鶴治信議員、伊地知厚仁議員、渡辺利治議員、海野隆平議員、久長登良男議員、文教厚生常任委員に松ノ下いづみ議員、渕合昌昭議員、上村龍生議員、原田賢一郎議員、大川内富男議員、徳峰一成議員、そして土屋健一議員、以上7名であります。総務常任委員会も7名であります。建設経済常任委員に重久昌樹議員、岩水豊議員、九日克典議員、山田義盛議員、谷口義則議員、迫杉雄議員、以上6人をそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの常任委員に選任することに決しました。

それでは、委員会条例第9条第2項及び同条例第10条第1項の規定により、正副委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間にそれぞれの常任委員会を開会していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

総務常任委員会は第3委員会室、文教厚生常任委員会は第2委員会室、建設経済常任委員会は第1委員会室にお集まりください。

各常任委員会開会のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時57分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました各常任委員会から、正副委員長の互選結果について議長に報告がありましたので、お知らせいたします。

総務常任委員長に今鶴治信議員、同副委員長に鈴木栄一議員、文教厚生常任委員長に上村龍生議員、同副委員長に渕合昌昭議員、建設経済常任委員長に岩水豊議員、同副委員長に九日克典議員、以上のとおりであります。

ここで暫時休憩します。議員控室のほうに集まりください。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時57分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第23 議会運営委員の選任

○議長（土屋健一）

次に、日程第23、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、今鶴治信議員、岩水豊議員、原田賢一郎議員、迫杉雄議員、海野隆平議員、渡辺利治議員、宮迫勝議員、以上7人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員に選任することに決しました。

それでは、委員会条例第9条第2項及び同条例第10条第1項の規定により、正副委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間に議会運営委員会を開会していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。議会運営委員の方々は第3委員会室にお集まりください。

議会運営委員会開会のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時12分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中に開催されました議会運営委員会から、正副委員長の互選結果について議長に報告がありましたので、お知らせをいたします。

委員長に迫杉雄議員、同副委員長に岩水豊議員、以上のとおりであります。

ただいま選任されました、それぞれの委員会の委員長及び副委員長の方は演壇の前にお並びください。

（各常任委員会正副委員長整列）

○議長（土屋健一）

それでは、ここで正副委員長を代表いたしまして、総務常任委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。

○総務常任委員長（今鶴治信）

正副常任委員長を代表しまして、総務委員長を今回務めさせていただきます今鶴治信でございます。

土屋議長のもと、それぞれ新しい常任委員会の皆様と一緒に、曾於市議会発展のため、また曾於市の発展のために頑張ってまいりますので、何とぞ皆様の御協力よろしくお願いします。（拍手）

○議長（土屋健一）

ここで暫時休憩をいたします。議員控室のほうにお集まりください。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時24分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど大隅曾於地区消防組合議会議員、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議員、曾於地区介護保険組合議会議員、曾於北部衛生処理組合議会議員の辞職願と議会広報等調査特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。大隅曾於地区消防組合、曾於地域公設地方卸売市場管理組合、曾於地区介護保険組合、曾於北部衛生処理組合の議会議員選挙4件と議会広報等調査特別委員会委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、4件の一部事務組合議会議員の選挙と議会広報等調査特別委員会委員の選任を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第6 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

○議長（土屋健一）

まず、追加日程第6、大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙を行います。

大隅曾於地区消防組合議会の議員は、組合規約により第5条第1項の議員は2人、第5条第2項の議員1人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大隅曾於地区消防組合議会の第5条第1項の議員に土屋健一議員及び今鶴治信議員を、第5条第2項の議員に迫杉雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました3人の議員の方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました土屋健一議員、今鶴治信議員、迫杉雄議員が、大隅曾於地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました土屋健一議員、今鶴治信議員、迫杉雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第7 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

○議長（土屋健一）

次に、追加日程第7、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙を行い

ます。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員は、組合規約により2人を曾於市議会議員の中から選舉するようになっております。

お諮りいたします。選舉の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、選舉の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に岩水豊議員及び九日克典議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました2人の議員の方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました岩水豊議員、九日克典議員が、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました岩水豊議員、九日克典議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第8 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（土屋健一）

次に、追加日程第8、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を行います。

曾於地区介護保険組合議会議員は、組合規約により2人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

曾於地区介護保険組合議会の議員に、上村龍生議員及び渕合昌昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました2人の議員の方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました上村龍生議員及び渕合昌昭議員が、曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました上村龍生議員、渕合昌昭議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第9 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

○議長（土屋健一）

次に、追加日程第9、曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

曾於北部衛生処理組合議会の議員は、組合規約により3人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

曾於北部衛生処理組合議会議員の議員に、伊地知厚仁議員、今鶴治信議員、鈴木栄一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました3人の議員の方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました伊地知厚仁議員、今鶴治信議員、鈴木栄一議員が、曾於北部衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました伊地知厚仁議員、今鶴治信議員、鈴木栄一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第10 議会広報等調査特別委員会委員の選任

○議長（土屋健一）

次に、追加日程第10、議会広報等調査特別委員会委員の選任を行います。

先ほど議会広報等調査特別委員全員により辞任願が出され、これを許可しましたので、議会広報等調査特別委員会委員が欠けました。

お諮りします。議会広報等調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、鈴木栄一議員、今鶴治信議員、松ノ下いずみ議員、渕合昌昭議員、重久昌樹議員、岩水豊議員、以上6人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり、議会広報等調査特別委員会委員に選任することに決しました。

それでは、委員会条例第9条第2項及び同条例第10条第1項の規定により、正副委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間に議会広報等調査特別委員会を開会していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。議会広報等調査特別委員の方々は第3委員会室に集まりください。そのほかの議員の皆様は、議員控室のほうにお願いをいたします。

議会広報等調査特別委員会開会のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時56分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中に開催されました議会広報等調査特別委員会から、正副委員長の互選結果について議長に報告がありましたので、お知らせいたします。

委員長に渕合昌昭議員、同副委員長に重久昌樹議員、以上のとおりであります。
ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 4時04分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま市長から同意案第2号監査委員の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、同意案第2号監査委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第11 同意案第2号 監査委員の選任について

○議長（土屋健一）

追加日程第11、同意案第2号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、谷口義則議員の退席を求めます。

（谷口義則議員 退場）

○議長（土屋健一）

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

追加日程第11、同意案第2号、監査委員の選任について説明をいたします。

議会選出の曾於市監査委員として谷口義則氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号については、会

議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、同意案第2号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これから同意案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。同意案第2号、監査委員の選任については、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、同意案第2号は同意することに決しました。

谷口義則議員の入場を許可します。

(谷口義則議員 入場)

○議長（土屋健一）

谷口義則議員にお知らせいたします。監査委員の選任については同意されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時13分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議案の訂正についての申し出がありました。

お諮りいたします。議案の訂正についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議案の訂正について追加をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案の訂正についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議案の訂正についてを追加することに決しました。

追加日程第12 議案の訂正について

○議長（土屋健一）

追加日程第12、議案の訂正についてを議題といたします。

本件について訂正理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

追加日程第12、議案の訂正について説明いたします。議案第91号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について訂正を申し上げます。

特別会計補正予算書の24ページに、第3条として記載すべき予算、第7条に定めた経費の金額を追記し、訂正をお願いするものでございます。大変申しわけありませんでした。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（土屋健一）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案の訂正については、これを承認することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月3日、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時16分

令和元年第4回曾於市議会定例会

令和元年12月3日

(第2日目)

令和元年第4回曾於市議会定例会会議録（第2号）

令和元年12月3日（火曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

(第2号)

第1 一般質問

通告第1 渡辺 利治 議員
通告第2 徳峰 一成 議員
通告第3 松ノ下 いづみ 議員
通告第4 九日 克典 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 重 久 昌 樹	2番 松ノ下 いづみ	3番 鈴 木 栄 一
4番 岩 水 豊	5番 渕 合 昭	6番 上 村 龍 生
7番 宮 迫 勝	8番 今 鶴 治 信	9番 九 日 克 典
10番 伊地知 厚 仁	11番 原 田 賢一郎	12番 山 田 義 盛
13番 大川内 富 男	14番 渡 辺 利 治	15番 海 野 隆 平
16番 久 長 登良男	17番 谷 口 義 則	18番 迫 杉 雄
19番 徳 峰 一 成	20番 土 屋 健 一	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 津 曲 克 彦
主任 富 田 洋 一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	瀬 下 浩
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	川 路 道 文
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	岩 元 浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱 田 政 繼	農 林 振 興 課 長	富 吉 浩 幸
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 觀 光 課 長	竹 田 正 博

企画課長	外山直英	畜産課長	野村伸一
財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
税務課長	山中竜也	建設課長	新澤津順郎
市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩
保健課長	桐野重仁	会計管理者・会計課長	田代庄市
介護福祉課長	福重 弥	監査委員事務局長	吉元剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹下伸一	農業委員会事務局長	中山純一

開議 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（土屋健一）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、渡辺利治議員の発言を許可いたします。

○14番（渡辺利治議員）

おはようございます。14番、創政会所属、渡辺利治です。師走に入りましたが、まだ一月あり、何でもできます。ことしもさまざまな出来事がありました。特に台風19号により被災された地域の方々の一日も早い復旧復興を念じてやみません。

さて、議会も新体制に入り、私もさらに曾於市のために、市民のために、全身全霊、邁進してまいります。

それでは、通告書に基づき、順を追って質問いたします。

1番目の有害鳥獣対策についての①対策費としての28年度793万1,000円、29年度926万7,000円、30年度879万7,000円、本年度はイノシシと鹿の捕獲頭数を2倍にしたので1,280万4,000円となっております。まだ成果は出ておりませんが、これまでの予算に対する成果について、市長はどのように受けとめておられるのかを見解求めるます。

②現在の電気牧柵の補助金交付要綱は、現実にそぐわない状況であります。ますます被害がふえ続ける一方であり、早く手を打たないと取り返しのつかない状況になるおそれがあります。設置にかかる費用もふえ、被害もふえている中で、電気牧柵に対する補助金要綱の見直しを早急にすべきでありますが、市長の考えを伺います。

③です。先日の新聞に、農水省から曾於市に出向しておられました井川真一氏の、現消費安全局動物衛生課課長補佐になられておりますが、その方が、アフリカ豚コレラ対策に総力を擧げる記事が掲載されておりました。鹿児島県も豚コレラ対策費として2億5,700万円、補正を提案し、曾於市においても今回の補正予算で提案されておりますが、市長はイノシシと豚コレラの関係について、どのように考えていく

るのかを伺います。

④です。ことしも狩猟期に入りました。11月15日から2月15日までと、ただしイノシシと鹿においては、11月1日から3月15日までとなっております。猟に入るには、時には山奥深くまで入り込み、危険との隣り合わせでの命にかかる事態も発生しかねない状況と聞いております。山深い中では、スマホでもだめというところもあるそうです。市のほうから委託を受けたら、アマチュアとして行くんじゃなくして手当も出されております。

こうした中で、最も連絡手段として有効なものが、アマチュア無線であります。猟友会に対して、アマチュア無線とのかかわりについて、どうするのか、市長の考え方を伺います。

2番目の有機センターの①に移ります。有機堆肥となる原料搬入と、これまで課題がありましたが、原料等も整備され、10月中旬より正常稼働がなされておりますが、全てクリアーされたわけではありません。市長は、私のさきの一般質問の中で、有機センターの取り組みについての質問の中で、改善策として、原料回収が早くできるように施設の増設を検討すると明言されました。この前、国會議員の森山先生も有機センターを視察され、今後のことについて、市負担のなるべく少ないような方向での可能性を、会合の中で私たちに話されておりました。市長の増設に対する考え方を示してください。

②です。昨年より大きな被害をもたらしておるサツマイモ基腐病と有機堆肥の件で伺いますが、いまだに原因解明に至らず、生産者は嘆いておりますが、地力低下も考えられることから、国が防除費として、堆肥散布も10a当たり1万円以内の助成をすると示されました。ということは、今が、この有機堆肥の一番の売り込みの好機と考えておりますが、市長の説明を求めます。

3に入ります。市有地の空き地もたくさんありますが、今回は、内村工業団地にありますすてきナイスグループ（株）所有地と大隅町笠木にあるアヤベ株式会社九州工場跡地の対策について、今後どのように対処していくのか伺いまして、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、渡辺議員の一般質問にお答えしたいと思います。

1、有害鳥獣対策についての①毎年予算化しているが、その成果についてお答えをいたします。

有害鳥獣対策につきましては、特に大きな被害を出しておりますイノシシ捕獲数は、平成28年度が338頭、平成29年度が398頭、平成30年度が517頭と捕獲数がふえておりますので、農作物被害の軽減につながっていると思われます。

1の②電気牧柵の補助金交付要綱の見直しについてお答えいたします。

曾於市イノシシ等被害防止事業補助金交付要綱につきましては、主にイノシシの農作物被害を考慮したものとなっており、市の財政的な面からある一定の面積等の要件を設けているところであります。現在のところ、要件等の見直しは考えていないところであります。

1の③豚コレラとイノシシの因果関係についてお答えいたします。

昨年9月に岐阜県で国内26年ぶりとなる豚コレラが発生し、それ以降、現在まで続発しています。今回の感染拡大の原因として、イノシシや野生動物がウイルスを媒介した可能性が高いとされております。

1の④獵友会に対してアマチュア無線とのかかわりはどうするのかについてお答えいたします。

総務省によりますと、アマチュア無線につきましては、金銭等の利益のためではなく、もっぱら個人的な無線技術の興味に基づいて行うものとなっており、現在のところ有害鳥獣捕獲等の事業等で使用することができないことになっております。ただし、狩猟期におきましては、使用可能となっております。そのようなことで、総務省としては、狩猟でも有害鳥獣捕獲等事業でも使用できるデジタル簡易無線を推奨しております。

2、有機センターについての①施設の増設計画についてお答えいたします。

令和2年度において、堆肥舎400m²の増設と、堆肥運搬車、堆肥散布車及びショベルローダーを整備する計画であります。

2の②甘藷の基腐病と有機堆肥の関係についてお答えいたします。

サツマイモ基腐病につきましては、平成30年12月11日に県が病名を公表しており、侵入経路については不明であります。

また、発病したツルや塊根で伝染すると言われており、現在のところ登録農薬はなく、対策としては苗・種芋消毒、排水対策、土壤消毒等の予防しかないところであります。

また、昨今、化学肥料の投与等により地力の衰えが見受けられる圃場があり、有機堆肥の投与は、地力回復の有効な手段の一つと思われます。

3、空き地問題についての①内村工業団地内のすてきナイスグループ株式会社所有地とアヤベ株式会社九州工場跡地についてお答えいたします。

初めに、すてきナイスグループ株式会社の所有地につきましては、企業側の申し出により本年10月16日に曾於市土地開発公社と土地売買契約を締結し、以前、同社へ売却した同じ金額で購入したところです。

次に、アヤベ株式会社九州工場跡地につきましては、テント倉庫などの構造物が

あるため、条件等について協議を行っており、現在交渉をしているところです。
以上です。

○14番（渡辺利治議員）

ただいま1回目の答弁をいただきましたが、もっと前向きな方向での1回目の答弁が来ると思いきや、全て私の意に反するような答弁がなされております。

まず1つ目、伺います。有害鳥獣のことにつきましてでございますが、予算は確かに本年度は頭数をふやしました。375万円ふえました。しかし、市長の見解といたしましては、これだけとれているから農作物被害の軽減につながった、農作物のみならず水路等も被害を受け、田んぼの土手も崩れて相当な被害が出ております。決して減っておりません。これは皆さんも御存じのとおりと思いますよ。議員の皆さん方も多分、市民から聞いていると思います。これだけふえている中で、どうしてこんな答えが出るんですか。軽減につながっている、確かにつながっているかもしれないけど、軽減されていないどころか、もっとふえているんですよ。もっと明確に答えてください。

○市長（五位塚剛）

イノシシの被害等を含めて、農家からいろいろと要望があります。それについて、担当課を中心にして支援策を進めているところでございます。

今後、県に対しても、もっと予算をふやしていただきたいということもお願いをしているところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

ただいま、県のほうに対してもお願いをしているところと言わされました。この言葉、よく覚えていてくださいね。後でつながってきますけど。

担当課長もよく御存じでしょう、ふえているということ、被害が。しかし、これだけの予算を、多分、来年は来るんでしょうか。例年並みの予算が来るんでしょうか、伺います。

○市長（五位塚剛）

基本的には、電柵の要望が具体的に面積が拡大してくれれば、当然ながら予算はふやしていきたいと思います。

○14番（渡辺利治議員）

市長のこの成果については、そのような考えだったと思えば、そうかなとは絶対私、思いませんので、もっと前向きな反省が来るのかなと思いました。多分、市民の皆さん方も議員の皆さん方も、「ええ」と思ったと思います。多分、この反省がこれだけであったの、これで①は終わります。

続いて2番目になります。電気牧柵の補助金の見直しの件でございますが、今、

要綱によりますと、いろんな要綱で書いております。1町歩以上、予算書では1町歩以上と1町歩以下で分けて書いてありますよね。そして、1町歩、そうですよね、5反歩とは書いていない。予算書のあそこに書いてあるのは5反歩とは書いていない。要綱では書いてある。要綱では書いてありますよ。要綱ではですね、1町歩以上、もしくは5反歩、5反歩でも1人の場合はよいと。1反歩が2人と3反歩が1人おったら5反歩になるから3名でもいいと、そういうふうに解釈されるんだけど、では実際どうなんでしょうか。自分の持っている土地・畑、それが必ずしも5反歩ありますか。隣と、まして誰も知らない隣の人とか、いろんな関係で仮定はつきりますけど、この5反歩をなくさなければ、結局この要綱、補助金は意味がないんですよ。3反歩の畑を10カ所持っていても全部できませんよ。うまく話をして隣と5反歩になった場合は、これはもうできるんですけど、3反歩、5反歩以下のやつをいっぱい持っていたら何もできないじゃないですか、全て自己負担じゃないですか。意味のない、これは条項じゃないですか、どう考えますか。

○市長（五位塚剛）

基本的な考え方といったしましては、やはりその地域の集団化ということで考えております。周りの方々も、当然被害を受けている方がいらっしゃるわけですので、それを区切って同じく申請してもらえば、当然ながら対象となりますので、そのことをお願いしたところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

全然現実味を帯びていないですね。農業委員会のほうでも、多分、農地集約ということをうたっていますけど、100%できないんですよ。農地集約がどれだけ進んでおりますか。それを考えてくださいよ。どうですか。

○市長（五位塚剛）

イノシシの被害等があるところは、ある程度、甘藷畑とか、イノシシの食材になるようなものがつながっているところでございます。当然ながら、個人で1反歩、2反歩で被害を受けているところはあるかもしれません。そういうところを全て対象にしたら、市の財政的な負担というのは非常に厳しくなると思いますので、先ほど言ったように、被害を受けている方々は、その地域で相談してもらって、まとめてもらえば支援をしますよということで説明をしているところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

あくまでも、それは市のほうの考え方であって、現実問題、そうじゃないんですよ。確かに私も、ことし申請したけど面積が足りない。それはわかっていて一応申請しました。結局、かれこれ4万3,000円ぐらい出して、電池式のものを買いました。短期間で稻の場合は終わりますから。終わったら引き上げて、線だけは残しておき

ます。そうすることによって土手やら荒らされません。稻がなくても、一遍電気牧柵に当たったイノシシは、多分二度と来ないと思っております。今でも荒らされておりませんので。

ですから、皆さんができるように、現実味を帯びた対策をせんと被害がふえる一方でしょうが。土地は荒れていく一方ですよ。つくらなくなつて、耕作者がいなくなつて荒らされる、それと意味が違うでしょう。結局、そういう被害を負つて、もうあそこはだめじや、唐芋はだめじや、米はだめじやということによって耕作放棄地がふえていくんですよ。それを守るのも、やはりこういった市がつくっている要綱で守つていかなければ、何で農業するんですか。どういう考えですか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、市の補助金支援ですので、当然、面積について十分検討した結果、今までいきたいというふう方向になりましたけど、基本的な考え方を農林振興課長から答弁させます。

（「基本的な考えは、課長じゃなくて市長が考えないといかんでしょう」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

さっき答えました。

（「そういう考えじゃだめですよ」と言う者あり）

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

先ほど市長も申し上げましたけれども、ことしも何人かいらっしゃいました。5反歩未満の方がいらっしゃいました。その方には、できるだけ隣近所で5反歩まとめていただけませんかということで、全員というわけじゃございませんけど、2人ほどは、そういう何人かまとめていただいて、電気柵を設置していただきました。

そうなると、負担のほうも補助金のほうも、補助金というか手出しのほうも少なくなるというようなことで、一応ことは2件ぐらい、そういうことで、5反歩以下の方も周りをまとめていただいて申請をしていただいたというのがあります。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

それで被害が幾らかは確かに減ります。しかし、曾於市内の田畠を見たときに、あるいは家庭菜園を見たときに、全てできますか。絵にかいたような文言をずっと並べていますけど。思い切った施策を打たなければ、安心して農業できませんよ。やっぱり同じ考え方ですか。

○市長（五位塚剛）

私たちは、やっぱり農家の方々が安心して農業ができるように、基本的には考えております。そういう支援もするし、また、このイノシシの数を減らすということも大きな課題でありまして、そういうイノシシを捕獲できる人たちの支援策ということで、わなの資格のための支援をしたりとか、いろいろな角度から提案をしております。全て市民が納得できるような状況にはなっておりませんけど、行政としてどういう形でできるかということは、引き続き勉強はさせていただきたいと思います。

○14番（渡辺利治議員）

前後しますけど、農家のためにと今言われますけど、本当にそれは本当なんですか、あの、すてきナイスグループのあそこも買っているじゃないですか。そんなお金があるんだったら、私に言わせれば、そっちに回したほうが、よっぽど市民が喜びます。農家も安心して、農家じゃない方も安心するんですよ。何で補助対策、防護柵に対しての補助を、そんな方向でがんじがらめにするんですか。まだ考え直す必要はないんでしょうか。考え直さないと、先に進まないじゃないですか。予算はふやさない、県にはお願いする。県から確実にふえるお金があるんですか。市がやってこそ初めて、足りん分は県からもらえます。考えてください。

○市長（五位塚剛）

先ほども言いましたように、市民の中から、面積的にこういう囲いをしたい、そこにやりたいということがあれば、そういう条件がある人については、当然ながら当初予算でもふやしますし、また必要ならば補正でもやりたいと思います。

同時に、このことについては、やっぱり県のほうが、ある程度、広域的な問題もありますので、県のほうでやっぱり予算をふやしていただきたいというのが市の願いでもあり、そのことについても努力をしたいというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

前に進みませんね。県もだけど、まず地元の、自分のこのまちをどげんしようかということになれば、当然、市のほうでも幾らか手を差し伸べているのが当たり前でしょう。その要綱に縛られて、できないでしょうが、5反歩以下。2組の方々は話し合いによってできたと、そういう事例もあるんでしょうけど、ほか、いっぱいいるんですよ。したくてもできない、せずに放っておいたわけじゃないんですよ。皆さん、相談していらっしゃいますよ。私も相談しました。いつつくるかわからないなど。またあたいでどげんかしもんですよ、そういう考え方なんですよ。本当に市民の、それを守るんだったら、幸せを守るんだったら、やっぱりお門違いですよ。

だから、幾らかでもふやしていかないとダメじゃないですか。全然これを変える

気はないんですか。5反歩以上の規格というのを。あるいは補助金の額を少なくしてでもふやせれば、もっと助かるはずなんですが。予算は減らす、要綱は変えない、被害はふえる、どうして安心安全なまちと言えますか。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

予算を減らすとかそういうことは一言も言っておりません。市民の要望が確実に一定の面積があれば、当然ながら予算はふやしていきますということを述べております。

また、やり方についても、基本的なことは、もう担当課長から答弁させましたけど、まだほかのやり方もあるのではないかということで、イノシシの数を減らすための努力も引き続きしていきたいというように思います。

○14番（渡辺利治議員）

ただいま予算は減らさないと言われましたけど、じゃあ本年度のイノシシの捕獲頭数を500頭で計上しますか。どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

それは実績に基づいて、500頭以下に予算をするということは、多分ないと思います。ずっとふえてきておりますので、当然ながら想定して、担当課のほうも予算を進めていくというふうに思っております。

○14番（渡辺利治議員）

これまで250頭でしたよね。そして、実績がそれを上回っておりましたから500頭に上げた。そして、結果は、それ以上ふえたら、当然これはもう補正か何かでいくか、何かの形で支払うべきであって、それを超えた分については見ませんよということは、まずないですよね。でないとおかしいですから。予算の減らさないということを、さっき言わされましたけど、捕獲したものについての、イノシシ・鹿1万5,000円、あとほかのものについては金額がそれぞれ違いますけど、それぞれ猶期、猶期外を問わずして、それは変えないでしょうね。

○市長（五位塚剛）

基本的には、補助金ですので、減らすという方向にはならないというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

あのね、私が今言ったのは、猶期、猶期外、そのときに、とれたものに対しては、今まで、やっていましたよね。それも見直すことなく、今までのよう、ちゃんと支払われますか。

○市長（五位塚剛）

猶期のことと猶期外のことについての取り扱い方は違いますので、詳しくは担当

課長から説明をさせます。

○農林振興課長（富吉浩幸）

お答えします。昨年までは、猟期についても補助金を支払っておりましたが、全国的にというか、県内でも、もう曾於市だけでしたので、ことしから、猟期につきましては補助金のほうは支払われないということで猟友会とも話をしているところであります。

よって、イノシシと鹿につきましては、11月1日から3月15日までの猟期になりますので、その間にとれましたイノシシ・鹿については、補助金は出ないということになっております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

ちょっとこの要綱の中身ですけど、柵等は、ちょっと飛び越えましたけど、やはり猟期内であっても猟期外であっても、今言われましたように、やはりとったものに対するは今までやっていた、今度から、それやらないということでしょう。

駆除隊を編成していただきて、市の委託を受けたものに対しては、これは支払われるんでしょうか。もちろん、委託を受けないで普通の猟期内でやったら、これはもう趣味とみなされて、当然受けなくともいいのかなと思いますけど、やはりこれまでどおり支払われるんですか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

お答えします。猟期につきましてとれたものについては、支払いをしないということになっております。

以上です。

（「猟期内」と言う者あり）

○農林振興課長（富吉浩幸）

猟期内です。

（「猟期外は」と言う者あり）

○農林振興課長（富吉浩幸）

猟期外は当然支払います。

○14番（渡辺利治議員）

猟期内は、趣味でやっているものに対しても申請を出されたものに対してもやらないということですか。猟期外だったら、駆除申請を依頼されて、委託されて、その方々には、ちゃんと1頭当たり幾らということですね、そう理解してよろしいですね。

これもやはり、今までとちょっとマイナスの予算といえば予算ですよね。支払わ

ないわけですから。それ、もう完全な予算の減じやないですか。被害をとめるために市が頼んでる、それで獣期内で皆さんが趣味でやっている、それでも、やはりイノシシ・鹿の頭数減につながっているんですよ、被害減につながっているんですよ。金目当てでやっているわけではございませんよ、獣期期間中は、あくまでも趣味としている場合は。でもそれを切ってしまえば、期限を超してまでは、趣味の域を超えてまでは、そこに1万5,000円も出なければ、もう余り深入りしないというような感じになりますけど。逆に、イノシシ・鹿を助長するようなことになりませんか、いかがですか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

お答えします。確かに議員のおっしゃるとおり、補助金が出ないとなると、獣友会の方々も、やる気というか、そういうのがなくなるんじゃないかなということなんですが、一応こちらのほうとしましては、出動手当というようなふうで、とれた獲物に対しての補助金は出ませんけど、出動していただいた獣友会に対しましては出動手当というようなものができるかということで、今検討しております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

今の出動手当の件でございますが、今度は。3つの獣友会支部、ありますよね、曾於市。その中で、予算を12万何ぼか、8,000円かな、掛ける3で組んでいますけど、その範囲内、範囲外での出動手当と捉えていいんですか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

はい、その予算に組んでいる以外で、獣期に対して出動した獣友会の方々にというようなふうに、今ちょっと検討しております。

○14番（渡辺利治議員）

ちょっと待ってくださいね。その出動手当を、12万8,000円以外に獣期内で検討しているんでしょう、今言わされたことは。ということは、獣期外に駆除申請が来た場合は、お手パラですか、とったものに対してはお金を与えるけどって。

○農林振興課長（富吉浩幸）

獣期外は、イノシシ・鹿ですと1万5,000円ということですので、お金をもらえるというようなことなんですが、獣期につきましては、そういう補助金がありませんので、何らかの少しでも手立てができるかなということで、今検討しております。

○14番（渡辺利治議員）

検討と申されましても、もうこれも当初予算に絡んでいますから、まだ獣期中ですよ。ですから、早く答え出ないと、それこそ有害鳥獣の、これふやす一因じゃな

いですか。これは早急に見直さなきやならないんですよ。

先ほどから市長は、この防護柵に対しても、あとはもうみんなの考えだというような考え方をしておられましたけど。被害者が手を組んで、納得して、それで、そこに区画をつくればいいということを盛んに言われますけど絶対無理です。わかりますか、それ。なかなかできないんですよ。みんな仲のよい友だちだけですか。特に田んぼは、隣近所、昔は水問題で相当ありましたよね、今はないと思いますけど。なかなかね、隣同士とうまくできることは、100%は難しいです。でも隣同士しっかりしていかんと、お互い協力し合っていかないといけないわけですから、これを市がもうちょっと緩和してくれればいいことですよ。

時間の関係で次行きます。

イノシシと豚コレラのこの関係、答えました。確かにそうです。では、イノシシを、野生のイノシシを、直接、個体ごとに注射を打てない、投与できないから、自衛隊による空中散布、これもこの前、農林省の唱えた方がはっきり言っていますよね。たしか28日からそのようなことを言っていましたので、これはちゃんとされると思います。

ただし、これ幾らしても、空中散布をしても、防護柵を、今回の補正予算で豚舎の周りに防護柵をします。これは補助のうちの、工事のうちの10%上限ですかね、75万円で。それをするんですけど、豚は助かります。ふえたイノシシというか、今生きているイノシシは感染はさせないかもしれないけど、そのウイルスをまかれしたことによって被害をしなくなるわけじゃないんですよ。イノシシの頭を変えるわけじゃないですよ。やっぱり野生は野生、甘藷があれば甘藷、稻があれば稻、ミミズを食う、土手を荒らす、全然減らないじゃないですか。素直に答えただけでウイルスを媒介した可能性が高いと思われます。これ本当なんだけど、この有害鳥獣対策の中での1項目であって、本当に考えるなら、もとを絶たなきやだめなんでしょう。そうじゃないですか、どう思いますか。

○市長（五位塚剛）

この問題は、本当に養豚農家にとって、本当に九州地域に入ってこないことを祈るばかりであります。当然、国のはうも、そのことを前提として、対策の今、予算を組むということで、市のほうも今、その準備をしております。

この完全なる処分方法が、私たち曾於市ができるものではありません。当然ながら、県国と一緒にになって対策は強化したいと思いますけど、非常に難しい状況だというふうに思っております。

○14番（渡辺利治議員）

確かに、豚を守るために、いろんな方策を国県、もちろん市もですけど、考えて

おります。本当にありがたいことです。

しかし、裏を返せば、イノシシを減らさんことには、どうしようもないでしょう。豚コレラに対しては、それでいいんですよ。鳥獣害防止という観点から見れば、もとを絶たなきやいけないでしょう、少なくとも今生きている頭数を減らしていかなければ。そうじゃないんですか。

○市長（五位塚剛）

先ほどから答弁しているように、イノシシ自体を減らすという、そのことについても、基本的には同じ考え方あります。その努力については、引き続き進めていきたいというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

思う思うだけで答えは一緒なんですね。だから、それを実行するためには、要綱を変えたり、手当をやったりとか、身の危険を冒してまでもやっているんですよ。趣味として、自分一人で行ったり、みんなで行ったりする場合は別なんんですけど。だから、そこあたりを考えていかないと前に進めないじゃないですか。時間の無駄です。

④に入ります。この答えも、確かに総務省からのあれで金銭等の利益のためになく、個人的な無線にはと書いてあります。アマチュアはアマチュアですよ。そして、このアマチュア無線というのは、年齢問わず資格はとれます。そして、このアマチュア無線を使って、国内はもとより海外までも広くやっておられます。

そして、災害が発生したときには、一番有効な連絡手段ちゅうな電波では、もうアマチュア無線なんですよ。お金をこれは伴いません。もちろんこれはもう災害時ですから。そこで、このアマチュア無線の有害鳥獣駆除対策等のところで出てくる、使用するときには猟期内は確かに個人の趣味の域でのことですので、これは無線を使ってもいいということ。しかし、猟期外だったら、これはもうできることで、デジタル無線を今考えていると言われていますけど、確かにアマチュア無線を持った方が来て、猟をして、これは電波法に違反して、52条ですかな、それに違反した場合は、目的外使用ですから、罰則のほうで、また110条かな、あれで100万円以下の罰金もしくは1年以下の懲役という、これは重大なものを抱えての狩猟になるんですよ。無線を使うことになるんですよ。そこまでして有害駆除を頼まれたから、しますか。

今、12月1日から、運転中の携帯とか、かれこれも、相当厳しくなっておりますよ。それ以上の厳しい罰則なんですよ。それだけアマチュア無線を簡単に使ってはいけないということになっているわけですから、そこをデジタル無線に推奨しても、デジタルのやつって周波数はどんなものですか。届くんですか。周波数じやなかつ

た。どれぐらいの距離で通話可能なんでしょうか。アマチュア無線に対しては、相
当落ちると思いますよ。

○市長（五位塚剛）

当然ながら、アマチュア無線の方々の出力と、この今言っている無線については、
もう全然能力が違いますので、届かないところも発生するというふうに思っており
ます。

このことについても、獣友会の方々が、アマチュア無線をされておられる方がた
くさんいらっしゃいましたので、その御意見も聞きながら、市としても携帯用の無
線機を、これで十分、範囲内であったらできるということで補助を出そうということ
でありましたけど、もうそれは別に補助をしなくていいですよということになりました
ので、現状はしております。

ただ、これについては、国の法律ですので、私のほうが、このことについて、お
かしいという気持ちは持っておりますけど、法律を変えてもらえるように、私たち
も引き続き、県を通じて総務省のほうにも認めてもらうように努力をしたいとい
うふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

ええと、どこやったかな。市の、ああ、これに載っているかな。電波の届かない
ところで命がけで、さっき誰がしますかと言ったそこなんですよ。市はお願いする、
駆除を、市民から来た。だったら、じゃあ、市のお金を出してすることですから、
これは市の業務委託として、ちゃんと納得しているわけですよね。だから、合法無
線とは、有害鳥獣捕獲業務の受託者に準備させるものでなく、都道府県、または市
町村が貸与、もしくは支給することが義務と考えられるんですよ。獣友会の方々が、
その小っちゃい——小っちゃいと言ったら失礼かもしだれんけど、簡易デジタル、こ
れもしなくてもいいと言われましたけど、じゃあ、これはいらない、じゃあこっち
も市は考えていないとなった場合、じゃあ、実際、獣友会の方々が行きますか、し
ますか。多分、士気も失って、そこまでせんでよか、そしてまた人数は少ない、高
齢にはなっている、後継者はいない、これを合法無線のほうでやっていけば大丈夫
なんですよ。どうですか。

○市長（五位塚剛）

先ほども言いましたように、このアマチュア無線については、基本的な法律に基
づいて許可をされておりまして、当然、これを獣友する方々が、市からも含めた補
助金の対象になることについては、できませんよという法律になっておりまして、
非常に私たちも歯がゆい思いをしております。

これについて、もっと詳しく担当課長から答弁させます。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

ただいまのデジタル無線の件ですが、先ほど議員から質問がありました出力が5W以下ということで、市街地につきましては500mから1kmと、郊外につきましては1kmから4kmまでとれるということですが、やはり山間部に入ると、なかなかとれないというか、役に立たないといえば失礼なんんですけど、ちょっと使い勝手が悪いなというようなのは思っております。

やはり、電波法の52条で目的外使用というのがありますので、法律を曲げてまでというのもあるんですが、市としては、このデジタル無線機は備品で買って貸与というような、そういうのを一応考えております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

有害鳥獣の、この駆除に関しては、地方自治体の業務であるということは御存じですか。多分知っていると思いますけど。これが市がやっていることがありまして、これをやはりアマチュアを使うんじゃなくて、今の無線を使うんじゃなくて、合法無線という形でやっていけばできることになっているんですよ。今言われた、課長が言われたように、あの無線では、到底、命の保証もできません、もし迷ったり、けがした場合、誰に連絡すればいいんですか。遅いんですよ。追って、追って、獲物を山奥深く行って、そしてこっちに回ってあっちに回って連絡できて、それで初めて用を成す無線じゃありませんか。

山梨かどつかの災害でも、人がいなくなったときでも、ボランティアの方がちょっとけがをして、何とか連絡がとれたんだけど、そういうことは十分あるんですよ。何で自分の命を省みずに行きますか、裸一つで。市のほうは仕事をやっていいですか。答えてくださいね。

○市長（五位塚剛）

猟友会の方々につきましては、今使っているのは、車に携帯をして、車からしかできないやつですね。当然、その機械を山の中に持っていくことはできません。だから、場合によっては、必ず連絡する場合は、車に入ってお互い連絡とりあってしておりますけど、それ以外は、自分の携帯を使ったりしながら、お互いみんなやりとりしているようでございます。

このことについては、大きな課題でありまして、このアマチュア無線も基本的には使えるように、私たちも引き続き、県国に対しても要望していきたいと思います。

猟友会の方々については、今のできる範囲の仕事でお願いをすることしかできません。ただ、今後については、貸与する方法もあるということで検討しております

ので、それには、また獣友会の方々とよく相談していきたいというように思います。

○14番（渡辺利治議員）

やっと答えが出ましたね。今まででは、電波法によってできないということをがんじがらめで言われましたけど、やっと県のほうとかいろんなほうを変えながらやつていきたいということで、前向きな、一応検討課題ということで捉えておきます。本当に、獣友会というか、こういう人たちを育てることも今一番大事なんですよ。

次に入ります。

○議長（土屋健一）

渡辺議員、ここでちょっと休憩を入れたいと思いますが。続行でいいですか。

○14番（渡辺利治議員）

続行でいいですよ。

○議長（土屋健一）

会議を続行します。

○14番（渡辺利治議員）

それでは、有機センターのほう。有機センターに関しましては、明確に、令和2年度において、400m²の堆肥舎と、その他もろもろの機械整備を、機械の購入で整備していくということで答えが出ました。これは一日も早いじゃなくして、早い方向でお願いいたしますが、これで原料搬入が滞っているということは解消されるんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

これによって全て解消するとは思っておりません。実際、農家の方々も、旧末吉町時代から大隅町、財部町の農家の方々にも拡大をしましたので、まだまだ、このセンターのほうに、まだ搬入できていない小農家も相当いらっしゃいますので、やはりもうちょっと別な方法もできないかということも内部検討しておりますので、また引き続き努力をしていきたいというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

ただいまの答えと関連いたしまして、有機センターの有機堆肥の使い方のほうに関連しますけど、有機堆肥を使うことによって、やはり地力はアップしますよ。ただ、地力の衰えたところには、よけい病原菌が入りやすくなります。だから、今、相当な被害を受けておりますけど。大隅半島、薩摩半島含めて。もちろん、串間のほうも被害を受けております。皆無もあれば、3割減、5割減がいっぱいありますから、そういうところにこの有機堆肥を売り込む一番いいチャンスなんですから。だから、有機センターのほうを充実すれば、プラスイコール収益につながる、こういう方向でお願いします。

次、アヤベのほう、空き地問題のほうに入ります。この問題は、今1回目の答えで、すてきナイスグループのほうは、もう売買締結済みですね。そして、まだアヤベのほうにつきましては、まだ協議を行い、今後交渉という答えですよね。そのときに、内村工業団地のすてきナイスグループのほうは、一応両方とも全協で説明受けました。これ幾らだったですかね、それぞれ。

○副市長（八木達範）

それでは、土地開発公社関係は私ですので、お答えさせていただきます。

金額は、全く売ったときと買ったとき、同じでございまして、8,796万円でございます。

○14番（渡辺利治議員）

ナイスグループの8,796万円、同じ額で売買したと。アヤベのほうは、購入価格予定というのは幾らですかね。

○副市長（八木達範）

アヤベにつきましては、市長のほうでも答弁がありましたけども、まだ倉庫の問題やいろいろな問題が多くあります、まだその問題も解決をいたしておりませんので、またその価格については、全然向こうとも交渉もしていません。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

価格が決定していないということですが、これは価格によっては買う予定ですか。

○副市長（八木達範）

全協でも報告しましたとおり、あれだけの面積の土地を、これから買いまして整地をしたりしますと相当な額がかかりますので、できたら、先ほど言いましたように、倉庫にいろんな、まだ原料等も入っております。それと、あそこの寮の関係やらいろいろありますので、そこら辺を詰めをしないと、まだその金額までは行っていないということでございます。

○14番（渡辺利治議員）

1カ所は後退、次はまだ未定ということでございますが、目的は何でしょうか、買う目的。

○副市長（八木達範）

もともと企業誘致でしたので、できたらあそこに、やはりそういう希望のある企業を誘致したいという、現在の段階はそれあります。

○14番（渡辺利治議員）

あそこに土地があつて動かないんですよね、どこにも。だから、欲しい人は、そこと直接、もしくは市のほうに来て、そこから始まってもいいはずなんですよ。そ

うじゃないですか。

○副市長（八木達範）

当然、これは商社の所有ですから、商社の方が、その希望がありまして、そこで当然交渉されれば、それもいいんでしょうけども、アヤベさんの希望が、旧大隅町の第1号の誘致企業ですので、できたら市に活用していただきたいという希望もあるところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

活用はわかりますよ。活用の具体的な方策、あるんですか。どうですか。

○副市長（八木達範）

現在のところは、まだそういう話は全くありません。

○14番（渡辺利治議員）

高規格道路もどんどんできていきます。そしてまた、基本構想としては、また伊崎田から大隅弥五郎インターまでをという計画もあります。現実味帶びていますよね。そうした中で、ますます曾於市は通過点じゃないですか。誰が来ますか。よく考えてくださいよ。来ると思いますか。

○市長（五位塚剛）

今、曾於市内では、工業用地の土地というのが、もうほとんどなくなってきたました。内村工業団地も、今曾於市に来て企業を起こしたいという方々も来ていらっしゃいますので、やはりこのアヤベさんの土地については、非常に有効活用できる土地でありまして、企業がきたいという、声があったときから土地探しをするではなくて、やっぱりこういうのがありますよというのは非常に大事なことあります。私は、これは確保することが、曾於市の企業誘致に大きな条件がそろうではないかと思っておりますので、そういうふうに進めていきたいと思っております。

○14番（渡辺利治議員）

自分の家庭に置きかえてください。これは市という、立派な曾於市の中でのお金が動いて買います。これを家庭に置きかえたら、ちょっと待てよと、あれもせないかん、これもせないかん、市民は決して、100%裕福とは思っていませんよね、議員の皆さん。いろんな苦情があるんですよ。あれもしてもらいたい、これもしてもらいたいと。その中で、いつどうこうなるかわからんのを持つよりは、あの土地は動かないですから。絶対動かないんですよ。そこを考えて、別な方向でやることはないんですか。

○市長（五位塚剛）

あれだけの土地があると、場合によっては大手のメガソーラーをされている方が土地を取得して、メガソーラーをやりたいという、非常に一等地になると思います。

それは、もしこのアヤベさんが条件がいいとなったら、それに使われる可能性もあります。または、いろんな産廃の企業が来て、そういうのをやりたいということがあったときには、アヤベさんが売るとなったら、またいろんな問題が発生します。そういう意味では、この土地というのは本当に曾於市のために生かすべき土地でありますので、そういう方向づけで企業誘致を前提とした形での取得を、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○14番（渡辺利治議員）

確かに、それはそうかもしれませんけど、メガソーラーでもいいんですよ、害も出ないし。そして、今、市長が言わされたように、廃棄物等を考えたら問題があるんじゃないかなと。しかし、これは法で規制されていますよ。別に曾於市がそこまで心配せんでも、法に守られた、法にのっとって動かしていくわけですから、そう簡単には入ってこれんでしょう。それをいいことに、どうしても土地を買わなきゃならんですか、どうですか。

○市長（五位塚剛）

産廃の業者も含めて、いろんな企業も、当然ながら法律に基づいて申請がされますので問題がないようになると思いますけど、しかし地域住民にとっては、そういうこともあり得るわけです。当然ながら、メガソーラーがいいと言われましたけど、メガソーラーになった場合には、あの排水の問題で、本当、全国各地で大変なことが起きております。そういう意味では、あの土地は、曾於市のために、市民のために有効活用ができるように、私たちは努力をすべきだというふうに思っております。

○14番（渡辺利治議員）

メガソーラーがいいと言いましたけど、やはりそれをつくるには、クリアしなければ、条件をクリアしなければ、勝手につくれることはないんですよ。でしょう。勝手につくっていいんですか。企画課長、どうですか。

○企画課長（外山直英）

土地の売買等につきましては、国土利用計画法などの所管の法律があるというふうに理解しております。

○14番（渡辺利治議員）

だから、そういう法にのって勝手にできないから、無理してまで買わなくても買いたい人は買いますよ。もしこれ、売れなかつたらどうなるんですか。曾於市にもいっぱい、まだ抱えている市有地はいっぱいあるでしょう。そこら辺と考え合わせながらの進みをしていかないと何もならんですよ。それこそ血税の無駄遣い、そこに落ち着くんですよ。どうですか。

○市長（五位塚剛）

市には、その有効活用できるような、やっぱり広大な、面積もまとまったところが、非常にもうなくなってきております。ここは、県道沿いでありまして、笠木地区の人たちの、また雇用の場にもなりますし、ここは、旧大隅町時代の、やっぱり企業誘致のところでありますし、そういう形で生かすべきだというふうに思っております。

税金の無駄遣いと言われましたけど、これをもし仮に工業団地を、また取得する場合は、何億円というお金が必要になっております、造成事業としてですね。もうここは造成事業する必要がありませんので、そういう意味では、一定の金額で分けてもらえば、そのほうがずっといいというふうに思っております。

○14番（渡辺利治議員）

いい例です。いい例を申し上げます。私の住んでいる丸山、何もないところだったけどF Aが来た。その前に、フレックスさんが運送業が来ました。そして、今回また6次化産業が出てきました。本当に地域が潤います。明るくなります。通行量が多くなっても、皆さんそれぞれ気をつけますから。あそこアヤベに関しても、本当に市民のためになる、市のためになる有効活用を十分検討して動いてくださいね。

以上で終わります。

○議長（土屋健一）

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第2、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

私は、日本共産党を代表して、市長並びに教育長に大きく4項目にわたり質問をいたします。

最初に、大隅、財部地区のアンケートの結果を尊重した市役所再編についてであります。

市役所再編は、市民にとって今後10年、あるいは20年後に影響する大変大事な問題であり、今回の私の質問は、過去3回の一般質問を踏まえた上の質問となります。

質問の①ことし8月から10月にかけて、市役所再編に向けて市が取り組んだ中で、一つは、市民説明会は13会場で82人と少なく、その中の4会場は、出席者が1人、一部2人でありましたが、開催中止、次に、アンケート調査を行った3,000人の中で、回答者は1,056人、全体の35.2%と少なく、さらに全ての市民を対象とした、いわゆるパブリックコメントで意見を出された市民は、わずかに3名にとどまりました。

こうした非常に大事な問題での市の捉え方が、最初から弱かったのではないか。このために、結果的に、準備が、その期間を含めて弱かったため、参加者などが少なかつたと私は厳しく指摘をせざるを得ません。市長の見解を求めます。

②次に、3つのこうした取り組みの中で、市民全体の考え方や意見が最も客観的に反映されるという点で大事なアンケート調査について質問いたします。

アンケート調査の中の、特に中心的な質問の一つである問い合わせ11の今後、一部分庁方式から末吉本庁に移行することについては、一部、分庁方式が引き続きよいとの回答者が、大隅地区は56.6%、財部地区は54.1%あります。いずれにしても過半数となりました。率直に言って、市長はこれは意外な結果となったとはお考えでないでしょうか。

私自身は、かねがね市内全域を回り、市民と極力対話を交わしてきており、予想された結果と私は受けとめています。今回のアンケート結果は、現時点での冷感なる市民の回答であり、市長は大隅地区、財部地区の市民の民意と素直に受けとめ、今後も引き続き、一部分庁方式を続けるべきではないか、このことでの市長の所見をお聞きいたします。

次に、給食センターを末吉地区に集約する、一本化する建設計画について、教育長に質問いたします。

現在、市内には、大隅地区と財部地区に、それぞれ給食センター、そして末吉地区は末吉小学校と中学校に、それぞれ給食室があり、あわせて4カ所にこれら施設があります。

ことし6月の全員協議会で、教育委員会から、これら4カ所の施設を、今後末吉町内に1カ所に集約する基本計画案が示されました。こうした一本化の方針と計画は、最も教育委員会にとって大事な曾於市教育振興基本計画、平成27年から31年度のこの基本計画には何ら言及されておりません。

ちなみに、基本計画では、老朽化は触れられており、そのために今後、既存の給食センター施設の「整備充実を図っていきたい」といった文言で記載されています。このため、給食センター一本化の基本計画について、私にとっては突如の感を否めませんでした。何をするにしても、教育長、手順が必要と言えますが、このた

め、以下の4点をお聞きいたします。

①一本化する理由について、②これまで保護者から一本化についての要望や陳情が出されてきたのか、③教育委員会で、これまでこのことで正式に、いつといつ、何回協議がされてきたのか、また基本計画の関連で協議がされてきたのか、さらに、④建設年度はおおむね令和何年度を考えておりますか。以上4点でございます。

次に、3点目、学校でのフッ化物洗口導入は子供や保護者の理解が不可欠ということで、これも教育長に質問いたします。

教育委員会の会議録を見る限り、学校でのフッ化物洗口導入については、これまで議論がされてこなかったのではないかでしょうか。これは、議会の文教厚生委員会でもそうであります。議論されておりません。また、このことについては、歯科医や衛生士、保護者を含めて、こうした方々でもいろいろ議論が賛否については分かれています、評価も分かれております。

ところが、教育委員会は、令和2年度、来年度から、とりあえず2校を皮切りに、そして導入する、実施する方針が、ことし9月の定例の市議会の文厚委員会に示されました。さきの給食センターの一本化同様、私にとっては、突如示されたように受けとめました。何を行うにしても、行政にとってはしっかりした手順が必要であります。最初に、基本計画、そうしたもとでの教育委員会の審議、これが発大前提ではないでしょうか。これが欠けております。その点で4点質問いたします。

①平成27年から31年度の市教育振興計画で、フッ化物洗口導入は方針として出されていないと思いますが、所見を求めます。

②このことを教育委員会は、検討に入る前に正式に議論されましたか。そして、9月議会に中止を求めるこの点では、陳情書も出されております。あわせて、学校教育課の文書、方針が議会に示され、私が会議録を見る限り、その後の10月の教育委員会で初めて、いわば教育委員の皆さん、事後的に教育委員会からこうした方針、計画が示されたのではないですか、経過を含めて確認をしてください。

③各学校現場や保護者には、これまで理解や納得を得るための取り組みがどれほどされましたか。されていないように思いますけれども、そのために、今回、陳情が新たに出されています。

④いずれにいたしましても、私が知る限り、令和2年度、来年度からフッ化物洗口導入を実施することは、早計、性急と言えます。実施時期を明記して、いわばスケジュール的に上から目線で進めるべきではありません。その前に、学校現場や保護者の理解が不可欠ではないでしょうか。

以上、4点での答弁を求めます。

最後に4点目、市臨時職員の待遇改善に向けた取り組みについて質問をいたし

ます。

2回目以降の質問は、市臨時職員の待遇改善に準じた形で、今後、例えば指定管理団体の職員、あるいは学校給食の委託を受けた調理人の待遇改善を求める立場での質問でありますので御留意ください。

質問の1、令和2年度、来年度4月1日から、市の臨時職員、非常勤職員がフルタイム、あるいはパート職員に名前が変わり、例えば、パート職員でも日給額が最終的には1,000円上がり、そしてことしの夏に比べて1,000円上がり6,900円、また期末手当が平均で年間約3万円、新たに支給されるようあります。フルタイムの職員は、6年勤務の方でありますと新たに約38万円の退職金が支給されます。こうした待遇改善の内容やフルタイムパート職員について、分類ごとに分けて人数を示してください。

②次に、例えば教育委員会が管轄する委託業者のもとで働く学校給食の調理員は11カ月勤務でございます。多くが、あるいはほとんどでございますか、臨時職員ではないでしょうか。

例えば、合併前、今から合併前でも30年前、旧末吉町での学校給食の調理員は、末吉町の直接雇用の職員であります。そして、中には、嘱託職員、あるいは月給制の調理員の方もおられたように記憶いたしております。今後、教育委員会は、市臨時職員の待遇改善に準じた形で、来年度から調理員の待遇改善を行うべきではないでしょうか。毎年の委託契約でありますので、やろうと思ったら、まだ予算編成で間に合います。この点で答弁をしてください。

そして、指定管理を受けた職員、あるいは調理員、いずれもかつては市が雇用の職員であります。これは五位塚市長も議員時代が長いですので記憶にあろうかと思います。現在も、こうした方々は市の施設で働いております。ですから、来年度から待遇改善をぜひ図るべきではないでしょうか。市長、教育長の所見を求めて、私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。一般質問事項の1と4については私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の2と3については、教育長に後から答弁をさせます。

1、大隅、財部地区のアンケート結果を尊重した市役所再編をの①市民説明会の参加者市民アンケート調査及びパブリックコメントの回答者が少なかったことに対する考え方についてお答えいたします。

市民説明会の開催日程の周知については、市報7月号やホームページの掲載、FM放送、自治会への回覧文書送付などの手段を講じたところです。市民アンケート

は、居住地域や年代別の人団を考慮した上で、18歳以上の3,000人を対象としたしましたが、市の計画を理解していただいた上でアンケートに御協力いただくという手法をとりましたので、文書枚数や文字数が多く、若年層には煩わしく、高齢者の方にはわかりにくさもあったと考えております。

パブリックコメントは、10月2日から31日までの30日間実施し、周知については、市報10月号やホームページにおいて掲載し、総務課及び両支所地域振興課において、計画書や提出用紙の配布を行いました。

今回の本庁・支所機能再編計画は、各地域の代表者等に議論していただいた地域振興検討委員会や市行政改革推進委員会などの各答申に基づき策定したものであり、さまざまな段階を踏んで進めておりましたので、基本的には市民の皆様の意思が反映されているものと考えております。

しかしながら、市民説明会の開催時期、アンケート調査の文字量、全体的な周知方法など検討すべき点があったものと考えております。

1の②市民アンケート調査結果による一部分庁方式の存続に対する考え方についてお答えをいたします。

大隅、財部地区において、一部分庁方式を望む意見が多かった理由としては、職員数の減による地域の衰退を懸念するものもあったと思いますが、本庁方式への移行により、転入転出の手続や証明書等発行の窓口サービスを、両支所では受けられず、本庁へ出向かないといけないと誤解されている市民の皆様もいらっしゃったと考えております。

このようなことから、さらに理解を深めていただくために、12月9日から13日にかけて、再度の市民説明会を12カ所で実施する予定しております。実施場所は、末吉地区は末吉総合センターで1回、大隅、財部地区は、各公民館単位で、地元の公民館等の施設において実施する予定ですが、今回は周知徹底を図るため、市報12月号や自治会回覧文書及びFM放送に重ねて周知をしていくことにしております。

なお、本庁方式への移行については、将来の人口推移や財政状況、庁舎の建てかえ時期や建設規模、建設に要する財源等を総合的に判断し、さらにこれまでの議論の経過や各検討委員会、市行政改革推進委員会等の答申を踏まえ、計画どおり進めさせていただきたいと考えております。

4、市の臨時職員の待遇改善の①フルタイム職員、パートタイム職員の人数についてお答えいたします。

来年4月1日時点での会計年度任用職員の任用予定者数を、本日現在の見込み数で申し上げますと、フルタイム職員64人、パートタイム職員137人、合計201人であります。

フルタイム職員の内訳は、一部事務補助が12人、残りの52人が、登記事務専門員、斎苑職員、レセプト点検員、消費生活相談員、道路維持作業員、学校事務補佐、養護職員、栄養職員、ＩＣＴ支援員、社会教育専門員などあります。

パートタイム職員の内訳は、一般事務補助は26人であり、残りの111人が集落支援員、文書配達員、地域おこし協力隊員、高齢者見守り相談員、子育て支援相談員、生活困窮者相談支援員、障害支援区分認定調査員、社会教育指導員、加工センター指導員、学校図書司書補、学力向上支援員、特別支援教育支援員、埋蔵文化財整理員などあります。

4の②調理員の勤務形態の改善と同様の事例の対応についてお答えいたします。

調理員は、業務委託事業者による雇用でありますので、会計年度任用職員制度は適用されないものであります。また、夏休み期間中は、長期にわたり業務がないため、11ヶ月勤務としているものです。

なお、臨時職員等の勤務日数については、それぞれの業務内容や業務量等の実情により必要勤務日数を設定しており、フルタイム職員を多くする立場では設定しておりません。

しかしながら、今後、全体の会計年度任用職員数を減らしていく立場から、業務の整理統合等を行うことにより、フルタイム職員の割合が増加することもあると考えております。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（瀬下 浩）

2、給食センターの建設計画の①一本化する理由についてお答えします。

市内4カ所の給食調理施設の老朽化に伴い、新たな学校給食センターの整備を検討した結果、最新の学校給食衛生管理基準を満たす設備やアレルギー対応の設備を導入した施設を建設するには、現在の場所は必要な面積を確保できず、また厨房機器の整備についても、1カ所に統合することにより、より効率的で衛生的な機器を整備でき、さらに、食材の一括購入による経費の低減や、さらなる地産地消の推進、今後の児童数の減少を予想した維持管理費の低減、学校間における給食の公平性の確保から、学校給食調理施設を一つに統合し、建設する方向で基本計画が策定されたところでございます。

②の保護者からの要望や陳情につきましては、お答えします。

学校給食センターの建設について、保護者からの要望や陳情はなかったところです。

③教育委員会の協議回数についてお答えします。

教育委員会では、平成29年3月の定例会で、学校給食センターの現状と今後につ

いて検討を始めることを報告し、平成30年3月の定例会で学校給食センター基本計画策定委員会の設置について提案をし、可決されました。

可決を受けて、策定委員会で協議を行い、平成31年2月の定例会で基本計画の策定状況を報告し、31年4月の定例会で学校給食センター基本計画を提案し、可決となっています。教育委員会では、合計で4回の協議を行っております。

2の④建設年度についてお答えします。

本年度は、策定された基本計画を受けて、給食センターの建設規模や建設場所、財源や建設年度の調査研究を行いました。また、学校の栄養教諭や給食担当者会、校長会、曾於市PTA連絡協議会、各小中学校PTA役員会等での説明も行っており、今後、学校便りや市報などにより、さらに広報を行う予定でございます。今後、建設予定地が決定しましたら、予定地の住民の理解を得るとともに、財源の見込みが立てば、早期に実施したいと考えているところでございます。

3、学校のフッ化物洗口導入は子供や保護者の理解が不可欠の①市教育振興基本計画で方針化されているかについてお答えします。

平成31年度までは実施することは想定されておらず、現行の市教育振興計画には記載されておりません。

②教育委員会では、あらかじめ協議、確認をされた上で検討されたかについてお答えします。

2月にフッ化洗口について一般質問が出されてから、定例教育委員会や情報交換会で情報提供や意見交換をしてまいりました。また、9月の定例教育委員会では、陳情が出されたことや文教厚生委員会に提出した資料の概要を口頭で説明いたしました。さらに、10月の定例教育委員会では、実際の資料を提示し、再度確認するとともに、文教厚生委員会でのやりとりを報告いたしました。

③各学校現場や保護者への理解や納得を得るため、どのような取り組みがなされたかについてお答えします。

これまで、フッ化物洗口について、各学校や保護者の理解や納得を得る取り組みはしておりません。

④実施時期を明記して、スケジュール的に進める前に、学校現場や保護者等の理解が不可欠ではないかについてお答えします。

予定時期を記載したのは、1年程度、調査研究等を行い、その後、小規模2校で試行的取り組みを1から2年行い、その状況が良好であれば、それ以降、各年度ごとに実施校をふやしていくという進め方の時間的な経緯を理解してもらうために示したもので。これは最速を想定した一つの試案であり、実際の時期が決定しているわけではありません。また、実施すること自体も決定しているわけではありません。

ん。学校や保護者の理解については大切なことであるので、学校歯科医や薬剤師等とも連携を図りながら取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

2回目以降の質問に入ります。

4項目を50分以内という限定された質問の中で一般質問いたしますので、中心的な内容に絞っての質問となりますので、かみ合った答弁をしてください。

まず最初に、大隅、財部地区のアンケート結果を尊重した市役所再編についてでございます。

市長も御存じのように、曾於市は、13年前の合併時における旧3町は対等合併の合意と理念、そうしたものに合併いたしました。

質問ですが、この対等合併という合意と理念は、時効は法律上ございませんので、現在も生きていると受けとめますが、市長もそうした対等合併の合意については、現在も生きているということで受けとめておられますか。まずこの点でございます。

○市長（五位塚剛）

当時、17年に合併をするときは、基本的には3町が合意のもと、対等合併であったというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

都城や鹿屋市のように、吸収合併ではございません。吸収合併だったら、当初から、例えば、曾於市の場合だったら、末吉町に全ての本所が置かれたわけでございますが、対等合併で最終的には合意がされた経過がございます。

質問の第2点目、私たち——私たちと言った場合は、議会と市当局を含めてでございますが、私たちが対等合併の合意と理念のもとに現在も生きております。いわゆる市役所の再編、市役所の再編というのは、本庁に、大隅、財部の本所も移行することを含めた市役所再編を進める上で大事な点は、私は2つあると思っております。

1つは、行財政への観点、行財政の効率化の観点のみで検討する最終的な結論を出すべきではございません。これまで出された文書、ただいまの1回目の答弁書を含めて、あるいは12月に行われる各種の説明会を含めて、基本的には全てが行財政効率化の観点で報告がされております。私は、これは効率化ももちろん必要ですが、それのみで結論を出すべきではないと考えます。これが質問の第1点。

さらに1つは、大隅支所の教育委員会や財部支所の福祉事務所などを末吉本庁に移す場合は、大隅地区、財部地区の市民の理解と納得が前提である、不可欠ではな

いかという点でございます。

以上、2点についての基本的な点での市長の所見を求めます。

○市長（五位塚剛）

合併をするときは、3町の皆さんたちは、地域の方々も一部反対もありましたけど、やはり将来的な曾於市の将来像を見たときに、ある程度の分庁することで合意ができたというふうに思っております。

ただ、それが半永久的に、未来永劫にそれが固定化されるものではありません。我々行政は、将来の曾於市の状況を今後どうするかということを、やっぱり見ながら、行財政のあり方、また、地域の動向、いろんなことを考えて、これを決定するに当たれば、やっぱり地域住民の意見を聞きながら、また議会とも相談しながら進めていますので、基本的には、そういう考え方でございます。

○19番（徳峰一成議員）

私と同じ考え方でいいですね。かみ合った議論してもらいたいんですよ。行財政の効率化のみで結論を出すべきじゃないということです。この点、非常に大事なんですけど、行財政も。

それから第2点目は、ともかくこの支所再編を行う場合は、大隅、財部地区の市民の皆さん全体の納得、理解、合意が前提である、不可欠である、この点での所見であります。重ねて答弁してください。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしましたが、我々行政は、やはり行財政のあり方というのを基本にしながら進めていますので、それは当然ながら考えてまいります。要するに、どうしたら財政をうまく、負担がないような形でするというのも、これは考え方でするので、それは、もう考えております。

それと、市民については、当然ながら市民のいろんな意見を聞いておりますけど、ただそれについて束縛されるものではありません。

○19番（徳峰一成議員）

民主主義に対する基本的な見解が、ちょっと私と認識がずれています。

時間の関係で3点目の質問に入ります。

この対等合併、対等合併が現在も生きている、ここを深く、これは二人の副市長を含めて御認識いただきたいんですよ。対等合併が生きている。これ、ある面では、行財政の効率化と重なる面もありますけど矛盾する点もあるんですよ、そう深く考えなくてもですね。だから、この両面を考えながら、支所再編だけではないんですけども、この職員の合理化、削減を含めて考えていかなければ、結果として行財政効率化のみが、いわばひとり歩きする、今ひとり歩きしているんじゃないかなと私は

受けとめているから問いただしているんです。

3点目の質問、大隅、財部地区の市民の意見を集約する最良の方法は、言うまでもなくアンケート調査であります。できたら全員を対象としたアンケートをしてもいい。しかし、3,000名でも、文書にありますように統計学的には有効と言われております。

ですから、この今回のアンケート調査の柱は2点ありました。1つは、大隅、財部支所の建てかえ、これは2つの地区でも賛成される方が多かったから、今後、その方向でやったらいいでしよう。

そして、もう一つの教育委員会や福祉事務所を末吉本庁に移すことには、現段階では大隅、財部過半数が反対がありました。この過半数の数値の持つ意味を考えていただきたい。これは、もう50%を超えたなら過半数なんですよ、民主主義社会においては。選挙でもそうでしょう。先日の議長選挙、一昨年の市長選挙、1票でも多かったほうが勝つ、無効票は数に入れません。そういう意味で、大隅、財部地区は過半数が、やはり今のまま残してほしいといったアンケートだったんですよ。これを私は真正面から受けとめるべきじゃないかって。今後、説明会を重ねる、これは問題のすりかえです、はっきり言ってすりかえ。市長は、この結果を尊重すべきだと思います。なぜ尊重できないのか、明確に端的に答えてください。

○市長（五位塚剛）

数字については、考え方については、総務課長から答弁させますけど、このことについては、私たちは地域振興検討委員会やら市の行政改革推進委員会やら、また各公民館やら、いろんなところで説明をしてきました。また議会の皆さんたちにも詳しく説明をしていきました。それに基づいて、我々は行政を前に進めております。

ですから、市庁舎の財部、大隅の建設についても計画的に進めていくためには、今の教育委員会、農業委員会、そして、福祉事務所を本庁に集約することは、基本的な、前に進む大きな役目であるというふうに思っております。

そのことについて、市民に迷惑はかけないように、それは進めていきたいというふうに思っております。

担当課長から答弁させます。

○総務課長（今村浩次）

お答えをしたいと思います。

組織再編につきましては、議員がおっしゃいましたとおり、大隅地区、財部地区では、数そのものは半数は超えておりませんが、意思表示をした中では、一部分庁方式がいいというのが半数を超えていたという状況でございますが、ただし、市全体、当然……

(「その答弁いいですよ。ナンセンスですよ、その答弁は」と言う者あり)

○総務課長（今村浩次）

はい。という市全体で考えますと、賛成が多いということでございますので、そのような考え方でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの総務課長の答弁はナンセンスですよ。曾於市全体を考えるべき問題じゃないですよ。対等合併で分けた。教育委員会と。ですから、基本的には、大隅、財部の皆さんのが判断するんですよ。対等合併は現在も生きているんだから。それを前提に考えなければ、全てがもう合理化論にはまっちゃうと私は思います。

再度お聞きします。なぜアンケートの結果を尊重されないのか。いろいろほかにもありましたよ、市民説明会、行政。それはそれと大事なんですが、決定的に大事なのは、市民を対象とした科学的な統計法に基づく、いわばアンケート調査、これはもう誰が見ても、専門家から見て、最も重要な、いわば集計でございます。そのために金をかけて、議会の全会一致の、私を含めて了解をもらって実施したんですよ。なぜその冷厳なるアンケートの結果を真正面から市長は受けとめないのか、尊重されないのかなんですよ。その理由を聞かせていただきたい。別な理由は、もういいんですよ。その理由を聞かせていただきたい。

○市長（五位塚剛）

合併するときは、対等合併でこの間、10年間進んできましたけど、おおむね10年間で、やはり当然ながら見直しもするということも認めております。私たちは、曾於市がうまく、どのように機能していくかというのは、十分この間、検討していくとして、このことを前提として、各諮問を受けました。それで、誤解をされているのが、今回の事業で、大隅、財部の方々が、各種証明書がとれなくなるのではないかという誤解が相当あったようでございます。そのことを説明をいたしましたら、ほとんど納得していただいている状況でありますので、これについては、このように進めていきたいというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

真正面から答弁しにくい質問だから、なかなかできないようであります。なぜ私は、大隅、財部の皆さんのが、過半数の方が、いわば素朴な方を含めて、やはり今そのまま残してほしいと言われたのかと。先ほど言いましたが、私は私なりに、かねがね日常的に回っておりますので、そうした気持ちがわからなくもございません。わかります。

例えば、幾つか理由があるんですが、一つの理由は、この間の人口減少がお手元

の資料にありますように著しいからでございます。合併時、曾於市は4万4,068人、現在は、8,892人減りまして3万5,176人であります、最も人口が減ったのは、末吉町ではなくて大隅町であって、3,342人減っております。もう1万人を割りました。この間の人口減少率は実に25%、4人中、1人が亡くなっています。そして、財部町は、この間、2,459人減りまして、そして減少率も同じく23%でございます。

一方、末吉町は、人口は3,090人と大隅町に次いで減っておりますが、土台が大きい。もともと人口が多いために、人口減少率は15%でございます。これは、財部、大隅は、特に農村部を、この系統的に回れば、こうした住民の素朴な感情、いわば、当たっているかどうかは別問題として、末吉中心に、やはり行政がなされていると、素朴な疑問と不満、批判が見られるからでございます。このことを考えていただきたい。

ほかにも理由がありますけど、時間の関係で省きます。

こうした中で、今後、教育委員会や福祉事務所を本庁に持ってきた場合に、もちろん行政サービスを含めて努力はされるでしょう。るる説明されております。しかし、こうした行政の、いわば仕組みですよ。仕組みが、末吉町に全て集約された場合に、構造的に、やはり10年、20年後を見た場合に、ますます、はっきり言いまして、大隅、財部の特に農村部は寂れてくれるることは、やはり考えられます、一般的ですね。

さらに、敷衍いたしますけども、教育委員会の給食センターも早い時期に答弁です。大隅と財部の給食センターはなくなりますよ。

こうした中で、いわば市民アンケートは過半数が、教育委員会、福祉事務所、残してほしいという、こうした意見が過半数を占めたわけでありまして、それは素直に、やはり議会も市当局も、自分の気持ちとは別にして受けとめて、そしてまず建物の建てかえを先行すると。そして、いろいろ反省材料がありました、言われました。準備不足やあれこれを含めてですね。それは私の1回目の質問も重なります。

ですから、機が熟したら、改めて、やはり全市民、あるいは3,000名でもいいでしょう。アンケート調査をとり直したらいいんじゃないですか。それは、市当局が判断することでございます。それが、やはり長期的に見て民主的な手法ではないでしょうか。

そうでなければ、私は最も心配するのは、これを、あえて言いますけど、強引な形で末吉本庁に持ってきますと、今後、もう既に声が出ていますけども、大隅町でも、五位塚市政を含めて、そして議会のチェック機能を含めて、恐らく今後、不満が年ごとに高まる。そして、末吉本庁に持ってきた5年後、10年後、15年後ですね、さらにこれが広がる。いわゆる市民の分断が広がりかねない、これを私は心配して

おります。

ですから、急がば回れ、急がば回れ、私は末吉に持っていくなということを頭から言っているわけじゃないですよ。ないんですよ。機が熟したら、改めてされたらいいと思うんですよね。そうした、やはり弾力性のある対応の仕方が、私は長期的に見て、曾於市全体の市民の合意、全体の合意という点から見て、よりベターなやり方じやないかと思っております。市長、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私たちも、この問題については本当に十分検討いたしました。やっぱり市の財政の今の状況、合併特例債の期限、緊防債の期限等を考えると、今の時期しか、もうできないわけでございます。それを前提としながら、学校の再編も含めた、給食センターのあり方も同時に考えないと、この事業は推進はできません。そういう総合的な判断のもと、市民に説明をしてきました。また、必要であれば、幾らでも説明をしたいというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

この問題は、かみ合っておりませんけれども、最後に、今回はまとめの段階でお手元の資料にありますけども強調したいと思います。

私がきょう一番に強調したかった点は、いろいろありますが、特に4点でございます。

1つは、合併のときの対等合併の合意と理念、これはもちろん今でも生きているし、今後、10年後、20年後、30年後も生きなければなりません。旧3カ町は面積も同じなんですよ。たまたま人口が末吉に集中している、そういうことに過ぎません。尊重すべきであります。

2番目、市役所再編は、繰り返しますが、行財政の効率化だけで、あるいは効率化を中心としただけで結論を出すべきではございません。特に私は、お二人の副市長には、この点を強調したいと思うんです。

それから3点目、大隅、財部地区の市民アンケートの結果を尊重すべきであると。なかなか尊重しにくい気持ちはわかります。自分も市長に置きかえた場合はわかります。しかし、その点は、やはり長期的に市民の分断を広げないと。そうした意味でも、アンケート調査を、やっぱり優先すべきであると考えております。これが基本だと思います。

最後に4点目、大隅、財部支所は、建てかえをまず先行して行う。そして支所再編は、機が熟したら、改めて市民に問うべきと考えております。柿の木で言いますと、柿の木を、まだ青い段階で無理につむべきじゃない。こうした支所再編という非常にデリケートな問題は、柿の木が熟して落ちる寸前になって、やはりこれを捨

うなりちぎる、こうした、やはり対応をすべきじゃないかと考えています。

残念ながら、合意されないまま、お手元の資料にありますように、支所を教育委員会や福祉事務所を末吉本庁に移すことを前提に、12月は各会場で説明会が開かれますが、余りにもスケジュール的であり、賛成はできません。

今後も、一般質問を含めて、この問題は取り上げていきたいと思います。

議長、次は2番目以降あります。

○議長（土屋健一）

ここで、昼食のため徳峰議員の一般質問を一時中止して、休憩をいたします。

午後は、おおむね1時から再開いたします。

休憩 午後 零時0分

再開 午後 1時0分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○19番（徳峰一成議員）

給食センターの質問に入る前に、先ほどの私の市長に対する質問に対する答弁の中で、休憩時間に同僚議員から、市長答弁の中で、今後の学校の統廃合についても云々という表現、答弁があつたって同僚議員から話があつたんだけど、私が聞き間違えか、それとも同僚議員が聞き間違えか、あるいは実際そうであったのか、一番肝心、当事者の市長の口から出たか出なかつたかを含めて確認したいと思いますので、答弁をしてください。答弁なかつたら、もうよろしいですけども。

○市長（五位塚剛）

今回は学校給食センターの問題を質問されておりましたので、当然、学校にある給食センターの問題がありましたので、そのことを含めたということで、学校の統廃合とかは言っておりません。

○19番（徳峰一成議員）

じゃあ、学校の統廃合って、非常にこれは大事な問題でありますて、今までの五位塚市政としての方針を、今後とも一応踏襲するというか続けるということで確認してよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この問題は、行政のほうから、学校統廃合するということは考えておりません。

ただ、状況によっては、地元の学校、校区含めた人たちから、そういう議論も出

てくる可能性がありますので、そのことについては、私がどうのこうの言う問題じゃないと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

その点は同じ考え方であります。了解いたします。

では、続きまして、給食センターについて、教育長に質問を、2回目以降の質問をいたします。

答弁にも1回目ありましたけども、この給食センター設置についての基本計画については、この曾於市振興基本計画の31年度までの中でも一応記載されて、29ページに記載されておりまして、その点は私の早とちり、見間違えがありましたので、一応、訂正と言いますか、それを踏まえての質問をいたします。

まず、質問でございますけども、昨年、パブリックコメントを実施いたしましたけど、何名、これは一応、意見表明がされましたか。

○教育長（瀬下 浩）

ございませんでした。

○19番（徳峰一成議員）

パブリックコメントについての意見表明が一人もなかったということは、これはこれとして、市民の間でも、まだ市の考え方があつたんではない。

先ほども言いましたが、私は議会でも、この6月に対応する文厚委員会でも初めて知り得たわけあります、その点では、今後に、やはり反省材料として生かすべきじゃないかと考えます。

続きまして、具体的に質問をいたします。例えば、この基本計画の中で、今後、一本化する理由としては、教育長、老朽化というのがもちろん大きな理由ですよね。老朽化するという中で、現在ある4つの施設の中で、一番新しいのが、御承知のように大隅地区の給食センターであります。これは、資料では、平成5年建設で、まだ26年しか経過いたしておりません。

質問でありますが、耐用年数は、この施設は何年ですか、あと何年もちますか。

当然、検討されたと思います。これも一応なくするということありますから。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

大隅の給食センターにつきましては、一部鉄筋コンクリート造りとなっておりますので、耐用年数50年となっております。

○19番（徳峰一成議員）

つまり、この大隅の給食センターは、まだ半分残っているんですよね。ですから、当然、もし末吉に一本化された場合は、この給食センターを、今後どのように活用するか、まさか解体はしないと思うんですよね。それがこの間の基本計画を策定す

るに当たって議論されているでしょうか、今度の方向性については。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

用途廃止後の使用について議論はしておりませんけども、今までの中で申しますと、例えば……

（何ごとか言う者あり）

○教育委員会総務課長（橋口真人）

わかりました。今のところは、今後の活用については検討しておりません。

○19番（徳峰一成議員）

教育長、だから、この大隅の給食センターだけじゃないんですけどね。今ある既存の施設がどれだけ老朽化しているか、深く議論されていないでしょう。やっぱり市民の財産ですよ。

そして、大隅の場合は、まだ半分しか年度的に利用していない。今後どう活用するか。やはり議論を進めてから一本化のための方法も論議すべきじゃないでしょうか。これは基本の基本だと思うんですよね。財政節約の点から考えるんだったら、これが第1点。

それからもう一つ伺います。例えば、4つある施設、今何名の職員が働いておりますか。これを一本化することで何名になりますか。そして、残りの何名は、希望退職を募るんでしょうか。これも議論がされているでしょうか。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

お答えいたします。

現在、調理場は4つございますんで施設ごとにお答えいたします。

まず、大隅センターにつきましては17名、財部センターにつきましては16名、末吉小学校につきましては7名、末吉中学校につきましては6名、それから有休等の代替ということで、4つの施設に対応できるように2名、全部で48名の調理員の方が働いております。

このほかに、県費の栄養職員が4名、それから市費の栄養職員が2名ございます。

この方々が一本化することによって、調理員としては、先進地を見まして、南九州市とか、あるいは南さつま市と同じぐらいの規模を検証しましたが、大体40名ぐらいで行っているところでございます。

人数等は減るわけでございますが、これにつきましては、現状でも、長い人は10年以上働いておりますが、やはり5名程度は毎年入れかわる現状がございます。それから60歳以上の方が現在10名いらっしゃいます。50歳から60歳までの方も19名ございます。補充なしの自然減少で40名ぐらいまでに数年かけて調整できるのではないかと考えているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

この件で、その調理人等の人たちと1回でも議論されたことがあるでしょうか、これが第1点。

時間の関係で、最も大切な各学校の先生方を含めた、いわゆる学校現場の方々とは、この一本化について、全体的に議論されたことがあるんでしょうか。その上の基本計画でしょうか。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、この基本計画の策定の委員には、学校の校長先生方も入って議論をして、それからPTAの代表の方も委員に入って議論してもらっているところでございます。その中で一本化ということになって、調理員の件でございますけども、調理員につきましては、会社を通じて、今後一本化の方針を伝えたところでございます。

（「議論はしてなかったんですね」と言う者あり）

○教育委員会総務課長（橋口真人）

議論そのものはしていないです。

（「学校現場では」と言う者あり）

○教育委員会総務課長（橋口真人）

学校現場では、この委員会において、策定委員会で代表の方に入ってもらって、議論はしておりました。そして、基本計画が決まった後に、各学校に出向いて説明をいたしております。現在、18校は説明が済んでおりますが、あの学校につきましては、特に説明等は求められていないところでございますが、そこにつきましては、もともとはセンターでございましたので、特に意見等はないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

本来だったら、最も大事な学校の先生方とそれぞれ意見を出した上で、それを積み上げて基本計画を作成するという形で、そういった方向性を、結果論になりますけども、進めるべきだったと思います。

最後に、例えば、候補地も、末吉町内の4カ所を一応挙げておりますけど、これ4カ所はそれぞれ回っているでしょうか、これが第1点。特に私が疑問に感じたのは、諏訪のフラワーパーク跡地も入っておりますが、これは現地、見たんでしょうか。あそこにつくると、予期せぬ大きなお金がかかりますよ。フラワーパーク建設当時でも池田市長が、私への答弁の中で、白毛への排水対策だけでも2億円を想定しているという答弁があるんですよ、排水対策だけで。だから、現地を見て、委員の方々、そして、そうした財政的側面を含めて、候補地を4カ所挙げたんでしょう

か。そこまで積み上げた基本計画ですか。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

基本計画では4カ所ございまして、今年度、私ども職員のほうで……

（「基本計画を策定する前に委員として現地のスタッフ含めて議論したかという質問です」と言う者あり）

○教育委員会総務課長（橋口真人）

この4カ所につきましては、第4回目の会議で、4カ所を候補地としておりますので、フラワーパークにつきましては、この基本計画策定の中で……

ちょっと休憩してください。

○議長（土屋健一）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時12分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

策定委員会の中では、フラワーパークの現地は、委員の皆様は見ていないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

最後に、教育長、まとめて答弁してください。いずれにしても、まだ詰めが弱いまま計画を策定しております。ですから、さらに多角的、多面的にやるべきじゃないかって。もともとこの策定委員会が、7月18日がわずかに2時間、8月20日がわずかに3時間、そして、3回のことしの1月29日が1時間50分で終わっております。4回目は、もう基本策定の承認だけで40分で終わっています。全体の時間が7時間んですよ。7時間でこうした大きな問題を、何もかもまとめて、そして、当局の作成した叩き台をもとにした基本計画をつくっているって、余りに弱いと思うんですよね。ですから、今からもっともっと時間をかけて、これは中身を濃ゆくすべきじゃないでしょうか。特に現場の先生方を含めて、議論を、これは全体として進めるべきだと思います。議会でも、議論がこれからでございます。その点で、もうまとめた上で答弁してください。

○教育長（瀬下 浩）

今のその件ですけれども、一応策定、基本計画はもう既にでき上がっているわけ

でございまして、各学校でも説明会が済んでおります。ほとんどの学校で、先ほど言いましたように説明会が済んで、先生方の理解も得ている。また、策定の段階では、この給食を一番担当している各学校の栄養教諭等が参加して、じゃあ、それぞれの給食センターではどうなのかということも聞いております。その中では、むしろ早く一本化してほしいという意見のほうが強かったというふうに思っております。

そういう中で、一応これができましたので、また後の末吉小学校の問題もあります。末吉小学校を改築するためには、給食センターの給食を確保しないことには、そこもできないわけです。ですので、余りそう時間をかけるわけにいかないということですね。また、市当局とも連携しながら、いろんな議論は深めていきながら進めていきたいというふうに考えております。

○19番（徳峰一成議員）

場合によっては、今後、また一般質問で取り上げざるを得ませんので、とにかく腰を据えてやっていただきたいと思っております。

次に、学校でのフッ化物洗口導入についての2回目以降の質問でございますが、先ほど教育長とも若干の意見交換をしたんですけども、それを踏まえての、また再質問をしたほうが、より合理的だと思いますので、一応、教育長の思いから答弁してください。

○教育長（瀬下 浩）

この問題で、今一番問題になっているところは、文厚委員会に出た資料のスケジュールの部分ですね、あそこが一番の課題なんだろうというふうに、今感じました。

実は、陳情が出ましたので、我々も取り急ぎ資料をつくり、また説明しなきゃなりませんので、つくったわけでございまして、まだ本当の検討中の検討段階の案に過ぎません。まだ試案に過ぎないわけです。

しかしながら、あそこに出たことによって、基本計画と、これが基本計画ですね、このとおり進むんだというふうに誤解を受けたということで、大変その点は申しわけないなと思っております。あの部分については、削除させていただきたいなというふうに考えているわけでございます。

ちょっと思いを言いますと、こういうことなんです。何か教育委員会が各学校に強制的にやる、例えば、ある時期を決めて、全ての学校でやりなさいとか、そういうことではないんです。今から保護者のところに、こういうのもあるんですよ、どうですかというような説明をしていき、そして最終的にはその意向も伺っていくわけですね。学校は学校でそうやって説明していくわけでございます。

そういう中で、保護者も大方やりたいと、やってほしいと、そして学校のほうも、そういうことであれば学校の教育課程の中に入れられると、最終的には教育委員会

が決めるんじゃなくて、各学校の校長先生が、自分の教育活動の一つ、教育活動については校長に委任されておりますので、校長先生が、そういう中で、保護者の要望とか何とかの全て含め、それから学校職員の考え方ですね、含めて、最終的には、うちの学校ではやってみたい、教育課程の中に入れていくとかそういうことで決まっていくわけでございますので、いつになるかはわからない話なんですね。そういう考え方であります。強制的に、教育委員会が、ある時期から一斉にと、そういう考え方ではないということですね。それをちょっと言いたくて、ちょっとあそこを示したんですけども、非常に誤解を受けたようでございます。あそこは取り消されたいと思います。よろしくお願ひします。

○19番（徳峰一成議員）

今度出された陳情の関係、あるいは9月以降の議論との経過もありますので、一応確認をさせてください。

一応、9月定例議会での文厚委員会の中で、学校教育課から出された資料、6ページですが、特にその中で一番引っ掛かりの部分が、既にスケジュールを、6ページの項目で、今後のスケジュールとして、1つは令和2年度中、10月以降にモデル校2校程度を実践、一応試行予定、そして、2番目、令和4年度以降、これを踏まえて実施校を拡大予定という、これを全て一応、きょうの質疑の答弁の中で教育長から全面削除といふうに理解してよろしいですね。

○教育長（瀬下 浩）

そのとおりでございます。

○19番（徳峰一成議員）

一応、これで基本的には、ほかにも言いたい点があるんですけども、時間の関係で、本日は一応質問を打ち切りたいと考えております。今後の教育長ですね、昨年、一昨年ですか、就任されたばかりで、議会とのかかわりを含めて、教訓化していただきたいと考えております。

合併後、13年が経過いたしていますけども、こうした個別の問題で五位塙市政、あるいは前の池田市政を含めて、教育問題ですね、いわば議論したことないんですよ。今回初めてなんですね。だから、一応そのあたりは教訓化をしていただきたいと思っております。

最後の質問でありますけれども、市臨時職員の待遇改善に向けた取り組みをということで、これは冒頭申し上げましたけども、2回目以降の質問は、臨時職員は、1回目に申し上げましたように、来年の4月1日からフルタイム職員と、そしてパート職員に、名前も変わるだけではなく中身も変わります。重ねて申し上げますと、例えば、パート職員の場合、日給が、この10月から5,900円が6,150円に、いわ

ば最低賃金の関係で250円引き上げられ、さらに来年の4月1日から750円引き上げられて6,900円なります。ですから、5,900円から6,900円、ちょうど日給が1,000円上がります。総務課長、そうですよね。総務課長、そうですね。総務課長から聞いた数字ですからね、これは。

そして2点目、特に期末手当、パート職員が支給されるなり、これももう昔から何回となく一般質問で取り上げたんですが、実を結びませんでしたけども、幸い来年から、例えば6,900円の方の場合が、16日勤務とした場合に平均で年間期末手当が16万円以上ですね、16万円以上、新たに支給されます。課長、間違いないですね。間違つたら答弁してください。

さらに、このフルタイム職員は、一応月給制になります。そして、基本的に退職金が支給されます。これが新たな点でありまして、6年勤続の場合が約38万円になるようございます。課長、そうですね。このように、かなりこの側面だけ見ますと待遇改善がされます。

これはこれでよしとして、一方、例えば、市長、指定管理の職員、指定管理の職員も合併直後までは、全て市が直営の職員でございました。臨時職員がほとんど全部だったと思うんですけども。市が、直営の臨時職員がありました。ですから、指定管理にしていなかつたら、同じようにパート職員、場合によってはフルタイム職員になったであろうと思います。この点も、やはり今後、来年度以降、待遇改善ということで考えていくべきじゃないでしょうか。この市の施設で働いている、いわば直属の指定管理職員でありますから。この点は八木副市長もお考えいただきたいと思うんですね。

それから、特に教育委員会関係では、指定管理職員でなくて市が委託する、先ほどの学校給食の調理員の方々ですね。これもかつては、市が直接管理する市の臨時職員等だったんですよ。私の記憶では、末吉町では嘱託職員が月給制もおられました。もう退職されましたけども。だったんですね。それが二十何年前から一応旧末吉町でもこの給食室の統合によりまして、4校に統合されました。岩北小学校とほかに深川小学校にも設置されて、当時の田崎町長のもとですね。これは一つのやっぱり判断、英断であります。

こうしたことを踏まえて、それ以降、今の大新東ヒューマンサービスに毎年随意契約、これは9,000万円を超える。もう突出して委託契約では曾於市の中でも大きいんです。そして、先ほど課長答弁にありましたように、多くの方々が、ここで一応働いております。ですから、この方々も、やはり教育長、来年度から幸い、委託契約の場合は、毎年更新になりますので、やろうと思ったら臨時職員等に準じる形で、こうした調理員の職員の労働条件の改善もできないことはない。できます。

そうしたこと、市長、教育長から前向きな答弁をしていただきたいんです。それぞれ基本的な考え方、方針をお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

学校給食センターにつきましては、今答弁がありましたように、大新東さんにお願いをしているわけでございます。そのことによって身分保障もしていただいて、また年間の手当も支給してもらっております。

また、指定管理をしているところについても、各企業の方々に経営をお願いしておりまして、そこで議論していただいて、基本的には前向きに手当等を含めてあげておりますので、そこについては、また引き続き、お互い連絡とりながら進めていきたいと思いますけど、基本的には、指定管理とこの場合はちょっと意味が違いますので、また連絡とりたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

確認です。今度の臨時職員のパート化、フルタイム化に伴う、いわゆる労働条件の改善に伴いまして、そうした指定管理下に働く職員も、基本的にはこうしたパート職員、フルタイム職員に準じる形で、一率にはもちろんいかないんですけども、一応待遇改善を進める方向で、市としては、方向で考えていいでしょうか、確認です。

○市長（五位塚剛）

例えば、末吉の道の駅、末吉のメセナ温泉等を含めてについては、メセナ末吉という会社が指定管理を受けておりますので、全体の経営状態を見ながら賃金体系を決めております。会社の意向もありますけど、今回の問題も意見交換できると思います。

また、財部の大川原峡のキャンプ場については、地元の方々に指定管理をお願いしておりますので、それについても、常勤でされる方、1時間、2時間のパートでされる方、いろいろありますので、それはまた簡単に解決できるものではありますけど、意見交換をしたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

くどいようですが、基本的には、だから市職員の臨時職員等に準じて、前向きに一応待遇改善を図る方法で指定管理についても対応していきたいということで、一応確認してよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今先ほども言いましたように、これは各施設を含めて、指定管理については、各企業といいますか、組織に任せておりますので、市がどうこうしなさいということは、これはできないわけですけど、意見交換はできると思います。

○19番（徳峰一成議員）

指定管理は八木副市長ですかね。基本的には、指定管理は今ほとんど全部が随意契約になっております。随意契約の中で、指定管理料ですね、指定管理料を、いわば変えなければ、今私が提起した労働条件の改善ということには、受けとる指定管理団体としては難しいと思うんですよね。ぎりぎりでやっているかどうかは別にしてですね。

ですから、やはり基本的なスタンス、スタンスとしては、市のほうで前向きな待遇改善の立場をとらなければ、業者としてはなかなか対応は難しいと思います。指定管理料との関連ですね。その点で、基本的なスタンスとしては、前向きな対応ということで理解していいかどうことを再三市長に確認したんですが。ちょっとコメントを含めて、八木副市長のほうから前向きな答弁をしていただけんでしょうか。

これは、やはり今後にずっと続く問題です。もともとは市の職員ですから。市が直営する臨時職員だったんですからね。それが合併後、直後から、途中から、指定管理になったんですよね。そういうといつきさつがあるもんだから、その点でも、一応、市長もですけども、副市長の英断として前向きな答弁してください。

○副市長（八木達範）

非常に難しい答弁ですけども、基本的には、市長が先ほどそれぞれの団体と意見交換をするという答弁をしましたので、当然、その中で意見交換をしていきたいというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

意見交換をするって、自分のスタンス、立場ですよ、何事もですね。自分のスタンス、立場がどうした立場であるか、これがないと、意見交換、前向きに進まないでしょう。スタンスがフラフラじゃダメですよ。もう一回、市長、答弁してください。スタンスですよ。だから、基本的には、細かい点は別にして、一応前向きに対応するってスタンスを持っていい、理解していいのかどうかなんですよ。

○市長（五位塚剛）

この間、曾於市が指定管理をしているいろいろな施設についても意見交換をしてきました。労働条件の改善等も含めて、全て前向きに対応してきました。だから、具体的にいろいろ要望がありますので、当然ながら行政としても対応してまいります。この間、十分進めてきた結果でありまして、引き続き意見交換をしたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

ただいま一応やりとりした中で、一応、教育長も受けとめられたと思うんですね。教育委員会は、特に大きなのでは、だから、その給食センター、給食室の調理員の方々の問題であります。これはもう早速、指定管理とは別に、年明けて3月に

は、新たな令和2年度の契約を結ばなければなりません。随意契約でございます。ですから、教育委員会教育長としてのスタンスが大事ですよ、スタンスがですね。スタンスが。ですから、そのように前向きな対応をするというスタンスのもとで、一応この問題は考えていいでしょうか。そのことを強く求めたいと思うんですよ。

○教育長（瀬下 浩）

調理事務につきましては、極めて安心安全で給食を提供するためには、しっかりと仕事をしていただきたい。それで、間違いのない仕事を意欲的にやっていただきたいということで、現在も、来年度につきましては、賃金の増額の方向で、今調整中でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

最後に、非常にこの問題は大事な問題であります。おそらくほとんど全員が曾於市内の方々であると思いますので、特に市の施設で働いている方々でありますので、その点は、教育長、市長、そして特に副市長、課長に指示されて、前向きな対応を期待したいと思います。

以上で質問を終わります。

○総務課長（今村浩次）

先ほど冒頭におっしゃられた数字、金額の中で、間違いではないんですけども、少しつけ加えさせていただきたいと思います。

先ほど議員が言われました金額等につきましては、答弁書にもつけておりましたが、201人の予定者のうち、一般事務補助の12人と26人、38名分はそのような数字になってくるところでございますが、残りの163名、今現在、非常勤職員と呼んでおりますけど、この方々につきましては、現在の月額報酬そのものが、例えば18万円とか16万円とか、それぞれございますので、先ほど申された数字とこれは合致するものではございません。

また、勤務する日数等も、それぞれ14日、16日、18日ありますので、その数字に合致するものではございませんが、基本的には現在の月額報酬を下回ることないところに、上回るところで格付をいたしまして、それに基本的には期末手当が加算されるということになります。

なお、期末手当につきましては、週2日未満、15.5時間、週に15.5時間未満のこの会計年度任用職員、例えば文書配達員等でございますけれども、これらにつきましては、期末手当の支給はないということでございますので、つけ加えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋健一）

ここで、質問者の交代もございますので、10分間の休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時44分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長。

○教育長（瀬下 浩）

先ほどの発言の中で、文厚委員会に付託されたこの資料につきまして、それを訂正するような発言をいたしましたけれども、あの部分については削除させていただきたいと思います。どうも申しわけございませんでした。

（何ごとか言う者あり）

○教育長（瀬下 浩）

いや、文厚委員会のほうで改めて訂正させていただきたいと思います。

（「ちょっと休憩、一応してください」と言う者あり）

○議長（土屋健一）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時45分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3、松ノ下いづみ議員の発言を許可いたします。

○2番（松ノ下いづみ議員）

2番、誠和会、松ノ下いづみです。私も議員としてここに立つようになって3年目になりました。本当に至らないことばかりではありますけれども、市民の方々の小さな意見も、与えられた特権として議場で質問していくことを、これからも頑張っていきたいと思います。

きょうの質問は、大きく2つの質問をいたします。

まず、大きな項目、曾於市移住対策と関連事業について、①合併以来、徐々に人口が減り、就業者の高齢化に加え、少子化など人口の増加を望むのは厳しい現状で

すが、そんな中でも手をこまねいているわけにはいきません。都会に住む方へのアピールや移住促進事業等関連事業を含め、どんな施策が準備されているのか、また各事業の予算規模を伺います。

②新しく曾於市民となられた方々とよく会いますが、平成30年度の移住者数を伺います。

③旧財部北中学校に進出、開校されている「たからべ森の学校」は、さまざまな企画をされており、曾於市内で高齢化率トップとなった北校区に交流人口がふえ、学校を中心に、とてもにぎわっており、なくてはならない場所となっています。主な事業の中の農業人材育成科も、7期目のことし20人の受講生、卒業者も100人超えとなるようです。これに農産加工科、調理実習科卒業生がプラスされます。毎年、北校区の体育祭参加、市民祭、悠久の森ウォーキングにも出店されています。曾於市委託事業の田舎暮らし体験、農産加工セミナー等にも全国各地から体験者が来ておられます。卒業生とか田舎暮らし体験者のうち、曾於市移住定住者、あるいは就農者が何名おられるか伺います。

④曾於市移住者が、まずされるのが住居探しで、曾於市ホームページ上の空き家バンクでの検索をされるようです。隣接の都城市、霧島市に比べて粗雑で情報量が少な過ぎると移住希望者から聞きました。私も検索してみましたが、販売価格、不動産業者に問い合わせを、間取り図、業者に問い合わせをなど不親切感がいっぱいなページです。改善点が多々あるように思うが、お伺いいたします。

大きな項目2、フッ化物洗口についてですが、先ほど先輩の徳峰議員が質問されました、来年度の、ちょっとまだ据え置きということになって、私もちょっと安心したところですけれども、この議会では、私が今まで調べたことを皆さんにお知らせするつもりで、貴重な時間ではございますが、私の調べたことを皆さんにお知らせしていくので、よろしく聞いていただければと思っております。

①6月定例会でも質問いたしましたが、再度、フッ化物に関しての見解を伺います。

②6月定例会の一般質問で、市長はフッ化物について勉強するとの答弁でしたが、その後、どうであったか見解を伺います。

③6月定例会の一般質問で、市の答弁では学校への導入は未定とのことでしたが、9月定例会の文厚委員会に示された資料には、令和2年度中に2校程度、小規模校を対象に試行予定、また4年度以降、実施校を拡大予定と資料に記載されている。答弁との食い違いを伺います。

以上1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、松ノ下議員の一般質問にお答えしたいと思います。

質問事項の①と②については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の③については、教育長に後から答弁させます。

1、曾於市移住対策、関連事業についての①移住対策、関連事業としてどんなものがあるか、また予算規模についてお答えをします。

まず事業ですが、移住体験プログラムや住宅取得祝い金制度、後継者の育成や新規就農者支援などの直接的なサポートや出産祝い金や子ども医療費助成などの間接的なサポートを行っております。

次に予算規模ですが、田舎暮らし体験事業は1,067万円、移住就業支援金100万円、住宅取得祝い金1,900万円、新規就農者補助金2,088万円、商工業新規就業者補助金2,964万円、出産祝い金750万円、子ども医療費助成金1億132万円となっております。

1の②平成30年度の移住者数についてお答えいたします。

平成30年度の移住者数ですが、住宅取得祝い金制度該当者18世帯で54人となっております。

1の③たからべ森の学校での田舎暮らし体験事業の参加者や卒業生の曾於市内移住者が何名いるかについてお答えいたします。

平成30年度の参加者につきましては、体験コース別ですが、6泊7日コースが5人、2泊3日コースが20人となっております。

また、移住者につきましては、体験参加者が1世帯2人、訓練卒業生が3世帯4人の合計4世帯6人となっています。

1の④空き家バンク情報の改善点についてお答えいたします。

以前、6月議会でも御指摘をいただきましたので、早急に改善を指示したところです。具体的には、全ての物件を一覧で表示していたものを、個別に閲覧できるよう9月末に改善したところです。これまで1カ月当たりの情報アクセス数が平均750件だったものが、改善後は1,500件に増加しております。

2、フッ化物洗口についての②フッ化物の見解についてお答えいたします。

虫歯予防によく使用されるフッ化物利用については、医学的にも安全性、有効性が確立されており、より効果的な虫歯予防対策として、フッ化物洗口法の普及が図られてきています。

フッ化物洗口は、フッ化物ナトリウムという薬剤を水道水で溶かして洗口液をつくり、ぶくぶくうがいをして吐き出す方法で、4歳から14歳までの期間に実施することが虫歯予防対策として最も大きな効果をもたらすと、厚生労働省のフッ化物ガイドラインに示されております。本市では、施設長の理解と職員の協力が得られて

いる保育園等の12施設で、4歳以上で希望する園児に対して実施しております。

学校におけるフッ化物洗口の実施については、学校歯科医、薬剤師等との連携を図りながら、教職員及び保護者の皆様の十分な御理解を得た上で取り組んでいくものだと思っております。

以下は、教育長が答弁いたします。

○教育長（瀬下 浩）

2、フッ化物洗口についての①フッ化物についての見解についてお答えします。

フッ化物は、フッ素を含む化合物のこと、フッ素はさまざまな食品、海産物や野菜、肉、お茶などに入っています。また、フッ化物配合の歯磨き粉もあり、虫歯予防には有効だと言われています。

ただ、フッ化物も多量に摂取すれば害が及ぶことが言われています。したがって、フッ化物も適量に使用することが必要だと考えます。

2の③6月定例会の一般質問での教育長答弁と9月定例会の文教厚生委員会での資料との食い違いについてお答えします。

6月定例会の時点では、学校へのフッ化物洗口導入について、どのようにしたらよいかを検討している段階でした。その後、近隣市町村の状況やフッ化物洗口の有効性、市内保育園等での実施状況、市歯科医師の見解等を踏まえて、本市の学校においても実施を希望する保護者には、フッ化物洗口のできる機会を提供できないかと考えておりますが、現段階では、まだ何も決定していないところでございます。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

移住対策関連事業もいろいろ設定されており、30年度の移住世帯者は18世帯の54人となっておりますけれども、これは学校とかを使用した人じゃなくて、こちらのほうに帰ってきて曾於市民になられたということで理解してよろしいですか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

そのとおりでございます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

曾於市に帰ってきていただいて大変ありがたいことだと思っております。それで、田舎暮らし体験事業が1,067万円とか予算化されておりますけれども、森の学校のことについて、ちょっと調べましたのでお伺いしたいと思っております。

森の学校での農業研修は、蔬菜園芸が主です。年によって違いはありますが、自分で農業がやりたいと言われる生徒さんが複数おられます。園芸なら畜産などの資金は必要ないし、市内の道の駅出荷者の高齢化、減少傾向の園芸農家の後押しにな

るのではないかと思いますが、市としてはどう思われますか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

本市は、畜産を中心とした農業のまちであります。農業でも、普通園芸を含めて、多種多様であります。特に、財部はお茶農家が非常に盛んですけど、多くのところで後継者が育っております。また、末吉については、畜産は生産から肥育までの農家が非常に多い状況であります。大隅につきましては、特に南校区におきまして、従業員といいますか、雇用する人が非常に多くなって、全体的には南九州でも、やはりたくさん収益を上げられる農家が育っているという意味では、曾於市全体として、新たに曾於市に若い人が来ていただいて、新規でも構いませんので農業をしてもらうということは、非常にありがたいことだというふうに思っております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

大隅のほう、そのようにたくさんの方が来ていらっしゃるということは、私も知りませんでした。ただ、私の近くの森の学校に関してのことを中心に、ちょっとお話をさせていただいてよろしいでしょうか。

森の学校に来られる方は、農業がしたいという思いで来られるんですね。それで、就農希望とかあっても、曾於市に就業できるような法人が、今聞いたら大隅のほうにはあるかと思うんですけども、私の住む財部のほうにはありませんので、そこら辺をもうちょっと調べて、斡旋していくけるような状態になるといいと思いますけれども。

私、北校区の周りに農業をしたいとかと言われても、するような場所もないし、住宅もないしということで、志布志のほうに、結局、志布志の法人のほうに住んで、就農された方もおられます。何かすごくもったいないような気がするんですけども。その人は、志布志のほうに住まわれましたけども、曾於市で農業がしたいという相談を、窓口とかに行く人もいるみたいなんですよ。そうすると、まず言われることが、機械はありますかとか、資金はありますか、土地はありますか、住居の確保はありますかって聞かれるらしいんですね。若い人が主ですので、こちらに来て、就農したいにも、そういうことを聞かれると何もないんですよ。ゼロからの出発で、相談にならないような感じですけれども。このような状態をどのように思われますか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

以前、森の学校で体験入学された方が卒業されて、志布志のほうに行かれたという話も私自身も聞いております。曾於市で受け入れられることができたら本当によかったですなと思っております。残念ながら、そういうまだ受け入れ態勢ができておりませんでした。今後、農業公社もできましたので、相談していただいたり、また曾

於市内のいろんな農地を持ちながら、住宅もあるところがいっぱいありますので、そういう受け入れ態勢というのを具体的に今後はしなくてはいけないだろうと私たちも思っておりますので、そのあたりのことについて、内部で非常に、また詰めていきたいなと思っております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

私が聞きたいことを全部先に言われてしまったんですけれども。そうですね、農地を、今の段階では、農地を借りるにしても、最低限40aはないとできないですし、それも難しい状態なんですけれども、さきのほうでも農業公社のことを言わされましたけれども、私たちが思うには、農業公社の農地を借り上げてもらったり、耕作していないハウスを借り上げてもらったりとか、それを一応、就農したいという人に貸してあげるんですね。そして、志布志のやり方みたいな感じなんんですけども、研修して実際自分でしていくって、力試しをしていくという、当分の間、新規就農は補助金とか、条件がそろわないとできないということもあると思うんですけども、軌道に乗るまでの生活補助になるようなそういうのを、ぜひ今市長が言われましたことを実践していただきたいと思っておりますけども、前向きな答弁で、していただけるでしょうか、お聞きいたします。

○市長（五位塚剛）

今回、宮崎にお住まいの方が、末吉の川内集落内に住宅と、それに面している農地も含めて寄附をしていただくことになりました。当然、そこに曾於市に来ていた大いに農業をしたいという希望があれば、見てもらって、そういう支援というのはできると思います。今後、そういうところを、もっとたくさんふやしていって、本当に最初から投資するのではなくて、やはり将来を見込んで作物を選定をして、行政の支援もありますので、2年間の支援もありますので、そういうのをしてもらって、確実に曾於市で頑張ってもらえる農家の方々を、私たちも応援をしたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

市長の答弁で、応援していくということを聞いてうれしく思います。

今期の森の学校の生徒さんのうち、来年小学校に上がるお子さんをお持ちのお母さんと、今都城に住んでおられる独身の方なんですけれども、曾於市の財部の北校区に住んでくださる予定ですので、これで人口は3人ふえてよかったですと思っております。

それと、田舎暮らし体験で来られた、福岡在住で子供さんが4人いらっしゃる方が、曾於市の観光や曾於市の子育て支援事業を気に入って、地域振興住宅を入居を希望されたんですよ。田舎暮らし体験をするときに、最初の説明が振興住宅なども

ありますという言葉があつたらしいので、企画課としては、そういう移住したいという人がいらっしゃったので、子供を4人お持ちのシングルマザーなんですが、仕事自体は都城に行けばいいし、地域振興住宅に住めれば本当にありがたいと思って申し込みしようと思われたんですけども、企画課のほうは、多分いいだろうということで建設課のほうに行ったら、そこでだめと言われたことがあるらしいんですけど、市長はこのことをどう思われますか。

○市長（五位塚剛）

そのことについて、私は全く知りませんんですけど、ちょっと残念なような気がいたします。

○2番（松ノ下いずみ議員）

係だけでなく、上のほうに通していただいて、対策を練っていただければありがたいかなと思うんですけども、まだそこの段階には行っていないのでしょうかね、お聞きいたします。

○市長（五位塚剛）

当然、建設課のほうで、地域振興住宅の申し込みをされれば、空いている振興住宅もありますので、当然、検討をされると思います。なぜだめなのかということについて、私も全く聞いておりませんので、担当課長か担当副市長が経過をわかっていれば、答弁をさせたいと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

振興住宅に入るには、ある程度の条件が必要だと思うんですけども、その中に、家族がいること、婚約者でもいいですから、それがちょっとネックになったのではないかなって話だったらしいんですけども、詳しいことをお聞きしたいと思います。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

入居の条件といいますか、資格の中で、現に同居し、または同居しようとする親族があること、または義務教育中の子供がいる者、またはその見込みのある者ということで条件があるところでございます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

その方は、北の振興住宅が空いておりましたので、もう入れるものだろうと思っていたらしたんですけども、中学生を頭に4人の子供がいらっしゃるんです。シングルマザーですけども。それで、何ではねられたのかな。そのパートナーがいないからというのがネックになったのかなと思うんですけども。でも、4人も子供がいらっしゃるんであれば、そこは柔軟に対応していただいていいのではなかったのか

なと思っております。お伺いいたします。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

私も、その件につきましては詳しく承知しておりませんが、例えば入居をする場合に、やはり2年以上の市外の住民登録がある者とか、例えば自治会に加入し、地域の行事に積極的に参加するなどとかいろんな条件がございますので、例えば、その入居の申し込みをされたときに、入居の募集がなかった時点でしたとかそういうところで、そういう対応ができなかつたものではないかと考えているところでございます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

住居は確かに空いておりました。それがやっぱり、課長のほうとかには行ってなかつたのでしょうかね、森の学校としても、ものすごい残念がっておられましたので。そこいらが、本当に、本当に5人ふえるということで、すごくいいことなんですけども、そういうところではねられたらどうしようもないと思うんですけども、そこら辺はちゃんとしていっていただけたらありがたいと思います。市長、よろしくお願いします。

○市長（五位塚剛）

入居をするためには、ちゃんと審査が必要があります。まず申請書をちゃんと出してもらうということですね。申請書を出さないと前に進みませんので。その状況の中で、家賃をちゃんと払えるだけの収入があるかということやら、また保証人の問題とかいろいろあると思いますけど、基本的には、曾於市以外の方が入ってくるということについては、今のようなケースは私は大事だと思っております。再度、申請をしてもらえばありがたいなと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

その申請を出す前に断られたので、もう諦められたのではないかと思っています。そういう詳しいことを、やっぱり森の学校側としても知っておれば対応していただけたのかなと思っております。そういうところは説明不足が否めないかなと思っております。

その担当窓口も、しっかりとそこいらは教育していただいて、移住につなげていけるようにしていただくようにお願いしたいと思います。本当に曾於市はそこら辺がまだ整っていないので、これからどんどん勉強していって、移住を受け入れていくことが大事なことかなと思っております。

例えば、こういうのもあります。北校区で、西米良村の小川地区というところを視察に行ったんですけども、そこは、やっぱり北校区みたいに指定管理で、一つの

キャンプ場じゃないですけど施設を指定管理しているんです。そこによそからの若い人を呼び込んで経営に関与してもらっているんですけども、そこは単身者向けの住宅も建設されて、林業や観光に従事していただいて、その後に家庭を持って、子供さんが生まれて、人口がふえていっている状態なんですね。

だから、曾於市はそれがないし、住宅、市有の住宅もいっぱい空いているところ、あるので、そういうところも単身だったら入れない、単身向けの住宅というのは限られていますので、それと、私、北校区で言いますと、水ノ久保住宅、空いているんですけども、そこに単身者は入れないと思うんですよ。空いていないんだったら仕方ないんですけども、空いているんだったら、そこら辺は移住者に対して大きく戸を広げたらいいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市営住宅については、言われるように単身の場合は入れないという条件がなっておりまます。これはもう公営住宅法で決まっておりますので。だから、市独自の建物だったら、ある程度、市の判断ができるもののはありますけど、今後、そういう問題もいっぱいあります。市営住宅、市有住宅、振興住宅の区分がわからない部分もありますので、もうちょっとわかりやすく、そして、市民に対して、また、よそからの方々に対して、わかりやすい説明できるような、やっぱりホームページの中で、例えば例を挙げて、こういう場合は無理ですよということなんかを含めて、もうちょっとわかりやすい入居の方法を明示したいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

どの自治体も移住対策に力を入れております。曾於市は、本当に玄関の扉を大きく開かれて、接待もすばらしいと思っております。でも、こんなふうに、いざ住もうとなったら受け入れ態勢ができていないので移住者がふえていかないというのもあります。

8月12日の南日本新聞に、日本各地12社の新聞社と合同に、月1回、各社持ち回りで掲載される「学びや新章、たからべ森の学校」が掲載されました。11月18日から1週間は、同じく南日本新聞で、曾於市ウイークとして曾於市の魅力が発進されました。また、たからべ森の学校も、SNSなどを駆使して情報を発進されています。北は北海道から南は沖縄までの行政関係者の視察も相次いでいます。曾於市の知名度はアップするばかりですが、不完全な受け入れ態勢では本当にイメージダウンするし、せっかくの移住希望者を逃がしてしまいそうです。

先ほどから市長も言われておりますけれども、移住希望者及び就農希望者受け入れに関して、せめて縦割り行政だけではなくて、各課連携、窓口の一本化を行い、即対応可能な専門の部署設置をするということは考えられないでしょうか、お伺い

いたします。

○市長（五位塚剛）

全国的には、観光協会のところに移住相談所を設けているところがあります。私たちの場合は、移住相談については、企画のほうを中心でやっているんですけど、決して十分だと思っておりません。建設課の建物の関係、企画のほうの土地取得の問題やらいろいろなことの、まだまだ連携がとれていない部分もあります。そういう意味では、もうちょっと力を入れるべきだと思っております。

ただ、この間、空き家対策のこのホームページによって、財部のほうで5軒空き家が売買されました。これは非常に大きな成果だと思っております。今後、今、末吉も大隅も、そのような形で不動産業者とさらに連携をして、今ある建物の再利用を含めた、そういう方々でもいいと思うんですね、そういうのを施設を、建物を紹介する連携などもちょっと私は足らないだろうと思っております。もうちょっと勉強させていただきたいと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

そうやって余裕のある方たちとか、子育てが終わって熟年世代で田舎暮らししたいという方は、余裕があって、住宅確保なども空き家バンクなどで検索して探せるのですが、単身者とか子育て世代の方々で田舎暮らしをしたくて、田舎で子育てもしたいという方が、近隣ならいいんですけど、遠くから、森の学校とかを通じて、遠くから来たいという方々にとっては、住居を探すというのは、ものすごいハードルが高いと思うんですよ。それで、一時的でもいいから、空いている市営住宅とか、そういうところを貸してあげて、1年でも2年でもいいですので、その中で、また曾於市内にちゃんとした住居を構えるという、そういう考え方もあるのではないかでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

そのことについても、市といたしました議論いたしました。やはり1年間、2年間、低家賃で体験ができる施設が必要だと思っております。そういう意味で、今、市民の方々から、建物の提供が、今ありますので、そういうところを整備して、曾於市にとりあえず移住するための一定期間の体験できる、そういう施設というのを、さらに充実したいと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

一日も早くそういう体制ができる事を願ってやみません。

先ほどからホームページを検索してって言われるんですけども、私も見てみたんですけど、ちょっと家賃がないとか間取りがないってなったら、若い人ってスルーしてしまって見ないのかなっていう点もあると思うんですけども、いかがなもんで

しょうか。都城とか霧島、家賃が幾らで、もし買うとなったら幾らとから詳しく述べてありますけれども、業者に問い合わせよとなったら、若い人は本当にそこまでしてしなくていいかって思うところがあると思うんですけども、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市のホームページですので、当然ながら、やっぱり見た人が、この建物は何坪でどれぐらいの価格なのか、また貸家としてする場合は幾らかという基本的なことは、やっぱり提示すべきだと思いますので、ホームページと不動産業者とよく相談して、直せるものは直していきたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

ぜひ移住者が身軽に来られるような曾於市にしていただきたいと思います。

次のフッ化物についてですけれども、私の言うことは余りないのかなと思うんですけども、一応私なりに調べたことを、おこがましいですけど皆さんに報告したいと思っておりますので、本当、大切な時間ですけれども、ちょっとお耳を貸していただければと思っております。

フッ化物とは、フッ化ナトリウムなどの化合物ということで、先ほども答弁にもありましたけども、お茶とか魚とか海藻とか含まれているのはフッ化カルシウムといって、余り胃腸から吸収されずに、多くは血中に移行することなく糞便とともに体外に排出されていくものです。洗口に使われるフッ化ナトリウムは、アルミニウム精錬で生じる副産物で、廃棄に多額のコストがかかる産業廃棄物であるし、天然の萤石から工業的に製造されます。口の中に残留するフッ素は粘膜から吸収されるし、口腔粘膜からの吸収の速さというのは皮膚の15倍の速さで吸収されると言われています。

もし洗口した場合には、30分間はうがいをしない、効果を高めるまで、高めるのでも30分間はうがいしないということになっているらしいです。だから、口の中に入っていますので食道を通って胃に入ります。フッ素は、ほかの物質と化合しやすく、胃酸と化合してフッ化水素として90から100%が血管から吸収され、全身を駆け巡り、骨や歯に蓄積していきます。少量のフッ素であっても、長期的には知能低下、甲状腺機能低下、がん、骨硬化症、ダウン症などの原因になるようです。このような懸念があります。どう思われますか。

○市長（五位塚剛）

非常に難しい内容のことを質問されましたけど、1回目の答弁をいたしましたように、このフッ化物の洗口については、親の中でも、いいと言う人とやめたほうがいいという方もいらっしゃいますので、学校教育の現場では、先ほど言つ

た答弁のとおりだと思います。

ただ、今言われた難しい内容については、私は医者ではありませんので、保健課長、詳しいですかね。じゃあ、答弁をさせます。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、フッ化物について、若干私のほうから説明を申し上げたいと思います。確かに議員が言われたとおり、フッ素自体は劇薬と指定されております。でも、このフッ化ナトリウムの用法、用量を守って使用すれば普通薬になります。これもWHOと日本、厚生労働省、これも安全で、かつ大量に摂取しなければ人体に影響はないとしておりますので、難しい、その議員の言われたことは、ちょっと私のほうも知りませんでしたが、今行おうとするフッ化物洗口につきましては、用量、用法をきちんと守れば、普通薬としてできるというふうに理解しております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

薄めれば、普通薬とし、利用できるということですけども、薄めても、やっぱり成分は残っております。それを口の中に入れるんです。でですね、フッ素って、1970年の国連人間環境委員会で、環境汚染物質の6番目、アスベストやヒ素よりも危険だとランクづけされています。岩川高校は、9月の議会でも出ましたけれども、2,600万円ほどの予算をかけて煙突の除去工事をしました。それほど気をつけないといけない物質なんですよ。それよりも毒薬、毒素があるというか、そういうの、幾ら薄めても成分自体は口の中から入っていくわけです。そちら辺は十分考えていただきたいと思っております。

それと、学校実施に向けての問題点がいろいろ、当分は導入しないということで、一応、頭の中に入れていただければありがたいと思って、ちょっと読ませていただきます。

学校実施に向けての問題点を挙げてみます。学校で集団実施すると、保護者は断りにくい。効能のみ力説して、薬害を矮小化している。洗口効果論に対して賛否両論あることを伝えていない。本当に安全で効果があるなら、虫歯がある児童だけすればいいが、虫歯が治るわけではありません。半数以上が虫歯ゼロなのに、全員フッ素洗口対象はおかしい。大勢の児童を担任一人が飲み込まないように監督することは極めて困難である。洗口後の廃液の問題もあります。薬を使うことで歯磨きがおろそかになることもあります。虫歯それ自体が致死的な結果をもたらす重大な疾患とは言えないのに、なぜ導入をするのか。学校は教育の場であります。シュガーコントロールや給食後の歯磨き指導に力を入れるべきじゃないでしょうか。洗口後の腹痛、恶心、嘔吐、めまい、頭痛等が頻発している。調合前は劇薬であり、保管の場所を確保しないといけない。

薄めるとはいって、歯科医師のいないところで大勢の子供に洗口させることは極めて危険であり、シャンプー等の手押しポンプと同等に正確に計量できないボトルで、児童が自分で洗口液を取り出して洗口することが多い。学校はさまざまな子供が集まる場所で、アトピーやアレルギー症の子供が増加している。インフルエンザワクチンは、死亡や重度の障害のある事例などがあり、現在は集団接種はしていないなどあります。

私、10月22日に、都城で北海道の歯科医師、清水先生という方の講演を聞きに行きました、そこで都城のお母さんが言われたことがあります。自分でも子供をお持ちでしたので、学校にお願いして、どういうものなのかなって。フッ化物洗口をされたみたいなんです。そうしたら、その日のうちに口の中がピリピリピリピリ痛くなつて、病院に行ったけど、何だかわからないと言われて、2日目、3日目となつても、今度は食道までピリピリし出して、宮崎の県立病院に行かれたらしいんですよね。そこで言われたことには、フッ化物による炎症だということを言われたようです。だから、もうそのお母さんは、こういうことは絶対子供にはさせたくないと思われたみたいです。

その原因としましては、いつもその洗口液をつくっておられる先生の、ちょっと濃度ミスというか、ちょっと間違われたみたいなんです。こういう事故というのは本当に起こり得ることだと思います。

私自身も、フッ化物とは関係ないんですけども、歯医者さんに行って、かぶせ物が取れたんで、それを治療してもらって、かぶせるときに歯科医に言われたんですよ。「これを使うと殺菌になっていいから、もしかぶせてしまったら、もうできませんので、どうされますか」と言われて、私も聞きもしないで、「じゃあ、してください」とお願いしたいんですけども。そうしたら、次の日、ものすごい治療したところが痛くなつて、下だったんですけど、上下全部痛くなつて、これはどうしようもないというんで、その日、ちょうどまた歯医者に行けなかつたもんですから、次の日に行こうと思ったら、そのときは、もう痛みとれてたんですけど。歯医者さんに言つたら、そういう事例は今まで聞いたことがないと言われるんですよ。だけど、その人のアレルギーというか、いろんな体質がありますので、そういう事故というのは、やっぱりフッ化物洗口にしても心配な点はあると思います。だから、集団洗口というのは、本当に怖いなと思っております。

先ほど、文厚委員会の資料のことで、私、まだもうちょっと気になるところがあつたので調べてみたんですけども、ここに劇薬ってどんなものであるというのが書かれているんですけども。ここに書かれてある劇薬とは、治療用や予防で必要な場所に使われる薬に対する薬事法上の分類であつて危険な薬剤ではないって書いてあ

るんですよね。でも、私が調べたのには、済いません、ちょっと書いたのがなくなつたんですけども。私が調べたのには、「毒薬に次いで生体に対する作用が強く、過量に使用すると極めて危険性が高い医薬品。一般的には微量で致死量となるもの、中毒作用のあるもの、蓄積作用が強いもの、薬理作用が激しいものなどを指し、取扱保存に厳重な注意が望まれ、薬事法で規制されている。中毒量と常用量が極めて接近しているもの、副作用の発現率が高いもの、常用量で激しい薬理作用を示すなど、使用方法を誤ると危険なものが指定される」とありました。これは、反対派の見解ではなく、普通に調べたことです。見方によつては、このように全然一つの言葉に対しても解釈が違うなつてびっくりしたところであります。

この資料に、取り組んでいる近隣の市町というところで霧島市もあつたんすけれども、この霧島市の今の状況は、どこの小学校も洗口していないという情報も入つてきました。フッ化物洗口は、ぶくぶくうがいさえできれば誰でも利用できるとありますけれども、この洗口も、WHOは、昔は本当にバリバリのフッ素の推進派だったんですけども、1994年に子供が洗口時に多量に飲み込んでしまつて斑状歯になつたりとか、いろんな薬害が起きていくことが懸念されて禁忌としたんですよ。絶対やってはいけないことって1994年にしたんですけども、日本の厚労省が、それじゃなくて、うがいができるといいというか、簡単に解釈して、フッ化物洗口の拡大を推進していっています。本当に信じられないようなことばかりなんですけれども。そのまましていくということは、フッ化物洗口をしていくのは各自治体に任されているようすけれども、そこら辺もやっぱり曾於市としても本当に真剣に考えていただきたいと思っております。

子供の健康と家族の健康は、私たち女性、母親が担っています。今の時代、食品にしても、添加物や化学物質が溢れている世の中です。安易に薬に頼ることを教えるのではなく、薬に頼らざるとも歯磨きや食生活で虫歯を防げると子供に堂々と教えていける大人になっていきたいものです。

各機関から、さまざまな要請や縛りがあると思います。フッ化物が安全であると証明できれば反対はしません。住民の健康や安全を最優先するべきではないでしょうか。曾於市は、小学校に対して、洗口していくというのは、まだ見送ると先ほど言わされましたけれども、してはいけない保育園で、実際、12園されているわけですよね。2つの園はされてないって。そのうちの園長先生に、1人聞きましたら、最初は取り組んだんだけども子供に本当にそういうのを使っていいんだろうかって中止にされたようです。その先生は、本当に昔から子供に対してもですけども、本当にいいものを食べさせて、本当に健康にいい生活を送つていきたいという考えの先生でした。

推進する側の効能優先と、健康不安を訴える反対意見が存在し、フッ素洗口で既に斑状歯が出ている現状などを考えたとき、先ほどの文厚委員会で出た、していくという計画は延期とされましたけれども、このようないろいろ事例を考えて、曾於市の子供たちの健康を考えて、中止にしていく、中止する、やっていかないという考えは持たれませんか、市長、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

フッ化物洗口につきましては、先ほども、いいですよと言う方々もおられます。問題ある、心配だと言う方もおられます。そういう中で、市といたしましては、市内の保育園等について、保育園がやるというところについては、保健課のほうも対応してやっておりますけど、小学校については、基本的に先ほどずっと答弁いたしましたように、学校側、また父兄、この方々が、やってほしいということが決まれば、私は市のほうも支援はしてもいいと思います。

ただ、そういう、まだ学校側は父兄がしてほしくないというものを行政が強制するわけにはいきませんので、教育委員会にもそのようにお願いをしたところでございます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

フッ化物洗口に対する賛否両論、いいことばかりじゃなくて、こういうリスクがあるんだということを必ず保護者に伝えていただいて、するべきか、しないべきかをしっかりと保護者の方に聞いていただいて取り組んでいっていただくことを希望して、私の質問を終わります。

○議長（土屋健一）

ここで質問者交替のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時49分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第4、九日克典議員の発言を許可いたします。

○9番（九日克典議員）

創政会の九日です。議長の許可を得ましたので、2項目について質問いたします。

まず1項目め、農業振興についてです。

本市のスマート農業推進方針は策定されておられるのかお伺いします。本市に限らず、鹿児島県全体が、農業は地域経済を支える基幹的な産業として実現されてい

るからです。国は、平成26年3月に、スマート農業の将来像や実現に向けたロードマップ等の中間取りまとめを公表し、平成31年2月に九州農政局は、スマート農業の推進について公表しております。同時に、鹿児島県においても、スマート農業推進方針が策定されています。そこで、本市における方針をお伺いするところです。

2番目に、スマート農業は、広範であり、抽象的であると言われますが、市内にスマート農業を導入して取り組みされている農家、法人等、何件ほどあるか、また、その内容等、お伺いします。

3番目に、スマート農業の将来像について公表されていますが、その中で、きつい作業、危険な作業からの解放でアシストスーツを推進されています。本市でも導入される考えはないか、お伺いします。

2項目めについて、教育行政について、日本は技術立国として発展し、小学校から義務教育の中で、技術の基礎の一つとして図工があります。教科としてどのように位置づけられているかお伺いします。

2番目に、現状、図工の授業を普通教室で行っている小学校もありますが、図工の教育を特別教室での授業として施設整備は考えられないかお伺いします。

以上で、壇上から1回目の質問とします。

○市長（五位塚剛）

九日議員の一般質問に対して、お答えしたいと思います。

質問事項の1については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の2については、教育長に後から答弁をさせます。

1、農業振興についての、①本市のスマート農業推進方針は策定されているかについてお答えいたします。

現在のところ、本市においては、スマート農業推進方針は策定されておりませんが、県では本年度より振興局単位でスマート農業推進協議会を立ち上げて実証試験を行っていますので、その後、その動向を見ながら、本市のスマート農業推進方針の策定について検討してまいりたいと思います。

1の②スマート農業を導入し、取り組みされている農家数及び取り組みの内容についてお答えいたします。

現在、耕種農家でスマート農業を取り組みされている農家は聞いておりませんが、畜産農家で個人24件、法人5件が取り組んでおります。また、その取り組み内容につきましては、牛の発情発見装置と分娩の予知をするものであります。

③アシストスーツを市で導入する考えはないかについてお答えいたします。

アシストスーツを市で導入するとなりますと、かなりの業種の分野でかなりの数が必要になると思われ、市の財政的にも負担が大きいので、現在のところ導入の考

えはないところですが、将来的には、国県等の補助事業等の支援もあるかと思われます。また、メーカーによりましては、1日当たり1,000円でリースを行っているところもありますので、それらの利用もひとつ的方法かと思われます。

あとは教育長が答弁いたします。

○教育長（瀬下 浩）

2、教育行政についての①図工が教科としてどのように位置づけられているかについてお答えします。

図画工作科は、表現や鑑賞の活動を通して造形的な見方や考え方を働きかせ、生活や社会の中の形や色などと豊かにかかわる資質・能力を育成することを目指して設定された教科であります。授業時数は、1・2年生で週当たり2時間程度、3・4年生で1.7時間程度、5・6年生で1.4時間程度を充てることとなっています。

2の②特別教室としての施設整備についてお答えします。

図工室を設置していない小学校は6校ありますが、いずれも普通教室での授業や多目的教室、理科室等を利用して授業を行っており、特に支障はないとのことから、現在のところ新たに図工室の校舎を建設する計画はないところです。

今後、学校校舎の改築や大規模改修工事等が発生した場合には検討したいと考えています。

以上です。

○9番（九日克典議員）

策定については検討するということで、前向きな答弁をいただきましたので、それ以上言うことはないんですけども、やはり方針の位置づけとしては、本市の農業、先ほども言いましたが、8割は畜産が占めていると、農業生産額のですね。スマート農業の導入の方向性を示すためにも、本市もこういうスマート協議会とか研究会の方針の設置から始めるべきだと考えますが、市長は、スマート農業の、この設置について、もう一回具体的にちょっと話をさせていただけないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今後、農業がロボット化、無人のトラクター、無人のドローンを含めたいろんな事業が展開されると思います。農業の中にいろんな形で、このスマート農業の技術が生かされてくると思いますので、ことしの5月に曾於地域のスマート農業推進協議会というのを、今仮称ですけど立ち上げて、設立に向けての準備が始まりましたので、具体的にはそういう方向で県のほう、普及所を含めた、そういう方々の支援ももらいながら立ち上げていきたいというふうに思います。

○9番（九日克典議員）

今、スマート農業研究会の設置ということで検討されているということでござい

ます。私は、今ちょっとテレビ等で、新聞等でちょっと知ったんですが、県内の地域で、このスマート農業研究会なり、こういった方針、農業の推進についてということを策定している市町村はあるかどうか、何件ほどあるか教えていただければと思います。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

県内では、鹿児島県と鹿屋市がスマート農業推進方針を策定しております。

以上です。

○9番（九日克典議員）

市では鹿屋市だけですね。私もその鹿屋市だけはテレビで知って、ちょっと調べてみたんですけども、非常に31年の、国はですね、農政局は、先ほど1回目の質問で言いましたが、31年にスマート農業の推進についてを公表されております。それで、鹿児島県も31年の2月に、こういうスマート農業推進方針を策定されております。それから、鹿屋もあくる月ですね、3月です、もう31年の3月に「かのや型スマート農業推進方針」についてを策定されております。そういった意味で、この私も、きのうこの鹿屋の農林、あそこは海がありますから農林水産課かな——の、課に聞いたところ、これは1年以上かかったということですね、準備からですね。

そういうところで、かのや型農業推進方針は耕種部門限定して策定しているということですが、市長はどちらの、畜産部門か、もう両方兼ねてやるのか、鹿児島県の農業推進方針施策は、どちらも総体的にやっておるわけですが、曾於市としては、畜産部門、耕種部門あわせた推進方針を策定されるのかお聞きします。

○市長（五位塚剛）

どちらをするかということは、まだ決めておりませんけど、曾於市内においては、子牛が生まれたら、もうすぐに親と子を離して、ロボットにより授乳というのをされている農家もおられます。そういう意味では、本当、先駆的な、先進的な事業をされております。

ですから、畜産農家でも、いろいろとこのスマート農業でされている方もいますので、また耕種農家についてもいろいろありますので、どちらかというと、やはり今後は耕種農家を応援する必要があるのかなと思いますけど、今後、具体的に確定をしていきたいというふうに思います。

○9番（九日克典議員）

もう十分御承知のとおりですが、復唱という感じでお聞き願いたいと思います。

鹿児島県の推進方針の位置づけとしては、もうおおむね10年先を見据えた将来像を描き、そして実現に向けた取り組み方向策を示すということで、この方針の案は

出ております。国におきましては、平成25年までにデータと先端技術のフル活用による世界トップのスマート農業の実現を目指して、農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実現するというふうに、もう年数を限定して方針で位置づけられております。

そのためには、ぜひ早くその方針まで、できるまでには、鹿屋については、鹿屋農業研究会を設置、屋久島地区はスマート農業推進会議と名前が変わっていますが、内容は一緒だと思うんですよね。早くこういった研究会を設置して研究されてやっていただくことをお願いしたいと思っております。

その中で、今、テレビ・新聞等でいっぱい出ておりますが、南日本新聞の11月17日の「顔」という欄に、農水省をやめて、新福青果ですね、都城の、すぐ近くですが、そこに就職して4年間スマート農業に勤めて、デスクワークだったからやめて、その新福青果が非常に全国の69カ所で農水省が決めている実証試験場に、実証実験事業所に選ばれたということで、新福青果がありますが、JAとかいろいろありますけども、こういったところに専門家が、栗原貴史さんという方ですが、載っておられます。これですね、見られたと思うんですが。そういった方の、専門的な人がおられますので、早く立ち上げて、この専門的にデスクワークなんかで勉強されて、非常にこのスマート農業にもかかわった人だと思うんですが、そういったところに早く立ち上げて、研修に行っていくのも一つの方法じゃないかと思いますが、市長はどう思いますか、お答え願います。

○市長（五位塚剛）

私もその記事は読ませていただきました。また、新福青果さんもよく存じております。先駆的な役割を果たしているというふうに思っておりますので、当然ながら、このことについては協議会を立ち上げをしたいと思いますけど、農林振興課長が、思いがあると思いますので答弁をさせたいと思います。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

今市長も申し上げましたとおり、研究会なり、それから農家の代表なり、耕種、畜産、そういう代表の方を入れまして、早く研究会を立ち上げて、スマート農業に乗り越れないような方向で取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○9番（九日克典議員）

新聞活用ばかりしていますけども、11月の22日ですね、2019年度の農業支援は3,200億円ということで南日本新聞に載っておりました。2019年度の補正予算ということで、この中に、日米貿易協定の発効に備えた農業対策として、3,200億円が

農業支援へ計上されたと、補正予算ですね。そして、その対策として、米国産牛肉の関税が下がり、輸入増が懸念されるため、畜産農家を支援するための政策をやると、それからローンなど先端技術を使ったスマート農業の促進ということも入っておりました。記事として載っておりましたので。

それから、繁殖雌牛の導入に、1頭当たり数十万円の奨励金を出す、それから畜産クラスター事業の認定要件を緩め、緩和する、それから中小規模の農家にも施設整備や機械導入にかかる費用を支援するというふうに載っております。これも先ほど、有機センターのことでも渡辺議員、同僚議員が質問の中ありましたけども、私も森山先生からこの中小規模農家の機械器具、土壤改良は進行せないかん、それをまた平たくせないかんという機械部品ですね、ロータリー、進行するやつ、アタッチメントの部分ですが、そういった問題に対して、2分の1を補助するというふうに聞いております。国のですね、支援させるというふうに話の中ありましたので、具体的な話は、まだ文書化されておりませんが。令和2年度の予算が出ると思うんですが。この3,200億円の補正のほうに入っているのか、ちょっとそれはわかりませんけども、その点も研究していただければなと思っております。そうすると、早く補助金が補助の対象になると思いますので、よろしくお願ひします。

それから、これも市長が、もう政策を検討すると言われましたので、これはもう国策ですので、やはり早く充実した推進に向けた体制づくりをやっていただきたいと思います。

それから2番目に入りますが、スマート農業を導入した農家が畜産農家だけだということで、この畜産課長が一番詳しいと思うんですが、もう調べてこられていると思いますので、この畜産のスマート農業を取り入れた畜産農家の成果ですね、どのような成果が出たかをお聞きかせいただければと思ひますが、いかがでしょう。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

スマート農業の中で、畜産の中では、牛の発情発見装置、それと分娩を予想する、予知をする装置、この2つが主なものでございまして、畜産農家にとりましては、特に分娩等につきましては、いつ生まれるか予想がつかないというような中で、こういうものから、もう農家が解放されると。仕組みといたしましては、分娩の1日前に段取り通報ということで、1日前にその通報が参ります。で、準備をしますと、今度は生まれる直前に駆けつけ通報ということで、そういうものが来ますと、農家としては、かねて分娩前になると昼夜間わず観察等を行わなければならなかつたものが、それから解放されるということでございます。

それと、発情発見装置につきましても、牛の発情を発見するためには、やっぱり

観察というものがありますけれども、どうしても外の作業とかそういうもので見逃すこともあるわけですけれども、そういうものにつきましても受胎率の向上とかそういうものにつながっているという、非常に、特に多頭飼育農家での導入がされているわけですけれども効果が出ているところでございます。

以上です。

○9番（九日克典議員）

私も、十四、五年前に、一緒に大型農家の繁殖農家の方と一緒に飲む機会がありまして一緒に飲んでいたんですが、その人は、もうスマートフォンで分娩も見れるということで、もうのんびりと一緒に飲んだ記憶があります。もうそういう、早い段階からこういう分娩の発見監視システムというのはやっていると思います。

それから、搾乳ロボットはどうですか、乳牛関係は入っていないんですか、お聞きします。

○畜産課長（野村伸一）

搾乳ロボットにつきましては、これは曾於市内で1件入っております。全自動化ということで、搾乳の作業を人間が携わるということじゃなくて、もう牛が自動で入って、そして洗浄を通して、搾乳も自動で行っているということで、その搾乳に関しては、全然手がかからないという方式でございまして、省力管理につながっているところでございます。

以上です。

○9番（九日克典議員）

これはクラスター事業の中での導入というふうに、補助金は解釈していいですか。

○畜産課長（野村伸一）

はい、そのとおりでございます。

○9番（九日克典議員）

もう非常に今からは、こういったスマート農業というものは高齢化なり担い手農家が減るということで、非常に喫緊の課題だということで、国策で農業を守らなくちゃいけないということで普及されると思いますので、大事な事業でありますので、市長のほうで早く方針を策定して、補助の計画なり、そういったものまで発展するようにお願いを、検討していただければなと思っております。

それから、3番目に、スマート農業の将来像について大まかに、この国、農政局の中に入っています。スマート農業の将来像というふうにあります。この中の3番目に、きつい作業、危険な作業からの解放、要するに重労働からの解放ということで取り上げられております。

それで、この中にアシストスーツ、農業用のアシストスーツ、私、これインター

ネットで調べましたけど、いっぱいあります。もうピンからキリまであるというか。その中で、また新聞の事例を取り上げますけども、10月16日、屋久島地区スマート農業推進協議会が主催で研修をやったと紹介されております。ＩＣＴなりを活用したスマート農業の開設やスマート農業を使った生産行程管理システムの紹介、パワーアシストスーツの試着体験があったということで、集落の農家の方が、「便利だとは思うが金額が高い、行政などの補助があれば今後考えてみたい」と紹介されております。

そういうことで、この今、鹿屋のスマート農業を、ちょっと電話で聞いてみたんですけど、鹿屋では、1着だけ農林水産課が購入して、100万円したということで、これは全部、市の単独でやりましたと。私は7着ぐらいかなと思ったら1着だけ。だったら、非常に申し込みが多いでしょうというふうに聞いたんですけども、まだそれほどまではないということですね。

このスーツを借りたいという方には、市が、その借りたい人の希望者を選定して、そして持つていって貸し出すという方法をとっているというふうに聞いております。そういった方向で紹介されておりますので、1着じゃ、ちょっと足らんと同じやないですかというふうに言ったんですけども、今のところ1着で十分だということで、今、根腐病とか基腐病のサツマイモ農家がありますが、鹿屋も曾於市もほとんど、鹿屋市が耕作面積はサツマイモは多いわけですが、曾於市にはユズも非常にやっぱりコンテナ入れて軽トラックに積まなくちゃいけないという、サツマイモだけの、先ほど市長が言われましたように、多種多様の作物がありますけども、ユズも産地であります。そして、サツマイモも耕地面積の33.8%——前の質問でも言いましたけども——を占めるような農地、中小規模な農家であります——が、農業を経営されると思います。大規模農家は、大型の集荷機械を持っていると思います。

そしてまた、あのタイヤのフォークリフトですか、ショベル、そういったもので運搬するところまで、500kg、フレコンを運べるということがあります、普通なら、小規模農家は、やっぱりサンテナかごに入れて、そして軽トラックに積んで、そしてまた収穫作業の、運搬作業のしやすいところの土手に、フレコンバックを500kg積まなくちゃいけないというような現状ではあります。500kgというと、20kgだったら25箱ですね、25箱を、1箱、ワンフレコン運ぶには25箱、20kgとして25箱を運ばなくちゃいけない。

そういった意味で、非常に高齢者にとっては大変な作業であるなというふうに考えますので、高額であるということで、サツマイモに限らずですね、今言った、ユズも、一応、大体20kgのサンテナかごに詰めて、そして集荷場に持っていくというような現状でありますので、やはりこれも1着で、鹿屋のほうに研修に行かれて、

導入の方向で検討をしていただければと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

このアシストスーツは115万円ぐらいで試験的にされているみたいですが、甘諸農家は、今非常にいい機械が搬入して、大分仕事的には、もう楽になってきているというように思います。ユズ農家につきましては、なかなか機械化ができませんけど、私もユズを今度ちぎりましたけど、20kgのサンテナを持って頑張りました。軽トラックに積んで持っていく分には、どうにかですけど、向こうのほうでは、現地のほうで、ユズの植栽センターのほうで、ちゃんと手伝いをしてくれておりますので、今後、どういう形がユズ農家の支援になるか、さらに検討をしてみたいというふうに思います。

○9番（九日克典議員）

このスマート農業については検討するということですので、早目のスマート農業研究会の設置をお願いして、早い方針案を策定されることを希望します。このスマート農業については、以上で終わりたいと思います。

次、教育行政についての質問を、ちょっとさせていただきたいと思います。

教育行政要覧についてありますけれども、30年度のですね。31年度は、まだできていないと思うんですけども、30年度について、基づいて質問をいたしたいと思います。

技術立国の、1回目の質問で言いましたけども、やはり義務教育としては、教育の技術の基礎の、1回目は小学生、時間も書いていただきましたけども、やはり図工が技術的な第一歩の取り組みじゃないかなと思っております。その中で、ここに書いてありますね、もう特別、①と②に、もう兼ねて、ちょっとごっちゃになりますけども一緒に質問したいと思いますので簡略化したいと思います。

今、普通教室で図工をやっている学校があるとありますけども、その学校名はわからないですか。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

学校で図工室がない小学校は6校ございますが、高岡小、諏訪小、光神小、柳迫小、菅牟田小、恒吉小、この6校につきまして図工室がないところでございます。

○9番（九日克典議員）

この市の教育行政要覧の40ページですが、この中に特別教室と普通教室が列記されております。この数字がまちまちなんですよね、学校の格差なんですが。この理由は何でしょうか。

○教育長（瀬下 浩）

特別教室と普通教室の割合ですね。普通教室は、基本的には学級数に応じてある

わけです。それから特別教室というのは、学校の規模等も考えながら、基本的には、そこの教室ではできないような音楽室だとか理科室だとかですね、ちょっと教室では支障があるようなものは特別教室として設置しているところでございます。

○9番（九日克典議員）

末吉小学校は10ありますが、複式学級になったら、必ず1教室は空きますので、その教室を特別教室として利用できるなということもありますけども、特別支援教室なりかなりふえてきているという話は聞いておりますが、そういったとここまで非常にこう格差があるもんですから何なのかなと思ったんですね。今言われた6つの学校は普通教室で図工をやっていると。

この普通教室で絵画をやったり、習字をやったり、そうすると必ずこぼれますよね。今は非常に我々の時代と違って、机はもうふけば簡単にきれいになります、確かに。そこに落としても雑巾でふけばきれいになりますが。しかし、やっている児童、子供たちが、やっぱり普通、算数、国語、社会、理科とかやっている教室の中で、そういうふうにこぼしたということになると何か後ろめたさを感じるんじやないかと思うんですね。そうすると、この絵画も、絵の具を使ったり、御存じのとおり、吉井記念展も、これ出されております。曾於市は「絵のまち、曾於」をうたつてしておりますので。そういった意味では、非常に図工というのは、想像力——通告にはないですが、プログラミング教室ちゅうのが20年から必修化されるというふうにちょっと聞いております。その中で、やはり想像力、集中力ですね——というふうに、集中力まで出されておりますが、やはりこの図工ちゅうのは、そういったプログラミング教育に最も匹敵するんじやなくて、プログラミング教育ちゅうのは、まあ私の見たところの解釈ですが、教育としての教科はないと、算数とか国語の教科の中で取り入れて伸ばしていくというような教育だというふうに聞いておりますが、通告にはないですけども、市長、教育長、答えていただければ。

○教育長（瀬下 浩）

今おっしゃられたとおりで、ＩＣＴ教育につながるようないろんな要素です。そういうものを各教科の中で取り上げていくということで、これをしろとか、こうならなければならないという決まりはないわけでございます。

なお、先ほどの特別教室の数の違いは、特別教室の中に空き教室も入っておりますので、そういう違いが出るということでございます。

○9番（九日克典議員）

先ほど、「絵のまち」をちょっと言いましたけども、やはり曾於市が生んだ平成16年に100歳で亡くなられております。第1回目のときからは、本人が来られて審査員をされた記憶があります。今でも続いております。今度、今三十何回ぐらいで

すかね、開催回数。この吉井先生は文化勲章もいただいているし、文化功労章ももらっている。そして日本芸術院会員でもあられたので、非常に、曾於市では1人ぐらいかなというふうに私は思っている、私の知っている限りでは1人ぐらいかなというふうに思っております。叙勲では、山中先生も勲一等とかいろいろ叙勲されますが、非常に文化人であり、尊敬する先生であります。そういう記念も、「絵のまち、曾於」という意味で、重点事項として挙げられておりますので、この特別教室を、特別教室待遇の、普通教室でやられる方は、プレハブでもいいですから、そういう教室の、特別な教室をつくっていただけないかなというふうに考えるんですが、どうでしょうか。

○教育長（瀬下 浩）

「絵のまち」につきましては、大分力を入れておりますが、社会教育だけでなく学校教室にも力を入れておりますが、多くの小学校が、その作品展には応募してくれているというふうに思います。

今、絵のことを言われましたけども、実際、この図工の中で、絵に使われる時間はどの程度かというと、その中の4分の1程度ということで、時数にすると、かなり少ないわけでございます。そして、先ほど言わされたように、絵の具がこぼれるとか何とか、そういう可能性がある場合は、それなりに教室が、ほかに特別教室がありますので、理科室を使うなり家庭科室を使うなり、あそこには水回りもありますので。その他、学校でいろいろと工夫をされているようでございます。ですので、プレハブがあるところは、それも使えるわけですので、そこも学校のほうで工夫していくって使っていただければいいんじゃないかなというふうに思っております。

○9番（九日克典議員）

「地域が育むかごしまの教育」というのが、県民週間が11月1日から11月7日までありました。私もちょっと柳迫小に行かせてもらったんですけど、後ろのほうに紙粘土を使ったりとか段ボールを使ったりという、そういった作品を、もう何度も言いますけども、普通教室でトンカチを使うこともあるかもしれない。そうするところさかたり、隣の教室にうるさかたり、そういう面もあるんじゃないかなというふうに考えております。

その中で、曾於市は、「陶芸、音楽、太鼓のまち、曾於」というふうなことを郷土教育、「特色ある文化活動の充実・促進」という重点項目の中に位置づけられておりますので、やはりこの陶芸でも、やはりその普通の教室じゃ、ちょっとまずいんじゃないかなというふうに考えております。それは紙粘土を使ったり、絵は、ちょっと反論しますけども、絵のまち末吉で、たったそれだけの時間でいいものか、ちょっと疑問に思うんですが、逆にですね、どうでしょうね。

○教育長（瀬下 浩）

图画工作の内容については、学習指導要領のほうでおおむね決められておりますので、それに従って学習するということになるかと思います。

○9番（九日克典議員）

吉井記念展を言いますけども、ちょっとまたくどいですが。南日本美術展が74回ありましたね。この中に、自慢すべきことは、吉井賞受賞者が秀作賞に2名おられました。それだけ吉井賞を受賞したということで、吉井絵画記念というのは非常に重要な役割を果たしているんだなというふうに思っております。

残念ながら、吉井先生の絵も、今町内にも庁舎内にもありますし、文化センターにもありますが、数少ない名画が奥さんのほうの国、言ってもこれはもうばやきでしかないのでしょうかがないことでありますけども、美術館があればよかったですけども、非常に残念なところであります。とにかくこういう重点項目で、「絵のまち、曾於」をやっている、陶芸とか音楽、太鼓、こういった重点の教育もプログラミング教育でも兼ねて述べさせていただきますけども。

それで、子供は、やっぱり遊びながら、子供が体感したり、本物を、それが本物の力になると。何でも、今ノーベル賞をもらっている人が言わることは、基礎が一番大事ですよと言われております。この基礎を大事にするということで、この充実をお願いしたいと思っております。

想像力、集中力、観察力、それから空間認識力、理論的思考力、プログラミング能力、これを、先ほど教育長が言われたＩＣＴを担う人材が育成される、してくると、それから四次産業革命を生き抜くための力であるということを養っていくという教育をお願いしたいと思います。

今、教育の専門家が言われております。今、子供に必要なのは、ユニークな想像力です。クリエイトですね。知の、思い浮かべる想像力じゃなくて、つくる創造力、それとひらめき力が今からの子供は必要になるというふうに言われておりますが、この点の評論家の言葉を教育長はどういうふうに感じられますか。

○教育長（瀬下 浩）

これからの中での教育の中でどういう教育が必要かと、一番能力が必要かということについては、もう国、あるいは世界的に、ある程度、統一的な考え方があります。そこから出てきたのが、思考力、判断力、表現力という今の新しい学習指導要領の主力になっている部分でございます。今言われた、その創造力も、そういったものの延長上にあるというふうに考えておりますので、その意見は同じように考えられるというふうに思います。

○9番（九日克典議員）

私的なことを余り言っちゃいけないんですけども、私は柳迫地区です。小学校が私の母校です。柳迫小学校は、今入っていた普通教室でこれをやっております、図工をですね。今度は、市長が新しく児童クラブの69m²の新しくつくっていただきます校舎、校舎ちゅうか建物をつくっていただきますが、それでプレハブが残るんですね、その今児童クラブの教室がですね。そこはちょっと雨が漏っているんですが、そういったところの活用を重ねてお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○教育長（瀬下 浩）

学校に聞きましたら、もう活用しているときもあるということで、ぜひ学校のあれで活用していただきたいかと思っております。

○9番（九日克典議員）

学力向上も大事でしょうけども、やっぱりこういった技術の基礎の問題の、図工は基礎になりますので、技術の基礎の第一歩としてなりますので、子供たちは遊び心も大事だということで、そういった児童が成長するように教育をお願いしまして、一応、話は、質問は終わりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（土屋健一）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、あす4日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時34分

令和元年第4回曾於市議会定例会

令和元年12月4日

(第3日目)

令和元年第4回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和元年12月4日（水曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

(第3号)

第1 一般質問

通告第5 今鶴 治信 議員
通告第6 渕合 昌昭 議員
通告第7 岩水 豊 議員
通告第8 宮迫 勝 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 重久昌樹	2番 松ノ下 いずみ	3番 鈴木栄一
4番 岩水 豊	5番 渕合 昭	6番 上村 龍生
7番 宮迫 勝	8番 今鶴 治信	9番 九日克典
10番 伊地知 厚仁	11番 原田 賢一郎	12番 山田 義盛
13番 大川内 富男	14番 渡辺 利治	15番 海野 隆平
16番 久長 登良男	17番 谷口 義則	18番 迫 杉雄
19番 徳峰 一成	20番 土屋 健一	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 津曲克彦
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市長	五位塙 剛	教育長	瀬下 浩
副市長	八木達範	教育委員会総務課長	橋口真人
副市長	大休寺拓夫	学校教育課長	川路道文
総務課長	今村浩次	社会教育課長	岩元浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱田政継	農林振興課長	富吉浩幸
財部支所長兼地域振興課長	荒武圭一	商工觀光課長	竹田正博

企画課長	外山直英	畜産課長	野村伸一
財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
税務課長	山中竜也	建設課長	新澤津順郎
市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩
保健課長	桐野重仁	会計管理者・会計課長	田代庄市
介護福祉課長	福重 弥	監査委員事務局長	吉元剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹下伸一	農業委員会事務局長	中山純一
財部支所建設水道課長	上集基志		

開議 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（土屋健一）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第5、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○8番（今鶴治信議員）

おはようございます。8番、新生会の今鶴治信でございます。

私は、大きく3つの項目について、市長に質問いたします。

まず、第一に、市民祭について。

①市民祭のテント利用料の値上げの理由はなぜか。

②過去5年間の出店数の推移は。

次に、不妊治療につきまして。

①平成30年9月の一般質問でもしましたが、不妊治療の人工授精の助成について、今後検討したいという答弁でございましたが、その後どうなったか伺います。

最後に、移住・定住事業のお取り組みにつきまして。

①曾於市に移住してきた方々の移住者の会はできているのか伺います。

②来年度、新たな事業の計画はあるのか。

③振興住宅の空き家の現状はどうなっているのか。

以上、3点について市長に質問いたします。明確な答弁を求めます。

以上、壇上からの質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

市民祭について、①市民祭のテント利用料の値上げの理由についてお答えいたします。

1つのテントの半分のスペースごとに利用していただいているが、昨年は飲食ブースが7,000円、一般ブースが4,000円でした。ことは、一般ブースを1,000円値上げして5,000円としたところです。主な理由は、飲食ブース利用者から、一般的の利用料の差額の3,000円は大き過ぎるといった意見があったことを考慮したもの

です。

1の②過去5年間の出店数の推移についてお答えいたします。

平成27年度が71店、平成28年度が70店、平成29年度が66店、平成30年度が67店、
今年度が62店となっております。

2、不妊治療についての①市の取り組みについてお答えいたします。

不妊治療につきましては、現在、特定不妊治療の助成を行っております。人工授精による一般不妊治療の助成も、治療される方の負担軽減や少子化対策として、来年度から実施の方向で考えています。

3、移住・定住事業の取り組みについての①移住者の会はできたのかについてお
答えします。

曾於市観光協会が運営する移住者の会があると聞いております。

3の②来年度新たな事業計画についてお答えします。

これまでの住宅取得祝金制度や宅地分譲事業、婚活、田舎暮らし移住体験、移住就業支援金に加えて、若者を対象とした起業を支援する事業を検討しているところです。

3の③振興住宅の空き家の現状についてお答えします。

大隅の笠木団地1戸、財部の大川原団地1戸、末吉の諏訪団地2戸の計4戸の地域振興住宅に空き家があり、現在、公募しているところで、末吉の見帰団地については現在入居手続中です。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

ただいま、市長より答弁をいただきました。

質問事項に沿って2回目以降の質問をさせていただきます。

ことし、市民祭の2日目に、私も参加しまして、各ブースを回ったときに、いろんなたくさんの方が、テントの利用料は高過ぎて、これはとてもじゃないけど、なかなかお店を出していくのが難しいという意見をたくさん聞きました。

そして、いつも来られている方々が、何店もちょっとこしあは参加されていないんじゃないかなという気がしまして、このことについて質問いたしました。

私が、その方々に聞いた話では、具体的な意見をいただきましたけど、1つの半分の場合がこれでありますので、1つのテントを2日間利用する場合は、1万円かかるということで、ほとんどボランティア的活動でされている方々が多いんですけど、300円、400円の品物を売って、1万円分のテント使用料を出すというのは、非常に大変だということを聞いております。

聞くところによると、以前は市の職員が市のテントを立てていたけど、やは

り弥五郎祭りからずっとイベントが続くということで、イベント会社にリースで借りて、委託されているということでございました。

この点もやはり、テント利用料に影響があるのかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

テナント料について、どういうふうに影響があるのか、私わかりませんので、担当課長から答弁させます。

○企画課長（外山直英）

それでは、お答えいたします。

先ほど、議員が御指摘のように、10月以降、土日に入りますと職員等イベントのほうに駆り出されておりますので、そういった負担軽減等も考慮した結果でございますが、今回、値上げしましたのは、リースを行ったのが原因で値上げをしたということではございませんで、飲食ブース、一般ブースとの均衡を図ったという点で1,000円値上げしたところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

以前からそういう、この料金を取るということは、やっぱり売り上げがあるわけですから、平等的にするんですけど、やはりいろんなボランティア的活動で出店されている方がほとんどだと思うんですけど、このブースの出店がいろんな事情もあるんですけど、27年が71店舗で、結果的に今年度が62店、9店舗減っているということになりますけど、この皆さんに、計算すればわかるんですけど、いただいているテント利用料は全部でことしは幾らだったんですか。大体でいいです。

○企画課長（外山直英）

今数字ちょっと持ち合わせておりませんが、今年度、テントを72張りといふんですか、72張り設営しております。7,000円と5,000円の分がございますが、約40万円程度だと思います。

○8番（今鶴治信議員）

ほかの財部の市民体育祭、弥五郎どんのときは、ああいう業者さんが道路側に出したということで、市民祭は特に一般の方々がそういうとこに持ち込んで、展示やら販売いろいろされていると思うんですけど、その中で、市民の方がおっしゃるには、日曜日は松崎しげるさんも来られて、本当盛り上がって、非常に市民の方がたくさん来ていらっしゃっていました。私が行ったときも。

ただ土曜日は、本当、最初はまあまあいたけど、昼からほとんど訪れる方がいらっしゃらなくて、販売者もすごく安くで売らないと、また次の日に売るわけにはいかんちゅうことで、すごく忙しくなったという意見がありました。

やはり、せっかく市民祭ですので、そういう歌手もんですけど、いろんな農産物とか、自分たちで手づくりのものを持ってきて、売り上げは別として、そういう展示の場でもあると思うんですけど、そういうことで、このテント料の値上げが、やはり継続していくには、非常に影響があるんじゃないかなと思っております。

40万円程度で、収入としても、その市民祭に大きく影響があるということじゃないと思いますので、できればこれをもうちょっと皆さん 의견を聞いて、利用しやすい料金に設定することは可能であるかどうか、市長に伺います。

○市長（五位塚剛）

当初、市の職員から値上げをしたいという要望がありましたので、別に値上げしなくてもいいのじやないかという意見も申し上げたところでございました。今回、このようなことで、一回させてほしいということになりました。

今後、このテント料の問題については、いろいろと検討はしていきたいと思います。

○8番（今鶴治信議員）

会場に訪れる方も市民ですが、やはりそういう場にみんなで手づくりのものを出して、市民祭を盛り上げようという、そういう市民のボランティア的な気持ちに水を差すような結果になったと思っております。

その中で、安全上の問題もあるのかもしれませんけど、ほとんどそういう方々はいろんなところに行かれますので、自分たちの自前のテントらしきものを準備している方もいらっしゃると聞いております。

ただ、そういう自分たちでテントを張れるブースというか、そこを抽せんか何かで任せていただけで、そうすると、自分たちでテントを持ってきて、場所代も開放するというふうにすると、非常に料金も安くついて、もっといろんな方々が参加できるんじゃないかなと思うんですけど、一遍には、安全上のこともあるかもしれませんけど、そういうことは検討できないか伺います。

○市長（五位塚剛）

市民祭を開いた後に、全体の各部のまとめた反省会があります。

その中で、いろんな意見が出てまいりまして、次年度の計画も立てるわけですけど、前からそういう要望もありまして、自分で持ち込んだ小さなテントの中で販売できないかということもありましたので、そのことも議論はしてきました。

なかなか警備上の問題やら、そういうのを認めたときに、どういうふうになっていくのかというのは、なかなか想定ができませんでしたので、今のような状況でやりましたけど、また、そういう御意見があったということを踏まえて、反省会の中で議論してみたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

これまで、市長がいろいろ市民のために市政をやってこられて、好評な面も確かに多いと思います。

ただ、この市民祭のテント料値上げは非常に不評であります。今、一部の市民の方の意見ですけど、実行委員の会に来られる方が、どの程度、ブースなんかにかかわっていらっしゃるのは、把握はしておりませんので、やはりそういう一件一件の皆さんアンケートぐらいは実施して、先ほど、市長がおっしゃったように、今後の運営に生かしていただければと思いますけど、そういうことを、意見を、その会だけじゃなくて、出店された方々に聞くということは考えられないか、伺います。

○市長（五位塚剛）

値上げをするか、値下げをするかといえば、当然ながら、出店される方々は値上げは反対ですというのは、当然だというふうに思います。

全体の市民祭に対する負担の市民の税金で賄っておりますので、全体的な事業の状況を見ながら、そのことについて、もう一回検討をさせていきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

ぜひ、そういう意見があったということを踏まえて、今後に生かしていただきたいと思います。

続きまして不妊治療について伺います。

これも、先ほども言いましたけど、平成30年の9月に、不妊治療をされているお母さんからの相談でございました。

その中で、なかなか子供がほしいけど、仕事を休んで治療に行くのも、すごく非常に会社側にも気を使うことで、会社は理解をしていただいているそうなんですけど、何度も続くと、その辺が、それで仕事も一旦やめて、子供がほしいために、そのためには仕事を休んでいるという話でございました。

その中で、市は特定不妊治療については、ほかの市よりも手厚くされているという保健課長の説明でございましたが、都城で不妊人工授精に対しても補助があるということを聞いて、曾於市も取り組めないかということでしたが、先ほど、来年度実施の方向で考えているという答弁でございました。

今後、詳しくそこを詰めていかれるんですけど、大まかにどういう感じの助成費用を考えていらっしゃるか、伺います。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、今鶴議員の質問に対してお答えいたします。

不妊治療につきましては、県も助成がありませんので、市単独の事業となります

が、隣の都城市を参考に計算をいたしまして、一応2年間ということで、1年間の上限の助成額を5万円としまして、2年間で上限としまして10万円助成をするという考えを持っているところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

非常に少子化対策として前向きに検討していただいて、本当に思い切っていただいたと思っております。その中で、2年間ということで、5万円と5万円ということです。

この事業をもし来年始めるとして、今までなかったわけですが、通知方法とか、市民に対する啓蒙はどういうふうに考えていらっしゃるか、先のことですけど、一応聞いておきます。

○保健課長（桐野重仁）

周知につきましては、広報紙、あとはインターネット等で周知を図りたいと思っています。

○8番（今鶴治信議員）

曾於市には、そういう産婦人科医が残念ながらお産をするところがなくなったところでございますが、都城等の産婦人科を利用される方が多いと思います。

それぞれでそういう婦人科のほうでも、こういう制度が新しくできましたから、もしよかつたら張り紙もさせていただくななどしたら、効果も上がるんじゃないかと思うんですけど、その点に対してはどうですか。

○保健課長（桐野重仁）

今鶴議員が言うとおりだと思います。

そのように検討していきたいと思います。

○8番（今鶴治信議員）

これは認めていただいて、本当にありがたいと思っております。

その中で、特定不妊治療で、ここ二、三年の、これまで取り組んでいらっしゃるんですけど、また男性不妊治療も認められたということで、昨今の状況はどうであるかを、もしわかつとけば伺います。

○保健課長（桐野重仁）

それではお答えいたします。

特定不妊治療につきましては、28年度から申しますと実人数で8人、29年度が14人、30年度が16人となっております。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

その中で利用されたということで、実際に妊娠にたどり着かれた人数が、もしかつとけばお願ひします。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、お答えいたします。

平成28年度は実人数8人助成しまして、5人の方が出生しております。29年度は7人、平成30年は8人となっております。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

非常にまあまあ、それでもまだ受胎されていらっしゃらない方もいらっしゃるけど、半分以上実績があるということで、非常に効果が上がっていると思います。

これと並行で、まだ特定不妊治療に行く前の、人工授精のほうでも助成していくだくということで、これは非常に期待しておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後に、移住定住につきましてですけど、きのうも同僚の松ノ下議員が質問をされましたけど、かぶるところもあると思いますけど、その中で、私たちの総務常任委員会は、以前、田辺市に行ったとき、移住者の会というのがどこもあるということで、そういうことは検討してないかということでございましたが、市の観光協会がそういう会を運営していると、今、答弁がございました。

その活動内容、何名ぐらいの方が参加されているのか、もし把握しておれば伺います。

○企画課長（外山直英）

それでは、お答えいたします。

曾於市観光協会の前身であります曾於市観光特産開発センター時代に設立されておりまして、曾於市でそうかいに暮らそう会という名称でございます。

活動内容ですが、年に1回程度、曾於市のことを探る活動、あるいは仲間をふやす活動などを行っていらっしゃるそうです。現時点での会員数が10名というふうに伺っております。

○8番（今鶴治信議員）

市が直接携わってないので、詳しくはわからないでしょうけど、どういう方面的から来られた方々かは、会長さんでもいいんですけど、わかりませんか。

○企画課長（外山直英）

現在の事務局につきましては、観光協会の方々が会長、副会長、事務局長をされていらっしゃいます。会員の詳細については把握していないところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

商工観光課長もわからない。

○商工観光課長（竹田正博）

お答えいたします。

全部、私も把握はしておりませんけども、以前の局長であります、吉川局長でしたけれども、その方が中心になって立ち上げられているというのは聞いております。会員は、今10名ということになっているようでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

私たちの新生会でも、ことしの8月に天草市に定住促進事業について、研修に参りました。

これまで何回も、そういう先進地の話も質問でしてきましたけど、やはりその中で、以前も、総務常任委員会で行った田辺市もでしたんですけど、総合窓口を立ち上げて、ワンストップパーソン、そういうふうにして、きのうの松ノ下議員の質問の中でも感じたんですけど、こういう観光商工のことに関するても、企画と商工観光課に所管が分かれるということで、やはり市の職員でやるというのはちょっと難しいのかとも思いますけど、天草の場合は、広く公募をされて、今、2人のコーディネーターの方を、民間の方を雇っていらっしゃいました。

一人が宅建の不動産の資格を持っているということで、空き家バンク制度でも非常に尽力されまして、とにかく空き家バンクを登録したのは、移住者を対象に貸し出すということで、きのうの中で曾於市も不動産屋さんと提携して、売買に向かったということで、それはそれで非常に効果が上がっていると思いますが、きのうの松ノ下議員の質問にもございましたが、せっかく移住を希望しても、まず住むところがないというと、すごくこれがネックとなっていると思います。

どこの市町村に行っても、まず暮らし、仕事、住まい、この3つを充実しないと、なかなか移住者は来ないという説明でございました。

その中で、きのうもありましたが、たからべ森の学校に、そういう農業研修をされて、移住体験をされて、曾於市がすてきだから暮らそうと思ったところに、まず仕事と住まい、これがなかなかない。

仕事は何でも探せばあると思うんですけど、住まいがない。このことについて、以前もお試し住宅でも、市民のあれだから考えているという市長の答弁がございましたけど、そういうのを各町ごとに1戸ぐらいずつは準備しようかという検討をされているようだけれども、それは現実的にはどうなっているのか伺います。

○市長（五位塚剛）

きのうの松ノ下議員の答弁にも、お答えいたしましたが、旧末吉町のところに農

家住宅といいますか、かなり広い土地を市に寄附がありました。

今後、財部、大隅についても、そういう方々がいらっしゃると思いますので、そのあたりをもうちょっと私たちも、整備してやっぱり移住者を受け入れる体制づくりを進めていきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

その中で、研修先に行ったところで感じたこと、現実な話ですけど、移住定住促進だけじゃなくて、促進計画ということをつくられております。

それに向けて今課題は、非常に曾於市もいろんなことで先進的に取り組んでいると思います。

ただ、それがうまく機能していないんじゃないのかということで、そういう促進計画大綱みたいなものをぜひ作成して、きめ細かに企画だったら企画だけじゃなくて、そいくさワンストップパーソンじゃないけど、いろんな課がそういう課題に向けて役割分担で、何々については、特に、私も曾於市のホームページを見たんですけど、農林振興課の所管であります、新規就農、たからべ森の学校で農業研修をされて、市の支援策は書いてあります。

国の農業次世代人材投資事業等は、非常に今取り組まれるという人が多いです。これは農林振興課が所管でございますので、こういうのはどこでやる、そういう役割分担を決めるような計画大綱というか、そういうのをぜひつくるべきだと思うんですけど、その点に対して市長はどう考えか、伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市の課題というのは、やはり建設課、企画課、農林振興課、商工観光課、同じような目的で、ばらばらな状況が実際あります。それについて、窓口一本化ができるないかということについて、この間、相当議論はしてきております。

きのうもお話をいたしましたが、観光センター、観光協会が法人化いたしましたので、やはりここは市の財源で運営しておりますので、ここによそから人を呼び込むための手立てをできないか、それに市がどういう形で協力できるかということを含めて、協議会なりを含めたものを今後つくっていきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

振興住宅に住んでいる住民を含め、きのうも定住促進で、住宅所得祝金で相当数な人が曾於市に入っていますとあるというのが、答弁にございました。

そういう方々を把握するのであれば、吉川さんも非常に一生懸命頑張っていただいて、そういうのを立ち上げて、今も観光のほうでガイドをされて頑張っていらっしゃいます。

それらをもっとふやすように、まず曾於市に来られた方には、こういう移住者の

会があるんですよといって、ぜひ参加してみませんかという感じで、それを民間もですけど、企画課あたりでぜひ立ち上げて、そういう人たちの中の曾於市に対する意見、いいとこ、ここは閉鎖的だとかあると思うんです。

そういう貴重な意見を、前も言ったんですけど、酌み取る場をつくらないと、吉川さんが運営されているのは、現在またそこにお願いするとか、だから、そういうふうにして輪を広げて、曾於市に移住者のそのほうがすごい勢いで頑張っていらっしゃるという、そういうのが曾於市の魅力発信につながると思うんですけど、そういうことを検討できないか、今後のことですが、伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市に、今、市外から移住されてくる方が大分ふえてきております。

私が非常に感心していらっしゃる方は、御主人さんを、アメリカの方を財部町中谷に来てもらって、農業をしながら、またいろんな活動をされておられます。

そういう方々が、本当に曾於市をいろんな形でPRを今していただいておりますけど、そういう人たちを含めた、今言われるような組織づくりは非常に大事だと思っております。

企画だけではできませんので、先ほど言いましたように、全ての担当する課が一体となった観光協会とのものを含めて、今後進めていきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

ぜひ、積極的な推進を期待しております。

新たな来年度の事業の取り組みがあるかという質問に対しまして、これまでの事業に加えて、新たに若者を対象とした起業を支援する事業という、検討されているということでございましたが、具体的なことは今後のことでしょうけど、大まかにどういう事業をやるのか、伺います。

○企画課長（外山直英）

お答えいたします。

若者と限定しているわけじゃございませんが、若者や女性、それから50代半ば過ぎの第二の人生といったような形態がございますので、これらの方々に新たな可能性を認識していただいたり、起業や事業継承にて発展させる移住定住を図るための目的でございますが、起業の掘り起こしや具体的な設立までのフォローを行いたいというように考えておるところです。

○8番（今鶴治信議員）

これはやはり市外から来られた方が対象ということで間違いないですか。

○企画課長（外山直英）

今回、市外だけではなくて、市内の方も対象にしたいというふうに考えておりま

す。

○8番（今鶴治信議員）

来年度ということで、またそのとき伺います。

最後に、振興住宅のことについて質問いたします。

きのう、松ノ下議員が本当切な訴えであったと思っていました。

本当に私も同じような話で、ここに空き家4戸あって、私の知人の方も、今度結婚するので、住宅がどつかないかという相談を受けました。いろいろ聞いたら、見帰と諏訪団地があるということになりましたが、見帰は公募で入居手続ということで、諏訪は2戸あいているということでありました。

私もこれを借りられないかと伺ったんですけど、当人たちも、後で聞いたら行つたそうですけど、公募の期間が既に終了しているということで、今回対象にならなかつたということでございました。

もう入籍も早くしたいということであつて、私も一応制度的に聞いたら、もう住所をこちらのほうに入籍して住所を移したら対象にならないという、本当に冷たい説明でございました。

これらの公募で、振興住宅で公募をして、誰でもかれでも入れるわけじゃないと思います。2年間市外というのは、ほとんどクリアしている人しか紹介しませんが、本当に曾於市に住む気があつて、これから頑張っていくという若者を、こういうので利用できない。いつ今度公募するのかつたら、新たな振興住宅の新たな募集をするから、そのとき一緒になるかもしれませんということで、本当タイムリーに、機能してないと思います。

見帰は新築で、たまたま入る予定の人が入らなかつたから新築です。ただ、ほかは中古です。これを新たにつくる人と同じ振興住宅の取り決めで決めるというのは、非常に非現実的で、伺いますけど、この笠木の1戸、大川原の1戸、諏訪の2戸は、空き家期間はそれぞれ何カ月くらいになっているんですか。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

申しわけありませんが、どのくらいの空き家期間があるということは、この場では承知していないところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

課長が全て把握するのは難しいとは思いますが、以前からもですけど、新しいのは、新しくつくる、入る人は事前申告で、どこどこの地区に住みたいということで、その審査が通れば、予算の範囲でつくっていただくわけです。

しかし、何らかの理由で退去された方々のそれぞれの地区に、きのうも大川原に

希望者があつて、多分公募期間中じやなかつたから入れなかつたと思います。私きのう説明聞くと。諏訪もです。

これをもうちょっと機能的に、特例的にあいてるのだったら、それを使えるようには、それは条例を変えなくちゃいけないんですか、規則を変えなくちゃいけないんですか。その点について、建設課長、どうお考えですか。

○建設課長（新澤津順郎）

地域振興住宅条例がありますので、その中に、入居の資格という条項がありますので、もし議員がおっしゃられますような待遇をする場合には、この入居の資格のところを改正する必要があると思います。

○8番（今鶴治信議員）

確認しますが、それは条例にうたつてあるわけで、規則じゃないんですね。

○建設課長（新澤津順郎）

地域振興住宅条例でございます。

○8番（今鶴治信議員）

条例なら、今のところ、これはやむを得ないことだと思います。

しかしながら、現実的に、期間がわからないということでありましたが、新築だったら、その人の希望するところに、市のほうで認めていただければ新しくつくつていただくわけです。しかし、ここに今4戸空き家になっております。それは何らかの事情で退去されたと思いますが、そういうところと、特例的に変えるべきじゃないかと思いますけど、その点についてはどうお考えか伺います。市長に伺います。

○市長（五位塚剛）

地域振興住宅に住んでいた方が自分の持ち家をつくりたいということで、今回も諏訪団地のところから、そういう方たちが出てこられました。それはそれなりにいいことだというに思います。

そうなつたときに、空き家が出た場合に、すぐに担当課としては、空き家の募集をかけるべきだと思います。

そうなつたときに、たくさん募集があつたときは、どうしても抽せんになりますので、そのあたりのやり方が非常にまだわかりづらい部分がありますので、そのあたりはもうちょっと解明をしながら、空き家をなるべく少なくするようなやり方を、担当課を含めてやっていきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

そこで2年間、市外にどちらかがというのが、非常にひつかかるわけです。

私の相談者の方みたいな方すごく多くて、曾於市に住んでいただくんですよ。そういう人が公募の期間がまだだからといって、もう仕方なくほかの民間を借りられ

ましたよ。結構高いです。

せっかくで、そういうことで都城と条件がからんで、高規格道路ももうすぐ令和2年で完成しますけど、逆に都城からこちらのほうに通勤されるような、本末転倒な結果になつたらどうするのかということも考えていただきたいと思います。

その中で、公募も、古いのは入るまで、継続とかそういうのできないのか、募集があつて、何人とか選ぶのは仕方がないんですけど、ある程度募集を切つて、もしまだめだったらすぐ延長をするとか、それとあと、そうやって新婚で曾於市に住所は入籍したけど、今は振興住宅の募集がまだだから、あなたは対象になるかもしれませんけど、特例として、また今度の3月までに出してくださいというような感じで、救済措置をしないと、一旦入ってしまうと、なかなか引つ越しするのは大変ですので、そこら辺の空き家があるんだったら、きめ細かい対策も今後考えていかないと、今後また、地域振興住宅は今現在で100戸ですか。

○建設課長（新澤津順郎）

現在136戸が建設されているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

条件を聞くと、住み続けること、将来的はもし買い取る気持ちがあるかというのも条件の一つだと聞いております。

それで、新たに家を建てて出していくというのも、まだ市内だからいいんですけど、市外に出ていくとくふうなことになれば、それこそ罰則規定もございませんので、子育てが終わった後には、空き家になつてしまう。136棟もあれば、これからそういうおそれは大きくあるんじゃないですか。

そこで、今4戸ありますが、そういうふうに、きのうの松ノ下議員の質問でも出ましたが、希望する人はいるんです。いるんだけど、募集期間とかそういうことうまくセッティングがうまくいかないので、先ほどじゃないんですけど、移住者を本当にふやす気持ちが本気であれば、何月に再募集をするから、そのときまでは待ってくれないかって、大体相手者さんが子供さんがたくさんいらっしゃるまだ若くて、これから結婚される方は、まだこれから生まれると思うんです。

そういう人は優先的に入らせないと、ただで若者が少なく小学校の入学者もどの地域も減っているというような、その点についてどこを改正すればできるのかわかりませんけど、前向きに本当に検討していただきますけど、課長、その条例をどういうふうに変えればいいか、具体的には考えはないですか。課長のアイデアを。

○副市長（大休寺拓夫）

私のほうが審査会の会長をしておりますので、ちょっと考え方をお話したいと思います。

今、議員が言わされましたとおり、136棟ということで、平成20年度からつくつてまいりました。当初はよかったですですが、13年、14年たちますと、今言わされたそういう課題が出てきております。

以前は、27棟とか、20棟とか、申請があれば、五、六十件ありましたので、つくった年もありましたけれども、最近は減ってきております。

そういう中で、撤去とか、退去をされる、転出をされる、空き家がふえてきている。そういうことも事実でございます。

そういう場合に、空き家に関しては、今すぐ担当課のほうでも公募をかけております。期間を区切って公募をかけておりまして、もし、ない場合はまた再度公募という形をとっております。

言われたとおりに、転出、転入の期間もございますけれども、そういう空き家に対して、今は新築と違いまして、そこの条件を緩めていいんじゃないかということも、担当課のほうで今、検討をしているところです。

というのは、今、少ない中でせっかくあいている空き家を有効活用していくかないと、市外からもですけれども、市内の方でも、移りたいという方も、よく聞いております。そこらあたりをどうするかと。

条例は改正をすればいいわけですけども、そこらについても、議会の皆さん方の御理解をいただきながら、例えば市内に住んでいらっしゃる方で子供さんがいらっしゃる方、そういう地域のほうに住んでいただける方、そういう条件をつけてやるのは可能だと思います。

とにかくそこは有効的にしていくかないと、今後、これが大体償還金が過疎債を使っておりまますので、15年間を過ぎますとこれは譲渡ができます。そうなっていきますと、そこらあたりの問題もありますので、譲渡をする場合とあと市内の方々、古くなっています。2万1,000円という問題もございますから、総合的に勘案しますと、やはり古くなったものについては、空き家とかそういうものについては、市内の方もチャンスを与えていかないといけないということで、担当課のほうでは今、協議をしているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

大休寺副市長がその審査会の会長とは知らなかつたもんですから、そういうふうにぜひ取り組んでいただきますと、私もこの振興住宅に対しては、そういうのがあるといって、裏切られることが非常に多いです。

条件等もあるんでしょうけど、入籍した後にお願いに行つたら、それを受け付けもだめというか、その人も都城からお嫁さんをもらって、今も非常に頑張っている方でございます。結局今住んでいるところは、雨漏りがするということで、なかなか

か住宅がないから、仕方なく民間の空き家を借りて、たまたまあったからよかったんですけど、そういう状況であります。

だから、そこを含めて、移住者の方が、2年間というのがあるかもしれませんけど、そこを新婚で、新婚でなくても都城から1年ぐらい前に来た人も、ぜひ緩和の中に入れていただくと、やはり移住者の一人にはなると思います。

それでもいないところは、そうやって統合地域に住みたい方も対象にしていけばいいと思いますが、私が言っているのは、全て市外からお嫁さんを連れてきた方々の話でありますので、そういうのを半年や3ヶ月の入籍の時期が違っただけで、対象外という冷たいのはやめていただいて、ぜひその点についても前向きに検討をしていただきたいと思います。

ということで、大休寺副市長からも前向きな答弁をもらいました。

この前、ニュースでやっていましたけど、北海道の函館市は、人口流出が非常にとまらないということで、興味があるやつだからちょっと声を大きくして聞いたら、隣の北斗市が医療費助成を、うちと一緒に、18歳未満までを無料にすることで、本当若いお母さんたちが北斗市のほうに子育て支援が流れていくということで、うちの保育料は、今3歳以上が無料になりましたけど、保育料の軽減、給食費も、まだ市のほうでもまだ、これよりもっと安くしていただければとは思いますが、それも3分の1助成、医療費補助、今回不妊治療も、特定不妊治療も曾於市は手厚くやっているし、新たに人工授精に対しても前向きに取り組んでいただくということで、非常に制度としては充実していると思います。

あとは、先ほど市長が、今後検討することもありましたけど、縦割りじゃなくて、横につながるそういう移住定住促進計画をぜひ立ち上げていただいて、これが移住者の増につながって、人口減少に少しでも歯どめがかかるなどを期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（土屋健一）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6、渕合昌昭議員の発言を許可いたします。

○5番（渕合昌昭議員）

5番、新生会、渕合昌昭です。

3項目について質問します。

まず、最初に、訂正のお願いをします。

質問事項の胡摩地区パークゴルフと書いてあるんですが、フラワーパークゴルフ場と訂正をお願いします。

(何ごとか言う者あり)

○5番（渕合昌昭議員）

フラワーパークゴルフ場です。お願いします。

(何ごとか言う者あり)

○5番（渕合昌昭議員）

パークゴルフ場です、訂正をお願いします。失礼しました。

1、アヤベ株式会社九州工場跡地について。

①アヤベ株式会社九州工場跡地を購入するようになった経緯を示されたい。

②アヤベ株式会社九州工場で働いていた方々がたくさんいたと思うが、その人たちのためにも、企業誘致を前提として考えているか、市の考え方を示してください。

③市として、アヤベ株式会社九州工場跡地を購入してからの何か構想があるか示してください。

2、胡摩地区パークゴルフ場の予定地。

①、3月の議会で、市長答弁の中で、パークゴルフ場の予定地に、子供たちが自由に遊べる公園を検討すると答弁でしたが、検討されたか聞きたい。

3、学校教育について。

①、2学期が始まると、学校を休む生徒が多くなりますが、市内小中学校では、問題がなかったか示してください。

②市内小中学校いじめなど問題はなかったか、詳細に示してください。

③市内小中学校学力テスト状況を過去3年間を示してください。

④曾於高校の進路状況を過去3年間に詳細に示してください。

以上で、1回目の質問終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、渕合議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

質問事項の1と2について、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の3については、教育長に後から答弁させます。

1、アヤベ株式会社九州工場跡地についての①購入するようになった経緯についてお答えいたします。

テント倉庫などの構造物があるため、条件等について協議を行っており、現在交

渉中であります。

1の②企業誘致を前提として考えているかについてお答えいたします。

当該用地を購入することとなった場合は、地域の雇用確保や産業の振興につながる企業等の誘致に取り組みたいと考えております。

1の③市としてのアヤベ株式会社九州工場跡地を購入してから、跡地利用の構想についてお答えいたします。

取得した場合は、企業等誘致のための用地利用を考えておりますが、これ以外の跡地利用構想は特にありません。

2、胡摩地区フラワーパーク予定跡地についての①フラワーパーク予定地跡地に、子供たちが自由に遊べる公園の検討についてお答えいたします。

現時点では、構想段階であり、具体的な検討には至っておりません。

あとは教育長が答弁いたします。

○教育長（瀬下 浩）

3、学校教育についての①、2学期が始まると、学校を休む生徒が多くなると聞くが、市内小中学校ではなかったかについてお答えします。

今年度の夏休み前の7月と夏休み明けの9月の7日間以上の欠席者の増減を見ると、小学校はどちらも4人で増減はなく、中学校は7月が15人に対して、9月が17人であり、2人増加しています。

②今現在、小中学校いじめなどはないかについてお答えします。

4月から10月末までのいじめの認知件数は、小学校で73件、中学校で29件が認知されていますが、現在も継続しているという報告もなく、重大事態となつたいじめは発生しておりません。

3の③市内小中学校学力テスト状況の過去3年間の詳細についてお答えします。

平成29年度から今年度までの3カ年の全国学力・学習状況調査における各教科の結果を点数と全国平均との差で申し上げます。

まず、平成29年ですが、小学校は国語Aが72、全国平均との差がマイナス3、国語Bが51で差がマイナス7、算数Aが75で差がマイナス4、算数Bが42で差がマイナス4となっています。

中学校は、国語Aが72で差がマイナス5、国語Bが63で差がマイナス9、数学Aが58で差がマイナス7、数学Bが40で差がマイナス8となっています。

次に、平成30年度ですが、小学校は国語Aが66で差がマイナス5、国語Bが49で差がマイナス6、算数Aが60で差がマイナス4、算数Bが45で差がマイナス7となっています。

中学校は、国語Aが71で差がマイナス5、国語Bが54で差がマイナス7、数学A

が60で差がマイナス6、数学Bが39で差がマイナス8となっています。

最後に、令和元年度ですが、今年度から国語と算数、数学のA、B問題が統合され、小学校は国語が63で差がマイナス1、算数が63で差がマイナス4です。中学校は、国語が67で差がマイナス6、数学が58で差がマイナス2となっています。

この3年間を総合的に見ますと、小学校、中学校ともに、全国平均を下回っていますが、全国平均との差を縮めてきている状況でございます。

④曾於高校の過去3年間の詳細な進路状況についてお答えします。

平成28年度は、卒業者数149人のうち国公立の大学、短大への進学者は11人、私立の大学、短大への進学者は25人、各種専修学校への進学者は60人、64.4%の生徒が進学し、就職した生徒は53人となっています。

平成29年度は、卒業者164人のうち国公立の大学、短大への進学者は11人、私立の大学、短大への進学者は26人、各種専修学校への進学者は68人、64%の生徒が進学し、就職した生徒は55人となっています。

平成30年度は、卒業者159人のうち国公立の大学、短大への進学者は12人、私立の大学、短大への進学者は20人、各種専修学校への進学者は50人、51.6%の生徒が進学し、就職した生徒は72人となっています。

以上でございます。

○5番（渕合昌昭議員）

それでは、1問目から質問に入っていきます。

アヤベ九州工場がもう3年ほどなると思うんですが、火災を起こしまして、大変私も、この間も見てきましたけども、寂しい姿です。

やはり、このことは大隅地区の笠木地区の方は特にそう思っていると思うんですが、やはりこの辺のことを十分に考えて、今質問したところだったんですが、実は、全協の中でも、そのことが出まして、アヤベ地区の土地を市が購入したいという意向の旨がありました。

そういうようなことを、もう一度詳しく教えてください。

○市長（五位塚剛）

アヤベ株式会社九州工場につきましては、当初再建をしたいという社長の考えがありましたが、なかなか現実的には厳しいということで、土地については、売却を考えているということで、市に中に入っていただきたいということで、ヤマザキさんという会社を紹介いたしまして、その交渉に入りましたけど、最終的には、今まだテント等を含めたものが残っており、そのことのまだ解決できないということで、ヤマザキさんのほうはもう撤退をするということで、それになりました。

ただ、この土地というのは、私たち曾於市にとっても非常に貴重な場所でありま

して、企業が曾於市に来るために、そういう土地を確保するとは非常に大事なことでありますし、先を見越して、できたら市のほうで購入をして、曾於市に新しい企業が来るための基礎づくりという意味では大事だと思って、そういう方向で今検討しているところでございます。

○5番（渕合昌昭議員）

今、市長のほうで企業誘致ということがありましたけども、大変面積的なことも、大分広い土地であります。実際、現に私も、今までの内でいくと、なかなか企業誘致がうまくいかないというのが現実でございます。

その絶対的な補償がないという中でいくと、やはりその土地を購入して、これはあくまでも市の税金であるし、またこれが残ってしまうということもあるわけです。そこ辺が、きのうも徳峰議員の一般質問でありましたけども、やはり慎重にすべきだというふうに思うんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

実は、ゆうべも高知県の企業の方が来られまして、ユズの果汁を皮から抽出してそういう企業があるんですけど、ぜひまた曾於市にそういう加工場をつくりたいという相談もありました。

そういうふうに、状況は私たちの曾於市には、十分まだ可能性はあると思っております。特に、この広大な農地を持っている、農作物が非常に豊富でありますので、全国のいろんな企業が、そういう野菜等を含めた加工場をつくりたいという方も相当ありますので、やはりそのためには、企業誘致をするための土地がないと話できません。

そういう意味でのことでありまして、また旧大隅町時代からの町有地でありますし、これはやっぱり曾於市が取得すべきだというふうに思っております。

○5番（渕合昌昭議員）

先ほど、市長からヤマザキさんという話が出ましたけれども、現にこれは、以前、私も聞いたことだったんですが、ヤマザキが参入したいと要望をしたということで、何らかの形で、アヤベさんとの交渉がうまくいかなかつたということもありまして、断念した背景があると思うんですが、その辺のことをもう少し詳しく教えてください。

○市長（五位塚剛）

それは、民間レベルの話でありまして、先ほど言った答弁で認めていただきたいというふうに思います。

○5番（渕合昌昭議員）

私、思うんですけども、やはり企業誘致ということは本当大切なんだと、私も今

の市長の答弁と賛成なんですが、特に、大隅町は葉物を中心とした野菜が大変盛んであります。

その中で、6次産業化ということを申しますと、あのところにぜひともそういういた誘致企業というのを持っていただきたいということを思っているんですが、これはやはり自然、相手があります、なかなかうまくいかないところがあるんですけども、そこ辺のことは、再度ヤマザキさんほうにはそういうような話はしてありますか。

○市長（五位塚剛）

ヤマザキさんについては、その土地のことについては、まだ話はしておりません。まだ市が確定したわけじゃありませんので、その話はしてないところでございます。

○5番（渕合昌昭議員）

再度聞きますけども、市が確定すると、ヤマザキさんほうに相談するつもりはありますか、お答えください。

○市長（五位塚剛）

当然市が取得した場合におきましては、企業誘致を目的といたしますので、ヤマザキさんが市と契約して、あそこにそういう野菜のカット工場をつくりたいということが、まだ希望があれば、当然ながら最優先で声はかけたいというふうに思います。

○5番（渕合昌昭議員）

逆に、アヤベさんとヤマザキさんとの話はうまくいかなかつたということですので、市が間に入ってそこ辺のちゃんとした交渉ができれば、可能であれば、ぜひともこの企業を、ヤマザキさんという会社を最優先して、融通して交渉してということは、確認ですけども、もう一度お願いします。

○市長（五位塚剛）

基本的には何度も言っておりますように、この土地は市が購入すべき土地だというふうに思っております。

当然ながら、土地開発公社でするか、場合によっては議会に予算を提案してするか、まだこれ確定しておりません。当然ながら、議会の協力がないとできません。これが前提になってくるだろうと思います。

当然市が取得できた場合には、ヤマザキさんを含めてお話をしたいなというふうに思います。

○5番（渕合昌昭議員）

企画課長、これちなみに幾らぐらいの交渉だったですか。購入はどれくらいいうことが出ていましたか。何かわかつたら教えてください。

○市長（五位塚剛）

アヤベさんとヤマザキさんとの話し合いでは、7,000万円を基準としてとの話を聞いているところでございます。

○5番（渕合昌昭議員）

アヤベさんの後の構造物、あるいはテント倉庫というのは、面積にしてどれくらいの面積があるのですか、教えてください。

○企画課長（外山直英）

まず、数についてお答えしたいと思います。テント倉庫が4つございます。それからプレハブ倉庫が2つ、スレート屋根倉庫が1つ、焼却炉が1つ、旧従業員寮が1つございます。これらの構造物につきましては、正確な面積については把握しておりません。

○5番（渕合昌昭議員）

当然、議会の議決をとった場合ですけども、構造物を撤去しないといけないということもあります。そこを踏まえてのこの金額だったんでしょうか。教えてください。

○市長（五位塚剛）

当然ながら、その建物関係全部を撤去してもらうのが基本だというに思っております。

○5番（渕合昌昭議員）

私、このことをしつこく質問しているんですけども、やはり、アヤベの跡地、火災した後の跡地のことを、ぜひとも市長頑張っていただいて企業誘致のほうお願いたいということを切に思います。

やはり、アヤベが操業しているときは、80名、90名という方がいらしたわけです。その人たちが不運にして、火災でもって仕事がなくなったということですから、そこを穴埋めする意味でも、ぜひともここ辺は十分慎重にしていただいて、企画課長、大変ですけども、交渉いただいて、好意的だと考えております。

先ほども言いましたけども、ヤマザキさん以外の企業もあるかもしれませんけれども、それはそれとして、私として個人的には、そういったものを考えたときは、ヤマザキさんが一番いいのかなと私は思っていますので、ひとつ十分考えていただいてください。

今、私、1番から2番、3番といったんですが、また内容的には今で終わりましたんで、次に移ります。

2番目のフロワーパークのことなんですが、これも私も何回も一般質問しました。大変土地の利用に、私も諏訪地区ということもありまして、いるんですが、前回も

申し上げたと思うんですが、子供議会でも、子供たちが遊べる場というのが、大分狭くなつた気がします。

と申しますとは、グラウンドゴルフは栄楽公園にしろ、グラウンド場はあるんですけども、だんだんと子供の遊び場が減つたんじゃないかなという気がしてなりません。

というのは、土日はスポーツ少年団のいろんな練習試合とか、試合とかあります。その中でいくと、もっと今の子供たちの場をつくってほしいというのが、私の念願であります。

そのためにも、あの場所を子供たちが遊べる場、安心して遊ぶ場として、この提案したいし、ぜひ検討していただきたいと考えていますので、市長、再度お願ひします。

○市長（五位塚剛）

胡摩のフローラパーク予定地跡地については、まだ杉が立ったままでありますので、今の状況では再利用ができません。ですから、一定部分を杉を伐採して、ある程度整地するように、今指示をしているところでございます。

子供たちの遊び場という意味では、地元のサッカーをされている子供たちの父兄から、ちゃんとしたサッカーの練習場がないということで、いろいろ要望がありましたので、一つの案として考えていたわけですけども、まだ何も具体的には決まっておりません。

今後、ちゃんと再利用ができるような、場合によっては整地すれば、企業でも可能です。そういう形を含めて、総合的に今後判断をしていきたいというふうに思います。

○5番（渕合昌昭議員）

あの土地も五、六年たちますか、放置になって、こう見ると本当にもったいないというか、何とかしなきゃいけないというのが、私も思うし、市長も思っているところだと思うんですが、サッカーをしたり、子供たちが自由に遊べて、親子して遊べる場という雰囲気のものをつくつていけば、私は、大隅町からも財部町からもちょうど中間点ですので、本当にすばらしい公園になっていくと期待しております。

ぜひ、市長、その事を、また次、何かあつたら一般質問しますけども、ぜひとも検討していただきたいと考えていますんで、検討していただきたいと思っています。

それでは、3番目の学校のほうに入りますけども、学校教育大変難しいところで、きてるところがあります。

毎日のように学校と子供のことが出てきます。きょうも出ていました。いじめの問題とか、学校の先生が暴力したとかいう話がたくさん出ています。

教育長、曾於市はそういうことないですね、確認です。

○教育長（瀬下 浩）

承知しております。

○5番（渕合昌昭議員）

大体、先ほども書いたんですが、2学期始まって、新学期始まると、夏休みの緩みから、大変いろんな問題がある。

例えば、休みだと、いじめの問題とかいうのもよくある話です。私もちよつとある学校の人に聞いてみたんですが、内部的なことで、いろいろしているということを聞いているんですが、何かそういった方策、例えば、そういういたいじめをなくすための方法を何か考えてやっていらっしゃいますか、実行されていますか、教えてください。

○教育長（瀬下 浩）

いじめにつきましては、基本方針というのが一応学校のほうで、それぞれ立てているわけです。市の方針なり、それぞれの学校でですね。その中で、一応教職員の共通理解を図ったりするわけですけれども、具体的には、やはり早期発見、そして早期対応というふうに尽きるのではないかと考えております。

その方向で、学校ではできるだけ早期発見にするようにということで、毎月のようにアンケート調査をしたりしているんですけども、当然そこら辺には漏れているようなものもありますので、担任の観察なり、保護者からの申し出であったり、そういうしたものに対してできるだけ対応ができるように、そういうことで進めているところでございます。

○5番（渕合昌昭議員）

教育長のアンケートっていうのは、大体どういった内容か教えてください。

○教育長（瀬下 浩）

学校によって、毎月のやつは違うと思います。年一回は全国からおりてきて、それに沿ってやるわけでございますけれども、毎月やっているのは、学校によって、いじめはなかったか、本人からいじめはなかったかとか、あるいはそういうのを見なかったかとか、そういういた気づかなかつたか、そういういた調査でございます。

○5番（渕合昌昭議員）

アンケートには、記名、無記名とあるんですが、どっちされていますか。

○教育長（瀬下 浩）

全ての学校のやつを把握しているわけでございませんけど、基本的には全国の分についても無記名のことが多いと思うんですけども、学校によってはやはりわからないと対応ができないということで、記名のところもあるかと思います。

○5番（渕合昌昭議員）

やはり、教育長、小っちゃいときから、小っちゃなことがだんだんと大きくなつてくるというのは絶対です。

ですので、小さいときから、小さなものを芽を摘むということは大事ですので、それは教育長としては、学校には行って校長なんかとやっぱり何回か会っているんですか。訪問したりしましたか。

○教育長（瀬下 浩）

学校の訪問というのは、基本的に教育委員会訪問がありますけれども、それ以外にも、必要にして学校については訪問しているわけでございます。

ややも報告になると、どうしても過小的な数字が出てくる可能性がある。昨年度もゼロという学校がたくさんあったもんですから、これはおかしいんじゃないとかと、実際ゼロかもしれないんですけど、もうちょっとしっかりとした目で見てくれないかと、ちょっとしたことでも、今言われたように、非常に大きなものにつながるかもしれませんので、そういういたものに目を向けてくださいということで、去年、かなりこれは指導したわけでございます。

したがいまして、認知件数としては昨年度とことしを比べると、大分ふえてきているわけです。報告物が。

でも、実際には、なかなか全てが報告されているかというと、報告されなかつたものが、実はきのうもあることで、ちらっと情報が入ったりして、聞いてみると、今そういう検討段階だと、いじめになるか当たらないのかと、そういういた例があつたり、ちょこちょこあります、必ずちょこちょこそういうのは起こってきているわけですので、そういういたものは、最初は学校のほうで担任だけで対応するのではなくて、学校組織として対応してほしいということで、話をしたところでございます。

○5番（渕合昌昭議員）

私も、末吉中学校たまに行ったりするんですが、よく言われることが、学校の下駄箱を見れば学校が分かるというぐあいに、きちっとしています。

逆にきちっとしている反面、やはりそういうことは闇に隠れているんじゃないかなという気がしてなりません。

特に、末吉中のことをいいますと、統合されて各小学校から、本当に小っちゃい学校から集まってきた段階で、最初はみんな興味津々なんですが、特に、2学期になって、夏休み過ぎるとそういうことであった、先ほどと重複しますけども、あります。

そういうものについては、教育委員会が学校を指導する立場ですので、ぜひそういうことがないように、曾於市から出ないように、ぜひとも指導を徹底していた

だきたいと考えています。

教育長なんかも、そういうもののことは十分把握していると思うんですが、また、再度、一つの教育長としての学校を訪問したり、あるいはそういうことも仕事の中でやっているでしょうけども、そういうことに注意していただくということを切に思って考えておりますんで、お願ひしておきたいと思います。

それから、学校の今度、成績のことをちょっと質問をいたしますけども、今、教育長が答弁されたのが、私はびっくりしたんですが、ほとんどマイナスだという点数なんですが、どうなんでしょうか、県としての比較というのは何かわかれれば教えていただきたいと。

これは全国平均ですよね。県の大まかで結構ですけども、どんぐらい違うのかといふものかというのを聞きたいんですけども、というのは、ちょっと私が見たとこ、大変鹿児島県が全国で低い中でいくと、大隅半島が弱いというのも聞いてますんで、そこら辺のこと若干簡単に結構ですけど、教えてください。

○教育長（瀬下 浩）

県の中での話になりますと、例えば、ことしの全国学力・学習状況調査でございますが、例えば国語あたりは、今度全国よりも県が高かった。大体において、全国は高くて、県はいろいろ課題があると言われていますように県も低いんです。さらに、曾於市は低いと、曾於市に限らず、今言われたように、大隅半島低いところが多いわけでございますけど、そういう流れになって、今まであったわけでございますが、県比でいきますと、ことしの場合、小学校6年生が、曾於市の場合がマイナス3、算数がマイナス2、それから中学校のほうが国語がマイナス3、それから数学がプラス1、それから英語はマイナス1というような、そんな状況でございます。

○5番（渕合昌昭議員）

マイナス1、マイナス、本当わずかな点数なんでしょうけど、全体でいうと。大隅半島ではやっぱり鹿屋地区が一番高いですか。再度聞きます。

○教育長（瀬下 浩）

鹿屋地区が高いということは聞いておりません。

○5番（渕合昌昭議員）

聞いていませんか、わかりました。同じくらいと思っていいですね。わかりました。

学校全体でいくと、スポーツしたり、学校をしたりというのが、勉強したりというのが、これは学生のときですので、多少は上がったり下がったりするともあります。

だけど、これはやはり学力のこと、学校に行っていることですから、やはり皆さ

んが注視していることもありますんで、ぜひとも、いろんな場で、そういうのを出していただきたいなという感じもします。

それから、最後になりますけども、曾於高校のことで質問します。

曾於高校の状況を、全体的な状況を、文理科でもうされて四、五年なります。それを含めた形で、全体的な、教育長の感想で結構ですから、教えてください。

○教育長（瀬下 浩）

全体的には、ここ数年、進学者数に関しては余り変わりがない。むしろことしひ少し減っているわけでございますけれども、ことしの特徴が、就職者が非常に多かったというのが、特徴だというふうに考えております。

○5番（渕合昌昭議員）

全国的なんですが、少子高齢化でもって、学生の受験者が減っているというのが、大分報道されてまいりました。その中でいいますと、やはり曾於高校のあり方というのを一つの、どういう形で生徒を集めかということが、第一条件だと思うんですが、その中でいくと、やはり、私も、曾於高校の魅力をつけるというのは大事だと思っています。

そこら辺のことを何か考えていたら教えてください。

○教育長（瀬下 浩）

曾於高校のほうは、非常に高校が努力をしていただきまして、非常にアピール度は高いと思います。学校での教育活動については。

したがいまして、県下、鹿児島県の場合、非常に少子高齢化で、私立のほうは割と生徒数維持されているんですけども、どんどん公立のほうは生徒数が減っております。

そういう状況の中において、割かし曾於高校は健闘できているのではないかなど、専門系、畜産、機械、商業という専門学科系の分については、かなりの数が確保でき、しかも内容的に非常に充実して、いろんなものが外に向かっても、いろんなものが発表できたりして、非常に充実しているんじゃないかなと思います。

あと、普通科の文理と普通につきましては、本市、それから志布志、あるいは都城といった、この地域に普通科系を希望する生徒がやはり少ないということです。どんどん減ってきております。

そういう中にあって、2つの学科を抱えているということです。非常に2つの定員に至るということは、なかなか厳しい状況ではあるんですけども、それなりに学校のほうは頑張っていただいて、学校を見ていただければよくわかると思いますけれども、かなり以前の末吉高校時代と今の曾於高校とは、大分子供たちも充実した学習をしているんじゃないかなという気がします。

我々は、今いろんな支援策はあるわけですけれども、支援策の今検討に入っています。もっとインパクトの強い募集につながるような方策はないのかということで、手探り状態であちらこちらに、今、視察に行ったりいろんなことをしているところでございます。

○5番（渕合昌昭議員）

教育長がおっしゃったとおり、やはりこれは実績を出すことが、要するに曾於高校への出願が多くなるということは事実であります。

今現在、どうしても曾於市の中いくと、都城と隣接しているというのがあって、相当競争激しいと思うんですが、取り合いと意味じやなくて、やはり都城の西校あたりへ行っている方をぜひとも曾於高校へPRをして、取り組む形のものを今の時期からやっていると思うんですが、その辺の状況何がありますか。

○教育長（瀬下 浩）

いろいろとやっておるんですけど、まだこの段階実際できるかどうかわからないようなものも取り組んでいます。

そういうものの取り組みことによって、大分人が呼び込めるんじやないかというようなことも、今検討はしているんですけども、今の段階ではまだいろんな予算的な面とかいろいろありますので、申し上げるのは控えさせていただきたいと思いますけれども、大分、必ずしも、前は西高校、都城に流れるという、上位の子供たちが、そういう流れが大分、少しづつ流れが変わってきているのかなというのを感じております。

今の高校1年生も優秀な子供たちがちょっと曾於高校のほうに入っていただいたりということで、少しづつそういう流れを変えていきたいなというふうに考えているところでございます。

○5番（渕合昌昭議員）

教育長、数字的なことはわかりませんか。どれくらい行っているのかわかれば、教えてください。

○学校教育課長（川路道文）

お答えいたします。

市内3中から都城西の普通科に9名、フロンティア科に8名、都城工業の建設システムに1名、化学工業科に2名、インテリア科に3名、都城商業の商業科に4名、会計科に1名、経営情報科に2名、都城泉ヶ丘理数に1名という状況であります。

○5番（渕合昌昭議員）

全体的に見ると、20%ぐらいということですか、大体それぐらいの数字ですか。卒業生が165ですか、今、卒業生が大体、末吉中学校卒業生が、曾於市全体では何

名卒業したんですか、中学生が。

○学校教育課長（川路道文）

お答えいたします。

昨年度の卒業生が270名です。

○5番（渕合昌昭議員）

270名ということです。10%ぐらいということで、いいですね、判断して。

なぜ聞いたかというと、やはり曾於高校に入学して、国立学校に入ると30万円というお祝いやら、いろんなことの施策を今とっています中で、ぜひとも曾於高校を盛り上げてやっていただきたいということが、ますあります。

このことを十分踏まえて、また今から時期に入っていきますので、教育長としても、その辺のところを努力していただきたいと考えています。

一応、今の中で一般質問をしましたけれども、先ほど、市長にも申し上げましたとおり、アヤベのこと、諏訪地区のこと、申し上げましたけれども、ぜひ十分吟味されて検討していただきたいと思っています。この件については、また一般質問に出したいと考えていますので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（土屋健一）

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後はおおむね1時に再開いたします。

休憩 午前1時45分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7、岩水豊議員の発言を許可します。

○4番（岩水 豊議員）

4番、新生会の岩水豊です。議長の許可をいただきましたので、質問いたします。

最初に、市長の政治姿勢について伺います。

11月18日付の南日本新聞の記事で、初めて全国的組織の呼びかけ人、賛同人になったことを知りました。全国首長九条の会改憲阻止へ結成、曾於市長ら参加の記事内容の真意について伺います。

②曾於市長、公人として参加されたのか、それとも私人として参加されたのかを伺います。

次に、曾於市本庁・支所機能再編計画（案）における市民アンケート調査の結果について伺います。

①回答率35.2%と少ないが、市長の見解を伺います。

②調査結果の中に、わからないとの回答が2割から3割ある設問がありました。この回答結果で判断できるのか伺います。

3番目に、設問が適切であったか、まだ問うべき内容はほかになかったかを伺います。

最後に、アヤベ株式会社九州工場跡地について伺います。

①土地開発公社で購入と、全員協議会で説明がありましたが、その意図は、なぜ市の普通財産での購入としないのかを伺います。

②ほかに同じように、最近市が購入した土地はないか伺います。

③番目に、土地開発公社が取得している土地の詳細、使途を伺います。

以上、壇上からの質問とします。誠意ある答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、市長の政治姿勢についての①参加の記事内容の真意についてお答えいたします。

11月17日に、全国首長九条の会が結成されるとの趣旨で、事務局より声がかかりましたので、私自身が賛同したところです。

1の②公人としての参加か、私人としての参加かについてお答えいたします。

当日は、曾於市内で公務が3件ほどございましたので、この会には出席しておりません。私は曾於市長として賛同しております。

2、曾於市本庁・支所機能再編計画（案）の市民アンケート調査結果についての①少ない回答率に対する見解についてお答えいたします。

市民アンケート調査は、居住地域や年代別の人口を考慮した上で、市内居住の18歳以上の3,000人を対象として実施したもので。結果として、目標を下回る35.2%の回答率でしたが、1,000人以上の皆様に回答をいただきましたので、アンケートの結果は信頼すべきものであると考えております。

ただし、市の計画を理解していただいた上で、アンケートに御協力いただくという手法をとりましたので、文書枚数や文字数が多く、若年層には煩わしく、高齢者の方にはわかりにくさがあったと考えております。

2の②この回答結果で判断できるかについてお答えいたします。

市民アンケート調査において、わからないとの回答が2割を超えた設問は、問い合わせの10の職員数削減に関するもの、問14の本庁舎増築に関するもの、問15の大隅支所

庁舎と大隅中央公民館の建てかえに関するもの、問い合わせの16の財部支所庁舎の建てかえに関するもの、問17の財部中央公民館の耐震補強工事に関するものでありました。

各設問を地区ごとに分析しますと、居住地区以外の整備内容について、わからぬ回答された割合が高かったところであります。これは、他の地区的施設や現状を知らないことから、回答できなかったと考えられ、やむを得ない部分であったと考えております。

これらのことから、この回答結果を計画策定の参考とさせていただいたところです。

2の③設問が適切であったか、まだ問うべき内容はなかったかについてお答えいたします。

アンケート調査における設問は回答者自身に関する内容が4問、市役所利用に関する内容が5問、本庁・支所機能再編計画における職員数の削減や組織再編、庁舎等の整備に関する内容が11問であり、合計20問といたしました。

設問の数については、回答される方が面倒と感じないように、20問以内にするようことを念頭に置いて設定し、設問の内容は、計画案に沿ったものといたしましたので、総体として適切であったものと考えております。

3、アヤベ株式会社九州工場跡地についての①なぜ市が普通財産での購入としないのかについてお答えいたします。

跡地の利活用について、企業誘致を最優先に検討している観点から、土地開発公社での購入を考えていますが、先行取得の必要性がない場合は、議会の同意を前提に、市の直接購入も考えているところです。

3の②企業誘致用で最近購入した土地がないかについてお答えいたします。

内村工業団地内のすてきナイスグループ株式会社の所有地を、企業側から申し出により、10月16日に土地売買契約書を締結し、以前の販売価格と同じ、同額で購入しております。

3の③土地開発公社が取得している土地の詳細、使途についてお答えいたします。

所有している土地は、末吉町の上町ににこにこ公園隣接の上町地区用地4筆、計2,911.35m²、末吉町菅渡の曾於農業水利事務所跡、隣接の菅渡地区用地1筆、5,172m²、内村工業団地に2筆、計3万2,251.41m²です。合計7筆で4万334.76m²となります。

これらの用地につきましては、雇用増や地域産業の振興に資する企業等の誘致、立地に備え、保有している用地です。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、2回目の質問をいたします。

問1の市長の政治姿勢についての②の公人としての参加か、私人としての参加ということなんですが、どちらなんでしょうか。この1回目の答弁では、理解しがたいんですが、明確に回答をお願いします。

○市長（五位塚剛）

1回目の答弁で、曾於市長として賛同しておりますというようなことをお答えいたしました。

○4番（岩水 豊議員）

公人としての参加したということでよろしいんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

はい、そのとおりです。

○4番（岩水 豊議員）

曾於市を代表して、市長として、公人として参加したということであれば、まさか曾於市代表して呼びかけ人、賛同人になったということではないか確認です。伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市長として、参加しております。

○4番（岩水 豊議員）

28年の12月6日の上村議員の質問での答弁で、まず、安全保障等について等のこととで、国会で議論することであり、意見をここでは差し控えたいという答弁をされておられます。

これは、市長として、市民に市長の発言が影響を与えるということで、答弁としては、私は評価しておりましたが、今回の言動は、市民に大きな影響を与えると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市長の仕事は、市民の暮らし、命を守るという前提でありまして、これは大事なことであります。

今回の首長九条の会、これに賛同するというのは、特に影響はないというふうに考えております。

○4番（岩水 豊議員）

私が言いたいのは、市長の言動、発言等によって、市民が同じような考え方を植えつけられるのではないかと、それと、対外的に見て曾於市が、曾於市全体が同じ考え方を持っていると、世間に思われるのではないかということを、懸念しているわけであります。

私は、改憲派、擁護派とかいう問題を問うているわけではありませんが、市長の言動については、市民がすごく影響を受けるし、世間も大きな影響を受けると思う、それについて今回の言動について、市民にはそれなりの影響を与えたのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市民に大きな影響を与えたというふうには、私自身は思っておりません。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、この前の新聞記事の中身をちょっと引用させていただくと、九条改憲反対の署名運動強化や米軍普天間基地飛行場の名護市辺野古への移転阻止、自衛隊募集の自治体への強制反対など決めたとあります。いかがでしょうか。

今回、今議会にも補正予算として計上されている自衛隊募集等事務は進める、今までどおり進めるつもりでおられるとことでしょうか。伺います。

○市長（五位塚剛）

自衛隊募集については、今までどおりのやり方で、自衛隊のほうから進めておりますので、それはそのままするということで、いいのではないかと思っております。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、全国首長九条の会結成の文面等を見ますと、私が申し上げたような内容を基本として、当面は活動すると出ております。

それとあわせて、市民がこの記事を見た場合、明らかに募集をしない方向への動きをとるというふうに、記事から見ればとると思います。

もし、これが、記事が載っているとおりではなく、私は、市長は募集等を含めて、これまでどおりやっていくということであれば、新聞記事と今、市長の政治姿勢と大分異なる部分があると感じるんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

この全国の首長九条を守る会というのは、今の憲法の9条を守っていくという集まりであります、この基本的な立場で、私も賛同するものであります。

○4番（岩水 豊議員）

自衛隊募集の自治体への強制反対などを決めたと、市長が参加された、首長九条の会というのは、自衛隊募集の地方自治体への強制を反対することを決めているんです。これに賛同されたわけではないんですか。

○市長（五位塚剛）

私は、最初言いましたように、この平和憲法の9条を守るという、その呼びかけがありましたので、当然ながら、市長として、一番大事なことでありますので、私

も賛同いたしますということで、したところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

議論をかみ合わせてほしいんですが、自衛隊募集の自治体への強制反対を、この団体が決めているんです。新聞記事によりますと、決めているんです。

ということは、それを決めた団体に賛同されて、呼びかけ人、賛同者になられたというふうに市民は思っていると思います。もちろん私も、記事を見たらそういうふうに理解すると思います。

ここだけをお答えしていただきたい。この記事のとおりなんですか。今、私が言った、自治体への募集の強制に反対を決めたと、この団体のこれに賛同したんですか。この内容について伺います。

○市長（五位塚剛）

私は、その会に参加しておりませんので、決定権もありませんけど、先ほど言いましたように、平和憲法を守る、9条を守るという現職の首長さん、また今までの首長さんが、こういうのを立ち上げようということで、呼びかけがありましたので、賛同したところであります。

私が、自衛隊の募集を縮小させるとか、そういうことについては、一切私は言つておりません。

○4番（岩水 豊議員）

でも、私が新聞の記事を読んだ内容を見ますと、誰が読んでも、その団体が、当面の活動として、これを決めたということであれば、それに賛同したことになります。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

最初から言っているように、私に呼びかけがあったのは、平和憲法の9条を守っていくという呼びかけでありましたので、これは市長として、当然ながら、憲法を守り、9条を守っていくというのは大事なことでありますので、曾於市長として賛同したところであります。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、この文面が、これを見たら、新聞記事で言っているんですけど、南日本の新聞を見たら、自衛隊の募集強制を反対するということを決めた団体に、市長も参加されたと、これだけの確認です。これを決めた団体に、呼びかけ人となったということは間違いないですか、その確認からいきましょう。

○市長（五位塚剛）

私はその決議に参加しておりませんので、私が、そのことについては、コメントはできないところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

どうも歯切れのいい答弁をいただいてないと思うんですが、市長が参加された団体が、呼びかけ人になった団体が、こういう決めたんです。それはおわかりだと思います。

この記事を見て、もしこういうような書き方で市長の名前が出れば、自衛隊募集の活動に関しても、地元からも、多くの自衛隊員が参加していますし、市長も以前の質問の中で、災害時の活動等、重要な役割を自衛隊は担っているという答弁がありました。

この新聞記事を見ると、どうもそこの整合性がとれないと思うんです。

いかがですか、これを見てどうですか、この議決文に自衛隊募集の自治体への強制反対を決めた、これについて市長の見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

自衛隊の役割というのは、私たちの、今回の集中豪雨でも支援をいただきました。全国のあらゆる被害地の、災害があったときに、支援をしていただいている、私は大事な組織だと思っております。

ですから、そのことについては反対はしておりません。

私が今回の呼びかけ人に参加したというのは、この平和憲法9条を守るという、その一点で呼びかけがありましたので、賛同をいたしました。

○4番（岩水 豊議員）

くどいようですが、それでは、自治体、自衛隊員募集の自治体への強制反対には、賛同しないと受け取ってよろしいでしょうか、確認です。

○市長（五位塚剛）

自主的に、自衛隊が募集することについては何ら私が意見は持っております。

ただ、今言われるような強制的な強要というのは、やはりそれは考えるべきだと思います。基本的にはそれ以外のものは何もありません。

○4番（岩水 豊議員）

一つの文言に対してくどくなるようですが、ということは、国からの自衛隊員募集の自治体への強制には、強制といいますか、指示には反対はしないということでおろしいんですか。この一点だけです。

○市長（五位塚剛）

自衛隊募集については反対はいたしません。

○4番（岩水 豊議員）

ここは、市民の方々からは、この記事を見て、この記事の中に、そして市長が参加されているということが報じられれば、市民は明らかに9条改憲反対等を含めて、

自衛隊の自治体への強制反対を決めたと書いてあれば、市長もそうだろう、そういうふうに市民は思います。

もし、このような記事が出て、私、自分の意図とすることと違うということであれば、新聞社に抗議なり、訂正の申し入れとかされましたか。

○市長（五位塚剛）

新聞記事が18日に載りましたので、参加という表現がされておりましたので、新聞社のほうに、私は、17日は公務がありましたので、その東京の大会には、参加しておりませんということは言いました。そういうことは伝えました。

○4番（岩水 豊議員）

市民の皆さん方は、これについては非常に、そういう立場で動いているというふうに見ています。実際にこの記事見れば、そういうふうにしか捉えられません。

ですので、市長という立場であれば、強く抗議していただきて、改めるべきではないかと思います。

私は、団体の中に、当日は参加しないけど、呼びかけ人はなって、賛同者にもなっておられるということを伺えば、ただ、当日の会に行かなかっただけだということで、その活動方針等については、決議の内容については、通常委任されたということにしか捉えられません。

ですから、公人として参加している、市長と参加しているということであれば、こういう新聞の書き方については、十分抗議していただきたいんです。

市民は戸惑います。政治姿勢は市長はどうなんだということが、すごく今話題になっております。

ですから、自衛隊募集等で、一緒に入隊される方との写真を撮ったりして、市報に載ったり、壮行会だったり参加しておられます、それについてもすごく、市民は疑念の気持ちを持つところなんです。

いかがでしょうか。それについては。

○市長（五位塚剛）

毎年曾於市内の高校生の中で、自衛隊に入隊される方の会があります。当然市長としての案内が来られますので、基本的には全部参加して挨拶をしております。

今後もその挨拶要請があれば出て、ちゃんと激励をしたいというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

私は、憲法改憲に対して、賛成とか反対とかいう議論をこの場でするつもりは全くありません。

ただし、市長という公人とある方が、市長として参加したということであれば、

市民全体が、曾於市民が全体が同じようなもんだと思われると、そう思われませんか。

市がそういう方向で、曾於市全体が動いているというふうに思われるとは、考えませんか。伺います。

○市長（五位塚剛）

私がこの呼びかけに参加したからといって、曾於市民が全体的にそういうようになったということはあり得ないと思います。

○4番（岩水 豊議員）

私はやはり市長が方向づけを示したというふうに、市民は感じると思います。だって、市の行政上、報道にしても、市長が政治方針を出して、それにのっとって事務方といいますか、執行部の皆さん方が同じ方向を向いて、市政を動かすわけありますので、市長がその態度をとったということであれば、市全体がそういうふうに捉えられると思うんです。いかがですか。その辺は。

○市長（五位塚剛）

私たち国民は憲法を守るというのは、本当に基本であります。憲法の中に……

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

いやいや、基本なんです。その中に9条があるわけです。

9条というのは、基本的には戦争しないというような文言も含めて、文言は入っています。そういう意味では、9条を守るために、市長としては大事なことあります。

そのことは、やはり私たちも職員に新しくなってもらった方々には、やはり憲法を守ってもらうようにというお願いもしております。

私が参加したのは、二度と戦争はないように、この平和憲法を守るという意味での呼びかけでしたので、賛同をしたところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

憲法はもちろん守らないといけないわけです。私も憲法を守らないとか一言も言っておりません。

ただ、9条改憲をするということについての議論はしているわけではありません。こういう場に、こういうことをされるといって、今の答弁を出されると、私は、私が改憲について賛同しているように捉えられるし、逆に捉えられるかもしれません。

私は、改憲自体については、前回、上村議員のときに言われたとおり、国会で議論することであって、そして国会の中で、3分の2以上の同意が得られて、国民投票として改憲されるわけでありまして、その道筋というのはちゃんとあるわけですの

で、ここで改憲賛成、反対とかいう気持ちは全くありません。

ただし、市長として、こういう場に出てするということは、今言われたのを聞けば、市の職員もみんな改憲に対して反対の活動をしなさいというふうに捉えられますが、そういう言ってらっしゃるという捉え方でいいんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

そんなことは一つも言っておりません。

○4番（岩水 豊議員）

私は、九条の会に公人として参加して、そして新聞にこういう記事が載ったら、市民は動搖すると、ですから政治姿勢の中で、これが例えば選挙公約とか、何かで大きく改憲阻止ということを出してアピールされたのであれば。これはつきりわかるんですけど、そうじゃない中で、こういうふうなのに参加してこういう記事が出た、市民に与える影響は大きなものがあるということは認識されませんか。その一点だけです。

○市長（五位塚剛）

市民の皆さんの中には、いろんな御意見を持った方がいらっしゃいますので、それは自由だと思います。

私は、今回の参加は、平和憲法九条を守っていきたいという、これの一点で賛同いたしましたので、このような形での報道がされたんだろうというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

この九条への参加への集いの文面を見てみると、安倍総理に対する批判、それとその政治姿勢に対する、反対するやり方等についての会の運営というふうに文面では見られます。

私は、別段いいんです、それ自体は、でも公人として参加して、市長として名前が出るということについて、私は、市民にもいろんな考え方を持っている方がいてもいいと思うし、私もそういう意味では、結論は自分の気持ちの中では出ておりません。9条に対しては。

ですから、そういう人たちに対しても、市長はそういうふうに仕向けているというふうにしか見えないんです。

ですから、市民の中で言われることで聞きますと、市長は改憲は反対であると、9条はこのままでいいというふうにとてよろしいんですね。その一点。

○市長（五位塚剛）

そのとおりでございます。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、市長の政治姿勢、方向性が見えましたので、次の設問に行かせていた

だきます。

本庁・支所機能再編計画の設問等についてでありますと、きのうも先輩議員のほうからも質問がありました。

我々が資料としていただいたアンケート調査の結果について見ますと、わからないという回答を抜いて集計したり、「わからない」をどっちに入れるかという議論というのがされていないように感じるんですが、特に、設問の11について、一部分庁方式から本庁方式に移行することを検討しています。どのように考えますか、という分に関して、現状のままでいいというというのが46.5%で、わからないが12.2%。財部が41.9%が現状のまま、19.2%がわからない。末吉については、現状のままというものが17.3%、しかし、わからないが18.1%、末吉でもそれだけあるんです。

わからないを入れて考えると、現状のままでいいというほうが、はるかに過半数を超えるんです。わからないという人を加えると。わかったと、賛同するよということに回答した人のほうが、落ちるわけなんです。

いかがでしょうか、判断の方法として、今出されているのは、「わからない」を省いた回答で、本庁方式がよいという回答が明らかに多いように表現された図が出ております。これは、明らかに本庁方式がよいというふうにした図が2つあって、回答されたグラフと違う数値をとって、回答者の方34名だけにとっての表をあらわしております。

この表というのは、あくまでもアンケートをとる側に都合のいいとり方ではないかと思います。

わからないという回答、それと本庁に移行しても構わないよという回答をとった回答でいけば、半分を上回っているわけなんです。それだけでは、いかがでしょうか、分析の方法です。担当課でも結構です。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

問11に関する設問でございます。今、議員がおっしゃられたとおりでございますが、本庁方式に移行したほうがいいという回答と、移行しても構わないということを賛成というふうに、おおむね賛成というふうに捉えたところでございます。

これまでどおり一部分庁方式がよいというのが31%、わからないが16.7%、これ市全体でございますので、「わからない」がもし全て一部分庁方式がよいとした場合でも47.7%となります。

本庁方式がよい、あるいは構わないということが48.0でございます。拮抗した数字ではございますけれども、このように判断したところでございます。

表示の仕方が、これがよかったですかどうかというのは、正しいかどうかわかりませんけれども、ただし、意見をちゃんと出された方のところで分析した場合はこのようになつたというところで、表示をしたところでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

大隅町の方の回答の中で、わからないと、現状のままでいいという数字は58.7%、財部に至っては61.1%あるんです。

ですから、いいよという数字をとるのか、わからないという数字を省いてするのか、これは非常にとり方として、わからないという表現も一つの回答であるわけです。

だけど、下の表をあらわしてしまうと、明らかに全体でいいと答えたふうが多くなっています。これは、アンケートの結果を我々に、市民に対しての誘導的な表現じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○総務課長（今村浩次）

誘導的ということで、この表を作成したわけではございませんが、その上の段階で、全てのものの円グラフを用いておりますので、我々としてはそういう考えはなかったということでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

次の問14問について伺います。

本庁の増築についてです。増築してもいいよというのが32.8%、ノーと答えた人が30.3%、クエスチョン、わからないと答えた人が27.2%、これもノーとクエスチョンを合わすと54%になるんです。

これも下の表に置きかえると、しなくていい人と増築に理解示すよという人の2つのグラフにしております。全体から見た増築をオーケーという人の割合というのは、たった32.8%しかないんです。

賛同者を考えてみてください。賛同者がどれだけいるかじゃないかと思うんです。反対者がどれだけいるか、わからない人がいるから、それについては省けとかいうんじゃないなくて、賛同者がどれだけいたかが重要じゃないかと思うんです。賛同者が。これも同じような表現になっています。

ただし、問15の大隅支所と大隅の中央公民館については、これは明らかに逆転です。これはわかります。なぜかというと、本庁舎も非常に古い、水害に遭ったことがある。天井を見たら配管もそのままむき出し、いつ壊れるかしれんというような状況になっている状況ですので、建てかえについては56.7%がオーケーですよと、

ノーと言った人は13.6%、わからないと答えた人が20.6%、合わせても34%しか知らないんです。オーケーと言った人は56.7%でしょ。

次に、今度は問16の財部支所庁舎の建てかえについてであります。これ、賛成者が37.8%です、オーケーと言った人は、ノーと言った人は21.8%、クエスチョン、わからないと言った人は32.8%、ですから、ノーと言った人とわからないと言った人の合計が54.6%になるんです。賛同者はたった37.8%になってしまふと。

明らかにこの11問、14問、15問、16問を見たら、オーケーという回答者は、問15の大隅支所と中央公民館の建てかえにだけなんです。オーケーといったのが、回答者の半分を超えたのはこれだけなんです。

市長、今の私の説明聞いて、どのように判断されますか。市民の理解が得られてこのまま進めていくといいというふうに判断されますか。

○市長（五位塚剛）

今回のアンケートというのは、市民説明会を開いた上で、3,000人を抽出していました。

18歳からの方ですから、当然高校生についてもいたしましたけど、結果は結果として受けとめたいと思います。それで、この間の予定どおりで、前に進めていきたいというふうに考えております。

○4番（岩水 豊議員）

それを聞いているんです。私の今、言った説明を、これは分析の一つだと思うんです。この分析の今言ったのを聞いて、ただ一つ問15にだけ半数を超えてるんです。だから分析の中で、1回目の答弁で言われた、近くじゃないところについてわからないと答えたんじゃないとかいうような、他の地域の施設や現状を知らないことから回答できなかつたと考えられる。

これをそのまま無視したやり方の答弁になっています。私は今それを無視しない分析。あくまでも賛同する人数がどれだけあったかを今言っているんです。

これの私の分析の仕方というのはおかしいということですか。

○市長（五位塚剛）

岩水議員の見方で、自分の考え方で言われているんでしょうから、私たちは結果をそのまま報告しているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

ですから、私は、支所再編等についての、こういう設問が出て、その分析として市から出された調査の結果というのについて、このような私の記載がない。

総務課長、これは一つの、執行部側が出している統計のやり方とその結果の評価を、結果を書いてありますが、私の言ったようなこういう結果も含めて出す必要が

あるんじゃないかと思うんですが、聞いてどう思われましたか、伺います。

○総務課長（今村浩次）

ちょっと答えかみ合うかどうかわかりませんけども、先ほど、1回目の答弁で、自分の地域以外のというところが、わからないが多いというふうに申し上げました。その数字もちょっと分析したんですけども、例えば問15の大隅の問題でありますと、大隅地区のわからないが11%ですけれども、財部では30%ということでございます。

逆に財部では、財部の庁舎につきましては、財部地区のわからない15%ですけども、大隅地区では46%というような、わからないという回答者が多いところでございます。

そのようなことを考えますと、全体分析しますと、大体10%の方々がほかの地域のところはわからないというふうに答えたんじゃないかというふうに、数字上では見ているところでございます。1,000人答えていただきましたので、約100人がそのようなところで考えられたのかなというふうに思っております。

わからないというところを全て、それが建てかえたほうがよいとか、あるいは建てかえしなくていいとか、どちらの判断にも当てはまらないだろうというところで、そういう表もつくったところでございますが、議員がおっしゃられた分析ということも、当然あってしかるべきというふうに感じております。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

議会もですが、賛成が過半数を超えないといけないわけです。例えば、白票があり、反対がありして、過半数を超えなかったら否決されるわけです。ですから、考え方としてもそういう考え方一つは持ってもいいんじゃないかと思います。

それとあわせて、詳細、案に対するパブリックコメントの実施結果がというのがインターネットに出ておりましたが、これはコメントする際には、このアンケート結果というのは提示されておったのでしょうか。伺います。

○総務課長（今村浩次）

アンケート結果につきましては、このパブリックコメントは10月2日から行いましたので、結果そのものは提示はしていないというふうに考えております。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、このアンケート結果というのは示されない中でのパブリックコメントが実施されたということですか。何か回りくどい説明ですけど。

このアンケートが提示されてない中で、パブリックコメントが実施されたということでおろしいんでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

アンケート結果につきましては、お渡ししておりません。市の計画と、あと様式を各資料として配布をしたというものです。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、今、アンケートの分析等について、さまざまな見解があるということを認識していただきたい。

昨日も、徳峰議員が言わされたことも踏まえて、そして分析の仕方としてもいろいろ手法があってやっているということも頭に入れてほしいです。

そこで、アンケートの設問で、20間に設問は絞ったということでありましたが、この質問は出そうか出さまいかというような議論というものはなかったでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

そのほかの設問といたしましては、例えば市がこのような計画を作成している段階だというところを知っていますかとか、そういう設問。

あるいは、もし知っていれば、どこでそういうのを知ったのかという設問。あるいは、いろんな本庁・支所再編あるいは各庁舎の整備等につきまして、賛成であれば賛成、反対してもらいますが、賛成なさった方はどのような理由で賛成であったかというのを、次の設間に進んでもらう、反対であった場合は、反対であったかを次の設間に進んでもらう、そのような設問を考えておりましたけれども、30問以上になってしまふというところから、そのように抑えたところでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

私はそこで、もう一つ設問がほしかった。隣の志布志市を見てください。

前回の市長選で本庁舎が移転するということで議論され、とっぴでもない話に聞こえるようありますが、志布志のほうでは、いろいろ問題抱えているようあります、本庁舎を有明から志布志に移行することになりました。

曾於市を見てください。財部はJRが、我が市で唯一とまる駅、また都城市という大きな大商圏地を控えた都城に近い場所である。逆に言えば、大隅は県の出先なり、国の出先等があり、そういう県、国との出先との関係を考えれば、利便性としては、またある意味いいところがある。

邪道かもしれません、本庁舎の位置はどこがいいと思いますかという設問がない。あくまでも真ん中でないといかんという議論になると思います。

今は、我々も便宜上本庁舎と呼んでおりますが、私の中では、分序方式でありますから、あくまでも、ここが本庁舎というのは便宜上の話であって、それが植えつ

けられていると思うんです。我々も。

よく考えてみたら、志布志はそうやって、大きな論点、論争があったと思います。そして、それらの結論が出て動くんです。建物が新たにできた。合併した当時に新しい建物できたのに、それでも動くという結論を市民は選んだんです。

ですから、ある意味、こういう設問もあってもよかつたんじゃないかと思うんです。JRの曾於市の中で、たった一つあるのは財部です。都城商圈に近いです。今まではパブリックコメントにもありました、JR日豊本線、県道2号線にはほぼ並行して走っています。財部町を走っております。曾於市の最初のまちが財部です。この財部のまちの商店街がゴーストタウンにならないか危惧しますとあります。

そして、明らかに、昨日の徳峰さんの意見にもありましたが、平成の大合併ということで、予算は来たわけあります。

不思議かもしれません、私はできれば設問の中に、本庁が末吉ありきのままになっている。これが設問を考える段階で、課長、出てこなかつたということです。

でも、冷静になって考えれば、こういう設問もあって、市民は本当にどういう意向を持っているのかということを、探る必要もあったんじゃないかと思います。

市長、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

平成11年のときに、3町が対等合併をいたしましたけど、そのときの協議会では、本庁をちょうど中心の、3町の中心の末吉を持っていくこと、そのことがいいということで決定をされております。それをもってここまできました。

言われるように、財部を本庁、大隅本庁という設問を設けた場合は、結果的に数字的には末吉が本庁がいいでしょうというにはなるだろうという、結論は出ております。

そういう意味では、財部、大隅を決して力を入れないということじゃなくて、やっぱり均衡ある3町はもっていなければなりません。そのことを、あえて言えるような本庁をどこにすべきかということを言えるような状況の問題じゃないというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

こういう設問をしたら末吉に持ってくるというアンケートが一番多いと考えますと、結果的にはそうなるでしょうなんて言うんだったら、こういうアンケートすら意味ないじゃないですか。全部の問い合わせのアンケートが。

私は、このわからないという回答がいっぱいあるとは思ってなかったんです。まだ、回答率については、どうこう言えませんが、できれば私は、市長選、市議選、国政選挙を含めた60%近い回答はほしいなと思ってはおりました。しかしそこまで

は来ない。

それはアンケートに対する設問の問題だけではなく、市政に対する市民の関心が遠のいているという結果ではないかなと思うんです。

ですから、そういうのを含めてするためには、私が今言うような設問もあってよかったですと思うんです。

そして、今言われた、これは本庁が合併当時末吉ということで決まったんではなくて、分序方式でやる中での末吉が本庁として決ましたんです。再編に向かっての中での平成17年合併のときにそういう決まっていたわけじゃないんですか。

ですから、私はやはりそれぐらいの設問を設けてもおかしくないと思うんです。

先ほど、この設問をした場合、回答の中に末吉が多いというのを発言されました。

それは撤回してほしい。

○市長（五位塚剛）

理論的に考えた場合、財部に本庁を持っていった場合に、あの建物をこの末吉の本庁と同じ、それ以上のものをつくるなければなりません。そうなると、ここの議場を含めて、使わない部分が出てきます。

大隅に持っていった場合、全く同じ反対の理由になります。ですからそのことについてでは、市民が3町の中心はこの末吉があって、ここでお互いうまく成り立っているということは、この合併のこの十数年の中で認知されてきていると思っております。

ですから、そのことをあえて出すことが、今回のアンケートの目的ではありませんので、あえて入れませんけど、そのことを結果的に、私はそうなってくるだろうと思います。

ですから、撤回するということは考えておりません。

○4番（岩水 豊議員）

建物の問題とかいうことではなくて、でも私が言るのは、ここが最適だとか、建物がどうこうという判断というのは、我々が今考えている話であって、このアンケートに対しても3分の1しか回答が来てないと、市民の皆さんとの認識の中で、どこということは全くそういうことを抜きにした設問ということもあっても、本当にいいんじゃないかなと思うんです。

何でもかんでも末吉、真ん中だというのが、特に、財部、大隅の皆さん方は感じるんです。真ん中が便利、利便性がいいというふうに何でも捉えるから、それは一つの考え方であり、ほかの考えでは、利便性、効率性だけで判断できないのは行政じゃないかなと思うんです。いかがですか。

ですから、設問についても慎重にやるべきだし、そういうことも必要だし、何で

もかんでも末吉、真ん中にあるのがいいという考えに、市長の言われるのはとれるようですが、そのほうがいいと思われますか。公共施設は全部市の中心にあったほうがいいと思われますか。

○市長（五位塚剛）

曾於市の全体図を見たときは、どうしても末吉の場合は人口が多いし、また設備的にも今、整っておりますので、今の状況は末吉が本庁であるべきだというふうに考えております。

市民の方々もそのことはもう認知されていると思っております。今から仮に財部に本庁を移すといったら、これは本当に大変なことでありますし、新たに市民の中に混乱をもたらすことになるだろうと思います。

だから、決して全部全て末吉に何もかも持ってくることじゃありません。財部のよさは財部のよさがありますし、大隅は大隅のよさがありますので、そこにあるものについては、有効に生かすべきだというふうに考えております。

○4番（岩水 豊議員）

私は、アンケートの設問についてはあったほうがいいと思います。私が言った設問が、財部に本庁舎、大隅に本庁舎というのを問う設問もあってもいいと思います。その上で、真ん中の末吉ということになれば、それでもいいと思います。

私の考えはそういうことでありますので、御理解ください。

次に、3番目のアヤベ株式会社九州工場跡地について伺いたいと思います。

アヤベの土地については、全協の中では、土地開発公社で購入と伺っておりますが、八木副市長よりそういう説明がありました。その方向で動いているのではないかでしょうか。

先ほど渕合議員の答弁でも、その辺が少しぐらついた答弁があったようですが、現在の方針はどうなんでしょうか。伺います。

○副市長（八木達範）

それでは、お答えしたいと思います。

先ほど、市長の答弁でも、市もその購入ができるということだったんですけども、現段階では、やはりこの公拡法——公有地の拡大の推進に関する法、これでもあり、先行取得については、公社で取得したほうがいいとなっておりますので、現段階では、いろいろ交渉もありますけれども、公社で取得したほうがいいんじやなかろうかというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、土地開発公社の定款に目的というのが、そこの第1章第1条に目的というのがあります。これは総務課長になりますか。ここ確認です。

○企画課長（外山直英）

曾於市土地開発公社の第1条が目的となっております。読み上げます。

この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする、と明示してございます。

○4番（岩水 豊議員）

この目的に沿って公社というのは設立されて、運営されていると思いますが、公共の用地、公用地等にアヤベ株式会社の九州工場跡地は当てはまるんでしょうか。抵触しないですか。

○企画課長（外山直英）

先ほど、八木副市長も申し上げられましたが、公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法ですが、こちらの第1条の目的にも、土地開発公社の創設や先行取得、それから取引できる土地等が明示してございますが、公用地の中にも工業用地等が明示してございます。

○4番（岩水 豊議員）

それではそれをよしとしたい部分もありますが、私としましては、もう一つお伺いしたいんですが、内村工業団地のすてきナイスグループ株式会社の所有地を売買されたの、これは市で購入か、公社で購入か、確認をお願いします。

○企画課長（外山直英）

土地開発公社でございます。

○4番（岩水 豊議員）

それと、先ほど説明があったそのほかの土地についても、全部公社ということでお理解してよろしいんですね。

そのほか、市が大規模な土地を保有している、休遊地、休遊地というかな、持っているところもあると思いますが、それについては調べておりませんか。

○企画課長（外山直英）

济いません、把握しておりません。

○4番（岩水 豊議員）

時間が少ないようであります。私まず言いたいのは、今年度当初の施政方針の中で、市長はこれについて、新たな工業用地の取得を示されなかった。これが12月議会に唐突に補正予算という形での取得に踏み切ろうと、これも議会の議決を得ない開発公社での取得を目指している。私としては、これちゃんと議会にかけて、議会の普通財産として購入できないものなのか、それとも、あわせてほかの企業への売買のあっせんもするとかいう方法での企業誘致の促進の条例等にも、仲買をすると

か、そういうあっせんをするという項目もあります。

そういう形での介入はできなかったのか、伺います。

○市長（五位塚剛）

私の施政方針の中に、このことについては一言も触れておりません。それは、アヤベについては、最終的に会社のほうから売却してもいいよという話がありましたので、市が中に入ってヤマザキさんを紹介して進めてきたところでございます。

当然うまくいくだろうと、私なんかは期待しておりましたけど、結果的には合意しませんでした。そうなった場合に、あの土地を仮に、きのうもお話をしましたように、民間の方が別な形で取得されると、市民にとって全く違う形になると困ると思って、市のほうが工業団地という意味での、企業誘致という目的で、土地開発公社で先行したほうがいいのじゃないかという判断のもとに立ったところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

現状としては、買えないわけではないんですけど、企業誘致の場合は、今まで土地開発公社で先行取得して、土地を整備して、企業にこういう土地がありますよという形で進めてまいりました。これ今まで、旧町時代からこういう手法をとってまいっていました。

絶対、それがだめだということではありません。議会にかける方法もありますけど、確実に次の企業が入ることであれば、その方法もとれますけど、まだ確定をしておりませんので、土地の先行取得という形での計画でございます。

○4番（岩水 豊議員）

時間がないので、端的に申しますと、例えば胡摩の土地にても購入した、買わんでもよかったですんじやないかという、私言いましたけど、買った。

地積100坪でした。でもまだ計画全然見てないと、ここの土地についても立地条件、かれこれ等のさまざまな調査がされてない中で、慌てて購入することになると、負の遺産になることが心配であります。

いかがでしょう、慎重にその辺をやっていただきたい。議会のほうにも詳しく随時それについては説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

アヤベの跡地を、市が土地開発公社でもし買うとなった場合でも、当然公社の理事会開かれて、その結果についても、随時議会に報告するようになっておりますので、それは必ずしたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

それとちょっと観点変えますが、内村工業団地に2筆、3万2,251.41m²の工業用地があると、これについて何か売れる見込み、いろいろ最近相談というのは来ておりますか。伺います。

○市長（五位塚剛）

いろいろ話はあるんですけど、現実的になってきたのは、国原に本社があるコーキン化学さんが、本社を移してといいますか、事業所を一本化したいという相談が来ておりますので、そのことも含めて今検討はしているところでございます。

また、ニチレイさんの奥のほうも、ニチレイさんからも新たな工場という話もありますけど、またこれは決定しておりませんので、今、話があるのは手前のほうで今来ているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

アヤベ跡にしてもしかりですが、いろんな太陽光なり、産廃施設が来たりとかいう懸念はありますが、しかし、それについては、工業開発条例とか等、いろいろ届け出、それと規制等もあるわけでありますので、その中で、規制ができます。できますね。

ですから、買うということに一点を絞るのはいいけど、我々の説明の中には、全協の中でも、産廃施設やかれこれが来た場合、市民、笠木近辺の方々に迷惑をかけるという話やったが、それは違うと思うんです。

ですから、そこのところの説明をしながら、市民の理解を得る、そして不良財産にならない方法を検討していただきたいと思います。副市長、その辺のもう一回お願いします。

○副市長（八木達範）

それじゃお答えしたいと思います。

確かに、議員から言われましたとおり、まだ倉庫の中の原料をどうするか、まだ製品も残っております。そして、倉庫も、先ほど企画課長答弁しましたように、4棟ありますんで、そこら辺も十分向こうとも交渉して、いろいろ進めていかないといけないと思っておりますので、このことについては慎重に進めたいと思っております。

○4番（岩水 豊議員）

価格についても、市民の理解の得られる数字、説明されたとおり、テントのシートの倉庫、それとあわせてそこに材料等が残っているということになれば、それは産廃になるかもしれません。そういう処理費用を考えた場合、いかに市民から理解を得られる金額で購入するということが、大前提だと思っております。

また、政治姿勢についても、先ほど伺いましたが、どうもかみ合わない答弁であ

りましたが、市長に慎重に行動していただきたいということを望んで、一般質問を終わります。

○議長（土屋健一）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時21分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8、宮迫勝議員の発言を許可いたします。

○7番（宮迫 勝議員）

日本共産党の宮迫勝です。

今回、私は大きく4点にわたり質問いたします。

最初に、補聴器購入に公的補助を求める立場から質問をいたします。

①として、70歳以上の約半数が加齢性難聴になると言われています。難聴になつたら、なるべく早く補聴器を使用することが聞こえの改善にとって大切であるとの専門家の声があります。そこで曾於市では加齢性難聴に対する補聴器購入の公的補助があるのか伺います。

②として、加齢性難聴者の数を把握されているのか伺います。

③として、専門家から、言葉が聞こえにくくなると認知機能が低下し、人前に出るのがおっくうになり、コミュニケーションにも支障が出て社会的孤立することで、認知症のリスクが高まると言われています。これに対する市長の見解を伺います。

④として、加齢性難聴で補聴器を購入したいが、価格が15万円から高いものでは30万円ぐらいと、非常に高価で年金暮らしの高齢者には手が届かないとの声が寄せられています。市独自の購入補助を求めたいと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

次は、車椅子で入れるトイレの設置について質問いたします。

私は本年8月6日からの北海道研修中に、左側の足が痛みに襲われ歩行困難で、帰りは車椅子のお世話になりました。初めての車椅子でトイレの心配をしていましたが、空港その他の施設でも車椅子で入れるトイレがあり、安心して用を足すことができ、車椅子で入れるトイレの重要性を認識いたしました。

そこで、曾於市市役所本庁舎、大隅支所、財部支所、それぞれの中央公民館、大隅文化センター、末吉総合センター、財部きらめきセンター、これらの施設では車

椅子で入れるトイレがあるのか伺います。

②として、バリアフリーについて市長の認識を伺います。

3番目として、私は、障がい者に優しいまちは、健常者にも優しいまちだと思いますが、市長の認識を伺います。

4番目として、これから建設が予定されている各支所、各中央公民館等のトイレには、車椅子で入れるトイレの設置を求めたいと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、道路行政について質問いたします。

財部の市道正部・十文字線は、道路の拡幅整備が進んだ結果、大型車の交通量がふえ、地元住民から住宅の振動や交通事故を心配する声が上がっています。市は対策として2車線を部分的に1車線化にして、車のスピードダウンを図っていますが、その効果はどうであるのか伺います。

②として、大型車の通行により、舗装面の傷みが早く部分的な補修箇所が多く見受けられます。大型車の通行にも耐えられる舗装の仕様と、速度制限を設けるよう、再度公安委員会へ要請すべきだと思いますが、見解を伺います。

最後に、憲法を生かした市政について質問いたします。

市民の安心安全、暮らしを守るのは、市長の責務であります。そのためには、憲法を生かした市政運営が大事だと思います。市長の見解を伺いまして、一回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、宮迫議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、補聴器購入に公的補助の①曾於市では加齢性難聴に対する補聴器購入の公的補助があるのか伺いたいについてお答えいたします。

曾於市においては、現在、加齢性難聴に対する補聴器購入補助はないところです。

②加齢性難聴者の数は把握されているのかについてお答えいたします。

現在、加齢性難聴者の人数は把握しておりませんが、どのような方法で把握できるのか、関係課と協議したいと思います。

③言葉が聞こえにくくなることで、認知症のリスクが高まると言われている、市長の見解を伺いたいについてお答えいたします。

高齢の方と会話する機会が多くありますが、中には、何回も聞き返されることがよくあります。

2017年7月、国際アルツハイマー病会議において、難聴は高血圧や肥満、糖尿病とともに認知症に至る原因の一つに上げられております。聞こえづらくなると、相手に何度も聞き返し、聞き返すことをためらって会話に消極的になり、会話が減少

すると脳の働きが衰えて認知機能が低下すると思います。

④市独自の購入補助を求める、市長の見解を伺いたいについてお答えいたします。

現在、市独自の加齢性難聴で補聴器購入補助は実施していない状況であります。補聴器については、耳かけ型と耳穴型、ポケット型の3種類があります。価格の相場でありますが、メーカーと形状、機能の違いによって、耳かけ型と耳穴型は5万円前後から50万円ぐらい、ポケット型は3万円前後から9万円ぐらいとなっているようです。自治体によって、補聴器購入助成制度を実施している市町村があるようです。今後調査したいというふうに思います。

2、公共施設に車椅子で入れるトイレをの①曾於市役所本庁舎、大隅支所、財部支所、それぞれの中央公民館、大隅文化センター、末吉総合センター、財部きらめきセンター、これらの施設では車椅子で入れるトイレがあるのかについてお答えいたします。

現在、車椅子で入れるトイレは、曾於市役所本庁舎に2カ所、大隅支所に1カ所、財部支所に2カ所、大隅文化会館に1カ所、末吉総合センターに1カ所、財部きらめきセンターに1カ所あります。

②のバリアフリーについての認識についてお答えいたします。

バリアフリーにつきましては、高齢者や障がい者、妊婦や子供連れの方々が円滑に利用できるために、建物出入り口や廊下、トイレ等の設備を整備することや、近年では、窓口などに眼鏡の設置や、文字盤を大きく表示するなど、環境を整えていくことと認識しております。

2の③障がい者に優しいまちは、健常者にも優しいまちについてお答えいたします。

曾於市にも、障害を持った方々が多く生活をしております。例えば、障害を持って車椅子で移動しなければならない方にとって、階段やちょっとした段差などが障害物となります。高齢の方や子供たちにとっても障害物となります。その段差をなくすことで、安全に安心して通行ができます。施設等バリアフリー化することによって、障害を持った方々や高齢者の方々等が安心して利用できることから、誰にとっても優しい住みよいまちになるんじゃないかなと考えております。

2の④これから建設が予定されている各支所、各中央公民館等のトイレは、車椅子で入れるトイレの設置を求めるについてお答えいたします。

来年度建設予定であります末吉中央公民館、また、今後、建設を計画しております曾於市役所本庁舎増築部分、中央公民館との併設計画のある大隅支所、財部支所等の建設につきましては、車椅子の利用者が入れる多目的トイレの設置を計画して

いきます。

また、財部中央公民館につきましては、現在、耐震診断調査を行っております。その診断内容によって、内部の改修を含めた整備も考えられることから、その中で設置するように計画していきたいと思います。

3、道路行政についての①財部の市道正部・十文字線における交通事故対策として1車線化の効果はどうであるのかについてお答えいたします。

この道路工作物については、車道の通行部分を局所的に狭めることにより、ドライバーに減速を促す目的で設置し、ことし9月に工事が完了したところあります。安全面を考慮し、見通しのよい場所に施工しており、対面車両がこの狭窄部前後ですれ違うことにより、効果が十分に発揮するようになります。全ての車両を減速させることは困難ですが、一定の効果があると判断しております。

3の②大型車の通行にも耐えられる舗装の仕様と速度制限を設けるように、再度公安委員会へ要請すべきではないかについてお答えいたします。

市道正部・十文字線は、平成5年から平成14年にふるさと農道緊急整備事業で整備されております。御質問にあるように、大型車の通行については、現在の交通量の増加を想定しておらず、傷みが早い原因と思われます。今後、交通状況にあわせた舗装構成にできないか、補助事業等を検討しているところであります。

速度制限については、以前から公安委員会と協議を行っているところでありますが、市街地以外の市道での速度制限については規制ができないとの回答であります。

4、憲法を生かした市政についての①市長の見解をについてお答えいたします。

私は、日本国民にとって、憲法を守っていくことは基本だと考えております。市民の安心安全なまちづくりを進めるためにも、憲法を生かした市政運営は大切だと思っております。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

それでは、2回目以降の質問に入ります。

まず、回答をもらいました補聴器購入に対して、現在曾於市では、加齢性難聴に対する補聴器購入の公的補助はありません。人数も把握しておりません。

ただ、私たちの調べている範囲では、全国では約1,400万人の方が加齢性難聴と言われています。全ての人が年を重ねることで難聴となる可能性があるわけであります。だからこそ、国、県、市区町村が率先して対策をとるべきだと思います。

これには財源を伴いますんで、市単独では多分難しいと思います。国会で、共産党の大門実紀史参議院議員が、ことしの3月21日に参議院の財政金融委員会で、高齢者が社会で活躍し、働いていくとき補聴器は必要になると、公的補助制度の創設

を求めたのに対し、麻生太郎財務大臣がやらなければならない必要な問題と答弁しております。

このことに対して、市長の見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

国のはうで、必要というふうに認められたのであれば、具体的に支援の補助金を国がしてもらうと、本当に各市町村の行政が支援をしやすくなるんじやないかと思っておりますので、期待したいと思います。

○7番（宮迫 勝議員）

ただ、まだ国のはうがこの制度が整っておりません、残念ながら。東京都の場合が8つの自治体、市区町村がですね、全国で約19の自治体が上限は違いますけども、独自で補助しているところもあります。

財源が必要になるのが、これは当然でありますけれども、補聴器購入制度を実施している市町村があるようですので、今後調査したいという回答であります。今後ぜひこれを調査して一緒に考えて、この加齢性難聴に対する高齢者の支援を支えていきたいと思っておりますので、また今後一般質問しながら、協議していきたいと思っております。

次に、車椅子の関係に入ります。

今、実際車椅子で入れるトイレもあるわけでありますけども、これから新しくつくる各支所、それから中央公民館、それから増築をする本庁舎の建物、これについても、ぜひ回答にあるように、設計の段階からこれを整えていくことが大事だと思っております。

例えば、本庁舎の場合は、3階建てか何かになると思うんですけども、それぞれの各階に設置することはできるのかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

現在、本庁については、障がい者の方が使えるようなトイレがあるわけですけど、今回増築する分のはうにトイレをつくるかどうかというのは、まだ決めておりませんでしたけど、全ての階に障がい者用のことができるかというのは、非常に難しい部分ありますけど、それは全体の平面図を見ながら考慮していきたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

バリアフリーとか、さまざまな考え方は、私と同じような考えですので、ぜひ車椅子で入れる多目的トイレの設置を隨時進めていってもらいたいなと思っております。

次に、道路行政についてお尋ねいたします。

この部分的に、狭窄部分をつくることで効果が発揮できるようになるということありますけども、これを今後この2カ所だけで終わらせるのか、この後何かほかに対策があるのか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

具体的に今後計画があるというのは聞いておりませんけど、全体の市道を見て、建設課、また両支所の中で話し合いがあつてはいるのか、そのあたりを答弁させます。

○財部支所建設水道課長（上集基志）

お答えいたします。

現在2カ所、先ほど言わされましたように、設置はしているんですけども、この狭窄部分に関しましては、ある程度、直線で車の通行車両の安全性が確保できないと設置できないというのもありますし、住民の方々が出入りする住民自治会の入り口等もございますので、そこら辺は現地を調査しながら、できたらもう少し何カ所か設置したいとは考えておりますし、あといろいろと看板とかの設置をしたいとは考えております。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

ドライバーの方が、何でこういう狭窄部分をつくったかというのを、やっぱり看板等で知ることも大事じゃないかなと思うんです。だから、スピードダウンに御協力願いますとか、そういうのでもいいと思うんです。

でないと、地元の方は道路は広くなったおかげで、大型車が多くなった上にスピードを出していると言われています。特に、正部から入っていくと下りになるんです。だから、あの部分のほうが、スピードを出すという話を伺っております。ぜひそのところも工夫していただきたいと思います。

それから、舗装構成ですか、確かに市道、県道、国道、それぞれ構造物の仕様が違うと思うんだけど、やっぱりこれはお金はかかるけど、ある程度初期的に投資をして、固い構造にしておけば、後の補修が楽ではないかなと思うんですけども、回答できる方は回答してください。

○財部支所建設水道課長（上集基志）

お答えいたします。

さっき議員が言われましたように、確かに農道、市道、県道と舗装の構成は違います。今この問題の正部・十文字線も農道でつくっておりますので、今の交通量とは全然設計のあれが違います。

ですので、我々も今現在の交通量に合わせた舗装構造を変えるように、補助事業等を検討しながら、前に進めていきたいと考えております。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

これに対する補助事業的なものが幾つか該当する分があるわけですか。

○財部支所建設水道課長（上集基志）

今のところ起債事業か、それとも交付金事業とかいろいろありますので、その中で入るようなやつに充てたいと思って、今所管関係者と協議してございます。

○7番（宮迫 勝議員）

地元の住民の方に応えるためにも、ぜひこれを一日も早く進めていただきたいと思います。

速度制限についてお尋ねします。

答弁では、市街地以外の市道で速度制限については規制できない、私が財部支所からずっと道路で市役所まで来るときに、まず阿那里自治会、柳谷自治会、それから迫議員の近く、熊野神社の近く、南畜、それからこの栄楽公園の前とか、40キロ制限がいっぱいあるわけです。

だから、こういうところで、なぜここはできないのかなと思っていますんで、これは、財部の建設水道課だけじゃなくて、本庁も挙げて、市長、副市長もあわせてぜひこれは速度制限のできるように、標識を立てるようにしていただきたいと思いますけども、市長、どうですか。

○市長（五位塚剛）

このことについては、さきに松ノ下議員からも質問がありまして、公安委員会のほうにお願いしましたけど、なかなか規制ができないという回答を得たところでございます。

それでも、やはり人間がつくった法律、条例ですので、そういうところは地元住民の声を大事にするのは大事だと思いますので、引き続き声を上げていくように、担当課のほうから指示をしたいと思います。

○7番（宮迫 勝議員）

あと一点、正部のほうから入ってきて、関之尾に行く、県道ですか、の下りのところ停止線で、大型がなかなか前に出ないと見えないと見えて、関之尾から来る車が大回りしないと右折ができないという声も寄せられました。だから、ここの停止線の位置をよく見えるように、再度確認して、もし見えなかつたら、整備してほしいと思いますけども、課長どうでしょう。

○財部支所建設水道課長（上集基志）

お答えいたします。

現地を調査いたしまして対処したいと思います。

○7番（宮迫 勝議員）

ぜひ地元住民がそういう関係で道路がよくなつたんだけど、危ないなというんじやなくて、やっぱり安心してあそこが通行できるような市道にしてほしいと思います。

次に、憲法を生かした市政についてのところに移ります。

日本国民にとって、憲法を守っていくことが基本だと考えております。

そこで、市長に聞きます。

憲法を守るべきは国か国民か、お尋ねします。

○市長（五位塚剛）

憲法を守るのは、国も当然守らなければなりません。そして、国民も守らなければならぬと思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

憲法99条は、当然市長は読まれたと思うんですけど、ここで、若干この99条を読んでみたいと思います。

「憲法尊重擁護の義務第99条、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」

だから憲法を守るべきは国なんです。国の暴走を抑えるために、国民が国に与えたものなんです。だから縛ってんのは、国なんです。権力者、憲法に基づきつくったのが法律で、これは国民が守らなければなりません。

だから、国民は憲法を守らないからといって逮捕されることもありません。それから法律を守らなければ、これは当然裁判にかけられることがあるわけです。

だから、こここのところを間違えないようにしないと、国が発して国民は憲法に縛られるんだというんじゃないんです。ただ、不斷の努力でこの憲法を守らなくちゃいけないというのは、これ当然のことあります。

さっきの質問に返りますけども、その前に確認したいと思います。

この前の18日の新聞記事、首長九条の会改憲組織を結成、曾於市長ら参加、この記事については、新聞社から何か取材とかいうのがありましたか。

○市長（五位塚剛）

取材はないところでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

私は、この記事を読んだとき、小見出しで曾於市長ら参加というんで、えと思ったんですけど、新聞社に電話したら、この記事は共同通信の配信らしいんです。市長は、これ参加していないんだよということで、抗議というかいたしました。

曾於市民は、この記事を読んでひどく動搖していると、やっぱり記事は正確に書

くべきじゃないかということで、申し入れをしました。

向こうの言い分では、呼びかけ人、賛同者は計130人で、うち現職が五位塚剛曾於市長ら13人、ここに書いてあるから、いいんじゃないかということで、この見出しにしたということでした。

今後は取材ちゃんとして、それに基づいて、事実に基づいて記事を書くようにということは言いました。

のことについて、市長はどうですか。

○市長（五位塚剛）

私も新聞を見て、参加というのが非常に大きく書かれておりましたので、私は、その日は公務で実際は参加しておりませんという話を、お話をいたしました。そうしたら、今言われるよう、共同通信社の配信をそのまま書いたということでありますて、内容的には、私は出席してどうのこうのじゃなくて、私はこの趣旨に賛同したんですよということをお伝えをしたところでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

後に、三宅新聞記者がいらっしゃいますので、今後はこういうことはちゃんと事実に基づいて、取材をして記事にしてほしいなと思っております。

そこで、この憲法を生かした市政、さっき言いましたように、公務員は憲法を守る義務があります。当然、さきの岩水議員のところになると、市長がこの会に賛同したからといって、職員も同じで見られると言いますけれども、市長はこの憲法9条だけを、憲法の中で守る、その他の憲法、9条、その他104条ぐらいまであるんですけども、全てを守る立場で市政を運営していくと思うんですけど、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私は憲法9条だけを守るということじゃなくて、この憲法の全体は守っていくというのが国民の、私は役目でもあると思うし、そのことを日本国憲法の前文にいろいろ選挙で、正当に選ばれた国会において、やっぱりそれは、私たちの将来の子供たちのために守っていく必要があるんだということを書かれておりますので、基本は全体を守っていくことだと思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

これからも憲法に基づいて、憲法を生かした市政を運営していく、この立場で間違いませんね。

○市長（五位塚剛）

どういうふうに憲法を生かしながら、市政に生かしていくかと、非常にまだ難しい部分がありますけど、それは基本でいっていきたいというふうには思っております。

す。

○7番（宮迫 勝議員）

いろいろいいっぱい言いたいことあるんですけども、なぜこの憲法9条を守ろうと市長が言っただけで注視されて、安倍さんは何か、さっき言ったように、国務大臣、総理大臣でありながら、憲法を守る立場でありながら、憲法を変えるんだと大きな声で言って、これについて賛同した人は何も言われなくて、本当に市民の暮らしを守るために憲法を守る、特に9条は大事にしたいというだけで、こう執心されるのかというのは、私ちょっと残念なんです。

だから、あなたの意見も尊重します。だから私の意見も尊重してください。こういうお互いの意見を尊重するのが大事だと思うんです。もっと寛容な心が必要だと思いますが、市長はどうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

国民は、自由に意見を述べることができます。そして、思想、信条も認められております。ですから、いろんなことにおいて、法律を犯さない限り、日本国民は憲法で守られておりませんので、基本的には自由な発想があつてもいいと思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

一つだけ、さっきの中で気になったので、言っておきますと、この記事の中で、自衛隊募集の自治体への強制反対などとありますけども、これは京都市が自衛隊からの求めで、個人の18歳から22歳だったかな、の該当者の住所、名前を、電子媒体、フロッピーもしくはUSBに移して渡したと、これが市民団体から、それは個人情報の保護に違反するという立場から、この項目が出たんであって、曾於市では今までどおりの閲覧というができるわけで、さっき言ったように、市長が、自衛隊の募集に非協力というわけではない、このことは間違いないですね。

○市長（五位塚剛）

自衛隊募集の方々が閲覧をすることについては、今までどおりしておりますので、基本的にはそのことを中止させるという考えはないところでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

これを言つとかないと、何か議論を聞いていると、五位塚市長が自衛隊の募集まで反対しているんじゃないかという、ちょっと私は心配したもんで、この話をしたことであります。

今後とも、ぜひ市民の生活を守る、この立場、憲法を生かした市政運営をしていただきたいと申し述べて、私の質問を終わります。

○議長（土屋健一）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
次の本会議は12月6日、午前10時から開きます。
本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時56分

令和元年第4回曾於市議会定例会

令和元年12月6日

(第4日目)

令和元年第4回曾於市議会定例会会議録（第4号）

令和元年12月6日（金曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

(第4号)

第1 議案第75号 曽於市財部きらら館の設置及び管理に関する条例の制定について

第2 議案第76号 曽於市債権管理条例の一部改正について

(以下2件一括議題)

第3 議案第77号 曽於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

第4 議案第78号 曽於市公共下水道条例の一部改正について

第5 議案第79号 曽於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(以下3件一括議題)

第6 議案第80号 字の区域変更について

第7 議案第81号 曽於市道路線の認定について

第8 議案第82号 曽於市道路線の廃止について

(以下2件一括議題)

第9 議案第83号 指定管理者の指定について（曾於市財部きらら館）

第10 議案第84号 指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）

第11 議案第85号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について

(以下2件一括議題)

第12 議案第86号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

第13 議案第87号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

(以下4件一括議題)

第14 議案第88号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

第15 議案第89号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について

第16 議案第90号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

第17 議案第91号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

（以下3件一括議題）

第18 議案第92号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

第19 議案第93号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

第20 議案第94号 曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

第21 議案第95号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について

第22 議案第97号 令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

（以下6件一括議題）

第23 議案第96号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

第24 議案第98号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

第25 議案第99号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

第26 議案第100号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について

第27 議案第101号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

第28 議案第102号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

第29 陳情第15号 学校における集団フッ化物洗口事業の来年度実施（試行）の中止を求める陳情について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	重	久	昌	樹	2番	松	ノ	下	いずみ	3番	鈴	木	栄	一	
4番	岩	水	豊		5番	渕	合	昌	昭	6番	上	村	龍	生	
7番	宮	迫	勝		8番	今	鶴	治	信	9番	九	日	克	典	
10番	伊	地	知	厚	仁	11番	原	田	賢一郎	12番	山	田	義	盛	
13番	大	川	内	富	男	14番	渡	辺	利	治	15番	海	野	隆	平
16番	久	長	登	良	男	17番	谷	口	義	則	18番	迫	杉	雄	
19番	徳	峰	一	成		20番	土	屋	健	一					

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 津 曲 克 彦
主任 富 田 洋 一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (27名)

市 長	五位塚 剛	教 育 長	瀬 下 浩
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副 市 長	大休寺 拓 夫	学校教育課長	川 路 道 文
総 務 課 長	今 村 浩 次	社会教育課長	岩 元 浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱 田 政 繼	農 林 振 興 課 長	富 吉 浩 幸
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 觀 光 課 長	竹 田 正 博
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 务 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新 澤 津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	田 代 庄 市
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監査委員事務局長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	農業委員会事務局長	中 山 純 一
大隈支所産業振興課長	徳 留 弘		

開議 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第75号 曽於市財部きらら館の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（土屋健一）

日程第1、議案第75号、曾於市財部きらら館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案の75号の曾於市財部きらら館の設置及び管理に関する条例の制定について質問をいたします。

これまできらら館は一応業務委託で行っておりましたけれども、条例改正によりまして、今後指定管理となる方向であるようありますが、質問の第1点でございます。今回条例を制定するに至った理由、また経過を含めて、さらに条例の中身、内容の中心点について説明してください。

次に、きらら館のこれまでの数年間の収支状況について、あわせて説明してください。

○商工観光課長（竹田正博）

それではお答えいたします。

まず、条例を制定するに至った理由についてでございますが、きらら館はこれまで、御存じのとおり、委託による管理運営を行ってまいりました。その設置及び管理に関する条例についても、平成17年に制定しておりましたが、指定管理者に管理させる旨の条項がありませんでした。また、開館時間、あるいは休館日等も明記されていなかった状況でございまして、改正条項が多く、条例の全部を改正する必要が生じたために提案をさせていただくものでございます。

それから、ここ数年間の収支等についてでございます。

過去5年間について、平成26年度の総売上額が1億6,003万円ということになります。純利益といたしましては、26年度はマイナスの158万4,367円でございます。平成27年度総売上額1億6,438万円でございまして、純利益といたしましてマイナ

スの62万4,261円でございます。平成28年度総売上額1億5,529万円で、28年度から純利益464万7,680円のプラスということになっております。それから29年度総売上が1億5,839万円で、純利益331万4,738円。平成30年度の総売上額1億5,292万円で、純利益239万125円というふうになっているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問でございます。

先ほどの質問と重なりますけれども、今、課長言われたように、これまで業務委託でありましたけれども、これを今度指定管理に一応移行させたいということでの大きな理由の一つでございますけれども、この指定管理に変更することによって、業務委託から、プラス面やメリットが、どういった点が考えられるのか、それが想定されるから、指定管理に移行するだろうと思うんですが、どういった点で、よりメリットがあるのか、これが質問の第1点でございます。

それから、これも課長の説明にありますように、平成28年度からそれまでの従前の赤字から純利益が黒字に変わってきておりますが、それは特に主な、どういった理由であるのか、これが第2点目でございます。

それから3点目、後ほど出てくるかもしれません、このきらら館はこれまでの累積赤字が非常に大きくて、累積赤字が約4,400万円ほどになっております。この累積赤字についての今後の取り扱いも含めて、お答え願いたいと考えております。これが3点。

それから、第4点目、今後いずれにいたしましても、引き続き経営環境を維持するためには、あるいはさらに好転させるためには、一つは、いろいろしなければならない理由があるとしても、出荷者の状況がございます。出荷者の推移についてもわかつていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

以上です。

○商工観光課長（竹田正博）

お答えいたします。

指定管理にすることによってのメリットがあるかところでございますが、現在は、きらら館に使用料を支払いをしていただいております。年間123万4,000円ほどでございます。その中で、市の一般財源の中から管理費、あるいはそういったそもそもの支出をしているわけですけれども、今回、この条例を設定することによって、使用料は明記してございますが、いわゆる指定管理者が利用される方への利用料という形で、読みかえ規定をうたってございますので、実質きらら館から市のほうへの使用料というものはなくなるということになります。そういった形で、そ

の部分がメリットになってくるのではないかというふうに思います。

それから、純利益の推移でございますが、平成28年度から黒字の経営ということになってまいりました。会社の経営努力もあろうかと思います。それに足しまして、ふるさと納税のお米の取り扱いを始めておりまして、その部分が、ふるさと納税の部分が伸びてきているというような状況でございます。

それから累積赤字の4,400万円の取り扱いでございますが、この純利益の中から少しずつ減らしてきている状況でございます。今後もそういった形で減らさせていただければと思いますが、現在も株式会社メセナ末吉のほうで、すえよしの四季祭市場のほうときらら館と管理をしていただいております。四季祭市場のほうからのいわゆるその品物の融通であったりとか、商品を譲り合わせたりとか、そういった形での部分がございますので、そういった形で、2つの道の駅でこの累積赤字を減らしていく方法もあるのではないかというふうに考えております。

それから、経営環境を好転させるための、出荷者の人数ということでございます。平成31年、令和元年現在、きらら館の出荷者は105名いらっしゃいます。出荷者協議会の総会にも出席いたしましたけれども、やはり高齢化というのは否めないということでございます。これはもちろん四季祭市場であっても同様なんですけれども。

やはり、そういった直売の持ち込みをどう好転させるかということで、今、レストランのワンコインの昼食等も好評でございますので、そういった部分での伸ばしていく部分、直売を維持させるための方策というのも、とっていかなければならぬかなというふうに考えているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○商工観光課長（竹田正博）

推移についてはちょっと把握しておりませんが、減少はしているということでございます。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけども、やはり財部のこのきらら館を今後維持しながら、さらによい方向に持っていくためには、指定管理を行うことで、いろんな角度からさらに検討と努力を重ねる必要があろうかと思っています。

ただいま課長から言われたように、メリットとしては、使用料の問題もありますけれども、これは本当部分的な枝葉の問題であろうかと思っております。

その点で、市長でも、担当課でもよろしいんですが、大きな観点からやっぱり今後取り組むべき課題が何と、何があるかと、もちろん減少傾向にあります出荷者をふやす、これは前提だと思います。このことを含めて、あるいは赤字の対応の仕方、あるいは最終的には末吉の四季祭市場との、いわば経営的な合同といいますか、こ

とも選択肢の一つではないかとも思っております。

こうした点も含めて、総合的に、一応これを前進させるためには、どういった方策が今後考えられるのか、市長を含めてお答え願いたいと考えています。せっかくこの3年間、赤字傾向からいい方向に、今、転換した、市長についてはおわかりでありますので、今後が大事じゃないかと思っておりますので、答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

たからべ道の駅に関しましては、この間いろんな要望もありましたので、トイレの改修工事、またことしも入り口の改修工事をいたしました。そして、定期的に出荷者協議会の総会にも、私も参加をいたしまして、やはり年間の売上目標を決めて利益を上げるという意味での会議を持っていただきました。そういう努力の結果、このように変わってきております。

今後、財部のほうについては、出荷者がちょっと少ない関係がありますので、末吉、大隅方面で、競合しない方については、財部のほうにも出荷者として参加してもらうということで、この間努力をしております。

同時に、手数料の問題も見直しをするときに来ているのかなという御意見もあるようでございます。また、この間、五十市にニシムタが開設いたしまして、お客様が相当流れるということで心配いたしましたけど、現実的にはほぼ同じような状況で、今利益が出るようになりましたので、行政といたしましても、出荷者協議会、またメセナ末吉とよく相談して、応援をしていきたいというふうに思っております。

（何ごとか言う者あり）

○議長（土屋健一）

ほかに質疑ありませんか。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

基本的には、メセナ末吉という会社が経営をしておりますので、財部の赤字分は今全体でカバーしております。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第75号は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第2 議案第76号 曽於市債権管理条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、議案第76号、曾於市債権管理条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

曾於市債権管理条例の一部改正について質問をいたします。

説明にありますように、曾於市債権管理条例の一部改正でございますけれども、質問の第1点でございます。

曾於市債権管理条例の8条の2項の中で私債権という項目があります。この私債権の対象と、本市、曾於市でなるのは、どういったのが対象として考えられるか、これが質問の第1点であります。

それから、2点目、今回の改正の理由について、法改正に伴うものだと思うんですけども、これが質問。

第3点目の質問は、この数年間では、民法の404条2項に規定しております法定利率は、これまで数年間にどういった、この法定利率の変更があったのか、なかつたのかを含めてお答えください。

以上、3点です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、議員からあった質問にお答えいたします。

まず、曾於市債権管理条例第8条の2項において、私債権の該当になる対象でございますが、これにつきましては、住宅使用料、それから水道料、有線放送使用料、畜産振興基金貸付金、それから育英奨学金等があるところでございます。

済いません。2番……

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございませんでした。2番目の改正の理由についてでございます。

民法のうち債権関係の規定は、明治29年に民法が制定された後、約120年間ほど改正されていませんでした。今回の改正は、民法のうち債権関係の規定について、社会、経済の変化への対応を図るために見直しを行うとともに、法定利率についての不公平感の是正を図るため、一部改正されるものでございます。

よって、今回の改正により、国が民法の一部を改正する法律を令和2年4月1日から施行するのにあわせ、本市でも条例の一部を改正するところでございます。

続きまして、この数年間の民法404条の第2項に規定する法定利率についてでございますが、この民法404条に規定する法定利率につきましては、民法制定後、その利率は年5分とする、5%とするとなつております。今回、これを3%にというところで改正を行うところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず確認であります、質問第1点、年5分であったのを3%ですね、ということは、5分から3%、6%に上がるということですか。5%、3%に下がるということです。

質問の第1点であります、これは、今、課長言われましたように、住宅、水道、有線等の一応市の管理下にある対象について、もし、その償還がおくれていたら督促を請求して、一定期間超えた場合は遅延損害金として、市がプラスアルファの徵収を行うと、このプラスアルファの分が、今回の条例改正の、いわば5%から3%への引き下げでありますけれども、質問でありますけれども、本市の場合は、昨年度、一昨年の2カ年だけでもいいんですが、毎年どういった内容で、どれくらいのこうしたいわゆる遅延損害金を、法律あるいは条例に即して支払っている事例があるのかどうか、この一点だけ確認いたします。

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございません。どういったものがあったのかについては、そこまでは確認はしてないところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○議長（土屋健一）

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時27分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございませんでした。

これからですね、過去2年間分の遅延損害金の額につきまして、各課長から説明をしていただきます。

○企画課長（外山直英）

大変申しわけございませんでした。

有線放送の過年度分の、督促手数料といいますか遅延損害金を徴収しておりますけれども、平成30年度で5件分の……

(何ごとか言う者あり)

○企画課長（外山直英）

有線放送のほうは、ございませんでした。失礼いたしました。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それでは、教育委員会総務課は育英奨学金につきまして報告いたします。

遅延損害金につきましては、29年度が2件分2万9,100円、30年度が19件分15万2,700円でございました。

○建設課長（新澤津順郎）

建設課分の住宅使用料の遅延損害金につきましては、29年度が19万8,300円、30年度が18万1,900……

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（新澤津順郎）

はい。

(「件数」と言う者あり)

○建設課長（新澤津順郎）

件数は把握していないところでございます。

30年度分が18万1,900円でございます。

以上です。

○水道課長（徳元一浩）

水道料金に関しましての遅延損害金でございますが、29年度が20万1,370円……

(何ごとか言う者あり)

○水道課長（徳元一浩）

済いません、件数のほうはちょっと把握しておりません。

30年度が30万4,270円となっております。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

農林振興課分の茶業振興貸付基金償還遅延損害金でありますが、平成29年度はゼロ件であります。平成30年度におきましては、1件で1万2,400円となっております。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

畜産課分でございますけれども、畜産振興資金の貸付金の償還遅延損害金でございます。平成29年度が14件の12万3,100円、30年度が12件の4万7,300円となっております。

○19番（徳峰一成議員）

3回目の質問でございます。

先ほど聞き忘れましたので、まず質問の第1点であります。この長期にわたつて5%であったのが今回3%ということで、確認であります。これは3%であるのか、あるいは3%以内であるのか、これが一点。

さらに、この3%とした政府のこの理由ですね。例えば2%、1%やなくて、なぜ3%としたのか。今、公定歩合は非常にもう長期になって低いんですが、何を根拠として3%としたか、わかつていたらお答え願いたいと考えております。

それから、各課長から、この過去2年間の説明・答弁がありましたけれども、まあ率直受けとめて、そう大きな金額ではないようでございますけれども、課長の中でですね、今後ちょっと検討すべき項目や課題がもしあるとしたら、お答え願いたいと考えています。特段なかつたら、もう答弁よろしいです。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

済いません、今回の利率の改定につきましては、3%でございます。これにつきましては、民法の法定利率に従っているところでございます。

それから、先ほどありました、なぜそうなったのかといいますと、民法の改正が、この年5%、以前は年5分ということで私債は民法上されておりますが、これが制定後、約120年間ほど全く改定をされてなかったと。それにつきまして、国のほうで、昨今では集金上、大きく上回る状況が続いているということで、一応、今回3%という形が出されたところでございます。

それから、検討する項目等についてでございますが、今のところはないところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（上村龍生議員）

1点だけ。

市の債権管理条例には直接は関係がないかもわかりませんけども、この民法の改正に伴ってですね、市の税金関係とか国保税、介護保険料、このような方面への影響等が民法の改正に伴って波及してくるのか。もしなければ「ない」と、関係なけ

ればないでいいんですが、そのところをちょっと教えていただければと思うんですが。

○財政課長（上鶴明人）

今回の民法の改正につきましては、あくまでも私債権の関係ですので、公債権、税金等は公債権になりますので、これについては全く影響がないところでござります。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第76号は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第77号 曽於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第78号 曽於市公共下水道条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第3、議案第77号、曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について及び日程第4、議案第78号、曾於市公共下水道条例の一部改正についてまでの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案の77と78は関連がありますけども、77号について質問をいたします。

77号は、曾於市水道事業の設置に関する条例の一部改正でありまして、公共下水道事業もですね、この水道事業にドッキングさせて、上下水道に今後移行するための条例改正であります。

質問の第1点でありますが、下水道事業と水道事業に組み入れる理由について、さらにメリットがあるから組み入れると思うんですが、メリットあるいは利点について答えてください。これが第1点。

それから、下水道事業の過去数年間の一般会計からの繰り入れについて、過去5年間分、お答えください。

まあ率直に申し上げて、私は、下水道事業が存続する限り、今後、半永久的にやはり財源不足が生じるだろうと思っております。下水道設置のときの償還金は当然、

償還年度が今後進むにつれて少なくなるでしょうけれども、一方、もう既に本年度、来年度、約3億円規模の修繕料が発生しておりますが、やはり長期的にはこうした予期せぬ、あるいは予想される修繕等が発生するからでございます。

今後の償還については、11月策定の財政課の財政計画の中でも約1億2,000万円前後推移するということで一応想定はされておりますが、一般会計から今後繰り入れるべきですが、今後の数年間の繰入既定額、またその数値の根拠等についてもお答え願いたいと考えております。

これが第1回目の質問でございます。

○水道課長（徳元一浩）

議案77号についてのこといきさつですが、下水道事業を水道事業に組み入れる理由についてお答えいたします。

これにつきましては、公営企業会計の適用の推進に関する総務大臣の通知に基づきまして、人口3万人以上の自治体につきましては、公共下水道事業の公営企業会計への移行を推進するということになりましたので、本市においても下水道事業に公営企業会計を適用するに当たり、設置条例に下水道事業を追加するものであります。公共下水道事業は、これまで根拠法が地方自治法の中での運用でございましたが、公営企業会計を適用すると、水道事業と同じ地方公営企業法に変わります。

今後は、「曾於市上下水道事業の設置等に関する条例」と名称も変更いたしまして、水道事業と公共下水道事業、2つの事業が存在することになりますが、組み入れるということではなくて、どちらも水道課の所管の事業なので、1つの設置条例で2つの事業を運用する予定でございます。

次に、2番目の、下水道事業の一般会計からの繰り入れと今後の考え方、繰入想定額についてお答えいたします。

一般会計からの過去5年間の繰入額でございますが、平成26年度が1億452万3,000円、27年度が1億1,371万4,000円、28年度が1億1,376万6,000円、29年度が1億2,522万1,000円、30年度が1億1,548万4,000円となっております。

今後、公営企業会計に移行しても、収支不足分につきましては一般会計からの繰り入れは重要な財源ですので、財政課と協議をしながら適切な金額を繰り入れる予定でございます。

なお、今後の繰入想定額といたしましては、公営企業会計適用時の令和2年、来年度になりますけど、来年度は1億8,000万円程度必要ですが、今後、令和3年度からは、3年度から11年度までに關しましては1億1,000万円前後になり、それ以降は、起債残高減により徐々に繰入額は減少していく見込みでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

確認方々の2回目の質問でございます。

ただいま課長答弁にありましたように、これまで公共下水道は地方自治体で、法律上はですね、あるいは条例上は一応それをもとにして運営されておりましたけども、今後、地方公営の公営企業法に一応基づいての運営ということで今回の条例改正に至ったというふうに、課長、確認してよろしいですね。

そこで、質問でありますけれども、今からこの3年前後前にですね、簡易水道を含めて、水道事業についても地方公営企業法に移行になりました。課長、そうですね。その場合に、それまでのこの会計の曾於市におけるあり方というのを、かなり見直しをした結果、結果的に、記憶では約2億円、2億円あるいは2億円に近い金額の、いわば財源不足を生じたのじゃないかと理解しております。間違いなければ訂正ください。

幸い、水道関係は9億円からの基金積み立てがあったために、7億5,000万円になって、また、今ではまた9億円台になりましたけれども、今回のこの下水道事業においては、会計処理上、見直しすべき点はないのかどうか。あるとしたら、当然これに、条例改正に先行する形で、やはり一定時間かかりますので、半年間、行わなければならないんですけれども、こうした会計処理のあり方については、全く見直しは、もうしないでいいのか。これが質問の第1点でございます。

それから、質問の第2点目は、ただいまの課長の説明では、この下水道事業になったとしても、予算・決算の取り扱いは別個で引き続きあるというふうに理解したんですけども、課長、そのように確認していいのかどうか。

例えば、合併後、曾於市においては、上水道と簡易水道は池田市政のときに一応基本的には運営が合併になりました。ただ、当時、論議で、私も強く申し上げたんですが、一応、簡易水道と上水道については、それぞれいきさつと、あるいは経営関係が全然違うために、予算・決算においてはそれぞれ独自の予算書等をつくって議会に提出すべきということで今まで至っております。下水道事業の場合もですね、いずれにいたしましても、今後当然、会計内容が違いますので、議会には予算・決算、上水道とは別個な形で提案されることになろうかと思っております。また、そうでなければなりません。その質問の確認でございます。答弁をしてください。

それから、敷衍いたしまして次の質問でありますが、財政計画、機会があつたらまた改めて質問いたしますけれども、ただいま課長答弁にありますように、来年度はですね、この修繕等があるために1億8,000万円の繰り入れで、再来年度からは1億2,000万円前後になろうかという答弁でございますが、もっと、もっとこれは

検討すべきじゃないかと思っております。本当に検討されたんでしょうか。

例えば、財政計画の中でも、今後この下水道に加入する方々はふえるということで一応、数字上、出しております。ふえるのであつたら、一定財政が好転して繰入額が少なくて済むと思うんですけども、そのあたりは深く検討された上の、この財政計画に提示された一般会計からの繰り入れであるんでしょうか。

以上、数項目の質問でございます。

○水道課長（徳元一浩）

お答えいたします。

まず、見直しをする点ということですけれど、企業会計と今の特別会計とは全然、会計方法が違いますので、見直しをするまでもなく、今、企業会計に当てはめた形で今とは全然、その特別会計の計算方法というか会計のやり方が違います。制度がですね。

（「見直しはする必要ないということですね」と言う者あり）

○水道課長（徳元一浩）

はい。今のところは、ないです。

あと、予算・決算のですけど、これにつきましても、水道とは全く別に動かしますので、下水道だけでの予算・決算になります。

（何ごとか言う者あり）

○水道課長（徳元一浩）

はい。だから、もう全然これも関係——まあ「関係ない」というか、今のこの条例改正の中ではもう、とにかく、水道と下水道が一緒になるということじゃなくて、名称だけが「上下水道」となります。

（何ごとか言う者あり）

○水道課長（徳元一浩）

なので、会計のやり方が全く別でございます。

財政計画の中でございますが、今年度——来年度に1億8,000万円ぐらいの繰り入れを一応予想はしているんですけど、これにつきましては、一応、今年度は特別会計からその企業会計に変わるということで、中身のその諸事のやり方が違うものですから、減価償却費等をちょっと上乗せした分が来年度がちょっと大きくなると。そこがないと、次の年からの、今言われる資本的収——財源の組み込みができないということになりますので、一応、財政計画の中ではもう、来年度だけはちょっと高いだけあって、あとにつきましてはずっともう、起債残高は減りますので、それによって減っていきます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第79号 曽於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第5、議案第79号、曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第79号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第80号 字の区域変更について

日程第7 議案第81号 曽於市道路線の認定について

日程第8 議案第82号 曽於市道路線の廃止について

○議長（土屋健一）

次に、日程第6、議案第80号、字の区域変更についてから日程第8、議案第82号、曾於市道路線の廃止についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案の81・82号、特に82号を中心として二、三質問いたします。

今回提案された理由について、先日も議案提案で若干、市長から説明がありましたけれども、再度この提案の理由、いきさつについて説明してください。これが第1点であります。

それから、議案の82号でございますけれども、先日も私、海野議員から質問がありましたけれども、質問の第1点は、この路線については何年度、昭和何年度にこ

の認定されたのかで今日至っているのか。今回、隣地の公民館を一応売却するということで、その一環としての廃止になるようございますけれども、先日も海野議員から質問がありましたけど、周辺の市民にこれまで説明と理解をいただいた上で今回の条例提案であるのか、議案提案であるのか確認をいたします。

3点目。このことで最終的には曾於市の市道の総路線数あるいは総延長はどれくらいになるのか。

以上でございます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、お答えいたします。

議案第81号の曾於市道路線の認定についてでございますが、この道路につきましては、末吉町深川柳迫の国道10号から市道柳迫中崎線に接続する道路でございます。宅地造成で整備された道路でございまして、延長が107m、それから幅員が4.5mから6mの道路でございます。

それから、議案第82号の曾於市道路線の廃止についてお答えいたします。

これにつきましては、提案の中でも説明いたしましたが、末吉中央公民館の移転建てかえに伴う、隣接市道の一部の払い下げの要望があったものを、今回、市道を廃止するということでございます。この市道につきましては、昭和55年の3月に市道認定になった市道でございます。

2番目の、この市道につきまして、地元の説明……

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

この道路につきましては、栄町8号線のほうが主に廃止をするわけでございますが、これにつきましては、当初80.2mの道路を今回約38mを廃止するものでございます。面積につきましては、158.13m²を計画しているところでございます。

この路線の地元への説明ということでございますが、この市道につきましては、日常的な生活道路として利用されているわけでございますが、交通量につきましては余り多い道路ではございません。今回、この道路につきまして3つの自治会の自治会長さん及びこの路線に隣接する所有者5名につきまして、この市道の廃止を報告、相談いたしまして、今回、了承を得たところでございます。

以上です。

（「総路線と総延長」と言う者あり）

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

全体のですね。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（新澤津順郎）

済いません。曾於市の全体の延長につきましては、実延長が95万2,504mでございます。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（新澤津順郎）

路線数につきましては1,028路線、1路線ふえまして1,028路線、それから実延長につきましては、柳迫の柳迫中線ということになりますが、107mとをプラスし、それから栄町8号線の38mを差し引いて95万2,573mに、約ではございますが、そういう数字になるところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

議案第82号は、地元の自治会並びに関係者の数名に了解をいただいているということで、一応わかりました。

一応、この82号についてですね、まあ81号もそうでありますけれども、議会の議決を経た後、何年何月でもって、これが施行されるのか。特に82号です。これは明記されてないですよね。いつ、この議会の議決を得た後、一応考えているのか、これだけはっきり答弁してください。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

これにつきましては、隣接する末吉中央公民館の移転建てかえ事業と関連しますので、そういう時期にはまだ未確定なところではございます。今回議会の議決をいただきまして、順次、区域の変更とかそういうのを対応していくわけでございますが、法手続については今のところまだ、未定なところでございます。

ただ、現場のほうにつきましては順次、地元への説明、それから移転作業との兼ね合いから地元との協議をいたしまして、年が明けまして1月末をめどに通行止めをし、バリケード等で締め切る予定でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まあ相手があることだからというのももちろん一つの側面として理解できないことはないでありますけれども、あくまでも、課長、ここは議会だから、議会にもう昭和50年代に認定されて以来、まあ40年からたっておりますので、ですから、そうした路線を廃止するからには、ここは議会議決ありますので、おおよそ何年の何月をめど

としてということぐらいは答弁してくださいよ。

相手があること事態がって、それは当局の、いわば理由ですからね。ここは議会だから。だから、市民を代表する。だから、一定の時期は、やっぱり示してください。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、お答えいたします。

本来、例年ですと、ほかの路線認定も含めまして、廃止、廃道路も合わせて、年度末の3月31日に、そういった工事といいますか手続を行っているところでございます。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時06分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第83号 指定管理者の指定について（曾於市財部きらら館）

日程第10 議案第84号 指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）

○議長（土屋健一）

次に、日程第9、議案第83号、指定管理者の指定について（曾於市財部きらら館）及び日程第10、議案第84号、指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）までの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

83号並びに84号について数項目、通告要旨に基づいて質問いたします。

まず第1点は、この選定委員会の開催日について。

並びに第2点目、メンバー、構成メンバーについて。

第3点目、決定した日について。

それから、債務負担行為について設定されているかどうか。

さらに、基本協定と年度協定の締結予定日について答えてください。

さらに、それぞれの2つの施設の経営状況についてですね、まあ2年間ほどでもいいですので、過去、お答え願いたいと考えております。

次に、この指定管理については、この間も問題点・改善点があるということで議会で何回も提起して一定改善されてきており、特にこれまで私が申し上げてきた、一応議会の議決を経てから、年が明けて、翌年度の4月1日までの、いわゆるこの法律上の空白期間について、仮契約を受ける事業と同じように結ぶべきじゃないかという再三の提起に対して、昨年、やっとといいますか、八木副市長の答弁の中で、まあ議事録もありますけれども、今後は覚書を一応考えていきたい、覚書を取り交わすことを、ですね。副市長、そうだったですよね。ここにあります。当然、今回からそれが適用されていると思うんですが、それについてもお答え願いたいと考えております。

1回目は以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今ありました、指定選考委員会の開催日、それから選定決定日、それから指定管理者指定管理委員会のメンバー、それから私のほうで事務を行っております覚書等について、まず私のほうから説明をさせていただきます。

まず、指定管理選定委員会の開催日ですが、これは令和元年11月1日に開催をしているところでございます。

それから、選定委員会のメンバーについてでございますが……

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

はい。指定管理委員会のメンバーでございますが、要綱に基づき、八木副市長を委員長、大休寺副市長を副委員長とし、教育長、総務課長、大隅支所長、財部支所長と、委員長が指名した委員として商工観光課長、農林振興課長、財政課長の3名を加えた計9名で審査を行っているところでございます。

続きまして、選定決定日についてですが、これは指定管理者選定委員会と同日の令和元年11月1日でございます。

次に、覚書についてでございますが、これにつきましては、業者選定から基本協

定の締結までの間、その施設の運営状況、また指定管理者の運営状況も変わることもあり得ることから、基本協定の締結までを補完するため、今回は令和元年11月11日に覚書を交わしております。

以上です。

○商工観光課長（竹田正博）

それでは、私のほうからは、債務負担行為、それから基本協定、年度協定、経営状況についてお答えをいたします。

債務負担行為につきましては、本議会においての予算書7ページのほうに、曾於市財部きらら館指定管理料として、令和2年度から6年度までの5年間で1,007万円を追加提案しているところでございます。

基本協定につきましては、議決後、速やかに締結する予定としているところでございます。

年度協定につきましては、令和2年4月1日付で締結予定でございます。

経営状況でございますが、きらら館については、先ほど5年間の経営状況を申し上げたところでございます。「道の駅すえよし」につきましては、平成29年度の売り上げ、総売上額が5億2,615万8,675円。当期の純利益としましては1,101万8,646円になっております。それから、30年度でございます、5億2,592万5,944円の総売り上げで、当期純利益として313万5,428円というふうになっているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問になります。経営関係から前後いたしますが、質問いたします。

先ほども質問に関連いたしますが、この道の駅すえよしについては、29年度が1,101万円、30年度は313万円ということで、やや減少しておりますが、それでも黒字でございますけれども、先ほども、きらら館が4,000万円を超える赤字、累積赤字が出ていて、市長答弁にもありますように、それをこの道の駅すえよしのほうで、いわば客観的には補う形での運用がされておりますけれども、このことを含めてですね、総体としての財政状況は、この借入金も含めてどういった会計上の処理がされているのか。これが質問の第1点でございます。

質問の第2点目。まあ、がらっと変わりますけれども、先ほどちょっと質問し忘れましたけれども、今回のこの指定管理は公募によってだったのか、もう最初から随意型の契約、この入札であったのかを含めてお答え願いたいと考えております。

第3点目。一応、指定管理料についての基本的な設定の考え方ですね、市のほうで結果的に、いずれにしても随意契約の形になったと思うんですけども、指定管

理料の設定の金額についてはどうのような考え方で一応設定されになったのか。これは第3点でございます。

それから、第4点目。質問ががらっと変わりますけれども、この2つの施設のそれぞれの職員の総数、そして職員の身分、職員の、臨時職員を含めた給料体系等について、それぞれ分けて説明してください。

次に、関連いたしまして、来年、令和2年度から市臨時職員等はパートあるいはフルタイム職員に移行いたしますけれども、先日の一般質問にも重なりますけれども、これら2つの施設についての職員等については、待遇改善を図る意味ですね、パートあるいはフルタイム職員に準じた、やはり指定管理をすべきじゃないかと思っておりますが、質問でございますが、そうした考え方、措置が、今回提案されている指定管理料に含まれているのかどうか。これが質問であります。

第3点目。指定管理料に含まれて、もし、いないとしたら、当然、待遇改善をすべきだと思います。この前の市長答弁では、団体と協議したいということでありましたけれども、一応、議会議決後、指定管理料を含めて議決後は、なかなか対応が実際には難しいと思うんですよね。契約期間が5年間ですから、5年間の間に見直しが物理的に条例上できるかどうかという問題もありますけれども、その点で、本来だったら、この議会、本日議会に提案される以前に、もし待遇改善をするとしたら、それを含めた指定管理料を加味する、加える形で、やはり指定管理料を決めるべきでありましたけれども、この点を含めて経過等をお聞かせ願いたいと考えております。

最後に、まとめて質問いたしますが、関連いたしまして、もし指定管理料の中に待遇改善分が入ってないとしたら、なかなか、単純に考えて、5年間の間にこれを加えるということは、まあややしこくなるというか難しい側面もあると思うんですが、それは、この5年間の途中において条例上見直しが可能であるのかどうかを含めてお答え願いたいと考えております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

道の駅の関係ですけど、メセナ末吉という会社が指定管理を受けて、温泉も含めてですね、2つの温泉も含めて、やっております。

当然ながら、職員の待遇・給料またその他の手当については、毎年ごと、見直しといいますか審査をしております。末吉の道の駅と財部の道の駅の仕事量からいたら、末吉の道の駅は非常に忙しい状況で、休みもとれないぐらいですね、バイキングのほうも非常に忙しい状況であります。そういうこともあって、当然ながら、職員の労働条件についていろいろと、人数をふやすとか、また手当をふやすとか、

またお客様がたくさん入ったときは「大入り袋」といって支援をしております。それについては、会社のほうで十分、職員の方々と話し合いをしながらずっとやつてきております。今後もそういうようにしていきたいというように思います。あとは、担当課長から答弁をさせます。

○商工観光課長（竹田正博）

お答えいたします。

まず、財政状況、借り入れの状況ということでございました。

四季祭市場のほうが、繰り越しの利益剰余金というのが7,017万円ほど、30年度末でございます。きらら館のほうが、先ほど議員がおっしゃられたとおり4,457万円のマイナスということになっておりまして、このマイナス分につきましては、これまで四季祭市場あるいはメセナ温泉といった形でメセナ末吉のほうで業務を請け負っていただいておりましたので、その部分での、いわゆる、きらら館への手当という形で行ってこられたということであると思います。

今後につきましては、やはり、このきらら館が当期純利益を出していきながら、この部分を減らしていくという努力をしていっていただきたいということでございます。

あと、職員の数でございますが、道の駅すえよしのほうが平成30年度末で総従業員数が48名おられます。正規職員が5名、パートの職員が31名、あとアルバイトの方が12名。それから、道の駅たからべでございます。総従業員数が15名、正規職員が1名、あとは14名がパートの職員ということになっております。

待遇改善につきましては、先ほど市長が答弁されたとおりでございます。

今回のこの指定管理につきましては、非公募という形でお願いをしたところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

最初から、この非公募ということあります。一応、きらら館の財政運用、赤字分については、これまで同様、委託から指定管理に変わったとしても、四季祭市場のほうの黒字分で一応相補っていくということで、課長、よろしいですね。一応、形としては変わらないって。

待遇改善について質問いたします。

先ほどの私の質問に対する市長答弁は、はっきり言って不十分ではないかと思っております。これを一応補う形で八木副市長に責任者の答弁をしていただきたいと思います。質問をいたします。

その前に、課長のほうで、2回目、補足答弁として、道の駅が48名、正規5名、

それからパート31名、アルバイト12名で、きらら館は15名の中で正規1名、残りがパートということですが、それぞれのこの月給制であるのか、あるいは日給制であるのか。日給額は現在幾らであるのか。また、この期末等の手当はどれだけ支給されているのか、あるいは退職金はどうであるのかを、一応、課長のほうで答弁してください。そうでなければ、深みのある答弁ができないからでございます。

それを踏まえて八木副市長に質問いたしますが、市長答弁にありますそれぞれの運営によって、待遇改善をといいましても、やはり市が指定管理を行っておりますので、一般的に、この2つの団体に限らず、曾於市が指定管理を行う場合は当然、収支状況を出していただいて、そして今後の事業計画も出していただいて、その中で、職員の数が何名いると。職員のまた給与等がどうなっているということを、見定めて、最終的には指定管理を決めているでしょ。

代表的な例が、過去の例を経験的に言いますと、財部の温泉センターでござります。これまで議会、委員会でもかなりいろいろ議論がされましたけれども、一つは職員の身分と、賃金を含めてのあり方でございました。

その点、最初のこの指定管理を行う出発点において、こうした正規、アルバイトを含めた職員のいわゆる給与体系、日給額を含めて、パートの場合はですね、現在どれだけあって、そして来年度、曾於市のパートあるいはフルタイム職員に移行しますので、それを一応、念頭に入れながら、やはり指定管理料等を含めて各団体と市のほうで、選考委員会のほうで協議するというやり方だと思うんですよ。また、なければならないし。その場合に、一番大事な、職員にとって、その職員の労働条件、具体的には特に日給額・月給額、どれだけ今後、向こう5年間に一応引き上げられるのか。当然、市のほうとして一定の考え方、示すべきだと思うんですよね。示すべきだと思うんですよ。

ですから、そういった、示すべきだけ示されたのかということあります。もし示されなかった場合は、やはりもう相手任せで従業員の対応をもう委ねるというか——のではなくって、一定、やはり市の施設で働いていただく大事な職員でありますので、やっぱり一定、市の基本的な考え方を示すべきじゃないか。助言を行うという意味で。

その点で、一つの基本的なベースといいますか考え方は、パートあるいはフルタイム職員の金額を一応参考にしながら、やはり市としては助言等を行っていくべきじゃないかと思うんです。そのあたりが、まだこれまでの選考の中でされなかつたのかどうか。してなかつたら今後すべきだと思いますけども、そうした、どういった形で、やり方でしたいと考えているのか。

一応、八木副市長のほうでお答え願いたいと考えています。やはり一步ずつ前に

進めなけりやいけないと思っております。せっかくの指定管理団体でありますので、これをさらに、働く方々を含めて改善をすべき点はすべきじゃないでしょうか。そういういた点で、前向きな答弁をしてください。

○副市長（八木達範）

それじゃあ、お答えしたいと思います。

この指定管理制度につきましては、徳峰議員のほうから仮協定等との提案もありましたし、今回のことにつきましては、覚書を結ぶということで改善をいたしたところでございます。

この指定管理につきましては、それぞれの関係課から出されましたものにつきまして、施設の概要あるいは内容、業務の範囲、管理の基準、こちら辺を中心にいろいろ検討して、これを決定していくわけですけれども、待遇改善につきましては、徳峰議員の一般質問、また今、市長のほうから総括の中での答弁もありましたとおり、今後ですね、施設と協議をしていきたいということですので、こちら辺については、いろいろ制度が変わりますので、今後協議をしていくということでやっていきたいというように思います。

○19番（徳峰一成議員）

基本的なスタンスを答えてください。待遇改善を進めるというスタンスでいいですか。

○副市長（八木達範）

基本的に、協議を進めていくということでございます。

○19番（徳峰一成議員）

待遇改善の基本的なスタンスからですね。

○副市長（八木達範）

はい。

○商工観光課長（竹田正博）

お答えいたします。

給与・手当等の人事費等についてでございますが、私どものほうには、会社から示されておりますのが損益計算書で示されておりまして、その職員あるいは臨時職員、パート、アルバイト、といった方々の給与体系について詳細に資料を持ち得ていないところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第85号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第11、議案第85号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案の5号の一般会計補正予算について質問いたします。

項目が多いですので、答弁漏れのないようにお願ひいたします。

まず、5ページの財政調整基金関係は、後ほど追加された議案6号の中でも財調からの繰り入れが一定ありますので、課長、そのときに質問をいたします。一応、省きます。

次に、説明書の26ページの49万7,000円、これは市役所本所の、本庁の市役所の増築部分に関する基本実施設計に伴う現況測量についてという一応説明がありますけれども、質問ですが、基本実施設計はもう既に行われたのかどうか、いつ行われたのかどうか、確認でございます。というのは、このことについては市民説明会はまだ開催途中にあるからでございます。

それから、28ページの環境衛生費の小規模水道施設の整備費補助金についてでございます。質問でありますけれども、これは、いわゆる集落水道に対する補助金が数年前から、私も議会で提起いたしましたけれども、3分の1から2分の1に引き上げられて、そして一定その利用者がふえていると思うんですが、市が把握している、質問の第1点、小規模の水道施設、各町ごとに今どれだけ施設があるのかどうか。それに参加されている戸数、これを例えれば分類されていたら、分類されていたら、このお答え願いたいと考えております。

この中で今回提案されておりますけれども、過去2年間ですね、この補助金を受けた団体がどれだけに上っているのか、これも旧町ごとにお答え願いたいと考えております。

あわせて、多くが高齢化していると思うんですけども、高齢化の実態等をつかんでいたら、これもお答え願いたいと考えております。

次に、56ページの環境保全型農業の541万9,000円でございます。質問の第1点でございますけれども、これを提案するに至った理由について。

2点目。これまでこの種の分析装置、農業関係の分析装置はあったのか、なかつたのか。

さらに3点目、今後の活用策について考えていると思いますので、お答え願いたいと考えております。

次に、58ページの県営治山事業の200万円について。

質問の第1点目、場所はどこであるのか。

全体の事業費はどれだけであるのか、今1割負担となっていますけれども。

それから、これは夏の豪雨災害によるものであると思うんですけども、確認でございます。今後、繰越明許にならざるを得ないのかどうかでございます。

最後に、今回提案されているのは1件分でありますけれども、1件だけであるのか。ほかに今後、追加分はもう予定されていないのかどうかでございます。

次に、59ページの1,920万1,000円の、いわゆるふるさと寄附金についてでございます。

質問の第1点でありますが、本年度のこれまでの実績についてお答え願いたいと考えております。それは前年度に比べてどうであるのか。また、本年度の今後の見通しについてもお答え願いたいと考えております。これが第1点でございます。

質問の第2点目でありますが、この予算の内容が一応書いてありますけれども、その中で、例えばインターネットあるいはクレジット、直接取り扱いも、わずかだけどあろうかと思いますが、本年度の実績の中で、こうした実績全体の中で例えばインターネットを利用した方々が、まあ金額でもいいんですが、どれぐらい上るのか。クレジットがどれぐらいになるのか。大方分類ができるかと思いますので、大方の分類を報告してください。これが2点目であります。

それから、3番目。説明書にありますように、インターネットはともかく、クレジット関係が前年比べて少なくなっておりますが、その理由についても説明してください。

以上、3点です。

次に、61ページの2,860万2,000円についてでございます。

まず質問の第1点でありますが、これを提案に至った経過・理由について、また補助の内容についても説明してください。

2点目でございます。これは市単独事業であるのかどうか、確認でございます。負担が10%でありますが、他市町村のこの取り組みはどうであるのか、知つておられたらお答え願いたいと考えております。

最後に、3点目。一応説明では、この48農場、豚コレラに対する市の補助でございますけれども、この48農場が市内にはあるという理解、説明がしてありますけれども、基本的には、議決後、48農場全てがこの補助金を使って対応をしてくれるのかどうか。また、あわせて、この48農場、規模もさまざまだと思います。あるいは経営形態も違うかと思っておりますが、48農場の規模、さらには経営形態を分けて答弁報告してください。

以上です。

次に、62ページの県単の土地改良事業の416万2,000円についてでございますが、この3つの地区の事業規模あるいは内容について答えてください。さらに、3地域の場所等についてもお答え願いたいと考えております。

次に、65ページの、大隅町の坂元の立馬地区の事業についてでございます。550万円追加となっております。これまでも再三、本会議でもお聞きいたしておりますが、まず質問の第1点、全体の事業計画とその内容について、改めて説明してください。

それから、質問の2点目。そうした中で、本年度の550万円については、事業のいわば前倒しというふうに550万円は理解していいのかどうか、確認でございます。

次に、3点目。本年度までのこの事業の進捗状況についてお答えください。さらに、今後の残された事業についても報告してください。

以上です。

次に、66ページの農林災害の4,024万5,000円についてでございます。

まず、本年度のこの農林災害の事業の予算の執行状況について説明してください。これまで既定予算では10億3,746万3,000円であります。これの執行状況でございます。今回4,024万5,000円追加となっておりますが、このことで本年度の農林災害は全て議会提案は終了というふうに理解していいのかも答弁してください。

さらに、もう細かいことでございますが、この中で3,920万円は応急災害委託となっております。応急災害委託というと、常識的にはもう既に執行された委託事業というふうに受け取りますけれども、既に執行されているのかどうか。執行されたけども、まだ委託費が支払われてない、不足しているために今回の提案となったのかどうか、これも確認方々の質問でございます。

以上です。

次に、それから68ページ、69ページ、70ページの建設課関係は、予算説明書では、事業費が配分がゼロとなっております。これは単純な質問でございますけれども、ゼロとしては計上していいのかどうか、わかりづらかったでありますので説明をしてください。まあ単純な質問です。

次に、72ページの土木災害。既定が9億4,016万7,000円に今回2,517万7,000円を追加して、土木災害は全体で9億6,534万4,000円になっております。

まず質問の第1点、これまでのこの2,517万7,000円でもう本年度のこの関係の予算計上は全て終わったというふうに一応理解していいのか、これが質問でございます。

また、あわせて、全体の10億円近いこの予算ですね、本年度の執行状況、繰越明許を含めて全体の概要をお答え願いたいと考えております。

さらに、先ほどの工事関係と同じように1,310万円の応急委託については、まあ執行済みだと思うんですけれども、支払いがされてないための、不足分に対する今回の1,310万円の予算計上というふうに受けとめていいのかの確認でございます。

最後に、500万円のこの末吉地区について。500万円というのは、この関係では少なくない、まあどちらかというと多い金額だと思うんですが、これは、これまで提案の積み残しというふうに500万円の末吉地区については理解していいのかどうか、確認でございます。

次に、82ページから91ページの職員給与について、58万9,000円あるいは17万9,000円と、まあ少ないんですけども、その内容説明をしてください。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今議員から……

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

済いません、②のですね、P26の49万7,000円については……

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

はい。財政課が所管しておりますので、まず、それについてお答えさせていただきたいと思います。

今回、庁舎整備事業の委託料49万7,000円、計上しておるところでございます。先ほど議員から言わされたとおり現況の測量でございますが、今質問のありました基本設計。実施設計については、行われていないところでございます。

以上です。

○市民課長（内山和浩）

それでは、28ページの小規模水道事業関係についてお答えをいたします。

まず、質問のありました各施設数から申し上げます。

末吉地区が9件、財部地区が35件、大隅地区が44件の合計88組合となっておりま

す。

それから、「戸数」と言われましたけど「世帯」で申し上げます。世帯が、末吉が230世帯、それから財部が956世帯、それから大隅のほうが1,562世帯となっております。

それでは、質問がありました小規模水道施設整備……

○19番（徳峰一成議員）

規模ごとの分類はしてないですね。

○市民課長（内山和浩）

してないです。

（何ごとか言う者あり）

○市民課長（内山和浩）

ああ、ちょっとお待ちください。

それでは、組合数で申し上げたいと思います。

1戸から10戸が24組合あります。11戸から20戸が27組合、21から30の組合が13、31戸から40戸が8組合、41戸から50戸の組合が2組合、それから61戸から70戸の組合が3組合、71戸から80戸の組合が5組合、81戸から90戸の組合が1組合、それから101戸から200戸の組合が4組合、あと201戸から300戸の組合が1組合で、合計の88組合あります。

それでは、質問の2番目になりますけれども、小規模水道施設整備事業費補助金の今回の補正50万円につきましては、本年度既定予算が225万円ありましたけれども、もう既に使っておりまして、緊急を要する修繕が発生しまして、予算流用を23万9,000円行いました。現在までに5水道組合へ248万9,000円の補助を行っております。今後の対応のために、50万円の座置き予算をお願いをするものでございます。

それから、29年度は8水道組合へ868万8,000円です。30年度が2水道組合へ59万6,000円です。

それから、団体の高齢化の実態につきましては、郊外にある施設が多く、高齢化が進んでいると考えておりますけれども、現時点では把握をしていないところでございます。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

541万9,000円の補正をお願いした理由でございます。

花と緑の供給センター内にあります土壤分析室の土壤分析装置に不具合が生じ、正確な計測ができないというのもいいますのが、分析項目の石灰、苦土、カリ、腐植、有機体リン酸等の継続ができない状況でありました。

また、この分析装置につきましては、平成13年度に購入したものですが、既に製造中止となっておりまして、部品等もなく修理ができないため、今回、分析装置及び附帯設備等一式を新規に購入するものであります。

次に、これまでの実績ですが、平成28年度が727点、平成29年度が589点、平成30年度が389点が土壤診断をしております。

それから、今後の活用策でありますと、今後、お茶等によりましては、ギャップ等の申請もふえてくるというようなことと、それから昨年発生いたしました甘藷の基腐病等で持ち込む方がいらっしゃるんじゃないかと思われます。

それから次、200万円についてでございます。

場所につきましては、大隅町南校区の高松というところでございます。今回の事業費につきましては、総事業費が2,000万円ということでございます。

それから、いつの時点のというか災害かということで、7月3日におきました豪雨災害でございます。

それから、繰り越しになるのかという御質問ですが、これ県の事業でございまして、はつきりわからないところでございますけど、恐らく繰り越しになるかと思われます。

それから、これが1件だけかという御質問ですが、1件だけでございます。

以上です。

○商工観光課長（竹田正博）

それでは、私のほうから、ふるさと寄附金の推進事業について御説明を申し上げます。

まず、今回の補正の主な部分でございますが、インターネット広告料の増というところと、このクレジット手数料の減というところになっております。

主には「ふるさとチョイス」、「ふるなび」、「楽天」、「さとふる」といった、皆さんもお聞きしたことがあるかと思いますが、この4つのインターネット広告を中心に募集をかけているところでございます。

この4事業所におきましては、広告料がそれぞれ異なりまして、「ふるさとチョイス」のほうが5%、「ふるなび」のほうが8%、「楽天」が14%、「さとふる」が12%といった形で、こういうふうにまちまちでございます。これはまあ全国的に同じでございますけれども、例年、「ふるさとチョイス」のほうが一番、寄附金額が多い状況でございましたので、今年度もその予定でこの広告料を組んでおりましたけれども、今年度、「ふるさとチョイス」のほうが伸び悩んでいる状況でございまして、今回この広告料の組み替えに至ったところでございます。

それにつきまして、クレジットの振り込み手数料というのが、「ふるさとチョイ

ス」と「ふるなび」だけがこの手数料1%というのを別に徴収されます。その分が減の見込みであるということで、270万6,000円の減をお願いしているというところになります。

御質問の本年度の実績、前年対比、見通しでございます。

あともって、補正6号のほうでもお願いをするところでございますので、補正5号の時点での実績といたしまして、この5号補正の積算をするに当たっては9月末の積算をしておりますので9月末の実績でございますが、寄附金額合計で3億765万円というふうになっております。

この中で、前年度対比でございますが、前年度はこの時点で4億574万円ということですので、昨年よりは1億円近く減という状況でございました。約一昨年と同じような状況で動いてきていたわけでございます。そういう状況であることから、総体の寄附金額のほうについては補正を行わなかったというところでございます。

見通しにつきましては、あともっても説明をいたしますが、10月、11月でかなりの寄附金が集まってきております。見通しといたしまして、最終的に16億円前後というところで今見通しを立てているところでございます。

それから、インターネットの利用実績でございます。

今、ふるさと納税をされる方につきましては、ほぼ95%、この今申し上げた4つのインターネットサイトのほうからの申し込みでございます。9月末で申し上げますと、3億765万円のうちに、この4つのサイトで2億9,539万5,000円と。約96%ほどになっております。そのほかは、郵便振り込みであったり銀行振り込みであったりとか、そういうものになっているところでございます。直接にこうやって窓口払い、郵便払い、銀行振り込みというのは年々少なくなってきたことに。主には、この4つのポータルサイトがほとんどであるというような状況でございます。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、61ページの2,860万2,000円についてお答えしたいと思います。

まず、経過等についてでございますけれども、この事業につきましては、国のはうが豚コレラ侵入緊急支援事業という形で本年度創設されました事業がございまして、その事業では、50%補助でございますけれども、国のはうから県あるいは市町に対して上乗せ助成をしていただきたいというようなことで、既に国・県のはうでは上乗せの補正予算をもう9月補正で実施しております。

それに伴います今回は、市の上乗せ助成という形で補正をお願いするところでございまして、補助の内容といたしましては、野生動物等の侵入を保護する、防護するための金網柵等を設置する事業でございまして、これの補助につきましては、先

ほど申し上げましたとおり国のはうが50%でございますけれども、県のはうの上乗せを、県のはうは現在40%以内、限度額180万円としております。

今回、市の補正といたしましては、補助金10%以内で限度額を75万円と考えているところでございます。

これは市単独かということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、国・県の上乗せ補助というようなことでございます。

それと、他市町村の取り組み状況ということでございますけれども、これは、県のはうから全ての市町への要請がございましたので、今回の恐らく12月補正で、ほとんどの市町で補正をされて、取り組むということであろうと思います。

それと、今回48農場ということで出しておりますけれども、曾於市内には64の対象となる農場がございます。今回は、この48というのが、今、国の事業を取り組む農場ということで、内容的に見てみると、大規模農家につきましてはほとんど取り組みを実施します。取り組みが今のところ要望なしというような農場については小規模農場等が中心でございまして、国といたしましては、今後もそういう農場につきましても推進していただくようにということでございますけれども、現在のところでは取り組みなしというようなところで、大規模農家についてはもう全——ほとんど取り組む状況でございます。

以上でございます。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、お答えします。

⑧から⑩までが耕地課関係でございますが、⑧と⑩については私のほうで答弁いたしまして、⑨については大隅支所の産業振興課長のほうで答弁いたします。

それでは、62ページの県営土地改良事業についてでございますけれども、委員会説明資料のほうをよく見ていただきますとおわかりになると思いますが、3つの事業ではなくて2つの事業になります。

2つの事業といいますと、中山間地域総合整備事業の大隅地区、それと農業競争力強化……

○19番（徳峰一成議員）

3地区ってことですか。

○耕地課長（小松勇二）

いや、2つの事業で2地区になります。2つの事業で2地区です。

○19番（徳峰一成議員）

3地区って最初言つてた。

○耕地課長（小松勇二）

3 地区。

○19番（徳峰一成議員）

ええ。

○耕地課長（小松勇二）

3 地区ではないです。

○19番（徳峰一成議員）

2つの地区。

○耕地課長（小松勇二）

はい。よく見ていただきますと、おわかりになると思います。

一つが中山間地域総合整備事業の大隅地区、それともう一つが農業競争力強化農地整備事業の七村地区という、2つの地区になります。この事業の関係で、事業計画書と作成業務委託料を416万2,000円増額しているところでございます。

事業規模につきましては、大隅地区の分ですけれども、これが事業費約14億円で、区画整理14地域の80ha、用水路2カ所、農道3路線の整備を行う計画でございます。それから、七村地区につきましては、事業費7億円で、区画整理、七村ですね、1地区37haの整備を行う計画でございます。

次に……

○19番（徳峰一成議員）

事業年度どうですか。事業年度。

○耕地課長（小松勇二）

事業実施期間は、今のところ令和3年から、どちらの事業も令和3年から計画をしておりますが、これまだはっきりはしていないところですけれども、大隅地区的分が事業実施期間10カ年を予定しております。それから、七村地区が6カ年を予定しております。

続きまして⑩、66ページの災害復旧事業の補正でございますけれども、今回の補正の主なものにつきましては、応急作業の委託料ということで3,920万円でございますけれども、9月補正の後に地元から要望のあった流木・倒木等の撤去分と、それから、これまで休耕地などに一時借り置きしていた分の倒木・崩土等の撤去、産廃処分をするための費用でございまして、この借り置きしていた分が、今後、今から実施する予定でございます。

それから、予算は今回で全て計上終わりかということでございましたけれども、今回で全て終わりでございます。

それから、執行率でございますが、国庫補助災が170件になりましたけれども、これがちょうど、10月から、きょうも今災害査定を行っているところですが、きょ

今まで国の災害査定がかかって受けております。きょうをもちまして全て終わりということになりますけれども、今後は、実施設計を行って、年明けに順次工事発注をしていく予定でございます。ということで、工事のほうはまだ全然、発注はしていないところでございます。年明けに発注をしていく予定でございます。

ということですので、当然ながら、県それから建設のほうの土木災害も大変数が多くございますので、恐らく、多くの工事が次年度への繰り越しとなる見込みでございます。

以上でございます。

○大隅支所産業振興課長（徳留 弘）

それでは、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業についてお答え申し上げます。

まず、事業計画でございますが、事業計画の内容につきましては、もう既に事業としては完了をいたしております。平成25年から29年度までの5年間をかけまして、水田の区画整備11.5haを実施したところでございます。

なお、事業費につきましては2億3,430万円、それから負担率でございますけれども、国の負担が55%、それから県の負担が15%、地元の負担が30%ということございます。

それから、今回550万円は前倒しかということでございますけれども、これにつきましては、当初、補完工事を400万円計上いたしております。それに伴いまして、補完工事の新たに実施をしなければいけないところが発生しております。暗渠排水で330m、それから取水池のほうが2カ所の遮水シート工、それから進入路1カ所、合わせて550万円を増額をお願いしているところでございます。

それから、進捗状況でございますけれども、今年度の分につきましては、地元の役員の方々と事前に現地の調査を行いまして優先順位をつけまして、当初の補完工事につきましては実施をいたしておりまして、排水工事のほうを実施をしておりまして、事業費ベースでは、一応2件なんですけれども41%ということになっているところでございます。

それから、残された事業についてですけれども、これにつきましても、また刈り取り後に地元の役員のほうと確認をさせていただいておりまして、今年度これで一応補完工事が完了するという見込みで計上を550万円させていただいたところでございます。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、建設課分についてお答えいたします。

68ページから69ページ、70ページについての事業費ゼロについてお答えいたします。

この市道整備事業につきましては、市単独事業それから過疎対策事業、排水路整備事業でございますが、今回予算については、予算の組み替えをお願いしたもので、事業費の増減がないということで、このような表示になったところでございます。

説明資料の主な支出の内訳についてでございますが、市単独事業につきましては用地取得費及び工作物補償の増額分を、それから過疎対策事業につきましては地質調査委託料及び工事請負費の増額分を、それから排水路整備事業につきましては工事請負費の増額分をそれぞれ主な支出として記載したところでございまして、減額分につきましてはその記載をしていないために、このような表示になったところでございます。

それから、72ページの公共土木施設災害復旧費の執行状況についてお答えいたします。

まずははじめに、本年度の災害復旧事業に対する予算計上につきましては、これで終わりかということでございましたが、総額9億6,534万4,000円で終わったということで判断しているところでございます。

それから、執行状況につきましてでございますが、そのうち委託料につきましては、測量設計業務委託費について、国による災害査定は終了し、残りが、用地調査の一部と中津橋の橋梁上部工の工事積算の監理が未執行でございます。残りは全て執行しているところでございます。

それから……

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（新澤津順郎）

もう一つ説明させていただきますと、災害復旧作業委託につきましてのございますが、1,709万円の分でございますが、これにつきましては、災害応急作業業務につきまして、今回の10件を含めまして319件のうちに、通行止め、それから河川災害等の関係で作業できないものを除き、271件が作業しているところでございます。執行率といたしますと、85%ということになります。

それから、工事請負費につきまして説明させていただきますが、公共土木災害につきましては、現在48件中10件が執行済みということになります。また、今回12月中には12件を発注する予定でございます。残りにつきましては、中津橋の上部工を除いて、全て1月中には発注ができる見込みとなっているところでございます。

それから、明許繰り越しについて説明させていただきますが、今回の12月議会で明許繰り越しをお願いしているところでございます。工事請負費がおおむね300万

円を超えるものにつきましては、標準工期を確保できないということで、繰り越しをお願いしたところでございます。

また、今後は、耕地課と協議をしながら復旧計画を考慮して緊急時を検討しながら建設会社、請負会社と計画的な施工をお願いしていくことになります。

また、先ほども申しましたが、耕地災害との関係から、3月議会でも明許繰り越しの追加もお願いすることも予想されているところでございます。

それから、500万円の工事請負費についてでございますが、これにつきましては、今回、橋梁の定期点検を行ったところでございますが、その中で、光神・安之尾線の流末排水路の決壊で、それに伴います、馬之背橋という橋梁があるわけでございますが、その橋梁橋台部分が洗掘して、放置すると大災害に発展するというおそれがあったので、今回、市単独災害での復旧を予算をお願いしたところでございます。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

最後に、職員給与についてお答えをしたいと思います。

今回の予算につきましては、本年4月1日付の人事異動に伴いまして、本年6月議会でその人件費の補正を行いまして議決をいただいたところでございます。その後、本年11月まで、6月議会以降、11月までに新たに発生いたしました職員手当の増額分を、今回の各職員給に計上をしているものでございます。

具体的に申し上げますと、職員の居住地の変更、あるいは扶養者の増というのがございますので、これに伴いまして扶養手当、住居手当、通勤手当、児童手当等を増額したものでございます。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○議長（土屋健一）

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後はおおむね1時に再開いたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（徳峰一成議員）

一般会計の補正予算の、2回目の質問に入ります。

まず、質問の第1点は、市民課関係の小規模な水道施設についての質問でございます。

1回目、かなり詳しく課長から説明がありました。2回目の質問は、課長の説明にもありましたけど、分類はされておりますが、高齢化の実態がそれぞれどれだけあるかについては、課長はまだ実態は把握していないですね。これは機会があったら、ぜひすべきだと思います。なぜかといいますと、予想されることではありますか、恐らくかなり、どの集落水道も高齢化が顕著、著しいのじゃないかと思っております。

お互い確認したい点でありますが、旧末吉町は、これまで旧町時代から農村においても簡易水道を、ある面ではなく、一応整備いたしまして今日に至っております。

一方、財部と大隅町については、簡易水道が非常に中途半端、不十分であるということで、結果的に課長の報告にもありましたように、財部では956世帯、末吉の4倍、大隅町に至っては1,562世帯ということで、末吉の約7倍近い戸数、町内の戸数は少ないんですが、人口は。それでも、集落水道は非常に多いっていう現状にあります。ですから、今後こうした小規模の集落水道が、いわば市の2分の1負担だけでの維持管理費が今後対応できるかっていうことを、個人的にはちょっと心配いたします。

質問でありますけれども、今後、当面の間は今のやり方で、補助中心のやり方で運営ができると思うんですが、一定期間が過ぎたら、恐らくかなり運営が困難になる集落が出てくるのじゃないかと思っております。

その点については、全体を統括する大休寺副市長に、今後の長期的な見通しに立っての、この集落水道のあり方について、現段階での考え方を聞かせていただきたいと考えています。生活ラインにかかる非常に大事な問題でないかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、2点目でございますが、これは畜産課関係の豚コレラに対する事業でございます。

2回目の質問に移ります。課長に質問いたします。課長から詳しく説明がありましたけれども、またまとめて質問を、確認方々いたします。

質問の第1点は、これは全て国、県、市の負担による事業であると理解していいのか、この農業法人等や農家の負担は全くないのかどうか。

第2点目は、本年度の曾於市の、この国県を含めた豚コレラ対策の全体事業費は幾らというふうに理解したらいいのか。

3点目、事業内容について、先ほども金網等っていうことでありましたけれども、

何と何の具体的にはこの補助事業であるのか。事業内容です。

最後に、4点目。来年度以降のこの事業費については、国県の補助を含めて、一応見通しはあるのかどうか。

以上、4点です。整理して答弁してください。

次に、農林と土木関係の災害について、それぞれ課長から一言答弁をしてください。というのは、本年度はいずれも、予期せぬ10億円規模の災害関係の予算が計上されています。これとは別に、通常の道路とかあるいは農地関係を含めて通常の予算も、当初予算で少なくない金額が計上されております。

質問の趣旨は、これに対応できる市内の業者の、今、施工能力があるかという単純な質問でございます。昔に比べて業者数も少なくなったし、あるいは1事業者当たりの雇用人数も、公共事業費が非常に少なくなっている今、20年前、30年前に比べて、かなり少なく、弱くなっているんじゃないかと思っておりますが、こうした予期せぬ大きな災害が加わったために、通常の土木あるいは農地関連を含めて、業者の、この予算に対する施工能力というのは対応できているのか。明許繰り越しも結構多くなるようですが、一言、現状について、お2人の課長から答弁をしてください。

最後に、建設課長に質問をいたします。先ほどの説明書の68、69、70ページでございます。

具体的にちょっと質問いたしますと、例えば68ページでもいいんですが、あけていただきたいと思うんですけども、68ページの「主な支出の内訳」を見ますと、支出が57万6,000円、そしてもう一つが58万3,000円とで、合わせて115万9,000円。あるいは69ページも、合わせて302万3,000円ということになっております。これに対して、財源内訳あるいは左のほうの事業費はゼロという扱いでございます。

ほかの事業枠の補正予算全体ですね、前のページも、あるいは後段のページもこの財源内訳で一定の予算が計上されていたら、例えば一般財源から幾らとかいうのも含めて、事業費全体も計上されておりますが、これには全く計上されておりません。

一方、対比して事例を挙げますと、例えば64ページを見てみると、どこでも見受けられるんですが、ここの農業費の市単独取りかえの事業費では、用地取得費がマイナス3万5,000円、一方、立木補償がプラス3万5,000円とでプラスマイナスゼロでありますから、上の段の財源内訳ももちろんゼロであるし、事業費もゼロであります。内容的にはこれと同じだと思うんですね。先ほど言った3ページにわたる内容はですね。それが記載されていないんですよ。

だから、ここを一応差し引いてゼロだから、事業費あるいは財源内訳もゼロで

あると思うんですけども、こうした解釈が、この説明書を見る限りプラス面だけが掲載されているために、わからない。定かでないって。単純なことでありますけれども、こうした扱い方は、やはり丁寧さという点でも、今後に改善の余地があるんじゃないかなと思うんです。間違っているとか云々の問題ではなくって。その点で一応答弁をしてください。今後の問題としてですね。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

小規模水道の今後の考え方についてお答えいたします。

今、議員から申されました上水道に編入できなかつたところが、残っているような状況でございます。特に大隅、そういう地形的なものがございますので。原則としては、いい例が、笠木水道みたいに上水道にできるものであれば、そういうところに延長していきたいというのがやまやまなんですが、地形的な問題があるところについては、今後残ると思います。

そういう中で、高齢化もございますし、世帯数の減というのもございます。今、補助をしているところは、ほとんど器具等の老朽化に伴う更新が主でございます。そういうものにつきましては、今後ともこの補助事業を活用しながら、どうしても集落水道がいいというところにつきましては、補助をしていきたいと思っております。

今後また、戸数も減ってきて維持管理も賄えないというところも出てきますので、今後の検討課題なんですが、どうしてもそういう上水道に組み込めないところにつきましては、生活に大事な水でございますので、運営の補助とか、そこあたりもまた検討していきたいと思っております。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えをいたします。

まず、全ての農家の今回の事業の中で、国、県、市の補助で、農家負担はないのかというようなことの質問でございますけれども。

今回の事業の中では、国、県、市それぞれ50%、40%、10%ということで、それで計算すると100%となるところでございますけれども、県につきましては上限が180万円、市につきましては75万円という、大規模の大きいところになりますと、上限額が設けてございますので、当然、規模の大きいところになると、本人負担というものが発生するところでございます。

今回の事業につきましては、その金網、防護柵でございますが、これにつきましては、金網柵、それとワイヤーメッシュ柵、それともう一つ、可動柵といいまして門扉、これに対しての補助というようなことで標準事業費を、国のはうでは1m

当たり1万円ということで設定してございます。

その標準事業費に対する、国としては2分の1補助とか、県が40%、市が10%ということになっておりますので、その標準事業費でいきますと、現在メーター当たりでいきますと、450m当たりまでは100%補助でございますけれども、それ以上になりますと、補助率が下がってくるというような状況でございます。

それと、市の事業費でございますけれども、市の今回の事業費といいますか農家が取り組む事業費、先ほど申し上げました1m当たり1万円の標準事業費で見てみると、総延長数が4万4,173mということになっておりまして、総事業費4億4,173万円ということでございます。

国の現在のところ補助金を見てみると、2分の1でございますので、2億2,086万5,000円、県のほうの補助が8,162万8,000円で、市のほうが、今回補正をお願いしております2,860万2,000円というようなことでございます。

それと、金網等の内容等ですが、先ほども申し上げましたとおり、今回のものについては、養豚場の敷地周辺から野生動物が入らないための侵入防護柵というようなことで、高さにつきましては1.2m以上、また、野生動物等が土を掘って入ってこないような、敷網のほうを設置するというような条件等も入っているようなところでございます。

それと今後、来年度以降の事業費ということでございますけれども、現在のところ、計画はないところでございます。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、お答えします。

災害復旧事業につきまして、業者数が減っているけれども、大きな災害が出た場合、対応がどうかということでございましたけれども、ことしも大変大きな災害が出ましたけれども、皆様御承知のとおり28年は、ことしを上回る大変大きな災害がございました。そのときは、大隅のほうが大変甚大な災害があったわけですが、末吉それから財部の業者さんも、大隅の復旧のほうを手伝っていただきました。

そういう形で業者数減っておりますが、旧3カ町の建設業組合のほうで連携しながら対応していただきたいと。今後もそういうふうにしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

うち対応できるっていうことですね。

○耕地課長（小松勇二）

かなり厳しいですが、今のところ何とか賄えている状況でございます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、建設課分についてお答えいたします。

まず災害の分についての業者の施工能力については、今、耕地課長が述べたとおりでございます。国からも明許繰り越し、それから債務負担等を積極的に活用して、工事の平準化を図るようにという指導を受けておりますので、そういうところも活用しながら対応していきたいと思っているところでございます。

それから、68ページから70ページの、市道整備事業についての表現の仕方といいますか記載の仕方についてお答えいたします。

これにつきましては、議員のおっしゃいますようにわかりづらいところがあったことについては、おわびいたします。詳細については予算の内訳のとおりでございます。

また減額分については、これまで発注しております測量委託等の執行残でありますので、担当課といたしましては、増額分を中心に記載したほうがいいのではないかということで記載をし、工事の早期完成それから用地の先行取得等を行うために、このような表示をしたほうがよいのではないかということで判断したところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

意見としては、まず建設課長に。プラス、マイナス増減があって、結果として事業費がゼロであったら、マイナス面も予算計上しなければ、私たち議員は誰ひとりわからないわけですよね。どの部分を削ってプラス部分を補って、結果としては相殺してゼロってなったのかとは全くわからんわけですので。そうした丁寧な、やはり予算計上をしていただきたいという単純な1点でございます。

最後に、市民課長に1点だけ申し上げます。

繰り返しますが、やはりこの小規模集落水道を利用している人はもう、財部でも実に956世帯、大隅に至っては1,562世帯ということですね。もう全世帯の何割分かを占めるわけですよね。それが農村部に当然集中しているわけです。

ですからまず、私は実態把握をしていただきたいと思うんですよ。この戸数ごとの分類は答弁にありましたけれども、そこにどれだけの高齢者を中心として住んでいるのかどうかですね。維持が今後もできるのかどうかが、もうここでは議論ができない。実態把握がされていないために。だから、副市長答弁も一般論的な答弁にならざるを得ないんですよね。深みのある質疑ができないんですよ。恐らくもう今後、年齢の高齢化とともに厳しくなることだけは、全体として明らかであります

で。今の段階で高齢化の実態も調べながら、やはり長期的な対策と見通しを持つべきじゃないかと思うんです。

笠木簡水のような簡易水道をあちこちやる力は、地元にとっても、あるいは財政的にも、曾於市にとってはなかなかこれは難しいと思うんです。笠木はある面では例外的に考えて、今ある多くの集落水道を、今後いかに維持できるように市としては、やはり長期的な見通しに立って対応していくかって、ここに尽きると思いますので。特に高齢化の実態把握をしていただきたいと思っております。

課長の、最後に答弁をしてください。

○市民課長（内山和浩）

それでは、今の御質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおりでありますて、実態を把握をしておりませんので、今後早い時期に実態を調査したいというふうに考えております。今もやっておりますけれども、この条例に基づきまして、できるだけ地元の組合のほうに足を運ぶようにしておりますて、水道課と内容を検討いたしまして、経費の軽減等も考えて対応をしておりますので、引き続き頑張ってやりたいというふうに思っております。調査につきましては、早目に行いたいと思います。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第85号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第86号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

日程第13 議案第87号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第12、議案第86号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について及び日程第13、議案第87号、令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第88号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

日程第15 議案第89号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）
について

日程第16 議案第90号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

日程第17 議案第91号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第14、議案第88号、令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第17、議案第91号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの以上4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案の89号の生活排水の補正予算について質問いたします。

例えば、質問第1点でありますが、説明書の48ページです。48ページにおきましては、今回、2,110万4,000円の大幅減額でございます。当初の段階では、2,312万8,000円でありましたか、わずかに補正で残ったのが202万4,000円でありまして、減額の理由としては記載されてありますが、国の循環型社会形成推進交付金交付決定額の減のためっていうことあります。

これは恐らく初めてのことだと思うんです。このことで、交付決定減額というのには、どういった経過理由のためになったのか。ことしだけじゃないと思うんですが、来年以降を含めてお答え願いたいと考えております。

あわせてページごとに言いますけれども、次の、説明書の49ページは、一般会計からの繰入金が53万4,000円でございます。これは人件費分ということでございますが、この説明についてもしてください。

次に、51ページの、下水道事業債2,110万円でございます。これは先ほどの交付金がばっさりカットされたために、それに対応する財源不足分としての下水道事業債の予算計上でございます。

質問でございますが、この下水道事業債、初めてのことだと思うんですね。12月の段階で、こうした大きな予算の組み換えといいますか、下水道事業債で対応せざるを得なかつたっていうことは。この下水道事業債の内容の特徴について、償還期間とか利率を含めてお答え願いたいと考えております。

1回目はそうです。

次に、笠木簡水について、議案の90号でございますけれども、質問をいたします。一応、説明書の57ページでございます。

これも毎年、今の時期に出てきているんですけども、この笠木簡水については、繰越金に伴う剰余金というのを基金積み立てというのを行っていないために、大体この今の年度末に近い段階で、この少なくない金額が計上されております。

57ページでは、繰越金が2,950万5,000円です。一方、59ページでは、予備費の中で歳出の項目で、2,950万5,000円が計上されております。

質問でありますが、こうしたある面ではもちろん間違いないんじゃないんだけれども、全体の事業費がそう大きくない中での、少なくない、こうした会計の運用というのは、一つの方法でありますけれども、余りオーソドックスなやり方ではないと個人的には思っておりますが、今後もこの手法を続けていくのかどうかですね。これ、1点。

次に、何回も質問しておりますが、この3年間でもいいんですが、毎年の笠木簡水に対する国の交付税措置は、本年度を含めてどれだけになっているのか。

この2点でございます。以上です。

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

それでは48ページの、2,110万4,000円の大幅な減となったところでございますが、この理由についてお答えしたいと思います。

本補助金は、循環型社会形成推進交付金というものの浄化槽市町村整備推進事業補助金でございまして、合併浄化槽の設置事業費に対して交付されるものございます。

平成27年度から平成31年度までの5カ年間を一区切りといたしまして、循環型社会形成計画書というものを出します。そして補助金申請を行いますが、本年度は計画の最終年度であるということでございまして、5年度分の精算を行う年度でございます。

5カ年の設置目標が250基ございましたが、5カ年で見込みとしまして、161基の設置が見込まれているということでございまして、まず、過去4年分の補助金調整額が744万1,000円。これは超過しているということで、本年度で減額して交付しますという形で内示をいただいているところでございます。

そして、本年度の設置基数ですが50基を目標としておりましたが、今のところ32基ということで、この分の減額などが重なって、大幅な減額となったところでございます。

次に、通告をいただいておりました26万3,000円についてということでござります。

31年度への繰越額は、26万4,307円でございました。当初予算で1,000円計上しておりましたので、今回差額の26万3,000円を計上したところでございます。

過去の繰越金につきましては、平成30年度が54万6,742円、平成29年度が234万5,372円、平成28年度が279万1,712円となっております。

次に、51ページの、起債の内容等についてお答えいたします。

本特別会計の起債につきましては、合併浄化槽を設置した事業費に応じて借り入れできるものでございます。

先ほど説明しました、国からの浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金も、合併浄化槽の新設事業費に対する補助金でございますが、先ほどの理由により、2,110万4,000円減額となる見込みでございますので、この国庫補助金の歳入不足を補うための起債の追加ということでございまして、この起債につきましては下水道事業債によるものでございまして、下水道事業債は期間が28年の返済期間で、以前は5年の据え置き期間がございましたが、近年は据置期間3年となっているところでございます。率については、平成30年度で0.06%となっております。

次に、通告の54ページ、21万8,000円についてお答えいたします。

21万8,000円のうちの1,730円につきましては、積算誤りによって不足したものでございます。

また、平成27年度の元金21万5,478円につきましては、計上漏れでございました。これは先ほど言いました、据置期間が5年から3年となったため、漏れてしまったものでございます。追加をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○水道課長（徳元一浩）

議案の90号の、令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についての説明を申し上げます。

まず、57ページの、2,950万5,000円でございますが、これにつきましては歳入ですけど、9月議会で認定された30年度の決算繰越金を補正したものでございます。

59ページの歳出といたしましての予備費は、調整額として歳入歳出が合わないといけないものですから、予備費の項目に2,950万5,000円を追加したものです。

あと、事業開始後の繰越金と予備費ですが、過去3年間が、30年が、繰越金のほ

うが3,301万3,000円、予備費のほうが3,135万8,000円、29年度が、繰越金で3,425万8,000円、予備費が3,307万7,000円、28年度が、繰越金が2,202万9,000円、予備費が1,806万6,000円となっております。

この件に関しましては、委員会でも2年ぐらい前に、建設経済委員会のほうでも1回指摘がありまして、以前にはこの繰越金、結局9月で決算認定を受けるわけですが、それを3月に、一応、以前上げていたもんですけど、「3月じゃなくて、早くわかったのだったら、もう12月に上げるべきじゃないか」という指摘も受けました。

金額が、ことし2,900万円になるんですけど、これは事業開始をしてから利益が出た分じゃなくて、事業を行った分の、この公営企業会計の場合は、使用料についてのそういう消費税の預かり分と、建設工事なんかで払った、支払い分の差額分の消費税の還付がございまして、その還付分がずっと入っているものでございます。

これを持っておかないと、来年度から簡水上水合併をするんですが、その中の笠木の減価償却費の計上ができないということで、一応これを委員会で御説明しまして、了解を受けて、今こういう形でやっているところでございます。

以上です。

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

申しわけございません。答弁漏れがございましたので、追加させて答弁させていただきます。

49ページの、歳入について。一般会計の繰入金についての御質問があったと思います。

これにつきましては、人件費については変わらないところでございまして、下のほうに事務費分ということで、補正が53万4,000円でございます。

この内訳といいますか充当先でございますが、修繕料、それから起債の償還金を歳出で組んでおりますので、そちらのほうに充てるために、一般会計から繰り入れをさせていただくという内容でございます。申しわけございませんでした。

○19番（徳峰一成議員）

簡易水道のほう、交付税額は幾らですか。

○水道課長（徳元一浩）

失礼いたしました。

交付税額については過去3年分で、普通交付税におきまして、29年度に120万6,000円、平成30年度に295万5,000円、令和元年度に295万2,000円が基準財政需要額に算入されております。

○19番（徳峰一成議員）

確認方々、まず議案の生活排水の89号から質問いたします。

結局、この課長説明にありますように、平成27年度から31年度までの5年間分の計画に対する、実際の差額分っていうかについては、国としては交付税の支給は当然のことながらできないっていうことでの今回の、課長、予算計上っていうことでいいわけですよね。

その点で先ほど聞き漏れましたので、計画が5年間に250基っていうことで、全体で、本年度を含めて161基っていうことでいいんでしょうか。つまり、残りの89基分が計画よりも少なかつたっていうことでの、交付金のカットというふうに受けとめていいんでしょうか。これは確認です。

次に、水道課長に質問いたします。

今、交付税額が3年間のが295万円とか120万円、答弁がありましたけれども。課長も今、答弁、若干ありましたけど、来年度から笠木簡水は、もう水道事業に一応合併ですよね。それに対して、この交付税額は今後どうなるんでしょうか。もう全面カットになるのか、それともこれまでどおりに期待できるのか。その確認であります。

以上、2人の課長に、確認方々の質問です。

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

それではお答えいたします。

89基は、5年間分の目標を達成できなかった分が89基でございまして、過去4年間で71基が不足、本年度が18基不足したということでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

交付金のカット分は、何基分のカットですか。89基じゃないわけですね。

補正予算で予定されている交付金のカットっていうのは、何基分の一応カット分になるわけですか。

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

計画では250基でしたので、89基分の減額ということになります。

○19番（徳峰一成議員）

いいわけですね。はい、わかりました。

○水道課長（徳元一浩）

お答えいたします。

交付税につきましては、簡易水道事業の交付税で今後も続くと思います。

○19番（徳峰一成議員）

ほぼ同額が。

○水道課長（徳元一浩）

額としては人口割になりますので、計算をしないと、ちょっとそこまで出しているところなんんですけど、措置はされます。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第92号 曽於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

日程第19 議案第93号 曽於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第94号 曽於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第18、議案第92号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正についてから、日程第20、議案第94号、曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてまでの以上3件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第18、議案第92号から、日程第20、議案第94号までを一括して説明をいたします。

まず、日程第18、議案第92号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について説明をいたします。

国は、令和元年8月7日の人事院勧告に対し、令和元10月11日の閣議において、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与の額を改定することを決定し、その後、国会で可決、成立し、法律が公布されました。

本市においても、国の給与改定に準じ、曾於市特別職の職員及び議會議員の給与等の改定を行うものであります。

第1条による曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正と、第3条によ

る曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正は、12月に支給する特別職及び議会議員に係る期末手当の支給割合を100分の165から100分の170に0.05月分の引き上げを実施するもので、令和元年度分から適用するものです。

第2条による曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、第4条による曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正は、第1条及び第3条による改正で引き上げられる期末手当の支給割合を均等に割り振るもので、令和2年4月1日から施行するものです。

日程第19、議案第93号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について説明をいたします。

令和元年8月7日の人事院勧告に伴い、一般職の国家公務員の給与の額を改定することが、令和元年10月11日に閣議決定され、その後、国会で可決、成立し、法律が公布されました。

平成31年4月分の月例給について、国家公務員給与と民間給与を比較した結果、民間給与が国家公務員給与を上回ったため、昨年度に引き続き月例給と特別給の勤勉手当を引き上げることになりました。

曾於市においても、人事院勧告に準じて給与改定を行うものであります。

第1条による曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正は、同条例第18条第2項に規定する一般職の職員に係る12月期の勤勉手当に係る支給割合を0.05月分引き上げるとともに、行政職給料表を平均改定率0.1%引き上げるため、別表の改正をするもので、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものです。

第2条による曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正は、第1条による改正で引き上げられる勤勉手当の支給割合を均等に割り振るもので、令和2年4月1日から施行するものです。

日程第20、議案第94号、曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について説明をいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正されることにより、関連する規定を改正するため、提案するものです。

以上で、日程第18、議案第92号から日程第20、議案第94号までを一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の92号並びに93号をまとめて、関連がある点は質問をいたします。

ただいまの市長説明では、非常に具体的にわかりづらい点がありますので、担当課長より、例えば92号の場合は、どういった点が今回どのように改正されていたのか。もちろん職員の給与についても、93号の。丁寧に、一応わかりやすい形で説明してください。これが第1点。

それから、人勧を受けての提案っていうことありますが、人勧では、職員の給料分のアップは幾らであったのか。

関連いたしまして、報酬審議会については開催されているのかどうかですね。以前は、旧町時代はもうするのが当たり前だったんですが、もし開催されていたら、いつ開催されて、どういった意見が出されたか。されていなかったら、なぜ開催しなかったかですね。さらに、このことでそれぞれ改正したことで、新たにどれだけの財源が必要であるのか。さらに、再任についての規定もありますが、再任の場合はどういった取り扱いとなるのかどうか。

それから、最後に公布日はいつの予定なのか。公布日、この公布の日から一応施行するとなっていますから、公布日はいつを予定しているか。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをしたいと思います。

議案第、まず92号どのような改正なのかというところの具体的にということだと思います。92号につきましては、市特別職の職員、市長、両副市長、教育長の分、それから市議会議員の皆様方の報酬につきましての期末手当につきまして改正をするものでございます。

具体的に言いますと、国とは今現在、本市の期末手当の支給月数は異なっておりますけれども、現在、曾於市は年間3.15月でございます。これを国にならいまして、国がプラスの0.05月でございますので、本市におきましてもプラス0.05月期末手当を増加するものでございます。ここに第1条から第4条まではございますけれども、分け方は、本年度分をまず0.05月、12月で支給します。当市12月は通常は12月10日でございますので、この議案がもし可決されると可決後に、できれば年内にその差額分、0.05月分を支給しようと考えているところでございます。

あともう一つの考え方は……

（「そのことでええから、市長から議員までそれぞれ幾らのプラスなのかという」と言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

それは、また後ほど。

あともう一つは、令和2年度からは、もし3.2月になりますと6月に1.6月、12月に1.6月というふうに支給をしますというのが、第2条、第4条になるかと思います。こういう構成になっております。

議案第93号につきましては、市職員の諸給与に関する部分でございまして、これは給料とそれから勤勉手当のほうに分かれるところでございます。

具体的に言いますと、後ほどの質問にありますが、人勧を受けて給料のアップということで、国は人勧によりますと民間と0.1%の差があるということで、今回0.1%の増額をするものでございますが、新旧対照表を見ていただきますとわかるんですが、今回の改正につきましては若手職員のみの増額、200円から2,000円、最大2,000円の増額というふうになるかと思います。それに該当する職員が約四十数%、150人ほどというふうに考えておりますが、それ以外の約200人の職員につきましては増額はないということでございますが、平均いたしまして0.1%の増額という内容でございます。

勤勉手当につきましては、現在、職員につきましては国と同様の金額でございますが、年間、期末勤勉あわせまして現在4.45月でございますが、これを0.05を加えまして4.5とするものでございます。

あと第1条から第4条までの考え方は、先ほどの特別職等と同様でございます。

4つ目でございますが、報酬審議会についてでございますが、報酬審議会条例におきまして、これにつきましては議會議員の報酬、それから特別職の職員、市長、両副市長、教育長の給与を改正する場合に改正するということになっておりますので、今回はそのものの給与、報酬等は変わりませんで、期末手当の支給月のみの改正でございますので、今回、開催はしていないところでございます。そのような理由でございます。

あと、影響額でございますが、分けて申し上げますが、市長、副市長、教育長につきましては、合計で19万1,000円の増、議員の皆様方におかれましては、全員分で34万9,000円の増、職員につきましては、給与まで含めますので1,057万9,000円の増、合計いたしまして1,111万9,000円の増を今回、条例改正の提案でございます。

再任用職員につきましてでございますが、今回の国の法律の施行におきましては、先ほど申し上げました若手職員の分が増額になるということで、この期末手当につきましては、再任用職員についてはそのまま据え置きでございます。

さらに、給与につきましては据え置き、それから勤勉手当につきましても、今回は再任用職員は据え置きというふうになっているところでございます。

公布でございますが、昨年の例を見ますと、規定、法律によりますと、議会の議決をいただいてから、議長から市長のほうに3日以内に送付、市長はその議会から

の送付を受けてから20日以内に公布しなければならないとなっておりますが、昨年の例をとりますと、昨年は議決日の日に議長から市長にいただきまして、市といたしましても同日で公布をしたものでございます。

その流れからいきますと、今年度、最終日にもし議決をいただきますと20日には公布ができるものかなというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

確認がたがたの2回目の質問であり、もし私の受けとめ方が間違っていたら、答弁の中で訂正してください。

議員については、一応期末手当を改正して引きあげるということで、これは特別職を含めて、さらに職員については勤勉手当を一応引き上げの改正するということでいいですかね、課長。この2つだけですね。トータル的には財源的に1,057万9,000円ということで、公布日は早ければ最短で議決日の最終本会議ということでございます。確認がたがたの質問でありますけれども、この条例案の中で行政職の給料表です。この中で今回対象となる職員は全部で何名であるのか。課長答弁にありますように、今回は特に若手を中心としての改正であるようございますけれども、現在、曾於市の全体の職員の中で、この行政職の場合が一番低いランクで、どの号給になるのかどうか。それから一番高い、課長級の方だと思うんですが、ところでどこに位置するのか、これが確認がたの質問でございます。

それから、大ざっぱな質問になりますけれども、本市の職員の場合は、今回、若干の幾らかの改正を含めて、1年サイドで全職員を見た場合に、給与総額は大体何億円で、そしてそれに対して諸手当が何億円となるのであるのかどうかです。給与と諸手当を含めて、大体どれくらいの金額に本年度の場合は、今回の改正分を含めるとなることが想定されるか。

以上、単純でございますけれども、質問でございます。

○総務課長（今村浩次） それではお答えしたいと思います。

まず、対象の職員でございますが、先ほど申し上げました今回153名の職員が給与の増額分、153名が対象となります。もちろん、勤勉手当につきましては全職員が対象となる……

（「全職員は何名」と言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

全職員でございますが、再任用職員を除いてでございますので、現在が355名いたしますので、9名を引きました346名が勤勉手当の増額の対象となるところでございます。

低いところ、高いところにつきましては、特に数字は持っておりませんが、後ほど正式には答えさせていただきたいと思いますが、1の8あたりだと思いますが、また確認をさせていただきましては、高いところにつきまして、また後ほどお答えさせていただきたいと思います。

給与総額でございます。給与総額につきまして申し上げます。これにつきましては、特別会計分も入って全額というところで申し上げたいと思います。

今回の人件費の補正を加えまして27億9,300万円、100万円単位で申し上げますと27億円9,300万円になるところでございます。

以上です。

(「内訳は」と言う者あり)

○総務課長（今村浩次）

今のは人件費総額でございます。この内訳でございますが、給料でまず申し上げますと13億1,800万円、手当で申し上げますと10億2,000万円、あとは共済費、これは市の負担分とでございますが、共済費が4億5,400万円というふうになっているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でございますけども、じゃあ一応、給料等級については後ほど資料で提出してください。

さらに確認でございますけども、ただいま課長の説明にもありますように、諸手当を含めて約28億円でございますが、これに対しておおむね国の交付税措置は何億円でございましょうか。この1点だけ答弁してください。

○総務課長（今村浩次）

お答えを申し上げます。

これにつきましては、曾於市の人件費はこれだけあるので、これに対して幾ら措置されているという数字はもうないところでございますが、ただ、基準財政需要額の中で、いろんな例えば学校費とか、あるいはいろんな事業費がございますが、それぞれの中で、単位費用といたしまして、そこに例えば清掃に係る職員が4人必要であれば4人分の人件費が含まれているというようなところで、単位費用の中で計算をされておりますので、それが実際幾ら措置されているかというようなところにつきましてはわからないところです。

(「想定で」と言う者あり)

○総務課長（今村浩次）

想定につきましてもできないところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第95号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第21、議案第95号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第21、議案第95号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に8億7,846万3,000円を追加し、総額を276億7,246万3,000円とするものです。

第2条は、繰越明許費の補正であり、6ページの第2表のとおり、林業施設災害復旧について、翌年度に繰り越しで使用することができる経費を定めております。

第3条は地方債の補正であり、7ページの第3表のとおり、現年発生農林施設災害復旧費について限度額を変更しております。

それでは、予算の概要を配付しました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算は、特別職等の期末手当、一般職員の給料及び勤勉手当等の改正並びに思いやりふるさと給付金積立金による追加であり、歳入から説明をいたしますと県支出金は、林道災害復旧事業補助金を238万円、寄附金は思いやりふるさと寄附金6億円、繰入金は財政調整基金繰入金を8,242万5,000円、思いやりふるさと金繰入金を1億9,245万8,000円、市債は現年発生農林施設災害復旧費を120万円をそれぞれ追加しております。

歳出については、給料職員手当等共済費繰出金を1,075万円、思いやりふるさと寄附金推進事業を8億6,404万9,000円、林業施設災害復旧費を366万4,000円、それ

ぞれ追加しております。

以上で日程第21、議案第95号の説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、財政調整基金からの繰り入れについて質問をいたします。

これは、先ほどの議案5号分を含めてございますが、今回、提案されているこの財政調整基金の繰り入れは、5号でも2億5,258万1,000円、今回の6号補正では8,242万5,000円ということで、少なくない繰入額でございます。このことで、もし議決されますと基金残高が、財調の15億4,235万8,000円となります。恐らくこれは間違いなければ合併後、最も低い金額じゃないかと思っております。

質問でございますが、その大きな理由の一つが災害関係があったということがもちろん背景にしてありますけれども、基金残高が約15億円ということで、結果的には一方のふるさと基金のほうが、若干同じ15億円で、金額的には上回っていると。これは初めてのことじゃないかと思っております。

質問の第1点、事前に予告しておりましたので、平成26年度から30年度までの財調の基金、12月段階における基金残高について、まず説明をしてください。

それから、質問の第2点目でございますが、最終的には本年度、来年の3月までに一定額がもちろん積み立てなければならないし、それを期待したいんですが、大体この30億円のこれまでの再三答弁の目標に対して、どれほどまで一応積み立てて総額がどれくらいになる、一応現在では予定、計画であるのか、お聞かせ願いたいと考えています。わずかにあと3カ月しかないので、一定の議論なり検討はされていると思いますので、大体本年度末の財調の基金残額の目標額についてお答え願いたいと考えております。

さらに、3点目。来年度以降も私は財調はやはり厳しくならざるを得ない側面があると思います。市役所再編を含めて、かなり大きな事業が抱えているし、また予期せぬ新たな災害を含めて事業が考えられるからでございます。よっぽど、この財政運営をしっかりと厳しくなる、楽観は許されないと思っておりますので、今後のこの財調の考え方も当然、議論されていると思いますので、お答え願いたいと考えております。

あわせて、ふるさと基金です。ふるさと基金は、先ほども担当課長の説明もありましたけれども、本年度、出足は弱かったけども、秋以降にどんどんふえまして、そして予算的にも課長、16億円ですよね。16億円いくということでめいっぱいとい

う感じもするんですけれども、それを期待したいんですけども、想定して予算計上いたしております。

基金関係も、思いやりふるさと基金は今回の6号で1億9,245万8,000円を取り崩しましたけれども、一方で積立金が6億円計上されておりまして、先ほど言いましたがふるさと基金の12月段階での議決された段階での基金残高が15億5,853万8,000円となります。

質問の第1点であります、今後ますます本年度を含めて、このふるさと基金に頼らざるを得ない、そうしたことになろうかと思っておりますが、本年度のこのふるさと基金を活用した主な事業について、説明をしていただきたいと思います。

1回目は、とりあえずそうした質問でございます。

○市長（五位塚剛）

基本的な考え方だけをお伝えしたいと思います。

財政調整基金につきましては、今、御指摘がありましたように今回、大きな災害がありましたから、そのために取り崩しをいたしました。今後の問題については、事業の終了後の剰余金、また国からの交付税を含めたものを入れると、また30億円近くまでいくのかなという見通しを持っております。

今後、いろんな事業が発生しますので、当然ながら財政調整基金が大事な役目を果たしてくるというふうに思っております。

ふるさと納税につきましては、現段階で約10億円近くまで今、きているところでございます。目標は本来ならもうちょっと上げたかったんですけど、今の状況でいければ十五、六億円ぐらいまではくるのかなと思っておりますけど、国の制度が変わりまして、最終的には市に入ってくるお金が約3割から約5割ぐらいにふえていきますので、市にとってはありがたいことだと思っております。

今後、この当初予算の編成に当たり、ふるさと納税をどれに充てるかというのは、今から具体的に対応していきたいというふうに思います。

あとは担当課長から答弁させます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは今、質問のありました財政調整基金につきまして、御説明を申し上げます。

先ほどありました平成26年度から平成31年度までの12月末現在の財政調整基金残高でいきますと、26年度が22億9,670万2,000円、27年度が22億4,100万3,000円、28年度が18億5,162万5,000円、29年度は23億675万2,000円、30年度は22億7,636万9,000円、そして今回、6号補正を入れました31年度の末の見込み残高が15億4,235万8,000円となっております。

先ほど、議員からも指摘があったとおり、財政調整基金が例年になく一番、この6カ年をみましても一番下の推移でしているところでございます。これにつきましては、議員からもあったとおり、大きな災害復旧工事がございました。これに伴いまして約前年度からすると6億8,000万円ほどの一般財源を入れております。それに伴う部分がここにきたのかなという形で、現在は考えているところでございます。

最終的な、財政調整基金の残高についてですが、今後、予算としましてはまだ年度途中でありますので、急を要する歳出予算等の計上も考えられますので、あくまでも予定ということで、現段階で考えているところでございますが。交付税の決定や各種交付金の決定、それに伴う追加補正、また最終的な執行残に伴う財源等を考えて、それを少しでも、今回については今の段階で言うのはちょっと恥ずかしい話ですが、30億円という形を目標には思っておりますが、そこには行けないと思います。そう考えますと、やはり今の現段階では25億円から26億円ぐらいになるのではないかと、今の現在ではです。ただし、特別交付税等がまた決定が3月末になります。そういうもののを見て、各種基金とのやりくりをしながら充てていきたいと考えているところでございます。

続きまして、思いやりふるさと基金についてでございます。思いやりふるさと基金につきましては、今回6号補正までに14億9,245万8,000円を繰り入れをしているところでございます。この事業数については、42の事業に充てているところでございます。

大きな主なものといったしましては、今回の補正予算でも計上しております思いやりふるさと寄附金の推進事業費の特産品PR推進事業委託料、これに7億4,995万8,000円。続きまして、企業誘致、企業の創業促進対策費、これに7,800万円、それから自治会振興費5,900万円と大きなものがでているのは、以上のようなものでございます。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

さっき言いましたよね。14億9,245万8,000円でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの課長からも答弁がありましたように、本年度末、特別交付税の幾らになるかによっても、1億円単位では一応上がるかもしれませんけども、いずれにいたしましても、現在の段階では25億円から26億円ということですね。この七、八年來なかったことでございます。これは厳しく受けとめなければいけないと思っております。

来年度以降、これを30億円もっていくということは、はつきり言って、よっぽど異変がない限り厳しいと思っているからでございます。

その点で、ふるさと基金ですね。市長の考えた、副市長どちらでもいいんですが、考え方をお聞かせください。

ふるさと基金は、再三申し上げますように、順調、好調であります。いまや財調と現段階ではわからない15億円規模でありますし、今後数年間、よっぽど異変がない限りにおいては、これはおおむね好調になろうかと、私も期待し予想いたしております。

課長答弁にもありましたように、本年度42事業で14億9,000万円でありますが、今後、この財調の関係です。これをいかに今後プラスアルファして、しっかりした継続事業に組み入れていくかです。どの部門に繰り入れていくか、これは十分に研究するべき課題じゃないかと思っておりますので、一言、ふるさと基金に対する活用のあり方をお聞かせ願いたいと考えております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

ふるさと納税につきましては、本当に全国のみなさんたちから応援いただき、ありがとうございます。曾於市の関係あるいろんな方々にPR大使になってもらいたい、また各いろんなところでありますふるさと会でも、ふるさと納税のお願いをし、具体的にいろんなところから応援もいただいております。

また、市の職員に対しても、一人でもたくさんの方々を紹介してほしいというお願いをいたしております、そういう形で努力をしております。また、私たちの曾於市はナンチクさんを中心とした特産品のすばらしいものがありますので、これを引き続き頑張っていけば、一定のふるさと納税はずっと入ってくるだろうというふうに思っております。その使い道につきましては、ふるさと納税をする寄附のところに各要望のところを入れてあります。基本的には少子高齢化対策、子育て支援の分野とまちづくり事業を中心としてふるさと納税を充てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第95号は、配付いたしております議案付託表

のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第97号 令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第22、議案第97号、令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第22、議案第97号、令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に168万3,000円を追加し、総額を5億7,587万5,000円とするものです。それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、5ページをお開きください。

今回の補正予算は、一般職員の給与及び勤勉手当等の改正並びに後期高齢者医療広域連合の納付金の追加であり、歳入については繰越金を154万6,000円、歳出については後期高齢者医療広域連合納付金を154万6,000円、それぞれ追加するものが主なものです。

以上で日程第22、議案第97号を説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第97号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第23 議案第96号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第24 議案第98号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第25 議案第99号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

について

日程第26 議案第100号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第27 議案第101号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第28 議案第102号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第23、議案第96号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてから、日程第28、議案第102号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの、以上6件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第23、議案第96号及び日程第24、議案第98号から日程第28、議案第102号までを一括して説明をいたします。

日程第23、議案第96号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に18万9,000円を追加し、総額を55億8,706万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明をいたしますので、4ページをお開きください。

今回の補正予算は、一般職員の給与及び勤勉手当等の改正による追加であり、歳入については繰入金を18万9,000円、歳出については総務費を18万9,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第24、議案第98号、令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に32万2,000円を追加し、総額を56億8,898万9,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明をいたしますので、6ページをお開きください。

今回の補正予算は、一般職員の給与及び勤勉手当等の改正による追加であり、歳入については繰入金を32万2,000円、歳出については総務費を32万2,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第25、議案第99号、令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に6万4,000円を追加し、総額を2億5,742万6,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明をいたしますので、7ページをお開きください。

今回の補正予算は、一般職員の給料及び勤勉手当等の改正による追加であり、歳入については繰入金を6万4,000円、歳出については公共下水道事業費を6万4,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第26、議案第100号、令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の19ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2万3,000円を追加し、総額を1億1,415万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明をいたしますので、8ページをお開きください。

今回の補正予算は、一般職員の勤勉手当等の改正により追加であり、歳入については繰入金を2万3,000円、歳出については総務費を2万3,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第27、議案第101号、令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の23ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、総額を4,739万5,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明をいたしますので、9ページをお開きください。

今回の補正予算は、一般職員の給料及び勤勉手当等の改正による追加であり、歳入については簡易水道事業費を3万9,000円追加費し、予備費を3万9,000円減額しております。

次に、日程第28、議案第102号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の26ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めて収益的支出の補正であり、水道事業費既決予定額

に33万円を追加し、予定額を5億4,901万6,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明をいたしますので、10ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、一般職員の給料及び勤勉手当等の改正による追加であり、水道事業費用を33万円を追加しております。

以上で、日程第23、議案第96号及び議案第24、議案第98号から日程第28、議案第102号までを一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

日程第29 陳情第15号 学校における集団フッ化物洗口事業の来年度実施（試行）の中止を求める陳情について

○議長（土屋健一）

次に、日程第29、陳情第15号、学校における集団フッ化物洗口事業の来年度実施（試行）の中止を求める陳情書は、配付いたしております陳情文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は12月20日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時22分

令和元年第4回曾於市議会定例会

令和元年12月20日

(第5日目)

令和元年第4回曾於市議会定例会会議録（第5号）

令和元年12月20日（金曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

第1 議案第75号 曽於市財部きらら館の設置及び管理に関する条例の制定について
(建設経済常任委員長報告)

第2 議案第76号 曽於市債権管理条例の一部改正について
(総務常任委員長報告)

（以下2件一括議題）

第3 議案第77号 曽於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

第4 議案第78号 曽於市公共下水道条例の一部改正について

(建設経済常任委員長報告)

第5 議案第79号 曽於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(文教厚生常任委員長報告)

（以下3件一括議題）

第6 議案第80号 字の区域変更について

第7 議案第81号 曽於市道路線の認定について

第8 議案第82号 曽於市道路線の廃止について

(建設経済常任委員長報告)

（以下2件一括議題）

第9 議案第83号 指定管理者の指定について（曾於市財部きらら館）

第10 議案第84号 指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）

(建設経済常任委員長報告)

第11 議案第85号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告)

（以下2件一括議題）

第12 議案第86号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

第13 議案第87号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
(文教厚生常任委員長報告)

(以下4件一括議題)

第14 議案第88号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

第15 議案第89号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について

第16 議案第90号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

第17 議案第91号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について
(総務常任委員長・建設経済常任委員長報告)

(以下3件一括議題)

第18 議案第92号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

第19 議案第93号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

第20 議案第94号 曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
(総務常任委員長報告)

第21 議案第95号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について
(総務常任委員長・建設経済常任委員長報告)

第22 議案第97号 令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
(文教厚生常任委員長報告)

(以下6件一括議題)

第23 議案第96号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

第24 議案第98号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

第25 議案第99号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

第26 議案第100号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について

第27 議案第101号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

第28 議案第102号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

第29 閉会中の継続審査申出について

第30 閉会中の継続調査申出について

第31 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。 (20名)

1番 重久昌樹	2番 松ノ下 いずみ	3番 鈴木 栄一
4番 岩水 豊	5番 渕合 昌昭	6番 上村 龍生
7番 宮迫 勝	8番 今鶴 治信	9番 九日 克典
10番 伊地知 厚仁	11番 原田 賢一郎	12番 山田 義盛
13番 大川内 富男	14番 渡辺 利治	15番 海野 隆平
16番 久長 登良男	17番 谷口 義則	18番 迫 杉雄
19番 徳峰 一成	20番 土屋 健一	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 津曲克彦
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (26名)

市長	五位塚 剛	教育長	瀬 下 浩
副市長	八木 達範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副市長	大休寺 拓夫	学校教育課長	川 路 道 文
総務課長	今村 浩次	社会教育課長	岩 元 浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱田 政継	農林振興課長	富 吉 浩 幸
財部支所長兼地域振興課長	荒武 圭一	商工觀光課長	竹 田 正 博
企画課長	外山 直英	畜産課長	野 村 伸 一
財政課長	上鶴 明人	耕地課長	小 松 勇 二
税務課長	山中 竜也	建設課長	新澤津 順 郎
市民課長	内山 和浩	水道課長	徳元 一 浩
保健課長	桐野 重仁	会計管理者・会計課長	田代 庄 市
介護福祉課長	福重 弥	監査委員事務局長	吉元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹下 伸一	農業委員会事務局長	中山 純 一

開議 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第75号 曽於市財部きらら館の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（土屋健一）

日程第1、議案第75号、曾於市財部きらら館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

おはようございます。建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案13件を12月9日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

1、議案第75号、曾於市財部きらら館の設置及び管理に関する条例の制定について。

本案は、曾於市財部きらら館を令和2年度から指定管理運営することに伴い、その改正が広範なことから、条例の全部を改正するものであります。

条例改正の説明を受け、使用料の算出方法についての質疑に対し、建設時価評価額に100分の8を乗じて算出しているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案75号について質問をいたします。

今回のこの条例制定については、先日の議案提案でも当局に質問いたしましたけども、今後、これまで、きらら館は、メセナ末吉のいわば業務委託にということ行っておりましたけども、これを1歩前に進めるといいますか、進めた形で指定管理を行うために、それに必要なこの議案75号は、指定管理のための条例制定である

と受けとめております。当然、民間でありますならば、指定管理に当たりまして、その対象となるこのきらら館の運営状況、収支のあり方、あるいは課題等を分析検討しながら、最終的に、民間の場合だったら継続的に指定管理にするだろうと思っております。

やはり、その観点からの考え方も必要じゃないかということで、先日の議案提案と同じ質問になりますけれども、質問は、現在のこのきらら館の運営状況、あるいは今後の見通し、さらに、議会から見て課題等がもあるとしたら、それについて議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

以上です。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

当委員会では、総括質疑の中で、経営分析については質疑がありましたので、それ以上の審査はしておりません。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第75号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第76号 曽於市債権管理条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、議案第76号、曾於市債権管理条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案7件を12月9日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

議案第76号、曾於市債権管理条例の一部改正について。

本案は、民法の一部を改正する法律が平成29年に公布され、令和2年4月1日より施行されることに伴い、私債権の遅延損害金の法定利率5%を民法に規定する法定利率に改正するものです。今回は3%ですが、民法では3年ごとに法定利率の見直しを行います。

他市町村はどうであるかとの質疑に対し、確認したところ、利率を明示せず、民法の利率の変更に伴い、見直しする条例もあるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第77号 曽於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第78号 曽於市公共下水道条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第3、議案第77号、曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について及び日程第4、議案第78号、曾於市公共下水道条例の一部改正についてまでの2件を一括議題といたします。

議案2件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第77号、曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

本案は、下水道事業に公営企業会計を適用するために条例を改正するものであります。

審査の過程で、公共下水道事業特別会計の移行作業についての質疑に対し、令和2年度からの開始に向け、資産等の整備は順調に進んでいるとの答弁がありました。

下水道事業が、公営企業会計に移行することにより、みずからの経営、資産等を正確に把握することが必要となり、安定した経営を目指しますとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第78号、曾於市公共下水道条例の一部改正について。

本案は、曾於市水道事業の設置等に関する条例の改正並びに下水道施行令に基づく下水の排出水質基準の見直し及び現状に合わせた除害施設の設置基準にするため改正するものであります。

有害物質の排出水質基準が非常に厳しくなってきているとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案第77号を中心として2点質問いたします。

今回のこの条例の一部改正は、委員長報告の冒頭にも報告がありましたように、

今後、下水道事業に公営企業会計を適用するための条例改正であります。

委員会質疑の中で、これまでの公共下水道の運営から公営企業会計にいわば移行といいますか、することによって、より収支を含めた、資産を含めた分析がはつきりできるようになります。

質問であります。委員会審議の中で、公営企業会計を適用することによって、これまでと比較して、どういった点で特に特徴なり、あるいは違いが見られるのか。メリットが見られるのか。また、あわせて関連いたしまして、消費税の扱い等は今後どうなのかを含めて審議がされていたらお聞かせください。これが第1点。

それから、第2点目は、先ほどのきらら館とも同様でありますけれども、よりこの企業会計に移行いたしますと、独立採算を原則とした適用が本來的であります。一般的であります。しかし、本市の下水道事業については、先日の議案提案でも質疑いたしましたけども、恐らく半永久的に、一般会計からの少なくない市の財政計画だと、1億2,000万円がずっと続くようありますが、繰り入れを余儀なくされます。つまり、本来のこの企業会計のあり方とは、相矛盾することで、現在も、それから将来にわたって運営をせざるを得ない側面があります。

質問であります。現在のあるいは今後の見通しを含めて、下水道事業についての経営なりの議論がされていたら、財政状況の、御報告をお願いしたいと思っております。

以上、大きく2点です。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

企業会計に移行することにより、先ほど、当初申し上げたとおり、経営の独立性と経営資産を正確に把握することで、安定経営に向けた取り組みができるというふうに認識しております。

今後の運営については……

（「消費税については」と言う者あり）

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

消費税については、従来のとおりの考え方であります。

今後の運営についての議論は、委員会では、なされておりません。

以上です。

（「従来の考え方というのは、内々としてこのまま適用ということですか。消費税適用ということで、今後は。」と言う者あり）

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

従来、はい。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第77号、曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告とおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号、曾於市公共下水道条例の一部改正について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第79号 曽於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第5、議案第79号、曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案5件及び陳情1件を12月9日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案5件についてそれぞれの結論を得ましたので報告します。

1、議案第79号、曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本案は、昭和37年度に建設された末吉中央公民館の移転建替及び末吉中央公民館敷地の売却に伴い、一時的に閉鎖となることから、末吉中央公民館に関する規定を削除するものであります。

次に、審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

建替工事の状況についての質疑に対して、12月6日で地質調査が終了し、造成工事が3月から始まる。新築工事については、令和2年5月に発注し、令和3年1月完成予定であるとの答弁がありました。なお、末吉分室は、一時的に本庁舎に置いて業務を行うことになるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告とおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第80号 字の区域変更について

日程第7 議案第81号 曽於市道路線の認定について

日程第8 議案第82号 曽於市道路線の廃止について

○議長（土屋健一）

次に、日程第6、議案第80号、字の区域変更についてから日程第8、議案第82号、曾於市道路線の廃止についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

報告の前に、訂正を1つお願いいたします。

議案第75号の報告の中で、「建設時価評価額」と言いましたが、実際は「建物時価評価額」に訂正をお願いいたします。

それでは、議案第80号、字の区域変更について。

本案は、県営畠地帶総合整備事業（担い手支援型・一般）第四曾於北部地区・杁比野換地区の完成に伴い、従前の字界が原形をとどめなくなったことにより、新字界を定めるものであります。

事業内容について、事業面積30ha、事業費4億1,520万円、受益農家は39戸、負担率は、国が50%、県が28.75%、市と地元が21.25%であるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第81号、曾於市道路線の認定について。

本案は、末吉町深川柳迫の国道10号に接続する宅地造成された団地内の公衆用道路について、地元より、市道認定の申し出があり調査した結果、市道認定要件を満たしているため、市道として供用し、管理するためのものであります。

委員会では、参考資料に基づき現地調査を行い、認定路線について確認しました。

委員より、国道10号との交差点部分の幅員が極端に狭く、進入時に縁石に乗り上げたりしている形跡が見られるため、国土交通省と協議し、早急な改善をすべきである。また、認定要件を満たしているが、交差点部分の幅員が狭いのは、道路の形状としては好ましくないとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号、曾於市道路線の廃止について。

本案は、末吉中央公民館の移転建替事業に伴い、隣接する市道の一部払い下げを求める要望があり、市道栄町2号線の一部及び栄町8号線の一部廃止をするものであります。

委員会は、参考資料に基づき現地調査を行い、市道廃止箇所について確認しました。

市道廃止は公示の必要があるのではとの質疑に対し、隣接の自治会関係者には説明をしているが、公示の必要があるので、2週間ほど公示をするとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第80号、字の区域変更について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決で

あります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号、曾於市道路線の認定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号、曾於市道路線の廃止について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第9 議案第83号 指定管理者の指定について（曾於市財部きらら館）

日程第10 議案第84号 指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物直販施設・活性化施設）

○議長（土屋健一） 次に、日程第9、議案第83号、指定管理者の指定について（曾於市財部きらら館）及び日程第10、議案第84号、指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）までの2件を一括議題といたします。

議案2件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第83号、指定管理者の指定について（曾於市財部きらら館）。

本案は、曾於市財部きらら館の管理を令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、曾於市末吉町深川11051番地1、株式会社メセナ末吉に指定管理を指定するものであります。

株式会社メセナ末吉を非公募により選定した理由はとの質疑に対し、株式会社メセナ末吉は、道の駅すえよしの運営を行っており、道の駅としての機能に熟知し、豊富な経営ノウハウを持ち、良好な施設の管理運営を行っているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第84号、指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）。

本案は、曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設の管理を令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、曾於市末吉町深川11051番地1、株式会社メセナ末吉に指定管理者を指定するものであります。

きらら館と末吉農産物等直販施設・活性化施設の違いについて、末吉農産物等直販施設・活性化施設については、指定管理納付金があるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の83並びに84号について質問いたします。

今回のこの議案2件については、随意契約でございます。昨年もそうでありましたけれども、この指定管理についての随意契約が固定化しつつあります。それがよ

いとか悪いとかいったことではなくて、市にとっても、あるいはそれをチェックする議会にとっても、入札だけではなくて、この経営分析をより深める必要がその点でも必要ではないかと思っており、その点から2点質問いたします。

まず、質問の第1点は、この入札段階から、今後協定の締結を含む、いわゆる入札の流れの中で、今後改善すべき課題等が議論されていたら報告していただきたいと思っております。特に5年に1回しか、議会としてはチェックする機会がありません。そういう意味で、やはり大きな意味での経営分析を含めた審議が必要という立場での質問であります。

それから第2点目、これまでこの指定管理については、いろいろ問題があるということで、改善点を幾つか提起して改善されてきましたけども、昨年の議案質疑でも、やっぱり覚書の締結が——私は軽い契約という表現だったんですが——つまり議会議決後、速やかに、速やかにやはり3月31日までの間に、不慮の事故等も想定した上での仮契約の必要性について質問したところ、八木副市長のほうで、「今後、覚書を締結したい」ということで答弁があり、また先日の当局提案でもその確認がされましたけども、委員会審議の中で、今回のこの2つの議案についてのいわゆる覚書の内容について、質疑が交わされていたら報告をしていただきたいと思っております。一つ一つ、やはり問題点があったら改善して、よい方向に進める必要があるのではないかという立場からの質問であります。

以上、2件です。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

委員会では、その件については、指定管理の審査会、覚書の日時等は、総括質疑の中で出ておりました。それ以上については、経営等についての質疑はありませんでした。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

覚書の一応試案といいますか、まだ試みの案にならざるを得ないんですが、それについては、一応委員会のほうには提出はなかったわけですね。確認であります。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

提出を求めませんでした。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第83号、指定管理者の指定について（曾於市財部きらら館）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号、指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

———— · —————

日程第11 議案第85号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第11、議案第85号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第5号）に

についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第85号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について（所管分）。本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

初めに、財政課関係では、歳出の市役所庁舎増築事業基本実施設計に伴う現況測量委託料49万7,000円が主なものです。

今後の流れや財源についての質疑に対し、今後の流れは、現地測量・開発行為申請、地質調査を実施しながら、プロポーザル方式で幾つかの案の中から選定する予定である。財源は、緊急防災・減災事業債が今のところ令和2年度までの事業の予定であるので、合併特例債や、ほかの有利な起債を今後も検討していくとの答弁がありました。

総務課関係では、歳出の総務管理事務費の備品購入費28万1,000円が主なものであります。大隅支所ワイヤレスアンプ一式の購入について、これまで使用していたアンプの購入時期はいつかとの質疑に対して、平成10年度であるとの答弁がありました。

市民課関係では、歳出の小規模水道施設整備費補助金50万円が主なものです。

補助内容についての質疑に対し、水中ポンプの取りかえ、用水ポンプの修繕等が主なものであるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第85号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について（所管分）。審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係では、今回の補正は、保育料無償化に伴う法律の改正により、子育てのための施設等利用給付、施設等利用費が新設されたこと並びに県の指導により、保育所等整備交付金及び認定子ども園施設整備補助金を、「鹿児島県安心こども基金総合対策事業補助金」に変更するための予算組み換えが主なものであるとの説明がありました。

児童発達支援事業の内容についての質疑に対し、障がいに関係なく、発達に心配のある未就学児が対象で、主に市内の支援事業所2カ所、（ひまわりクラブ、螢）で利用者の負担なく、生活能力向上のための身体と心の成長を支援している等の答

弁がありました。

保健課関係では、社会保障・税番号制度に関する情報連携対応システム改修についての質疑に対し、乳幼児健康診査、妊婦健康診査等の情報をマイナンバーにより、市町村間での情報連携や、スマートフォンからの閲覧も可能になる等の答弁がありました。

介護福祉課関係では、末吉地域福祉相談センターの移転先についての質疑に対し、末吉中央公民館の廃止に伴い、そお生きいき健康センターに移転するとの答弁がありました。

教育委員会総務課関係では、大隅中学校法面災害復旧工事の増額についての質疑に対し、原形復旧が基本であり、その予定で設計していたが、地盤が弱いことがわかり、横幅延長43mの左右を6mずつ延長して施工するよう設計変更したとの答弁がありました。

月野小学校教室間仕切り壁設置工事の概要についての質疑に対し、生活教室に間仕切り壁を設置し、来年度に向けて、特別支援教室を設置するものであるとの答弁がありました。なお、空調設備については、中学校が8月末で、小学校が11月中旬で設置工事が完了したとの説明がありました。

社会教育課関係では、遺跡発掘調査報告書、追補版についての質疑に対し、平成30年度に、国へ、恒吉城跡発掘調査報告書を提出後、国、県より、補足資料の作成指示があったとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第85号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な審査内容と結果について報告します。

農林振興課関係では、土壤・作物体総合分析装置購入費は、従来の分析装置が古く、部品の調達や修理が困難との説明がありました。

農産物は、土づくりが重要であるので、多くの農家が活用するように、推進策を検討する必要があるのではとの質疑に対し、市報やS O O G o o d F Mなどを活用し、広報していくとの答弁がありました。

商工観光課関係では、思いやりふるさと寄附金のインターネット広告料増額によるものが主なものであります。

畜産課関係では、肉用牛災害事故共済金負担金の増額であります。今年度は、事

故が6件発生しているとの報告がありました。

豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金の概要についての質疑に対し、補助率が、国50%、県が40%、市が10%である。対象農家が64農場あり、今回希望した農場は48農場とのことで、今後、残りの農場にも事業活用を推進していくとの答弁がありました。

耕地課関係では、令和3年度新規予定、中山間地域総合整備事業大隅地区の計画概要書等作成業務委託料と、令和3年度新規予定、農業競争力強化農地整備事業七村地区の計画概要書等作成委託料の事業計画についての質疑に対し、大隅地区は、事業費14億円で、対象面積は14地区、80ha、七村地区は、事業費7億円で、対象面積は37haを予定しているとの答弁がありました。

また、災害復旧工事の執行時期についての質疑に対し、年明け早々に発注したいとの答弁がありました。

建設課関係では、款の土木費、項の道路橋梁の歳出予算の組み換えと、災害応急作業委託料の増額が主なものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、総務委員長に2点質問いたします。

質問の第1点は、説明書の30ページから31ページにかけて、大隅・財部の埋立処分場の管理費が、それぞれ計上されています。金額は少ないんですけども。

質問であります。それぞれの処分場の現在の利用、あるいは今後の利用、さらに今後の課題等について議論がされていたら報告してください。

それから、第2点目は、説明書26ページの先ほども委員長の報告にありましたけども、庁舎整備事業の49万7,000円であります。金額は少ないので、委員長報告にありましたように、今後のいわゆる市役所再編に向けての、今回が予算上は第1歩になろうかと思っております。

審議の今後の流れについても、委員長報告の中で一応報告がなされましたけども、今後議会サイドとしても、あらゆる角度から、これは深い議論が必要ではないかと思います。

現在のところ、市が提出した資料では、総事業費が3つの本庁、支所を含めて、約24億円相当という報告がありますけども、とてもそれだけでは対応できない、そ

うした心配点もあります。

質問でありますけども、まず入札の方法としては、プロポーザル方式を中心として、幾つかの案の中から選定する予定であるということでございますが、これ以上のもし審議がされていたら、報告していただきたいと考えております。

プロポーザル方式といつても、もちろんありますように、幾つかの案がありましてですね、どのような方式でやるかによって、恐らく全体的には億単位の違いが結果として出てくることにならざるを得ないかもしれません。審議をされてお聞かせ願いたいと考えております。

また、財源についても、一応起債については、合併特例債とかあるいは緊急防災・減災の事業債が今のところ考えられるということではあります、一方で、一番大事な一般財源も、現在あるいは今後の市の財政状況を考えた場合、一定額、基金から毎回相当額を繰り入れせざるを得ないと思うんですが、その基金の活用については、どういった基金をどれくらい想定しているか、議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えています。

相対的に、総合的にこの問題は常に対応が必要でないかと言えます。

以上、2点に絞っての質問であります。

次に、建経委員長に大きく2点質問いたします。建設経済委員長ですね。

まず第1点は、61ページの畜産課の豚コレラ対策でございます。

委員長報告にもありますけれども、質問の第1点でありますけれども、報告にもありますように曾於市内には、全体で養豚農場としては64の農場がある中で、今回、豚コレラの対策として対象となっているのが48農場ということでございますが、残りの16農場についての、今後、事業活用を推進していきたいという答弁ではありますが、16農場が今回参加できなかった、対象とならなかった。また、16農場の中の、どれくらいの規模の農場が対象となっていないのか、もし議論がされていたら報告してください。

あわせて、今回初めてのこうした予算計上でありますけれども、今後を見通す、考える上で改善点等が、もし議論がされたらこれもあわせて報告してください。これが第1点であります。

次に、第2点目の質問は、今回で最終になろうかと思うんですが、この夏の豪雨災害に対する耕地課サイド、あるいは土木サイドの予算計上でございます。

今回も農林災害で4,000万円を超え、土木災害でも2,500万円ということで、合わせて本年度のこうした災害費の総額が20億円になりました。

質問の第1点であります、今回のことしの災害でも、いわゆる積み残し、例えば崖崩れ等によって田んぼがあるいは用水路が埋まったって、その土砂の撤去は全

て行われているんですけども、田んぼを復旧することについては、基本的には山の地主が一定負担を払ってしなければいけないんですが、とても現状から見て難しいということで、やむなく田んぼの地主等が、恐らくそうしないと100を超えるそうした方々が市から補助をいただいて復旧作業を行っていますが、一方でかなりのいわゆる放置された状況が見られます。あるいは、補助対象とならない災害を受けたところも放置されたところが見られます。

こうしたいわゆる積み残し等についての議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。今後、来年再来年と新たな災害が起きて、そうした箇所が今後ふえるのじやないかという点からの質問であります。

第2点目は、先日の議案提案でも質問いたしましたけれども、業者の対応能力、施工能力との関係でございます。昔に比べまして旧町時代に比べまして、業者の数も少なくなった、あるいは従業員も少なくなった、そうした中で建設課、土木サイドそれぞれの規定の事業も行っていかなければいけない。これは中心であります。あわせて災害となりますと、どうしても繩越明許もせざるを得ない状況もありますが、また、年が明けて来年度新たな災害が起きるそうしたおそれ、心配もあります。

こうした中、今後のこの種の災害についての事業のおくれを含めたあり方について、もし議論がされていたら議会サイドでこれもあわせて報告してください。

以上、大きく2点です。

○総務常任委員長（今鶴治信）

徳峰議員の質問に対してお答えいたします。

まずは、30ページと31ページの大隅、財部埋め立て処分場の管理費について。

それぞれの処分場の現在の利用について、今後の利用について、さらに課題等について議論がなされたかという質問でございましたが、委員会では残念ながらこの点については、議論がなされなかったところでございます。

26ページの庁舎整備事業49万7,000円、審議の内容、さらに今後の市役所再編に伴う市の考え方について議論がなされたかについてお答えします。

委員長報告にもございましたけど、調査委託料についての質問であります、その中で今後の流れについての答弁がございました。その中で、最終的には、いろんな事業者の中からプロポーザル方式でいろんな案を出していただいて、その中から決定していくという説明でございました。

その中で、1,800m²の3階建てを今のところ予定しているが、これも日照等のことでも問題があるんじゃないかという意見もあるので、これもまだ未定であるということでありまして、今後、幾つかの専門家の意見を聞いて、そのプロポーザルの中の案で一番最良のものを採択していくという説明がございました。

以上であります。

(何ごとか言う者あり)

その点につきましても、財源は、国の財源としてどういうのが考えられるかということに対しての質疑がございましたけれども、まだ具体的にそういう予算提示もないものですから、財源問題についての質疑はございましたけど、一般財源の持ち出しについては、今回の委員会ではなかったところでございます。

その中で、緊急防災事業が令和2年で終了する予定であるというので、それをもし使えなかつた場合はということで、それにかわるまた新たな事業もあるんじやないかということを期待しながら、また合併特例債が、まだ令和7年まで活用できるので、それを中心に、また有利な起債を検討していくという答弁がありました。

それ以上はなかったところでございます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

畜産課関係であります。豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金の件についてであります、おおむね、一農場当たり450mまでが100%補助で対策がとれるということですが、それ以上の農場については、補助金の率と合わせて上限額が設定してありますので、100%補助ということにならないということで、現在のところ、48農場が先行して今回進めると、残りの農場については、随時進めていくという説明がありました。

(何ごとか言う者あり)

次に、耕地課の災害復旧費等についての質疑でしたが、このページについては、災害応急作業委託料の件が主でありますので、その件についてはありませんでしたが、一部質問として、災害の届け出があったものについては、最後まで行政のほうで指導、指示それと援助をしていき、完成までの手助けを市民に対してしていくようにという意見が出ました。

それと、今出した残りの農場については自己負担が発生するということで、農場のほうも経営状況もしくは規模等についての細かい詳細を出してからでないと簡単に補助金を申請できないということで、これはあくまでも申請主義でありますので、申請のなかった農場については、先ほどのとおり推進をしていくという答弁がありました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

最後の豚コレラ対策について質問いたします。

せつかくこの種の予算が出されたわけだし、最終目標としては全ての農場が、防疫を含めた取り組みを対応を行っていくというのが、やはり産地である我が曾於市にとって必要で、また、大事なことじゃないかと思うんですね。

その点、当局の考え方、答弁として、最終的には基本的には全ての農場を、64農場を対象としたいといった方向性が、決意を含めて確認されたのかが大事だと思うんですが、そのあたりはどうだったんでしょうか。

以上です。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

補助金ですので、あくまでの申請主義であります。各農家の経営状況に応じての判断というような説明がありました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

済みません、1点だけですね、今の豚コレラのところについて質問いたします。

申請主義ということで、自己負担分のある大きな農場は今回は見送ったということでおざいましたが、家畜防疫対策上、もしこういう対策をせずに、豚コレラ等が侵入した場合のそういう国との罰則規定とかはないか、そういうのはなかったところでございますかね。それを含めて指導はなかったかどうかお伺いします。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

委員会では、それについては質疑はありませんでしたが、一挙にといふわけにいかない。一経営者で多くの農場を持っているところになりますと負担が大きいということで、見直しをしながら、状況を見ながらしていくということで、これは、今回1回きりでの補助打ち切りということではありませんので、担当課のほうとしても推進を進めていくということで、各農場、それについては十分理解の上で対応しているところですが、一挙にといふわけにいかない事情がそれぞれの農場であるということです。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これについて討論を終結いたします。

これより、議案第85号を採決いたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 議案第86号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

日程第13 議案第87号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第12、議案第86号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について及び日程第13、議案第87号、令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの2件を一括議題といたします。

議案2件については、文教厚生常任委員会に審査を付託しておりましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第86号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につい

て。

本案は、歳入の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を234万3,000円、繰越金を5,585万7,000円それぞれ追加するものが主なものです。

次に審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

国保への外国人加入要件、加入状況についての質疑に対し、在留資格があれば加入できる。現在83名の方が加入されており、ほとんどの方が農業に就業されているとの答弁がありました。

医療費給付の伸びについての質疑に対し、0.8%の伸びであるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第87号、令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

本案は、歳入の介護給付費負担金を1,223万4,000円、介護給付費交付金を1,709万2,000円、繰越金を8,813万6,000円それぞれ追加し、介護保険基金繰入金を7,500万円減額するものが主なものです。

次に審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

今回の補正による基金残高の質疑に対し、1億6,320万5,327円であり、過去3年間を見ても収支が保たれている状況であるとの答弁がありました。

介護給付費の伸びについての質疑に対し、当初予算に対して1.25%の伸びであるとの答弁がありました。

委員より、本特別会計は50数億円という大きな予算であるため、給付費の動向を見ながら予算を編成してほしいとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これについて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず議案第86号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第86号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号、令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第87号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第88号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

日程第15 議案第89号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）
について

日程第16 議案第90号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

日程第17 議案第91号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第14、議案第88号、令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予

算（第2号）についてから日程第17、議案第91号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの、以上4件を一括議題といたします。

議案4件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第89号、令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

今回の補正是、歳出の施設管理費57万5,000円が主なものであります。

修繕費の主なものは何かとの質疑に対し、プロワー、マンホールふたの修繕が多いが、一番修理単価が大きなものは浄化槽本体のひび割れであるとの答弁がありました。

生活排水処理事業の今後についての質疑に対し、令和3年度で20年目の一区切りとなるので、検討委員会で十分な検討を行うとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（土屋健一）

次に建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第88号、令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

本案に係る補正是、前年度繰越金の確定によるものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第90号、令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

本案に係る補正是、前年度繰越金の確定によるものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第91号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について。

本案に係る補正の収益的支出は、賃金の通勤手当等の追加により賃金を3万3,000円追加しています。

電気代の増加の理由についての質疑に対し、大隅町市街地の水道水の濁り等によ

り井戸洗浄に係る電気代がふえ、不足が生じたためとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入れます。討論、採決は1件ずつ行います。

まず議案第88号、令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第88号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号、令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第89号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求め

ます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号、令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第90号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第91号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

日程第19 議案第93号 曽於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第94号 曽於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第18、議案第92号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正についてから日程第20、議案第94号、曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、総務常任委員会に審査を付託しておりましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第92号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について。

本案は、令和元年人事院勧告に倣い、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を改定するものです。

第1条は、特別職の給与に関する条例の一部を支給割合「100分の165」を「100分の170」に、第2条は、「6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合は100分の170」を「100分の160」に、第3条は、市議会議員の期末手当の支給割合「100分の165」を「100分の170」に、第4条は「6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合は100分の170」を「100分の160」に改めるものです。

なお、附則により第2条及び第4条の規定は令和2年4月1日から、第1条及び第3条の規定は令和元年12月1日から適用となります。

曾於市特別職報酬等審議会条例による審議委員会を開催しなかった理由についての質疑に対し、条例では、第2条に「議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議会の意見を聞くものとする」とあり、今回は期末手当であるため開催しなかったとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第93号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について。

本案は、令和元年人事院勧告に倣い、一般職の職員の勤勉手当の支給割合及び給料月額を改定するものです。

勤勉手当については、再任用職員を除く職員が0.05月分の増となり、給料月額に

については、おおむね38才以下の若手職員153名が対象で、最大2,000円引き上げるものです。

なお、給料月額については、本年4月1日に遡及して適用するものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第94号、曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正されることにより、関連する規定の「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案第92号の特別職並びに議員等のこの期末手当の引き上げ並びに議案第93号の一般職員の給与、さらに勤勉手当の引き上げ等について、まとめて4項目質問いたします。

まず第1点は、この92号、93号の議会サイドから見ての引き上げ額の妥当性について議論が深められていたら報告してください。

第2点目、関連いたしまして、市内の民間の給与等の実態について市は把握して、そして議論がされていたら報告してください。

今までも人事院勧告は、民間給与等の整合性を含めて、昔から現在まで一つの判断材料として改正率については判断いたしております。

曾於市の場合は、曾於市内の民間の給与等の実態がどうであるか、可能な限り実態を把握した上で、かみ合う議論あるいは市民への説明が必要じゃないかという立場からの質問であります。

第3点目は、特別職と一般職員の1年間における給与等の総額について、逆転現象が見られないか、そのことが確認されていたら報告してください。

旧町時代から特別職の、特に、現在本市では教育長になりますけれども、1年間の給与等の総額とあるいは課長級の1番等級の高い給料等の総額が逆転はしないというものが——これは、よしあしは別にいたしまして——これまでの従来の市の基本的な考え方だろうかと思っておりますが、そのことが質疑の中で確認されていたら報告してください。

最後に第4点目、給与等々の関連で、職員の年齢構成の特徴についてあるいは今後の給与等の推移、見通し、課題等について議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えています。

例えば、本年度特別職を含めて職員等の1年間の給与等の総額が約20億円を超越します。それに対する地方交付税額はどれくらいであるかというのは課長にお聞きしましてもつかめておりません。今度、相対として、これはどのように推移していくか、特に曾於市の職員の年齢等の構成が、今後の推移を含めて給料との関係でどのように推移していくかは、市だけじゃなくて議会もチェックの立場から議論が必要かと思っており、そうした立場からの質問であります。

以上、4点です。

○総務常任委員長（今鶴治信）

徳峰議員より4点質問がございましたので、それぞれお答えいたします。

92、93号の引き上げ額の妥当性について議論がなされたかという質問でございますが、これにつきましては、人事院勧告に伴う引き上げであるので、やむを得んじやないかという討論がございました。

市内の民間の給与の実態について議論はなされたかということにつきましては、市内の民間の給与等についての実態には意見が出なかったところでございます。

特別職と一般職との年間における給与等の総額の逆転は見られないか、そのことが確認されたかにつきまして、先ほども徳峰議員よりございましたけども、以前教育長とそういう差があったのかは、私は知らないところでございますが、年間総額については出なかったところでございますが、教育長と一般職の最高額との月額の差は幾らであるかということにつきまして、質問が出まして、その差額は教育長のほうが20万6,900円ほど上回っているという答弁がございました。

それと、給与等との関連で職員の年齢構成の特徴について、あるいは今後の給与等の推移、見通し、課題等について議論はされたかということに関しましては、先ほどの答弁にありましたように、38才以下の方の月額の改定が主なものであるという説明はございましたけど、それ以上の意見は出なかったところでございます。

以上であります。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず議案第92号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第92号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立多数であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に議案第93号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第93号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号、曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第94号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第95号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第21、議案第95号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本案については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第95号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について、所管分。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

財政課関係で、歳入は、繰入金として財政調整基金8,242万5,000円、思いやりふるさと基金1億9,245万8,000円、災害復旧債の現年発生農林施設災害復旧費120万円が主なものです。

財政調整基金の最終的な金額はどのくらいになるのかとの質疑に対し、今年度は、台風や大雨による災害のため、一般財源を8億9,000万円投入、これが財政調整基金減の大きな理由である。最終的には、25億から26億円程度を見込んでいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（土屋健一）

次に建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第95号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について、所管分。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果について報告します。

農林振興課関係では、歳入は、県支出金林道災害復旧事業費補助金が主なものであり、歳出は、同じく災害復旧費であります。年度内完成は見込めないことから、全額繰越明許費に追加してあるとの説明がありました。

商工観光課関係は、思いやりふるさと寄附金が、年末になり大幅に増加したものによるものであります。返礼品で多い特産物は何かとの質疑に対し、ナンチクの牛肉が多いとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に財政問題について2点質問いたします。

財政調整基金については、先日の議案提案でも、私質問したし、また、ただいまの委員長報告でもありました。

一つは、財政調整基金についての質問でございます。委員長報告にありますように、今回台風という事態があったとはいえ、現在の残高が15億4,235万円であり、記憶が間違いない限り、これは合併後初めての少ない金額、残高でありますと、最終的に積み立てたとしても年度末で25億円から26億円、先日の本会議の課長の答弁にもあったとおりでございます。委員長報告にもあったとおりでございます。

財政計画では、本年度末の財調の年度末を約28億8,000万円で基金の残高を見込んでおります。これまでを本会議では市長を初めとした質疑では、この数年来30億円が一つの目安ということで答弁がありましたけども——このよしあしは別にいたしまして——今後、恐らく各種の、特に建設事業が続く限りにおいて、税収との関係で28億円とか30億円に持っていくのは、よっぽど異変がない限り厳しいと言えますけども、このことを含めて議論が深められていたらお聞かせ願いたいと考えております。

第2点目、では、それに対してどのように対応していくかが大事だと思っておりますが、一方でふるさと基金は幸いと言いますか、順調な見通しであります。今現在、6号補正を見ましても15億5,585万円ということで、初めて確かこれは財調を超えました。これはいいことであります。率直に評価しなければなりません。今後のふるさと基金の活用もこれまで市は検討して使っておりますが、この財調との関連ですね。さらにこれを深めて検討をですね、やはり財調を補う意味でのふるさと基金の活用というのが今後は大事な一つじゃないかと言えますけども、その点で

議論が深められていたら報告してください。

以上、2点です。

○総務常任委員長（今鶴治信）

ただいま徳峰議員より2点について質問がございましたので、お答えいたします。

まず、財調の残高が15億4,235万円となり、これは合併後初めての少ない残高ではないか、今後の見通しや対策等について議論がなされたかについてお答えいたします。

この中で、今回は委員長報告にもしましたけど、大雨や台風による災害が22億円ほどの予算が出ているという中で、一般財源を8億9,000万円ほど投入したことが主な理由であるという説明でございました。その中で最終的に25億円から26億円ぐらいを積み立てできればという財政課長の説明でございましたが、その中で、ことはふるさと開発基金や市立学校施設整備基金等の積み立ては難しいのではないかという説明でございました。そして、執行残の見込みが例年並みの5億円から6億円は見込まれるのではないか、今後、大きな災害等が発生しなかった場合であるということでありましたけど。

そして、3月20日以降に国の特別交付税が支給されれば、これも全国的に災害が多い中で、少しは積み増しを期待はしているが定かではないという説明でございました。その中で、当初予算に対しまして、各課事業の平準化をして見直しをするべきことは見直しをしていくという説明でございました。

そういうことでありますて、財調としては厳しい状況であるが、今回は特に大雨と台風による災害が主な要因であるという説明でございました。

ちなみに昨年度は、災害が4億4,000万円で一般財源は2億1,000万円しか投入しなかったというのが大きな差であるという説明でございました。

続きまして、思いやりふるさと基金の残高が15億5,585万円となり好調である。また初めて財調の残高を超えたのではないか、今後の基金の活用のある形についての議論がなされたかについてお答えいたします。

このことにつきましては、総括質疑の中で、徳峰議員が質問されまして、その中で、まちづくり、子育て支援、特産物開発とか企業誘致等42事業に充てているということで、このふるさと思いやり基金は目的がそういうふうに決まっておりますので、そういうふうなほうに使っていきたいということでありましたが、委員会の中では、総括質疑の中で詳しく出ましたので、特にその手の質問はなかったということでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

財政調整基金の役割、位置づけは、議会を含めて客観的にも曾於市の財政運営の今後を含めた、行っていくかなめではないかと思っております。その点で、今、委員長報告を含めて質疑がありましたように、災害を含めて考えることはもちろん非常に今後を含めて大事ですが、一方で税収との関係ですね、今後も引き続き曾於市的人口が、納税者の絶対人口が減少するわけですね。そのことも一方で考えなければいけないと思うんです。その点で、今後議論がされてなかつたら、お互に議論していきたいと思いますけども、議論されなかつたでしょうか。曾於市的人口がずっと減っていって納税者が高齢者中心の納税者でさらに減っていくということも、やはり一つの側面として、今後はさらに考えていかなきやいけない。議論がされてなかつたらよろしいんですけども、一応答弁をお願いします。

○総務常任委員長（今鶴治信）

今の徳峰議員の質問に対してもお答えします。

やはり高齢化、少子化ということで今後曾於市的人口が減っていることで、普通交付税等が減額するのは予想されていることでございますが、今回は、特に財調の最終的にどのくらいの基金になるかという質問はございましたけど、その対策については深く議論をしなかつたところでございます。

今後、当初予算等の来年度の審査のあたりで、また詳しくその辺についても審議していきたいと思いますので、今回は、その点については質問は出なかつたところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第95号を採決いたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を

求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第97号 令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（土屋健一）

次に、日程第22、議案第97号、令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第97号、令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

本案は、一般職員の給料及び勤勉手当等を改正並びに後期高齢者医療広域連合納付金154万6,000円をそれぞれ追加するのが主なものです。

次に審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

現役並み所得者、3割負担は何人いるかとの質疑に対し、238人であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第97号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第96号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第24 議案第98号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第25 議案第99号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第26 議案第100号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第27 議案第101号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第28 議案第102号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第23、議案第96号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてから日程第28、議案第102号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの、以上6件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これについて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案6件については、會議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案6件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第96号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第96号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号、令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第98号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号、令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第99号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号、令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第100号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号、令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第101号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第102号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第29 閉会中の継続審査申出について

○議長（土屋健一）

次に、日程第29、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

文教厚生常任委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第30 閉会中の継続調査申出について

○議長（土屋健一）

続いて、日程第30、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長、高校跡地利活用調査特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長、高校跡地利活用調査特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長、高校跡地利活用調査特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第31 議員派遣の件

○議長（土屋健一）

次に、日程第31、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第167条の規定により、次期定例会までお手元に配付のとおり、議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決定することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において措置することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は、閉会中の継続審査とし議決されたものを除き、全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

今回、第4回の12月定例議会におきまして、提案をいたしました全ての予算議案について認めていただきました。また、12月の議会は新しく土屋議長のもと、また、委員会構成も含めて変更のあった中での審議をしていただきました。本当にありがとうございました。

ただいま令和2年度の当初予算の編成に入っております。各議会から出された意見については、市民のために生かしていきたいというふうに思います。

以上をもって、お礼の挨拶にさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（土屋健一）

以上をもちまして、令和元年第4回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時59分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事件の番号	件名	審査の結果
議案第76号	曾於市債権管理条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議案第85号	令和元年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議案第89号	令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について	全会一致 原案可決
議案第92号	曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議案第93号	曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議案第94号	曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議案第95号	令和元年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について（所管分）	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事件の番号	件名	審査の結果
議案第79号	曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議案第85号	令和元年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議案第86号	令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	全会一致 原案可決
議案第87号	令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	全会一致 原案可決
議案第97号	令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	全会一致 原案可決

建設経済常任委員会

事件の番号	件名	審査の結果
議案第75号	曾於市財部きらら館の設置及び管理に関する条例の制定について	全会一致 原案可決
議案第77号	曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議案第78号	曾於市公共下水道条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議案第80号	字の区域変更について	全会一致 可決
議案第81号	曾於市道路線の認定について	全会一致 可決
議案第82号	曾於市道路線の廃止について	全会一致 可決
議案第83号	指定管理者の指定について（曾於市財部きらら館）	全会一致 可決
議案第84号	指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）	全会一致 可決
議案第85号	令和元年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議案第88号	令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	全会一致 原案可決
議案第90号	令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について	全会一致 原案可決
議案第91号	令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について	全会一致 原案可決
議案第95号	令和元年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について（所管分）	全会一致 原案可決